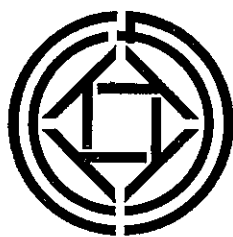


石狩町誌 上巻

北海道石狩町刊



町 章

1920年（大正9年）に制定されたもので、円の中央は片仮名のイを4つ組合せ「イシ」とし、まわりの右側は、片仮名の「カ」の変型、左側は片仮名の「リ」からなっており、協力の意味を表現しています。

発刊のことば

発刊のことば

その源を本道の中央部大雪連峰の高峰石狩岳に発し、大小支川を合わせつゝ悠々と沃野を下る石狩川の流れを歴史の大流に譬えるとき、湧出する川の響は遠く石狩のあけぼのに、そして溪澗を走り深淵によどみ、奔流となつて広漠たる沃野に注ぎ蛇行しつゝ海に入るその流れは、先人の労苦の歩みにも似たものを覚えるのであります。

その豊かなる大河石狩川の最下流の兩岸に発達し、遠く慶長の古きにはじまり三百有余年の長い歴史と伝統を有する石狩町の歴史は、また道史の一頁とも言い得る程の重要さを有すると思ふのであります。

その故に、石狩町誌の発刊は早くから待望されておつたにもかゝらず、今日まで遂にその機会を得ないまゝに経過してきたことは、先覚の偉業を讃え、町勢発展の推移を明らかにして、もつてこれを後人に伝えるうえからも惜しまれてなりません。

本誌はこれに応え開基三百年、開町百年の記念事業の一環としてその編さんを企図したものであるが、初めての本格的な町誌編さんだけに資料収集などに期日を重ね難作業の継続であつたが、とにかくここに上巻発刊の運びとなつたことはまことに喜びにたえません。

本誌によって町民各位が郷土創設時の輝かしい歴史を正しく理解し、

さらに進んで先人の足跡に想いを致し、新生石狩町の歴史の創造に参画するための指針として資するところがあれば幸甚と存じます。

時あたかも宿願の石狩湾新港の建設、大規模住宅団地の造成が決定し新しい時代のおとずれの槌音が全町に響き渡っており、ここに先人の足跡を考証し、反映することこそ本史発行の意義があると思うのであります。

最後に、執筆いただいた渡辺茂氏をはじめ各位のご努力と、資料提供などご協力いただいた方々のご厚情に対し深甚なる感謝の意を表して発刊のことばといたします。

昭和四十七年三月

石狩町長 鈴木 三郎





石狩川河口の景観





江戸時代末期の石狩 (西蝦夷樺太道中記・北海道大学蔵)

北

以迎海中
多ク大
木岸ニ
重リ其
上ノ波リ
往来ス

例 言

一、本誌はおおむね明治四年までの記事を収めた。

一、本誌は上巻とし、三編の部門にわけ、さらに必要に応じ章、節などに区分した。

一、本誌の編さんにあたっては、できる限りの資料をとり入れ、かつ原典を明かにして他日の増補改訂に備えた。

一、文献の引用にあたっては、始めての町誌でもあることから他日に備え、資料を尊重し、できるだけ原文のまま掲載することとした。

一、巻尾に年表を附した。本文との重複を懸念したが、社会科教育の一端を担うよう努め、年表だけでも町誌の概観が分るよう配慮した。

石狩町誌 上巻 目次

発刊のことば

石狩町長 鈴木 与三郎

第一編 石狩の自然環境と人口

第一章	位置と区域	一七
第二章	地名解	一八
第三章	地形・地質・土性・河川	二三
第一節	地形	二三
第二節	地質	二四
第三節	土性	三九
第四節	河川	五〇
第四章	氣候	五一
第五章	動物・植物	五七
第一節	植物	五七
第二節	動物	六三

第六章	人口の推移	七二
-----	-------	----

第二編 石狩の先史時代

第一章	概要	八三
-----	----	----

第二章	通史	八九
-----	----	----

第一節	前期	八九
-----	----	----

第二節	後期	九一
-----	----	----

第三章	遺跡と遺物	一一六
-----	-------	-----

第三編 石狩の歴史時代

第一章	松前藩と石狩	一七九
-----	--------	-----

第一節	石狩場所の開設	一七九
-----	---------	-----

第二節	三百年前の石狩	一八八
-----	---------	-----

第三節	寛文蝦夷乱と石狩場所	一九三
-----	------------	-----

第四節	場所請負制度と請負人	二〇〇
-----	------------	-----

第二章	幕府直轄と石狩	二二〇
-----	---------	-----

第一節	直轄の経緯と石狩	二二〇
-----	----------	-----

第二節	直轄下の石狩場所	二三三
-----	----------	-----

附
年
表

第三章	松前藩復領と石狩	二四四
第一節	復領後の石狩場所	二四四
第二節	石狩場所の漁業権問題	二四六
第三節	復領後の場所経営	二五二
第四章	幕府再直轄と石狩	二五八
第一節	再直轄下の行政	二五八
第二節	請負人の変遷と産業	二六八
第三節	交通	二九一
第四節	百余年前の石狩	二九五
第五章	明治維新の石狩	三〇七
第一節	維新の転換と石狩	三〇七
第二節	小樽内騒動と箱館戦争	三一
第三節	兵部省と開拓使	三一
第四節	政府の石狩場所取扱	三三五

執筆者

第一編 石狩の自然環境と人口

位置と区域・地名解・土性・河川・気候・人口の推移……………田中

地形、地質……………赤松

植物……………三野

動物……………門崎

第二編 石狩の先史時代……………河野

藤村久本

畑宏隆

岩崎隆人

第三編 石狩の歴史時代……………渡辺

附年表……………田中

質茂人明和道昭雄雄質

第一編

石狩の自然環境と人口

第一編 石狩の自然環境と人口

第一章 位置と区域

石狩町は石狩平野の西端で石狩川最下流の両岸に位置している。町に接する市町村には東に当別町、南に札幌市、西南部に小樽市、北に厚田村があり西は一带日本海（石狩湾）に面している。北に、地勢根尻岳、暑寒別岳、群別岳などを主する遠山と、雄冬岬を眺め、西は手稲山、無意根山、余市岳、春香山などの諸山を望み、高島岬を隔ててはるかに積丹半島と相對している。

東端 東経一四一度三〇分五五秒

西端 東経一四一度一三分三〇秒

南端 北緯 四三度 七分五〇秒

北端 北緯 四三度 一八分一五秒

石狩町役場所在地点

東経一四一度二二分

北緯 四三度一六分

東西 七・六五二km

南北 二八・八二四km

面積 一二八・七七km²

第一編 石狩の自然環境と人口

第二章 地 明 解

石

狩

狩………本道の代表的地名でもあるが、その意味は一定していない。山田秀三氏によると知里博士も「判らない」といわれたという。従来あつた意見を列記してみると次のとおりである。

(1) 「イ」とは「イシヤム」のことで無為ということ。「シカリ」はふさがるということで此の川筋屈曲して先が見えない故に名付けたと土人がいつている（松浦武四郎の説）

(2) 「エシカリ」つまりの語（知里博士「人体篇」より）

(3) 「イシカリ」閉塞、便秘の語（バチエラー博士辞典より）

(4) 「イシカラベツ」回流川の意。石狩川口の辺、川脈最も屈曲回流して川上塞るが如し、故に名付く。これは「パニウングル」（中川の人）の説なり。（永田方正の説）

(5) 「イシカラベツ」イシは美しくカラは作る。美しく作りたる川の意。太古コタン・カラ・カムイ（国作神）おや指にて大地を画し此の川を作り給ひたり。故に名付く。ペニウングル（上川の人）のいう。（永田方正の説）

(6) 「イシカリベツ」曲河、「シカリ」は廻り行く、または河を塞ぐなり。（バチエラー博士）

(7) 「イシカリ」という地名も疑問の地名の一つであるが現在は「非常に屈曲した川」という意味だといわれている。（更科源蔵）

一、石狩川左岸地区

花

畔

(1)

「パナ・ウングル・ヤソツケ」川下人の漁場。夕張の土人がこのように名付けたという。元来河北に於て夕張土人の漁場であつたが、明治四年五月河南の地名とし、花畔村と称す。今、

「バンナグロ」といのは誤り。(永田方正)

- (2) バンナグロはアイヌ語のパナウンクルで、川下の人の意で、昔石狩川の川下の部落と、現在の神居古潭から上流の部落とがあって、川下の人々は鮭や鮫を部落の守神にする海の族であり、川上の人々は熊を守神にする山の族であって、こっちをパナウンクル(川上人)と呼び、互いに仲良くくらししていた。この川下人の集落が現在の花畔で、パナウンクル・コタン(川下人の村落)と呼んでいたが略されたものである。(更科源蔵) 明治三十一年頃道庁殖産発行の「第五北海道移住案内」には「パナングル」とある。

- (3) まだ請負場所のあった徳川時代の石狩川漁場の図には、現在の花畔のある左岸(1)のいう河南の地)にはその地名がなく、対岸に「下ハナנקロ半兵衛」少しさのぼって「上ハナנקロ伝次郎・久右工門」と書いてある。これから見ると、この地名がまだ対岸にあった時代には、原音に近い「ばんなんぐろ」位の音で呼ばれていたのであって、それに花畔と当字されたとしても無理ではない。明治四年、岩村判官がこの字で村名を定めたのだと伝えられるが、当時は未だ「ン」の音がはっきり今の「ばんなんぐろ」にまで固定していなかったのではなからうか。(山田秀三)

ヤウスバ……………矢臼場、ヤは網、ウンは場、網引き場であったので、アイヌ語のヤウスバにあてたもの(更科源蔵)

- テイネ……………(1) テイネイ、濡るる処(漁夫川に入り腰まで濡れて網を引きたるによって名付く、但し近來の名にして古名にあらずという。)(永田方正)

- (2) テイネ、アイヌ語で、どろどろした湿地をいう言葉。(更科源蔵)
- 堀 神……………(1) ホルカモイ、却流湾(永田方正)……(注) 石狩川右岸の側に記載している。

(2)

ホルカは後戻りする意、この場合は河が曲って、上流が海の方角になっているという意味であつたか、或いは海水が逆流してくるという意味か、そのどちらかであろう。又、モイ(灣)は海のように広くて緩流する河曲の事である。モイは海辺の入江を云うだけで無く、大川のこんな地形にも使われる。(山田秀三)

注 現在は大字浜町字堀神で石狩川のさけ捕獲場の附近をいうが、古い地図によると石狩市街から、石狩川の第一河曲の辺までをいつていたようだ。

浜 中……………オタノシキ。砂浜の中ほどの意味。

マクンベツ……………後背の川(一名ウエンベツ)即ち石狩川の旧川。(永田方正)

モシンレップ(1) 沖島(石狩河口に在る島なり。)(永田方正)

(2) 川の中の小島や海中の島をいうのが多い。(更科源藏)

オタピリ……………沙川の渦流(永田方正)

志 美……………シビシビウシ(トクサの多い処)(永田方正)

ウツナイ……………ウドナイ。脇川(ヤチ川で本川の脇に在るから名付けた)(永田方正)

茨戸太……………パラ・ト「広い沼」の意。茨戸川の川口なのでパラト・プト(山田秀三)

分部越……………フムベオマイ・鯨ある処(寄鯨のあった処)(永田方正)

樽 川……………小樽内川の略された地名で、現在の小樽の地名もここにあった場所を、現在の小樽市内に移したために、場所の名と一諸に地名までが移住してしまい、小樽内が樽川になった。(更科

源藏)

親船町、船場町、弁天町、横町、本町、仲町、新町、浜町(左岸)、若生町、八幡町(右岸)

この十町は明治四年(一八七一年)戸籍改めのため町名をつける必要が生じ、田中権小主典

が石狩町と唱してよいかを伺い出、九月十八日開拓使の許可を得た。また同日付で石狩市街の兩岸を十町に区分する許可も得た。命名者は、名主・岩田甚兵衛、百姓代・土田宇兵衛である。

古い町勢要覽等にはアイヌ語からとった名とあるが、後述の若生町を除いては、和名であり、八幡町は、八幡神社の所在地であったことから名付けられ、左岸の八町は交易のあった府県の町名を参考につけられたものと思われる。(田中 実)

二、石狩川右岸地区

美 登 位……(1) ピトイ、小石多い処(石狩アイヌは泥土の小塊石を「ピツ」という。)(永田方正)

(2) ピツは小石、トイは土で、粘盤岩の石のある川をいうのかと思う。(更科源蔵)

生 振……(1) 他の丘(また次の丘とも訳す)(永田方正)

(2) アイヌ語のオヤフルに漢字を当てたもので、川尻の丘という意味で、旧石狩川(荻戸川)が大きく曲っている内に、盛り土のように東から西南にのびている丘につけられた地名である。(更科源蔵)

若 生……(1) 水多い処(川水浅いが水の増減がない、このため名付けたという)(永田方正)

(2) アイヌ語のワツカ・オイに漢字をあてたもので、飲み水のある所という意味であり、この附近は小川のない所だが、若生の所にきれいな水の小川があるのでそれに名付けたものである。(更科源蔵)

来 札……ライは死ぬ、サツは乾くの意。たぶんこの下に何か言葉があったと思われるが分らない。死んで干あがった(川)と考えられる。(藤村久和)

この地名は明治初期につけられたもので、明治三年頃にはまだなかったと思われる。明治七

年高畑利宜測量の「銭函以北忠別太間地図」及び明治八年開拓使地理課作成の「北海道石狩川図」にのっているのが最初と思われる。(田中 実)

俊 別……………シュン・ベツ・油(を含んでいる)川と考えられる。この川上に有名な石狩油田があった。

(藤村久和)

シララトカリ……………シラル・ト・カリの略で、岩礁の手前のところという意味。ここを流れる川を知津狩川と書く。(藤村久和)

高 岡……………この地区は明治十八年八月(一八八五年)山口団体の移住により拓かれたが、標高二十メートル、傾斜二度の高台地で石狩平野最西端の東北部に続いているので、名付けられたと思う。(田中 実)

五ノ沢・八ノ沢……………何れも知津狩川の支流であった小沢につけられた名で、明治中期の地図には上流にむかって一ノ橋から九ノ橋まで九つの橋が知津狩川に架けてあったことが分かり、それぞれ同名の沢が左右に分岐していた。(田中 実)

九ノ沢

第三章 地形・地質・土性・河川

第一節 地形

西は一帯日本海（石狩湾）に面し、北は樺戸山地の南端部を占める山地、およびそれに続く段丘地、南は石狩低地帯の末端を占める低地帯の二つに大別される。

北の山地は、おおむね一〇〇m内外であり、それに続く段丘地は七段に区分される。

第一表

石狩段丘		
低位段丘群	中位段丘群	高位段丘群
高岡段丘	聚富段丘	地蔵沢段丘
知津狩段丘	堀頭面	地蔵沢面
石狩高岡面	聚富面	雁皮沢面
嶺泊面	がみ	（先地蔵沢面）
当別高岡面	五五m	
一八～二五m	六〇～七五m	七〇～一〇〇～六五m
二五～三五m	七〇～八四～五〇m	
二五～五〇m		

南の低地帯は大部分が沖積世にはいつてからの石狩川によって埋立てられた平地であり、石狩町は日本海と石狩川とはさまれた、帯状の砂丘地上につくられた町である。

この低地帯には、二つの砂丘があり、海岸側を石狩砂丘、内陸側を紅葉山砂丘と呼ぶ。また、紅葉山砂丘を境にして、低地帯は、花畔低地（海岸低地）、太美低湿地（内陸低湿地）の二つに分けられる。

石狩砂丘は、高さが一〇m内外、幅は二〇〇～三〇〇mである。砂丘の内側は、低湿の灌木林地帯が連続している。

紅葉山砂丘は、高さが最高一八m以上、（平均一四～一五m）、幅は広い所で一、〇〇〇mもある。この砂丘は、海岸から五～六kmの内側を、約一五kmにわたって追跡され、茨戸附近で茨戸川に切られ、そこから二列に分かれ生振地域に延び、美登位に達している。

花畔低地と太美低湿地とは、地形および表層地質の構成員の違いが認められる。

第二節 地 質

本地域の主要構成員は、新第三系および第四系である。新第三系は比較的上部の望来層、当別層、材木沢層より成る。これは一連の整合関係である。

一、第三系

1-1 望 来 層

いわゆる硬質頁岩 (hard shale) 層で、泥灰質の薄層および団塊を含む。主に硬質の頁岩よりなり、硬軟泥岩の互層するところは硬質頁岩層特有の板状の層理を示す。泥岩は灰色～暗灰色である。望来～知津狩間への海岸では、おびただしい量の化石が産出する。

第二表 望来層、産出化石

Solemya (Acharax) tokunagai YOKOYAMA
S. (A.) yessoensis KANEHARA
Nucula sp.
Acila (Acila) divaricata (HINDS)
A. (A.) vigilia SCHENCK
? Portlandia (Megayoldia) thraciaeformis (STORER)
P. (Portlandella) cf. lishkei (SMITH)
Yoldia (Yoldia) sp.
Nuculana aff. robai KURODA
Salepta ? sp.
Neilonella sp.
Venericardia (Cyclocardia) n. sp. (UOZUMI, M. S.)*
Calypptogena pacifica DALL
Conchocele bisecta (CONRAD)
Lucinoma cf. acutilineatum (CONRAD)
Macoma praelecta (V. MARTENS) n. var.**
M. aff. tokyoensis MAKIYAMA
Panope japonica (A. ADAMS)
Natica cf. "janthostoma" DESHAYES
Fusinus ? sp.
Neptunea sp.
Dentalium yokoyamai MAKIYAMA
D. spp.

* *Venericardia ferruginea* に似る。最近北海道の2, 3の本層層準から発見されている。

** *Macoma praelecta oinomikadoi* OTUKAI に似る。

特に *Conchocele*, *Calypptogena*, *Dentalium* は量的に多い。

この地層は、石狩油田における「帽岩」(Cap rock)として重要な役割をもっている。

1-2 当 別 層

無層理の細粒〜微細粒〜シルト岩質などの砂岩からなる。砂岩は灰色〜青灰色であり、まれに泥灰岩団球を含

第一編 石狩の自然環境と人口

む。風化するると帯黄色く帯褐灰色に変る。その中に数枚の凝灰岩く凝灰角礫岩の薄層がある。この地層から産出する化石は、種数も個体数も少なく、散在的である。

第三表 当別層、産出化石

Solemya tokunagai YOKOYAMA
Solemya cf. *Yessoensis* KANEHARA
Acila cf. *Vigilia* SCHENCK
Acila sp.
Yoldia sp.
Salepta sp.
Conchocele bisecta (CONRAD)
Nemocardium n. sp.
Clinocardium sp.
Serripes laperousii (DESHAYES)
Serripes cf. *notabilis* SOWERBY
Macoma praelata (V. MARTENS) n. var.
Macoma sp.
Periploma besshoensis (YOKOYAMA)
Natica sp.
Plicifusus sp.
Ancistrolepis sp.
Neptunea sp.
Dentalium yokoyamai MAKIYAMA
Dentalium sp.

その他 *Makiyama chitani* を産する。

113 材木沢層

きわめて変化にとむ岩相で礫岩、砂岩、シルト岩の乱雑な互層よりなり、相互に岩相が変化し、著しく偽層（クロスラミナ）が発達し、場所によっては乱堆積を示すところがある。

礫岩は円礫で、偽層に富む。礫種は砂岩粘板岩、チャート、流紋岩などで、その量比はまちまちである。シルト岩は、灰色でまれに化石を産出する。化石は保存も悪く、殻を残しているものは少ない。

第四表 材木沢層、産出化石

Acila sp.
Yoldia sp.
Neptunea cf. *robai* KURODA
Chlamys sp.
Clinocardium sp.
Macoma sp.
Natica sp.

1—4 獅子内層

主として淘汰の良好な半凝固ないし未凝固の砂からなるが、その分布は明らかでない。著しく偽層に富み、堆積異状や面なし断層も観察される。本層は貝化石を多産するが、その産地は限られている。

PELECYPODA

- Acila (Truncacila) insignis* (GOULD)
Arca boucardi JOUSSEAME=*A. kobetiana* PILSBRY
Pseudogrammatodon obliquatus (YOKOYAMA)
Anadara broughtoni (SCHRENCK)=*A. inflata* (REEVE)
Glycymeris yessoensis (SOWERBY)
Crenella yokoyamai NOMURA
Mytilus granus DUNKER
M. edulis (LINNÉ)
Chlamys (Chlamys) swiftii (BERNARDI)
Ch. (Ch.) nipponensis akazara KURODA
Patinopecten yessoensis (JAY)
Limatula subauriculata (MONTAGU)
Anomya sp.
Ostrea gigas THUNBERG
O. rosacea DESHAYES
Venericardia (Miodontiscus) prolongata nakamurai (YOKOYAMA)
V. (Cyclocardia) ferruginea CLESSIN
Corbicula sp. (immature of *C. nipponensis* ?)
Joannisiella cumingi (HANLEY)
Felaniella usta (GOULD)
Diplodonta gouldi (YOKOYAMA)
Lucinoma "annulatum" (REEVE)
Pillucina pisidium (DUNKER)
Mysella oblongata (YOKOYAMA)
M. japonica (YOKOYAMA)
Fulvia mutica (REEVE)
Clinocardium californiense (DESHAYES)
Callista brevisiphonata (CONRAD)
C. chinensis (HOLTEN)
Saxidomus purpurulus (SOWERBY)
Cyclina "sinensis" (GMELIN)
Mercenaria stimpsoni (GOULD)
Protothaca staminea (CONRAD)
Callithaca adamsi (REEVE)
Tapes (Ruditapes) variegata (SOWERBY)=? *Venerupis (Amygdala) japonica* (DESHAYES)

- Macra* sp. (immature of *M. carneopicta* P ILSBRY?)
Spisula (*Mactromeris*) *voyi* (GABB)
Soletellina (*Nuttallia*) *olivacea* (JAY)
Psammodonta californica (CONRAD) = *Psammodonta kazusensis*
 (YOKOYAMA)
Schizothaerus keenae KURODA et HABE.
Macoma incongrua (v. MARTENS)
M. nipponica TOKUNAGA
M. tokyoensis MAKIYAMA
Fabulina nitidula (DUNKER)
Cadella lubrica (GOULD) = *Cadella salmonea* (CARPENTER)
Anisocorbula venusta (GOULD)
Hiatella orientalis (YOKOYAMA)
Mya truncata LINNÉ
M. arenaria japonica JAY
Panope japonica A. ADAMS
Cryptomya sp.
Entodesma truncatissima (P ILSBRY) = *E. navicula* A. ADAMS &
 REEVE
Myodora fluctuosa GOULD

GASTROPODA

- Puncturella* (*Puncturella*) *nobilis* (A. ADAMS)
Notoacmea schrenckii (LISCHKE)
N. pygmaea (DUNKER)
 "Patelloida" sp.
Acmaea pallida (GOULD)
Lirularia pygmaea (YOKOYAMA)
 "Margarites" sp.
Solariella sp.
Calliostoma multiliratum (SOWERBY) = *C. shinagawense* TOKUNAGA
Trochidae gen. & sp. indet.
 "Ganesa" sp. = *Leptothyra* sp. ?
Leptothyra amussitata (GOULD)
L. purpurescens (DUNKER)
Lacuna inornata (YOKOYAMA)

- "Cingula" sp. No. 1*
"Cingula" sp. No. 2
Alvania concinna A. ADAMS
A. maya (YOKOYAMA)
Caecum sp.
"Cerithiopsis" sp.
Seila crassicincta (YOKOYAMA)
Triphora sp.
Leucotina diana (A. ADAMS)
"Menestho" (Menestho) exaratisima (DALL & BARTSCH)
"Menestho" (odetta) sp.
Odostomya? sp.
Polinices (Lunatia) pallidus BRODERIP & SOWERBY
P. ? sp.
Natica (Tectonatica) clausa BRODERIP & SOWERBY
N. "janthostoma" DESHAYES
? Trophonopsis beringi DALL
Trophonopsis (Boreotrophon) sp.
Cerastostoma (Ocenebra) aduncum (SOWERBY)
Fusinus cf. nodosoplicatus DUNKER
Neptunea arthritica (BERNARDI)
Mitrella burchardi (DUNKER)
Searlesia fuscolabiata (SMITH)
Nassarius japonicus (A. ADAMS) = *N. doninulus*
(TAPPARONE & CANEFRI)
Haedropleura fukuchiana (YOKOYAMA)
Cythara (Mangelia) deshayesii (DUNKER)
Ringicula sp.
"Retusa" sp.
Gen. & sp. indet.

OTHERS

Terebratalia coreanica (ADAMS & REEVE)
Balanus sp.
Echinarachnis? sp.
Bryozoa gen. & sp. indet.

Eggerella advena (CUSHMAN)
Quinqueloculina costata d' ORBIGNY
Quinqueloculina vulgaris d' ORBIGNY
Cultulina pacifica (CUSHMAN & OZAWA)
Pseudononion japonicum ASANO
Elphidium advenum (CUSHMAN)
Elphidium incertum clavatum CUSHMAN
Elphidium jenseni (CUSHMAN)
Elphidium kushiroense ASANO
Buliminella elegantissima (d' ORBIGNY)
Entosolenia laevigata (REUSS)
Discopulvinulina bradyi (CUSHMAN)
Discopulvinulina cf. nitida (WILLIAMSON)
Discopulvinulina orbicularis (TERGUEN)
Eponides frigidus (CUSHMAN)
Rotalia cf. beccarii (LINNAEUS)
Cibicides lobatulus (WALKER & JACOB)

これらの化石から判断すると、瀬海性の堆積物で、現在の環境とはほぼ同じであったろうと推定される。

1-5 伊達山層
 主として灰色、青灰色の粘土およびシルトからなり、砂、礫を挟む。粘土層より植物化石の破片を産出する。
 本層は湖沼堆積物であろうと思われる。

5 段丘堆積層
 この地域は、古くから「石狩砂丘」と呼ばれ典型的な海岸砂丘でる。この段丘は七段に区分され、それぞれ堆積物を残している。

二、第四系

沖積世

大部分が低地帯の堆積物であり、海浜堆積物、砂丘堆積物、泥炭地堆積物、氾濫原堆積物に分けられる。

2-1 海浜堆積物

紅葉山砂丘と石狩砂丘との間、花畔低地に広く分布する砂層で、表層部は風化されて砂質ロームからなっている。

第七表 花畔樽川附近における海浜堆積物の粒度組成

Loc		(花 畔)										(樽川六線)										(札幌・銭函図幅地域内)													
Mesh		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇				
二八		〇・一	〇・一六	〇・一八	三・五二	〇・〇四	〇・一四	〇・〇五	〇・〇五	〇・二七	〇・七〇	四八		五・二三	三・〇三	三・九二	五・〇二	二・四四	二・八五	四・〇〇	一・九四	一・四三	五・二七	六五		五・九二	四・三・〇三	五・八・八五	五・一・七八	五・三・三二	三・八・三七	二・八・一三	八・九九	一四・八五	二・二・二五
一〇〇		三七・九二	四六・七八	三一・七一	三〇・九〇	三八・八九	五四・二三	五九・五三	七八・六七	七一・三八	四七・二一	一〇〇		三・五〇	四・四一	三・九一	二・九八	三・五三	四・一八	六・四五	八・〇七	九・八〇	一三・六五	二〇〇		〇・六六	〇・八七	〇・五八	二・一六	一・三三	〇・七九	一・六四	一・三三	一・二七	七・七八

砂層の構成物質は、主に岩石片と造山鉱物片とである。岩石片はチャート、頁岩、安山岩で、造山鉱物は斜長石、石英などである。

紅葉山砂丘

砂丘の構成砂は、細粒で、等粒である。砂粒はかなり円磨されている。

なお、この生成年代については、議論があり、近年、この砂丘の内側に発達する礫層層準、堆積機構などから、この砂丘は洪積統からなるという説もある。

石狩砂丘砂

現在の海岸に発達する砂丘砂である。

第八表 石狩砂丘砂と現海浜砂の粒度組成

Loc		Mesh	
九・八m三角点 砂丘	海浜	汀線附近	
二八	〇・二八	〇・四七	〇・三四
四八	一〇・九九	三〇・五九	一〇・八六
六五	二七・五九	三五・一二	七七・三七
一〇〇	五一・〇四	二四・〇五	九・四六
二〇〇	八四・〇	三・五〇	一・一八
二二〇	一・〇九	〇・三三	〇・二八

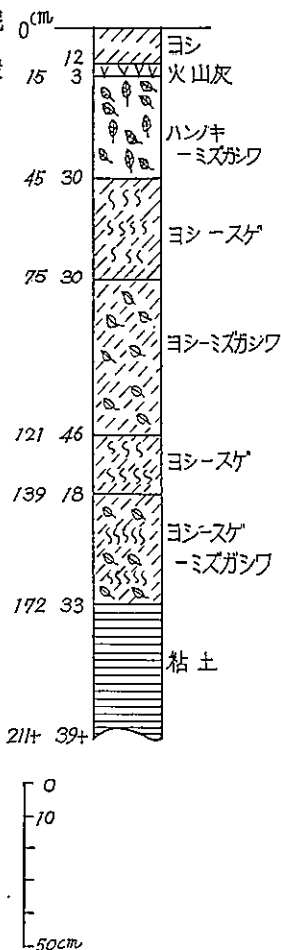
泥炭地堆積物

泥炭地は、構成植物によって、低位泥炭、中間泥炭高位泥炭の3つに区分されるが、本地域では、低位泥炭、高位泥炭の二つにより分布していない。

低位泥炭

構成植物は、主にヨシ、それに付随してスゲ、ミズカシワからなる泥炭で、厚さは二m内外である。

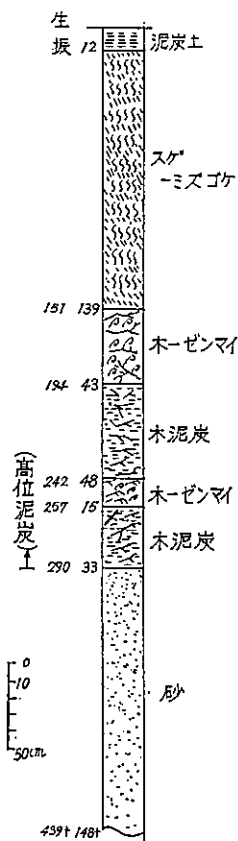
第九表 低位泥炭柏状図



高位泥炭

構成植物は、主にミズゴケ、それに付随してホロムイゴケ、ツルゴケなどからなる泥炭で、生振地区では厚さ三m内外である。

第十表 高位泥炭柏状図



氾濫原堆積物

低地帯における石狩川沿岸に発達する沖積作用による堆積物である。

自然貝殻層

化石産地は、石狩川と茅戸川の合流点に近い所で海拔5mに位置している。

成員の大部分は破片であり、*Nucella freycii*, *Scapharca brough-tonii*, *Phacoso najaponica*, *Spisula sachalinensis*, *Corbicula japonica* などが多い。

化石の構成、産状から次のことが言える。

- (1) 大部分は内湾性の環境下のものであるが、岩礁性の貝類も少なからず産出する。
- (2) “はきだめ”状の環境下で堆積したものであり、*Corbicula japonica* のような中鹹水域に生息する貝類が豊富に産出することにより、水深は深く見積っても1m以内であると思われる。
- (3) 現在、当地域に生息していない *Rapana thomasi*, *Meretrix lusoria* などの暖流性の貝類の産出が注目される。

石狩低地帯において、貝塚を伴う遺跡は、美々貝塚のみである。この貝塚は *Corbicula japonica* を主体として中鹹水域に生息する貝類が占めている。

海岸平野に発達する自然貝殻層は、縄文早期末から縄文前期中にかけての縄文海進の最大上昇期の産物であり、その高さは3mである。

Acmaea pallida (GOULD)
Puncturella sp.
Chlorostoma argyrostoma lischkei (TAPPARONE—CANEFRÌ)
Neverita didyma (RÖDING)
Tectonatica janthostomoides (KURODA et HABE)
Hinia festiva (POWYS)
Rapana thomasi (CROSSE)
Nucella freycineti (DESHAYES)
Pseudogrammatodon dalli (SMITH)
Arca boucardi (JOUSSEAUME)
Glycymeris yessoensis (SOWERBY)
Scapharca broughtonii (SCHRENCK)
Chlamys farreri (PRESTON)
Crassostrea gigas (THUNBERG)
Corbicula japonica (PRIME)
Clinocardium sp.
Meretrix lusoria (RÖDING)
Phacosoma japonica (REEVE)
Mercenaria stimpsoni (GOULD)
Protothaca euglypta (SOWERBY)
Mactra sinensis PHILIPPI
Spisula sachalinensis (SCHRENCK)
Peronidia venulosa (SCHRENCK)
Macoma tokyoensis MAKIYAMA
Caecella chinensis DESHAYES
Potamocorbula amurensis (SCHRENCK)



自然貝殻層 (生振村)



A



B



C



D

A アカニシ *Rapana thomasiana* (CROSSE)

B アカガイ *Scapharca broughtonii* (SCHRENCK)

C ハマグリ *Meretrix lusoria* (RÖDING)

D カガミガイ *Phacosoma japonica* (REEVE)

(注) 第三紀に関しては、地質調査所垣見俊引氏

第四紀に関しては、北海道開拓記念北川芳男氏のデータに負う所が多い。

参 考 文 献

- 赤松守雄(一九六九)北海道における貝塚の生物群集一特に縄文海進に関連して一、地球科学、Vol. 23, No. 3, 垣見俊弘(一九五八)五万分の一地質図幅「石狩」、地質調査所
- Oinomikado, T. (1937) Moll uscan Fossils from the Pleistocene Deposit of Sisinai in Tōbetu-mura Ishikari-gun, Hokkaidō., Jour. Geol. Soc. Japan, Vol. 44, No. 529,
- 高柳洋吉(一九五三)釧路層の有孔虫化石群について、地質学雑誌 Vol. 59, No. 691,

第三節 土 性

石狩町の土性について本格的な調査は、昭和三十年年度において、本町の農業上、土壌改良、管理ならびに農業経営上の基礎資料として土壌分類の必要性から、北海道農業試験場にその調査を依頼し、同年夏から秋にかけて町、石狩町農業相談所の支援のもとに実施された。調査担当者は、北海道農業試験場農林技官瀬尾春雄、同富岡悦郎、同片山雅弘の各氏であり、調査結果は、「石狩町土性調査説明書」として報告されている。

それを参照して石狩町の土性概要を述べると次のとおりである。

調査の結果、石狩町の農牧適地は約一万ヘクタールで、これを地質母材、土性、土層状態その他利用改良上に影響する諸点を考慮して十土壌統、二十二土壌区、三重区に分類された。

- (一) 残積土壌は第三紀層砂岩からなるが、この面積は農牧適地の約五％に過ぎない。
- (二) 洪積土壌は約六％で砂岩、頁岩等を母材とし、海成段丘地として存在している。
- (三) 沖積土壌（泥炭土を除く）は約六十九％に及んでいるが、そのうち七十五％は海成沖積土で粗い海砂からなる。他は河成沖積土（一部扇状堆土）である。

四 泥炭土は約二十％を占めており低位泥炭土が多く、高位泥炭土は二十五％である。
以下、各土壌統及び土壌区について解説したい。

第一統 砂岩（三紀層）残積土を取りまとめたものである。

第一土壌区

五ノ沢から九ノ沢にかけて分布している標高百メートル、傾斜十度内外の丘陵地である。土壌の特徴は、砂岩残積土で土壌化作用は余り進んでいない為、表土は浅く腐植の集積も乏しくなっている。下層土は母岩の崩壊したまゝに近い状態を示して堅い豆状またはクルミ状の構造を作っている。

第二土壌区

五ノ沢地区の当別町界附近に小面積に分布しており、前区に比し、やゝ急傾斜の丘陵地で、土壌の特徴も前区に類似しているが、地形の關係から、侵蝕を受け易い状態を示している。

第二統 砂岩、頁岩等を母材とした海成洪積土の乾燥地を取りまとめたものである。

第三土壌区

地蔵沢附近に分布している標高百メートル、傾斜七度内外の波状性台地である。古い海成洪積土で表土は浅く腐植に乏しい。下層土は土壌風化作用が甚だ不充分で、粘土分が多く、重粘で凝集性、附着性が強い。ため湿った時は泥化し、乾燥すれば、固結する。下層に斑鉄を生じている。なお、侵蝕を受けた傾斜面では地表から円礫（一〜三cm）の露出しているところが多い。

第三統 頁岩を母材とした海成沖積土の湿潤地を取りまとめたものである。

第四a土壌区

高岡に分布している標高二十メートル、傾斜二度内外の低い平坦な台地である。表土は腐植の含量多く、また腐植層も一般に厚いがその性状は良好なものとは考えられない。

下層土は重粘堅密で排水を一層悪くして土地の湿性を助長している。

第四b土壌区

高岡台地の西端部に小面積に分布しており、前区同様の成因であるが、腐植の集積が多く、かつその層の下部は洗脱を受け、稍褪色しているところから、腐植の性状は良好なものとはみられない。また下層土は灰白色を呈し前区よりさらに未風化である。

第四統 第四紀新層に属する海成沖積土で海砂からなる乾燥地を取りまとめたものである。

第五a土壌区

大曲から生振、花畔、樽川にかけて広く分布している平坦地である。新しい砂丘地で時期的に地下水が高くなりやゝ湿性を呈するところである。表土は腐植に富み灰黒色を呈しているが、下層土は地下水の影響で斑鉄が集積し褪色を呈している。なお部分的に表土部十cm内外が漂白され、灰色を帯びたところも存在している。地表下四十cmからは全く未風化な単粒構造の粗砂となっている。

第五b土壌区

海岸に沿って花畔、樽川方面にやゝ広く分布している、前区同様の成因であるが、海岸に近いため砂粒は粗く、さらに乾燥地である。表土は腐植に乏しく、以下褪色を帯びた粗砂となり、地表下四十cm内外で全く未風化な海砂となっている。

第六土壌区

海岸から四〇六キロメートルの地点にある美登位、生振から樽川の紅葉山にかけて分布し、海岸線に平行して走っている標高十〇十五メートル、傾斜五〇十度の砂丘（砂山）である。古い砂丘地で表土は腐植に富み、やゝ風化した褪色層を経て三十五cm内外で未風化な暗灰黄色の砂土層となっている。

第五統 前統と同様の成因であるが地下水位が高く湿潤となっているので区分した。

第七土壌区

北生振・中生振に小面積に分布している。表土は腐植にすこぶる富み、以下は地下水の作用により多量の鉄が集積し赤褐色から褐色となっている。なお局部的には一部心土に十cm内外の堅い鉄磐（岩鉄）層の存在するところ、または地下漂白作用を受けたところもある。本区はやゝ凹地となっており膠質物が集積し、土性は砂壤土で細かくなっているところが多い。なお七十cm内外からは滯水層となり青色のグライ層となっている。

第八土壌区

樽川西部・花畔及び生振の茨戸川の崖下に沿いわずかに分布している。甚だ低湿な砂土で、上部には泥土の薄

層が堆積しているが、以下褐色の砂土から地表下十 cm 内外で青色の粗粒砂土のグライ層に移行している。

第六統 頁岩を母材とした湖成沖積土の湿潤地を取りまとめたものである。

第十四土壌区

西生振の茨戸川流域に小面積に分布している。上層部は石狩川の氾濫土であるが、三層以下は粘性の強い湖成土壌で地下水も高いので土壌化作用は甚だ進まず殆んど単一構造のグライ層となっている。

第十七土壌区

西生振の茨戸川流域の水田地と一部美登位の畑地が包含されている。古い沖積土壌で湖成のものとみられる。表層は樽前 a 層火山灰を混合した分解の進んでいない腐植土となっており、以下は排水不良で粘性甚だ強く堅密に堆積し、灰色から青色を帯びた埴土層となっている。土壌化作用は進んでいない。

第七統 砂岩を主母材とした河成沖積土の乾燥地を取りまとめたものである。何れも石狩川の河岸に細長く分布している平坦地で面積は狭少である。

第九土壌区

西生振南部の茨戸川沿に狭少ではあるが、細長く分布している。表土は粘性を有し腐植に乏しくやゝ固結し易い。以下さらに粘性を増しているが粗豆状の構造が形成され通気性、透水性ならびに保水性は良好であるが、地下水位の關係で五十 cm 以下から漸次排水不良となっている。

第十土壌区

西生振南部の茨戸川に沿うて分布している。表土は腐植に乏しいが、土性は壤土型で、全層を通じて構造は良く発達し且つ膨軟である。下層は一メートル内外で砂層となり気水の透過も良好で土層状件に恵まれている。

第十一土壌区

西生振南部の茨戸川の川岸に沿うて分布しているが、面積は狭少である。新しい沖積土壌で表土は腐植に乏し

くまた全層を通じて砂質で構造も不鮮明である。土層は膨軟で排水はよい。

第八統 砂岩を主母材とした河成沖積土の湿潤地を取りまとめたものである。石狩川・知津狩川及び一部は寒川流域に稍広く分布している平坦地である。土性は概ね埴土型で、表土は腐植含量乏しく、加えて粘性を有しているが、一部には既に砂質土の客土を行ない土性の改変された処もある。

第十二土壌区

西生振南部の石狩川流域に存在しており、粘性の強い沖積土であるが、現在地下水位が稍低いために湿潤の度は弱く、下層にグライ層を有しない処である。下層土は角柱状構造であるが、塊状構造で集合されている点から稍風化も進んでいるものと考えられる。

第十三a土壌区

花畔の発寒川流域に分布しており、地下水位の高い湿潤地で表土は膨軟であるが、鉄の被膜が集積し灰褐色を呈している。以下は堅密で多量の斑鉄が集積し橙色を呈しており、可塑性強く殆ど單一構造を呈しているが、部分的に柱状の割目が見られる。なお、5cm内外からは砂質となっているが滞水層のため灰青色のグライ層となっている。下層は砂質であるから排水を施行すれば乾燥し易い土地である。

第十三b土壌区

生振及びマクンベツの真黥別川岸に沿って分布している。新しい沖積地で石狩川切替以前までは滞水されていた処である。新墾地のため表土の腐植含量は多い。地下水位が甚だ高く湿潤な土地で地表部の5cm内外は酸化されているが以下はグライ層で60cm内外から砂質の土層となっている。また土層は軟かく排水され易い状態にあるが低地で川の水位との差が少ないため現在のところ排水困難であり、また増水時などは冠水のおそれがある。

第十五土壌区

大曲、北生振の西部に小面積分布している。上部は腐植に乏しい埴土層であるが、泥炭地に接しており、地表

下三十cm～五十cmでヨシを主体とした低位泥炭層となっている。地下水位が高く甚だ湿潤であるため下層は著るしく還元され、土壤生成も進んでいない。

第十六土壌区

マクンベツの石狩川沿いに分布している。河岸に近い地域は矮性のヤチハン、ヤナギ等が散在しているヨシ原となっている。土壌の特徴としては、前十三a区同様の新しい沖積土であるが、さらに地下水が高く現在のところ、排水も困難なので滞水しているところが多い。地表部七cm内外は酸化されているが以下はグライ層で、ヨシを混在する亜泥炭層を経て砂層に達している。

第十八土壌区

知津狩川流域及び高岡の小沢に分布している。砂層もしくは砂岩を母材とした沖積土で、上部の三十～五十cmは埴壌土であるが下層は粗く壤土または砂壤土となっている。本区は一般に湿潤の度合は弱く稍風化し、構造も形成されているところが多い。また下層の土性の関係から排水すれば乾燥し易い土地となる。

第十九土壌区

前十八区の支流小沢に狭少に存在している。前十八区と成因、母材は同様であるが、土性は粗く、また一般に排水がさらに悪いので区分したものである。上部三十cm内外は壤土であるが、以下は粗く砂壤土型で土層も堅くはないが、地下水位が高いため排水不良で、耕土は極めて浅く、その下から直ちにグライ層になっている。従って下層土は風化進まず構造も殆んど形成されていない。なお一部には六十～八十cmで円礫層となる所も存在している。

第九統 沖積層の扇状堆土を取りまとめたもので、本町内には砂層を母材としたものが小面積存在するに過ぎない。

第二十土壌区

大曲りの北東部の高岡台地の崖裾に狭少な面積を占めている。傾斜三〜四度の扇状地である。土壤の特徴としては、砂層を母材としたもので堆積は若く母材の關係から土性が粗い。表土は壤土であるが、下層は砂壤土となっている。なお土層も膨軟であるが時期的に山からの滲透水によって下層は排水が悪くなる時があり、褐色の斑点が生成されている。

第十統 低位泥炭土を一括したものである。樽川、花畔、北生振、中生振等に、広く分布している低湿地で一部野草の生育する原野もある。

第二十一土壤区

北生振、中生振、美登位、花畔にそれぞれ狭少に散在している。一部にはササ、ワラビ、ヨシ等の生育する原野もある。土壤の特徴としては、表土は粒徑一mm内外の樽前a層火山灰を混合した腐植土であるが、客土を行なった土地が少なくない。以下ヨシを主体とした泥炭層で、上部は泥炭としてはよく分解しており、土層中に鉍質土壤を混合している処もある。

第二十二土壤区

樽川を主とし一部は花畔、北生振及び中生振、美登位にも分布している。樽川の札幌市界及び北生振の一部はササ、ワラビ、ヨシ等の生育する原野となっている。土壤の特徴としては、上部に火山灰薄層を被覆し、以下ヨシを主とし、ハンの木を混在する分解良好な低位泥炭であるが、泥炭層は浅く地表下四十〜五十cmで砂層に達している。

第二十三土壤区

美登位の南部に狭少に分布している。土壤の特徴としては本区も低位泥炭土であるが、泥炭層は浅く下層は四十〜五十cmで粘土層となっている。一般に地下水位は前二十一区より低くまた泥炭の分解も進んでいる。

第十一統 高位泥炭土を一括したもので美登位に広く分布している低湿地（地下水位三十〜六十cm）である。

三十cm内外の矮性なササ、ワラビ、カヤ、スゲ類、ワレモコウ、ヨモギ、イワノガリヤス等の生育する原野で以前は草炭採取地として利用されていた処が多い。

本統も表土は火山灰を混入した腐植土で、以下は高位泥炭土となっている。一般に構成植物は上層部には、ミヅゴゲの混入が比較的少ない。また混入しても分解が進んで植物体の判明が困難な処が多く、かえって分解の進まぬホロムイスゲ、ワタスゲ、ヌマガヤ等の多い点からみて中間泥炭に移行しつつあるようにみられる。なお泥炭層の分解は前統に比し遅れ鉾質土壤の混入も少ない。

第二十四土壌区

美登位の泥炭地中央部に分布しておる。土壤の特徴は、高位泥炭のうち、粗剛な纖維質の分解の進まぬホロムイスゲ、ワタスゲの混入が多い。

第二十五土壌区

前二十四区の周辺に分布している。土壤の特徴としては、高位泥炭のなかでヌマガヤの混入が多く、前区のようなスゲ類が少いか、または混入しない処を区分したもので分解はやゝ進んでいるものが多い。

石狩町土壤統及び土壌区一覧表

排 水	堅密度	土 性		母 材	地 質	面 積 (ha)	土壌区 番 号	土壌統 番 号
		表土	下層土					
良	甚 密	礫	埴壤土	砂 岩	三 紀 層	566	1	1
"	"	砂壤土	"	"	"	23	2	
稍不良	"	埴土	埴土	砂岩頁岩質	海成洪積層	322	3	2
不 良	"	"	"	頁 岩 質	"	306	4 a	3
"	"	"	"	"	"	35	4 b	
稍 良	粗	砂土	砂土	海 砂	海成沖積層	3126	5 a	
過 良	"	"	"	"	"	1410	5 b	4
"	"	"	"	"	"	424	6	
甚不良	"	砂壤土	砂壤土	"	"	337	7	
"	"	砂土	"	"	"	87	8	5
"	稍 密	埴土	埴土	頁 岩 質	湖成沖積層	184	14	6
"	"	"	腐埴土	"	"	195	17	
稍 良	"	"	埴壤土	砂 岩 質	河成沖積層	60	9	
良	粗	埴土	埴土	"	"	75	10	7
過 良	"	砂壤土	砂壤土	"	"	12	11	
不 良	稍 密	埴土	埴土	"	"	126	12	
甚不良	粗	砂壤土	"	"	"	183	13 a	
"	"	"	"	"	"	201	13 b	
"	"	低 位 泥炭土	"	"	"	32	15	
"	"	"	"	"	"	200	16	
不 良	稍 密	埴土	埴壤土	砂岩砂層質	"	172	18	8
甚不良	粗	砂壤土	埴土	"	"	97	19	
不 良	"	"	"	砂 層 質	沖 積 層 (扇状堆土)	12	20	9
甚不良	"	低 位 泥炭土	低 位 泥炭土		低位泥炭土	408	21	10
"	"	砂土	"		"	1183	22	
"	"	埴土	"		"	68	23	
"	"	高 位 泥炭土	高 位 泥炭土		高位泥炭土	195	24	11
"	"	"	"		"	300	25	
						10,339		合 計

注……用語の解説

残積土…山岳地帯や丘陵地に多くみられ、岩石がその位置で風化して、できているもので、表土から母岩まで次第に変わっている土壌である。本町は三紀層（六十万年から百万年前）の砂岩（砂が固まってできた岩石）の残積土が存在している。

運積土…岩石の破片や風化物が、海、湖、河等の作用によって移動堆積されたもの（海成、湖成、河成）、谷から押出されたもの（扇状堆土）或いは火山から噴き出されたもの（本町内の一部には一七三九年降灰した樽前岳a層火山灰が薄く被覆している。）等で、さらに堆積された時代によって洪積層（一万年から六十万年前で、この時代の土壌は一般に、段丘、高台を呈している。）沖積層（現代から一万年位までの新し

い時代で、この時代の土壌は一般に海岸、河川流域の平坦地をなしている。）に区分される。

土性：埴土（粘土分五〇％以上）、埴壤土（粘土分三七・五％以上）、壤土（粘土分二五％以上）、砂壤土（粘土分一二・五％以上）、砂土（粘土分一二・五％以下）

腐植：土壌中の有機物で主として植物の遺体からなっている。腐植は無機粒子を被覆し、結合させ、土壌の団粒構造生成に重要な役目をしている。また腐植の養分吸収力は粘土に比べてはるかに大である。従って土壌中の含量は多い程よいが、余り過多となっても（泥炭のように）理化学性が悪くなる。

第四節 河 川

町のほぼ中央部を石狩川が貫流し、石狩河口橋（河口より約五千メートル上流）下流で大きく北に屈曲して日本海に注いでいる。

また、石狩川治水事業による生振新水路の掘削（一九三一年通水）で旧河道となった約十八軒は従来、古川とか旧石狩川と呼ばれていたが一九六五年の河川法の改正によって、茨戸川、真黽別川と改名された。この二川は生振地区、花畔地区を分け、環流して石狩河口橋左岸上流部で運河によって石狩川に注いでいる。

このほか、知津狩川は源を阿曾岩山に発し上中流部は石狩・厚田の郡界をなしつつ日本海に、美登位川は当別町との境となり石狩川に、発寒川は札幌市との境を流れて創成川に、新川は札幌市、小樽市との境界を流れて日本海にそれぞれ注いでいる。

なお、主な河川について述べると次のとおりである。

石狩川は、わが国屈指の大河で、その源は本道の中央部にそびえる大雪山系の石狩岳（標高一九八〇メートル）に発して、大小支川を合せ石狩川において日本海に注いでいる。その水系全体の流域面積は約一万四千三百平方料に及び全道の約五分の一を占めている。石狩川の流域を大別すると石狩川本川・忠別川・雨竜川・空知川・夕張川・千歳川・豊平川の七流域である。

なお、石狩川本流全体の流域面積は五千四百十五平方料で流路延長は二百六十二・一料である。また、町内の流路延長は約十二料余である。

茨戸川は、石狩川の一次支流で流域面積は百七十二・七平方料、流路延長は十九・七料で、創成川、伏籠川、などが注いでいる。

真黽別川は、石狩川の二次支流で流域面積一平方料、流路延長二料である。

發寒川は流域面積二十九・八平方籽、流域延長九・八籽で創成川下流に注いでおり、石狩川の三次支流となっている。

美登位川は石狩川の三次支流で、流域面積六・七平方籽、流路延長三・七籽。

新川は、小樽内川、琴似川間大排水として一八八四年（明治十七年）堀削が始まり同二十年に完成した川である。流域面積は約百九十五平方籽で流路延長は十籽である。

知津狩川は、流路面積四十平方籽、流路延長十八籽であったが、近年河口改修が行なわれ流路は短くなっている。

第四章 気 候

石狩低地帯の最西端に位置し、日本海に面しているので気温は概して温暖で、海洋性の気象を呈し、気温較差が少ない。風は、春季から夏季は南の季節風が卓越し、冬季は北西風がかなり強く沿岸波浪も高い。

年間では南寄りの内陸風が約六四％、北々北西風が約三〇％で、最大風速は南と北、北西の風向が殆どで二・五メートル以内である。

降水量は年間一、〇〇〇ミリメートル位で札幌市など周辺市町村より稍少なく、秋季に多いが、年によっては七月下旬から八月上旬にかけて集中的に多いこともある。降雪量は、石狩湾に発生する小低気圧の通路である関係上稍多く最大積雪量は約一・二メートル位であるが近年は減少しつつある。

初霜は周辺市町村より稍おそく、濃霧はまれである。

次に、札幌気象台石狩町気象観測所の概況を掲記する。

一九三六年（昭和十一年）～一九五〇年（昭和二十五年）平均気象概況

札幌气象台石狩観測所

項目	月別	氣 温 (℃)			雨 量 (mm)		積雪量 (cm)	日雨 数天 (日)	霜		雪		氣		主要風向
		平均	最高	最低	最大	總量			初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	一月	(-) 六・二	(-) 一・七	(-) 一〇・八	三・五・九	一三〇・七	四八・九	二・八	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	二月	(-) 五・五	(-) 〇・六	(-) 一〇・五	四七・六	一二一・四	六八・五	一七・二	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	三月	(-) 〇・九	三・五	(-) 五・四	四〇・三	一二六・二	五二・九	一一・八	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	四月	五・九	一一・〇	〇・七	一五・八	一三三・七	四・五	七・七	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	五月	一一・三	一六・六	五・九	二四・五	一三七・七	一	九・二	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	六月	一五・六	二一・五	九・六	二九・三	一三六・九	一	八・二	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	七月	二〇・四	二六・四	一四・四	三四・三	一四九・九	一	七・四	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	八月	二二・三	二八・一	一六・五	四四・五	一五三・七	一	六・八	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	九月	一七・六	二三・二	一一・九	四四・五	一二八・一	一	一二・七	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	十月	一一・二	一六・九	五・五	四七・六	一七七・〇	一	一二・五	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	十一月	四・八	九・一	〇・四	四五・七	一四四・二	一・七	一四・五	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	十二月	(-) 二・五	一・二	(-) 六・二	三七・三	一三四・八	二三・〇	二二・六	初 日	終 日	最大積雪	年最高	年最低		
	備考	平均 七・八	平均 一二・九	平均 二・七	計 九五四・〇	計 九五四・〇	平均	計 一五二・三							

一九五九年（昭和三十四年）～一九六三年（昭和三十八年）平均気象概況

項目 月別	温 (℃)			降平 水 総量 (mm)	最 多 風 向	10m/S 以上の風の日		晴天 日数
	平 均	最 高 平 均	最 低 平 均			風 向	日 数	
一月	(-) 五・八	(-) 一・四	(-) 一〇・一	八八	北 南西	北 西	七・〇	九・八
二月	(-) 四・〇	〇・三	(-) 八・二	六一	北 南西	北 西	七・四	九・二
三月	(-) 〇・三	三・四	(-) 四・〇	六一	南	北 北西	八・四	一二・八
四月	六・八	一一・一	二・五	六六	南	南	五・四	一二・三
五月	一二・〇	一六・六	七・三	五八	南	南	五・四	一四・二
六月	一五・七	一九・五	一一・九	六三	南	南	三・八	一三・八
七月	二〇・一	二五・三	一六・七	一一一	南	南	二・四	一一・六
八月	二二・六	二五・〇	一八・二	一二四	南	南	二・〇	一二・三
九月	一七・七	二一・八	一三・六	一二三	南	南	一・八	一四・八
十月	一一・四	一五・四	六・四	六三	北 西	北 西	三・〇	一七・三
十一月	四・四	八・二	〇・五	九六	北 西	北 西	五・八	九・四
十二月	(-) 二・七	一・八	(-) 五・一	一一六	北 西	北 西	一〇・六	六・四
備考	平均 八・二	平均 一二・二	平均 四・一	計 一、〇四〇	年 南			計 一四五・六

一九六五年（昭和四十年）気象概況

項目	月別											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
平均	(+)四・〇	(+)五・二	(+)〇・二	四・二	二・二	一・六	一九・〇	二二・五	一七・九	一二・〇	三七・(+)二・二	平均 八・〇
最高平均	〇・〇	(+)一・九	一・一	七・八	一六・五	二〇・〇	二二・〇	二五・五	二〇・六	一六・一	七・三	平均 一・四
最低平均	(-)六・九	(-)八・三	(-)五・九	〇・七	六・四	一一・六	一五・三	一八・七	一三・二	五・六	一九・(+)六・一	平均 三・九
雨 (mm)	七・三	一〇・九	五・二	二・三	八・二	一・四	四・一	五・八	七・九	四・一	二・六	計 九五・八
雪 (cm)	一〇	二〇	八	七	一	一	一	一	一	一	二	計 一三〇
観測時 晴天日数	九	一	九	一五	一六	一七	一二	一四	一〇	一八	四	五

霜		雪		気温		主要風向
初日	終日	初日	終日	年最高	年最低	
十月十八日	四月三十日	十一月八日	四月二十日	二九・三℃	(-)一九・七℃	南

一九七〇年（昭和四十五年）気象概況

項目 月別	気温(℃)				雨(mm)		積雪 一日最大 量(cm)
	平	最	最	平	最	總	
	均	低	高	均	大	量	
一月	(-) 五・九	(-) 一・七	(-) 一・〇	(-) 一・〇	五九・五	一〇六・〇	九八
二月	(-) 三・〇	(-) 〇・六	(-) 一・二	(-) 一・二	一四・〇	八九・五	八四
三月	三・〇	一・二	〇・七	七・四	六三・五	一五一・〇	一一一
四月	四・二	七・八	八・四	〇・七	一三・八	三八・六	七
五月	一三・八	一九・九	二一・三	一六・〇	九・〇	三八・〇	一
六月	二一・四	二二・三	二六・二	二一・四	二六・五	九五・五	一
七月	二二・四	二六・二	二七・六	二一・七	三九・五	六六・〇	一
八月	二二・五	二六・二	二七・六	二二・五	二五・〇	九九・〇	一
九月	一七・四	二二・七	二二・〇	一七・四	六三・〇	一九六・五	一
十月	一一・二	一六・七	五・七	一〇・〇	一八・〇	八六・五	一
十一月	四・九	九・三	一・〇	四・九	二三・〇	八七・〇	一二
十二月	(-) 二・二	一・四	(-) 六・〇	(-) 六・〇	一四・〇	六一・五	二九
備考	平均 八・〇	平均 二・六	平均 三・五	計 一、二三・一			

風向別・風速階級別回数表 一九五五年(昭和三十年)と一九六四年(昭和三十九年)平均

計	北西	西	南西	南	南東	東	北東	北	風速階級 m/SEC	季別
14.2	0.8	0.3	-	6.6	4.1	0.7	0.3	1.4	2.0 未満	春 (三月～五月)
51.8	6.2	1.0	0.3	18.3	14.7	0.6	2.4	8.3	2.0～7.5 "	
25.3	6.2	0.9	-	7.6	5.0	-	0.8	4.8	7.5～15.5 "	
0.7	0.1	-	-	0.2	-	-	-	0.4	15.5～23.5 "	
92.0	13.3	2.2	0.3	32.7	23.8	1.3	3.5	14.9	小 計	夏 (六月～八月)
18.8	1.6	0.1	0.1	6.5	4.6	1.0	0.5	4.4	2.0 未満	
60.2	4.5	0.5	-	22.2	21.1	0.6	2.3	9.0	2.0～7.5 "	
12.4	0.4	0.2	-	6.0	5.4	-	-	0.4	7.5～15.5 "	
0.6	-	-	-	0.6	-	-	-	-	15.5～23.5 "	秋 (九月～十一月)
92.0	6.5	0.8	0.1	35.3	31.1	1.6	2.8	13.8	小 計	
24.0	1.6	0.1	1.1	12.5	6.4	1.1	0.4	0.8	2.0 未満	
52.2	7.4	4.4	0.6	18.7	13.8	1.1	1.1	5.1	2.0～7.5 "	
14.7	5.0	2.4	0.1	1.4	2.0	0.1	0.3	3.4	7.5～15.5 "	冬 (十二月～二月)
0.1	-	-	-	-	-	-	-	0.1	15.5～23.5 "	
91.0	14.0	6.9	1.8	32.6	22.2	2.3	1.8	9.4	小 計	
22.1	0.7	0.3	1.8	13.3	4.0	1.1	0.5	0.4	2.0 未満	
40.7	7.0	2.4	1.0	16.5	8.5	1.4	1.7	2.2	2.0～7.5 "	集 計
26.9	13.5	5.3	-	0.6	1.5	0.1	0.5	5.4	7.5～15.5 "	
0.6	0.4	0.1	-	-	-	-	-	0.1	15.5～23.5 "	
90.3	21.6	8.1	2.8	30.4	14.0	2.6	2.7	8.1	小 計	
77.9	4.7	0.8	1.8	38.9	19.1	3.9	1.7	7.0	2.0 未満	集 計
205.5	25.1	8.3	2.5	75.7	58.1	3.7	7.5	24.6	2.0～7.5 "	
79.8	25.1	8.8	0.6	15.6	13.9	0.2	1.6	14.0	7.5～15.5 "	
2.1	0.5	0.1	0.1	0.8	-	-	-	0.6	15.5～23.5 "	
365.3	55.4	18.0	5.0	131.0	91.1	7.8	10.8	46.2	合 計	

(注) 一三・五以上はない。

第五章 動物・植物

第一節 植 物

石狩町域は、地質学的にまた植生的に、海岸砂原および砂丘列、紅葉山砂丘列、これら二つの砂丘列にはさまれた低湿地地帯、高岡、五沢地区の山地と大きく四つに分けられる。

一、海岸砂原および砂丘列の植物

石狩町域についての植物学的な調査研究あるいは採集記録はきわめて少ない。公に発表された調査記録としては、札幌市公園課による「石狩海浜公園基礎調査報告」（一九六五年）がその唯一のものである。これには、石狩海浜の海岸砂原および砂丘列の植生調査と群落解析がなされている。この地区の植生的な特徴が簡潔に記載されているので、その一部を以下に引用する。

「一般に石狩海岸とは、札幌の北西一二kmにある銭函町からほぼ北東に弧を描いて石狩河口に至る約二〇kmの海岸をさす。この海岸にはほぼその全延長にわたって、主として石狩川によって形成された砂丘がよく発達しているのがみられる。この砂丘は、銭函寄りの一点で、小樽内川によって中断されている他は、ほぼ連続して連なっており、その最高点は約一五m、平均一〇m内外の高さをもっている。全般的には南に向うに従って低平な傾向があるようにみとめられるが、石狩河口でもかなり形がくずれているなど、必ずしも均斉でない。

砂丘列は、通常汀線から算えて三つの大区分が可能である。第一列は汀線から五〇〜七〇mの位置にあり（A砂丘）、小さな前砂丘（A1）と多数の舌状砂丘からなる（A2）より成る。

第二列（B）および第三列（C）は、いずれも巾の広い低平な砂丘で、いずれも低い波状に連なっており、おのおのは砂丘間湿地（低地）でへだてられる。低平な波状の砂丘列は、ところによって一〇列から一五列を区別



石狩海岸の海浜植物群落

し得た。

A2砂丘の構成員たる小丘は、主として北東の風を受けて発達したものと判断され、いずれも北西南東に主軸をもっている。——中略——

石狩海岸の植物には特有のものはない。種類としてはシロヨモギの所生がないこと、群落としては概して北海道日本海沿いの砂質海岸にみられるものが多いが、特異なものとしてトクサを相当量混生するものがあることなどは、やや注目すべき点と思われる。

この、トクサを共優占種にもつ海浜群落は北海道の日本海岸にみられる興味ある群落型の一つであって、渡島、檜山海岸には瀬棚、砂坂などにみられるが、石狩のそれは、ことに代表的なものとみとめられた。

調査区域内の群落分布は、大要、次のようにまとめられる。

汀線から内陸にかけてみて行くと、汀線に平行してまずオカヒジキ群落があらわれる。位置は汀線から一〇〜一五mのところ、標高は一m以下の部分に限られる。次いで、汀線から平均三〇〜五〇mの位置にハマニンニクを主要素とする群落があり、……。——中略—— 標高は一〜三mで、一部は先きに述べたA2砂丘の小丘にかかる。

この小丘を中心として、ハマナス群落がかなり巾広い帯状にひろがっている。この群落は、海側ではハマニンニク群落と重なって漸次に置きかわっているが、山側ではススキを主要素とする海岸草原と必ずしも重なっていない。——中略—— 位置は汀線より五〇mから一〇〇m位までで、その最前線すなわちハマニンニク群落とのおきかわり点の標高は通例三mである。

A2とB砂丘との間のやや低い平らな部分は、ほとんどススキを主要素とする群落に占められる。部分的には

砂丘間湿地の残っているとあり、前述のトクサは、この低平な部分を中心として海側にはハマナス群落、山側にはカシワークマイザサ群落まで達している。

この海岸草原の中は、もっともせまいところで三〇m、もっとも広いところで六〇m程度であって、山側で一般にカシワークマイザサ群落に接する。

海岸草原のより内陸に向った部分は、主としてカシワ林に占められる。――中略――

林床群落もかなり多くの類型が区別されるが、もっとも優勢なのはクマイザサである。したがって、この砂丘林は概括してカシワークマイザサ群落によって代表される。――以下略――（P二四―二六）

以上に石狩海岸の植物群落が概括されているが、更に本調査書には、この地区を砂原、砂丘、草原、林地、湿原、砂丘林後背部の六区に区分して、その群落構造を詳細に述べている。それらについては、省略するが、記載されている主な植物の種名は次のとおりである。

砂 原

オカヒジキ群落：オカヒジキ

ハマニンニク群落：ハマニンニク、コウボムギ、ハマニガナ、ハマボウフウ、ハマヒルガオ、ハマエンドウ、ウンラン、ヤマアワ

ヤマアワ群落：ヤマアワ、ハマニンニク、ハマヒルガオ、ハマエンドウ、ハマナス、ススキ

砂 丘

ハマナス群落：ハマナス、コウボシバ、ススキ、ハマヒルガオ、ハマエンドウ、ヒロハクサフジ、ヤマアワ、

アレチノギク、トクサ、ナガハゲサ、カモガヤ

ハマナス―トクサ群落：ハマナス、トクサ、ナガハゲサ

ススキ群落：ススキ、オニツルウメモドキ、ヤマブドウ、トクサ、ナガハグサ、アキノキリンソウ、カモガヤ、マユミ

草 原

ススキ、ナワシロイチゴ、ナガハグサ、ヤマブドウ、トクサ、キバナカワラマツバ、アカバナノコギリソウ、カワラナデシコ、オニツルウメモドキ、アキノキリンソウ、ヒロハクサフジ、マユミ、エゾヒヨウタンボク、エゾイボタ

ヤマブドウ—ナワシロイチゴ群落：ヤマブドウ、ナワシロイチゴ、ナガハグサ、ヤマアワ

林 地

カシワ—クマイザサ群落：カシワ、ミズナラ、エゾイタヤ、センノキ、イヌエンジュ、ヤチダモ、ヤマモミジ、ヤマグワ、ヤマハンノキ、クマイザサ、エゾヨモギ、ヤマブドウ、ナニワズ、コマユミ、ツタウルシ、ワラビ、ハイイヌガヤ

砂丘間湿地、砂丘林後背地の植生については、本調査に詳細には記載されていない。

本調査書にも述べられているが、この地区には昔時エゾスカシユリ、エゾキスゲ、クロユリなどがかなり生育していたといわれるが、古く江戸時代の中期に漁村として開けた石狩、分部越もあり、漁業の利用度が高いこと、また、牛を主とする家畜の放牧利用が行なわれていたと思われる地区もあることから、植生が人為的にかなり乱されている。しかし、この地区は、海浜砂丘植生としては、現時比較的良好な状態で元植生が保存されているといえる。

二、低湿地帯の植物

樽川、花畔、生振、北生振、真熟別、美登位地区には、沖積世に形成されたといわれる、低層および高層湿原



真駒別の低層湿原植物群落

原はきわめて良好な状態で保存されており、樽川、花畔、生振地区に耕地風防林として残っているヤチダモ林とともに、この低湿地地帯の昔時の植生をしのばせるものである。

真駒別地区の低層湿原は、ミズバショウの群生地として、全国的に有名な網走市呼人の湿原に比較しその規模、保存状態ともにまさっているといわれる。その構成植物はミズバショウ、ヤチハンノキ、ヤナギ類、ヨシ、スゲ類が主である。

が分布している。これらの地区は、明治初期以降農耕地として利用されていた。現在、水稻、スイカ、メロンなどのそ菜、えん麦、デントコーン、小豆、牧草などが主に栽培されているが、昔時は大麦、小麦などの麦類、アマ、除虫菊なども多く栽培されていたといわれる。

特に、除虫菊は北海道での栽培の発祥地といわれるが、その主産地を現在では道北地方に譲り全く栽培されていない。また、アマも製麻工業の衰退から全く栽培されていない。

先に述べたようにこれらの地区には低層および高層湿原が分布しているが、特に石狩川左岸の真駒別地区の低層湿



生振風防林



紅葉山砂丘列

ンゴンソウ、アキノキリンソウ、ミズバショウ、バイケイソウ、ヤマシヤクヤク、ユキザサ、マイズルソウ、オオハ
ウチャクソウ、アマドコロ、クルバマツクバネソウ、クルマユリなどがみられる（小林秀治氏の採取記録）。

三、紅葉山砂丘列の植物

紅葉山砂丘列は、札幌市手稲町の砂山から茨戸に至る、石狩町南部、南線地区および耕北農場地区に、巾約一
〇〇〇m、長さ約八、〇〇〇mにわたり広がっている、また更に茨戸川あるいは石狩川を渡り三線南、生振、美
登位地区にもその一部が及んでいる。この砂丘列は、沖積世の海退期に入江だった石狩平野の口をふさぐような
形で発達し形成されたという考え方がある。その植生は、海岸砂丘のカシワ林と同様カシワが主であり、ミズナ
ラ、シラカンバ、イヌエンジュ、ハリギリ、タラノキ、ヤチダモ、ハルニレ、クマイザサなどにより構成されて
いる。

石狩低地帯には耕地風防林、鉄道防雪林として、人工林ないしは半自
然のヤチダモ林がかなり広く分布している。この地区にも、地形的条
件から西北の風に対するヤチダモ林の耕地風防林が明治初期に設定され
た。この半自然性のヤチダモ林は、巾が三〇～一〇〇m、間隔は五〇〇
～二〇〇mで、樹高一〇～一五m、胸高直径三〇～六〇mのものが多
い（北海道自然保護協会誌、第七号、「札幌の自然環境①」、辻井達一）。

その構成植物はヤチダモのほか、キハダ、ミズナラ、シナノキ、ハン
ノキ、ハリギリ、オニグルミ、ヤマグワ、ミズキ、タラノキ、ニワト
コ、エゾヤマザクラ、ヤマモミジ、ノリウツギ、ズミなどであり、林床
植物としてはオオバナノエンレイソウが特徴的な構成要素であるが、そ
のほかクマイザサ、オオウバユリ、エゾヨモギ、ハンゴンソウ、オオハ

四、山地の植物

石狩高岡および五ノ沢地区は、阿曾岩山が北西にのびる尾根の北斜面にあり、知津狩川とその支流が斜面を下っている。この標高四一八mの阿曾岩山は、本町域には含まれず、標高二〇〇m以下の二・三の山峰および山稜、そして比較的平坦化作用の進んだ丘陵地が含まれている。この地の植生は、シラカバなどのカバ類とクマイザサを主にミズナラ、シナノキ、エゾイタヤ、センノキ、カツラ、ホウノキなどの広葉樹林で、一部にトドマツなどの針葉樹が含まれている。また、カラマツの植栽林がかなり広い範囲に見られる。この地は、前述のように標高一〇〇m以下の平坦な丘陵地が多いために耕作地としても利用され、現在水稲、えん麦、小豆、ばれいしょ、各種野菜、食用ユリ、ナタネ、イチゴなどが栽培されている。

第二節 動物

石狩低地帯の北部を占める当地域の動物相についての詳細な記載は、これまで全く皆無であるが、当地域におけるそれは古来より、北海道の平地における動物相と顕著な差違はないものと思われる。しかし、開拓の進行とともに、ある種の動物は絶滅したか、この地域を去り、いづれにしても往時に比べ、その種類も、その生息密度も著しく減少しているに違いない。ここに現在まで、その生息状況が明らかになっている種について、その歴史的過程をも加味しつつ記載する。

哺乳類

エゾヒグマ *Ursus arctos Yesoensis*

ヒグマは明治の末頃までは町内の至る所に出没し、人畜に危害を与える唯一の猛獣のため、人から恐れられていたばかりでなく、秋の多食期には農作物をも食い荒し相当あばれまわっていた。古老によると、「明治三十四年頃、家のまわりにクマが出たため、ガンガンをたたきながら便所に入った」(石狩高岡、松田 清氏談)とか、

「明治三十五年頃、クマが作物を荒して困るので、熊の神社を造り祭った」（高岡五ノ沢、岩本宗吉氏談）とか「明治三十八年頃、六才の時、家で餅を作っている時、クマが家の中に入ってきたので母親に抱かれて逃げた」（美登位、新居徳市氏談）とか、クマにまつわる話は多い。しかし、これほど暴れまわったクマも、開墾が進むにつれて山地へ退去し、その数も激減し、昭和の初めに高岡地蔵沢に出たのを最後に、戦後は全く見られなくなった。

エゾシカ *Cervus nippon Yesoensis*

明治の初期までは、この地域にも多数生息していたが、入殖時には既にその数は減っており、樽川地域に少数の群が見られるにすぎなかった。これも明治の末には全く見られなくなり、その後は、極めて稀に迷鹿が見られるにすぎない。しかし、入殖時から町内の至る所から鹿の角が出土し、当時はそれを自在鍵に用いたり、馬具かけにしたり、よく利用したようである。

エゾオオカミ *Canis lupus hattai*

明治十九年までは、この地域にも多数群をなして生息していたが、開拓使が明治十年にオオカミによる人畜の被害を防止するため賞金を与えて、その捕殺を奨励したため激減し、明治二十九年には、この地域ばかりでなく北海道から、その姿を消してしまった。

キタキツネ *Vulpes vulpes schrencki*

往時は多数生息していて、当時捕殺した毛皮を今でも持っている人がいる。今日では少数生息しているにすぎない。キツネにまつわる話として、「キツネに馬鹿にされた」とか「キツネ火を見た」とか、かつては、よく聞かれたものである。

エゾタヌキ *Nyctereutes procyonoides albus*

俗に「むじな」と云って、かつては多数生息していたが、今日では少数生息しているにすぎない。近年捕殺し

た例としては、昭和二十六年に花畔南六線の防風林で、三十年代に五ノ沢で獲っている。

エゾクロテン *Martes zibellina brachyura*

野生のテンと人とは、なじみがうすく、テンにまつわる話は極めて少い。しかし今日でも知津狩川上流地域には少数ながら生息している。

ノウサギ *Lepus timidus ainu*

かつては至る所で、その足跡や姿が見られ、農作物などを食い荒すのでハリガネワナで捕殺したが、今日ではその数も減少した。

エゾリス *Sciurus vulgaris orientis*

数はめっきり少なくなったが、今日でも林内に生息し枝から枝へと身軽に移動している。

ホンドイタチ *Mustela sibirica itatsi*

イタチは野ネズミの天敵であるため、本州から移入されたもので、現在でも多数生息している。

ニホンイイズナ *Mustela nilvata namiyei* エゾオコシ *Mustela erminea orientalis*

いづれも数は少ないが、知津狩川上流地域に生息している。

アザラシ類

かつては石狩川河口から矢臼場あたりにかけ、氷上にのんびり横たわっている姿が、よく見られたが、今日では全く見られなくなった。

ニホンカワウソ *Lutra lutra whiteleyi*

花畔の福田藤男氏によると明治三十年頃まで、手稲新川橋の上流と発寒川とで、虎バサミで多数捕獲したということがあるが、今日では全くその姿を消してしまった。

オットセイ *Callorhinus ursinus*

斃死し漂流しているのを、漁師が拾い持ち帰った記録がある。

ネズミ類

ニホンドブネズミ *Rattus norvegicus caraco* エゾハツカネズミ *Mus musculus yesoensis* は、いずれも家ねズミとして、数々の悪さをするので、どこの家でもなじみ深い。また、エゾヤチネズミ *Clethrionomys rufocanus belfordiae* エゾアカネズミ *Apodemus speciosus ainu* エゾヒメネズミ *Apodemus argenteus hokkaidi* など、は野ネズミとして草地や林地に多数生息している。

トガリネズミ類

エゾトガリネズミ *Sorex shinto saevus*、オオアシトガリネズミ *Sorex unguiculatus* は、北海道では俗にモグラと云っているが、畑を耕していると土中から、ひょっこり出て来たり、たんぼのアゼに孔をあけたりするので、なじみ深い動物である。

コウモリ類

夜行性なので、めったに人と出会うことはないが生息している。

爬虫類

トカゲ類

トカゲ *Eumeces latiscutatus*、カナヘビ *Takydromus tachydromoides* とともに、その数は少ないが草木のある荒地に生息している。

ヘビ類

アオダイショウ *Elaphe climacophora* が多く、この白化型である体色の白いアオダイショウも極めて稀に見られる他、頭から尾にかけて黒褐色のスジの入っているシマヘビ *Elaphe quadrivigata*、背面淡黄褐色で腹面に黒斑のあるジムグリ *Elaphe conspiciata*、それに背面赤褐色で腹面無斑のアカジムグリ *Elaphe japonica*

の他、毒ヘビであるマムシ *Agkistrodon halys blomhoffii* も少数であるが五ノ沢地区などに生息している。

両 棲 類

カ エ ル 類

エゾアカガエル *Rana temporaria temporaria* は春、水溜でグア、グア、鳴きながら産卵している体色が茶色のカエルで、往時に比べ、その数は少なくなったが、それでもまだ多数生息している。

ニホンアマガエル *Hyla arborea japonica* は、体色が緑色で、夏から秋にかけて草地や林地でよく見られ、降雨の前後にガー、ガーよく鳴くカエルで、これもまだ多数生息している。

サ ン シ ョ ウ ウ オ 類

エゾサンシヨウウオ *Hynobius retardatus* は往時に比べ数は少なくなったが、エゾアカガエルが産卵する頃エゾサンシヨウウオも水溜に紐状の卵を産卵する。

鳥 類

開拓が進むにつれて、平地はもとより山地丘陵の様相が変わるにつれて、鳥類の種類もその生息密度も減少している。花畔の高木憲了氏によると、昭和の初めに南六線から茨戸太に至る茨戸川が改修される以前は、各所に沼があり、毎年多くの水禽類が飛来していたとのことである。

今日町内で見ることのできる鳥類について留鳥、夏鳥、冬鳥に分けて記載すると次のとおりである。

留 鳥

エ ン ジ ャ ク 目

ハシブドガラス、ハシボソガラス、ミヤマカケス、ムクドリ、カラフトスズメ、ウソ、ハクセキレイ、シロハラゴジュウカラ、シジュウカラ、ヤマガラ、コガラ、モズ、

キ ツ ツ キ 目

ヤマゲラ、エゾアカゲラ、エゾオオアカゲラ、エゾコゲラ

フクロウ目

オオコノハズク、エゾフクロウ

ワシタカ目

ハヤブサ、ノスリ、トビ、オジロワシ

カモメ目

オオセグロカモメ

ウミスズメ目

ウミスズメ

キシ目

エゾライチョウ、コウライキシ

夏鳥

エンジャク目

コムクドリ、ニュナイスズメ、シメ、カラフトカワラヒワ、ベニマシコ、アオジ、ヒバリ、ビンズイ、メジロ、エゾヒヨドリ、キビタキ、オオルリ、センダイムシクイ、ウグイス、トラツグミ、ツグミ、ノビタキ、ノゴマ、イワツバメ

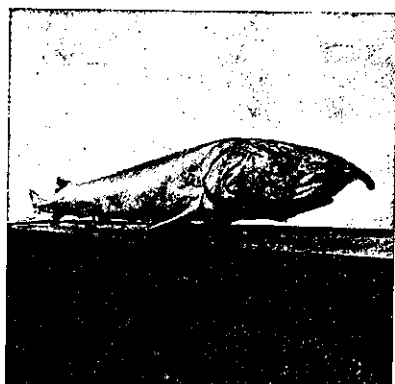
ホトトギス目

カッコウ、ツツドリ、ジュウイチ

フクロウ目

コノハズク、トラフヅク

ワシタカ目
 チゴハヤブサ、クマタカ、ツミ
 コウサギ目
 アオサギ
 ガンカモ目
 カルガモ、マガモ、オシドリ
 ゼンボク目
 ウミウ
 ハト目
 ドバト、キジバト
 シギ目
 オオジシギ
 キジ目
 ウズラ
 冬鳥
 エンジャク目
 キレンジャク
 ガンカモ目
 オオハクチヨウ、ハクチヨウ
 カモメ目



海棲魚類 (チヨウザナ)

セグロカモメ、ユリカモメ
水棲動物

当地域に生息している水棲動物の主なものについて記載すると次のとおりである。

淡水魚類

サケ、サクラマス、カラフトマス、ウグイ、ワカサギ、シラウオ、キュウリウオ、イシカリワカサギ、チカ、コイ、カガミコイ、アユ、イトウ、ヒメマス、ヤマメ(ヤマベ)、キンブナ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、ドジョウ、マナマズ、カワヤツメ、スナヤツメ、モツゴ、チヨウザメ、エゾトヨミ(トンギョウ)

淡水軟体類

ドブガイ(ヌマガイ)、カラスガイ

海棲魚類

ホシザメ、コバンザメ、チヨウザメ、カツオ、ニシン、マイワシ、ウルメイワシ、カタクチイワシ、サバ、ブリヒラメ、メイタガレイ、マガレイ、クロガレイ、イシガレイ、マツカワ、ソオハチ、アサバ、ホッケ、ガンジエイ(カスベ)、トビウオ、ボラ、サワラ、スズキ、イカナゴ、サヨリ、シイラ、ウマズラハギ、コマイ、カジカ、カナガシラ、アイナメ(油子)、メバル(ガヤ)、クロソイ、ヒラメ、タラ、マゲロ、マダイ、イカナゴ、バンショオカジキ、マアジ、トラフグ、キチジ(カジカ)、カワガレイ、ソイ

海棲軟体類

ツメタガイ、ホタテガイ、コダマガイ、ウバガイ（ホッキ）、サラガイ、アサリ、オオミゾガイ、マテガイ、ヤマトシジミ、ヤリイカ、タコ

海浜動物類

イトマキヒトデ、ヒゲナガハマトビムシ、ハマダンゴムシ、サメハダホシムシ、キタフクロホソムシ、キタユムシ、オカメブンブク、アカボヤ、シロナマコ、イソガニ、シャコ、コモンヤドガリ、マルバガニ、ヒラツメガニ、ガザミ

昆虫類

鱗翅目、蝶類についてのみ、花畔の小林秀治氏が一九六二年から一九六八年にかけて行なった採集記録に基づきその種名のみを記載する。

アゲハチョウ科

ミヤマカラスアゲハ、キアゲハ

シロチョウ科

モンキチョウ、モンシロチョウ、エゾスジグロチョウ、エゾヒメシロチョウ

シジミチョウ科

ヒメシジミ、ルリシジミ、ベニシジミ、カバイロシジミ、ミドリシジミ

タテハチョウ科

アカタテハ、キベリタテハ、エルタテハ、シータテハ、クジャクチョウ、フタスジチョウ、ウラギンヒョウモン、ウラギンスジヒョウモン

セセリチョウ科

オオチャバネセセリ、コチャバネセセリ、コキマダラセセリ

ジャノメチヨウ科

オオヒカゲ、クロヒカゲ、キマダラヒカゲ、ジャノメチヨウ、ヒメウラナミジャノメ

第六章 人口の推移

豊かなる石狩川とその支流、それに続くうっそうたる原始林の石狩川河口地区は、川の幸・山の幸に恵まれ、数千年の昔から人跡が多かったことはよく知られているところである。

とくに、大群をなしてのぼる鮭の好場所として、慶長年間に松前藩の場所が区画設定された頃から和人の来訪があったと思われ、元禄元年（一六八八年）の快風丸来航時の記録にも、若干の和人がアイヌとともに生活していたことが記されている。その後、石狩十三場所の元場所として、また石狩山林の伐木移出地として多くの和人が出入したが、越年した者は少なかったと思われる。しかし、安政三年（一八五六年）神威岬以北に婦女子の通行が許されてから和人の来往は多く、石狩勤番所も来往者に木材を貸与し永住をはからせたので安政五年には百余戸となり花街もできるほどの発展を示し、寺社も相次いで建立されたのである。

府県から石狩町に移住した最初の人は、現在まで判明できないのは残念であるが、何れにしても道央地区における和人の根拠地にふさわしい賑いを示しておったことと思われる。

蝦夷を改め北海道と称してからは佐渡、奥羽等から移住する者が多く、明治二年には河口兩岸地区はすでに市街地をなしており、四年には市街地（現在の本町地区・八幡町地区）を十カ町に区分することが認可になった。

次いでこの年、奥羽の各県からの集団移民によって花畔村、生振村が開村されたことから、原野の開拓がはじまり、町政の基が礎かれたのである。

人口は、その地の盛衰興亡をもっとも単的に知る指標の一つであるが、明治五年以来の戸数（世帯数）と人口

について、北海道庁統計書及び各種資料によってまとめたものを表示すると次のとおりである。

(注)

一、石狩町では今まで町誌の発刊がなく、大正時代に入ってから町勢一斑、町勢要覧を発行しておるがその多くは孫引が多いことに加え、昭和二十年の戦災によって役場庁舎が焼失しているため、この表をとりまとめるについても、明治から大正中中期にかけては、資料によっては戸数、人口に著しい差異があり、確証を得られないので、妥当と思われるものを記載し、今後の調査に譲った。

二、石狩町は、秋季の鮭漁期に寄留者が多く、定住心も少ないことなどの理由が、明治、大正の人口を一層不正確にしていると思われる。

三、大正七年から昭和初期にかけては、国勢調査実施年次を除いては、戸数と人口が同一資料でないものがある。

四、昭和二十七年以降は、国勢調査実施年次を除いては、住民登録人口事由別異動報告台帖の九月末日現在数を記載した。

年次別戸数・人口

年次	戸数(世帯数)	計 人 口			備 考
		計	男	女	
明治五	二七七	八九一	四七〇	四二一	石狩市街 六三七人 生振村 一二八人 花畔村 一二六人
六	二四九				
七	二五七				
八	二六四				
九	二六七				
一〇	三〇〇				寄留 四二戸を除く
一一	二八三				〃 七七戸
一二	二九二				〃 七二戸
一三	二八〇	一、四一二			〃 七六戸
一五	三三三	一、一四三	六一八	五二五	石狩市街 八二八人 生振村 一六〇人 花畔村 一五五人
二五	八五六	三、六二九			
二六	一、〇〇三	四、二三八			
二七	一、二〇八	五、六〇二			石川県より花畔に移住
二八	一、四六五	五、〇〇七	二、五七七	二、四三〇	愛知県より生振に移住
二九	一、六三〇	五、八五一			山口県より高岡に移住
三〇	一、七七〇	六、九一一			石川県より花畔に移住
三一	一、八二二	六、〇九〇	三、一二七	二、九六三	
三二	二、五一五	八、八四六	四、六五一	四、一九五	

大正															
九	八	七	六	五	四	三	二	四	四	四	四	四	四	三	三
一、六二一	一、三五〇	一、四〇七	一、四〇八	一、三七五	一、四七六	一、四三六	一、四一〇	一、三八七	一、四〇九	一、四一七	一、四五〇	一、五五三	一、五六七	一、五九四	一、六七〇
九、一三九	八、九六一	九、〇〇三	九、〇四六	九、〇四六	九、五三三	九、五三三	八、三二三	八、三二三	八、三九一	八、七一一	九、〇〇七	九、〇七七	九、〇六二	九、四七四	八、九四八
四、九〇五	四、五八九	四、六〇六	五、四一三	五、三三二	五、三六七	四、七九五	四、三二九	四、七四九	四、七五一	四、八一二	四、八九四	四、九七七	四、五四八	四、七四八	四、七四八
四、二三四	四、三七二	四、三九七	五、〇五三	五、一一七	五、一九九	四、七三八	三、三三五	三、五七四	三、五七二	三、五七九	三、八一九	四、〇三〇	四、五二九	四、七二六	四、四四二

国勢調査報告

十二月三十一日調査・北海道庁発表
石狩町 六、二二一人 花川村二、九六九人

年次	戸数(世帯数)	人口			備考
		計	男	女	
大正一〇	一、四二一	八、六七三	四、四二五	四、二四八	国勢調査(人口調査)
一一	一、四五二	八、六六四	四、四二二	四、二四二	
一二	一、四三三	八、三九〇	四、三八一	四、〇〇九	
一三	一、四三三	八、二四六	四、三〇四	三、九四二	
一四	一、五二一	八、四八三	四、五五四	三、九二九	
昭和一五	一、三三〇	七、四〇八	三、九七七	三、四三一	
二	一、二八九	七、一八〇	三、八五四	三、三二六	
三	一、三三五	七、四三六	三、九九二	三、四四四	
四	一、三二六	七、三八六	三、九六五	三、四二一	
五	一、三七二	八、三〇八	四、五〇八	三、八〇〇	
六	一、三三一	七、八六七	四、二七三	三、五九四	国勢調査
七	一、三〇五	七、七一二	四、一八九	三、五二三	
八	一、二四〇	七、二三六	三、八〇七	三、四二九	
九	一、二三〇	七、四一八	三、八三七	三、五八一	
一〇	一、三三三	八、〇〇九	四、一七〇	三、八三九	
一一	一、二八一	七、五七四	三、九〇七	三、六六七	国勢調査
一二	一、二五七	七、七二一	三、九三七	三、七八四	
一三	一、二一五	七、二九〇	三、五七三	三、七一七	
一四	一、一九一	七、一〇五	三、四五二	三、六五三	

一五	一、一八二	七、三七五	三、七二一	三、六五四	国勢調査
一六	一、一九九	七、二二一	三、五一三	三、七〇八	
一七	一、一九六	七、二三六	三、四九三	三、七四三	
一八	一、一九八	七、一八二	三、四六三	三、七一九	
一九	一、二二〇	六、九二九	三、二〇九	三、七二〇	二日二十二月現在
二〇	一、二五三	八、一七九	三、九〇八	四、二七一	十一月一日現在
二一	一、三〇六	七、四五七	三、五三六	三、九二一	臨時国勢調査
二二	一、四三三	八、七四五	四、三五〇	四、三九五	八月一日現在
二三	一、四七七	八、八四七	四、三六七	四、四八〇	
二四	一、五二三	九、〇三七	四、五〇一	四、五三六	国勢調査報告
二五	一、五三六	九、一九四	四、五九八	四、五九六	十月一日 北海道常住人口調査
二六	一、五八八	九、四一七	四、六九六	四、七二一	
二七	一、六〇七	九、五七一	四、八〇八	四、七六三	
二八	一、五九三	九、六三六	四、八四一	四、七九五	
二九	一、五九八	九、六〇一	四、八五八	四、七四三	国勢調査
三〇	一、六四二	一〇、一二九	五、一八〇	四、九四九	
三一	一、六四二	九、七六三	四、九五二	四、八一	
三二	一、六五三	九、七四五	四、九六二	四、七八三	
三三	一、六五八	九、六七四	四、九一一	四、七六三	
三四	一、六五八	九、五七一	四、八五二	四、七一九	国勢調査
三五	一、六四五	九、三五八	四、六〇九	四、七四九	

年次	戸数(世帯数)	人口			備考
		計	男	女	
昭和三八	一、六八一	九、五〇四	四、八〇一	四、七〇三	国勢調査
三七	一、六七〇	九、四五一	四、七四四	四、七〇七	
三八	一、六五七	九、三一五	四、六三五	四、六八〇	国勢調査
三九	一、六六一	九、二七三	四、六二五	四、六四八	
四〇	一、七〇〇	八、五二二	四、一五一	四、三七一	国勢調査
四一	一、七六三	九、三五三	四、六五四	四、六九九	
四二	一、九〇九	九、七三五	四、八三二	四、九〇三	国勢調査
四三	一、九七四	九、八七〇	四、九一四	四、九五六	
四四	二、一五二	一〇、四〇九	五、一八六	五、二二三	国勢調査
四五	二、四八六	一〇、五〇三	五、一七四	五、三二九	
四六	二、八二四	一、六六九	五、七六七	五、九〇二	国勢調査
四七	三、一二六	二、四八四	六、一九六	六、二八八	

これからみると、明治初期には開拓者の移住があつたが、砂地瘠薄地が多いことと、石狩川の度重なる洪水による被害などにより農家戸数の増加は余り見られなかった。中期に入り、鮭漁とその加工にたずさわる戸数が増え、農村においても集団移住者の増加と技術の改良による経営の安定化が戸数、人口の増加となつてあらわれ、さらに五ノ沢地区の油田大噴出によつて大正初期の一万八千人に達したのである。しかし、石狩川流域の開発が進展するにともない、町の主産業であつた漁業、とくにその主魚種である鮭漁の急激な衰退と、地力の減退による農業生産力の低下は、他に転出する者を続出させ、その傾向は昭和二十年の終戦時にまで及んだ。

しかし、戦後の農地改革による自作農の増加、全町に及ぶ造田によつて農業経営は安定し、品種改良、経営技術の改善などによつて町の主産業となつたことから人口もほぼ横ばいとなつたのであるが、近年、隣接する札幌市の急激な発展の影響を受け、町の立地的、経済的有利性が再認識され、道路整備と相俟つて昭和四十年頃から住宅団地、工業団地が造成されるなど、にわかに開発の脚光を浴び、これにともなつて戸数、人口も逐年増加し、今日に至つたのである。

なお、この傾向を産業別就業人口で示すと次のとおりである。

産業別就業人口（国勢調査による）

年次別	産業別	總數	第一次産業				第二次産業			
			農業	狩猟業	水産養殖業	小計	鉱業	建設業	製造業	小計
昭和二十五年		四、三五一	二、九九七	一人	四九四	三、四九二	七六	八六	一五二	三一人
三〇年		四、九九九	三、三七六	二	三九三	三、七七一	五四	三三二	九九	四八五
三五年		四、六六二	三、三四三	八	二〇九	三、五六〇	二七	一八七	七五	二八九
四〇年		四、一三九	二、五五四	二	一三一	二、六八七	五	三四七	一四四	四九六
四五年		五、一七八	二、一四〇	二	一一一	二、二五三	一三	五三六	四二四	九七三

年次別	産業別	
	卸小売業	第三産業
昭和二十五年	一三五人	金融保険 運輸通信
三〇年	三〇三	不動産業
三五年	二九一	電気ガス水道業
四〇年	三〇二	サービス
四五年	六九七	公務
		小計
		分類不能の産業
		備考

第二編 石狩の先史時代

第二編 石狩の先史時代

第一章 概 要

大雪の山奥深くに源をもつ石狩川、その河口を抱く当地は、かつて先史時代にも漁猟の場として、あるいは、日本海と内陸とを結ぶ石狩川水系を利用した水運の出入口として、人々の利するところであった。しかし、歴史時代に入ってから、次第に漁猟が不振になるとともに漁場としての役割は薄れ、また、鉄道や道路が作られたことによって、水運の出入口としての役割も持ち得なくなつた。

さて、この時期より以前、すなわち、今日の石狩町が築きあげられるよりも以前の時代に、この地ではどのように人々の生活が展開されていたのであろうか。この時代は文献資料を欠いているために、先史時代と呼ばれる。石狩町の先史時代の開始は、現在知り得る資料にもとづくならば、今からおよそ六、〇〇〇年ほども昔のことである。しかしながら、人類が人類としての道を歩みはじめたのは、その百倍をも越える昔のことなのである。

言語の使用、火の使用、直立二足歩行などが、人類をはかの動物から区別する点として知られている。加えて道具の製作およびその伝統的な使用も人類たらしめる理由となされており、今我々は、過去の人類の文化所産であるそのような遺物によって、先史時代の文化をふり返ってみようとしている。

初期の人類は、植物や昆虫類、小動物などを食料資源としており、それらの獲得を容易にするために道具を作り、また、これを用い発達させた。そして、人類は長い時代を通してより便利な道具を作り出し、このことによ

って、食料資源の範囲をより豊富にしてきた。

ところで、今日、我々が日本の文化を考えてみると、我々の食料資源は農業によったり、漁撈によったり、あるいは、動物飼育によったりして獲得されることが主体であって、狩猟にもとづくことはほとんどない。しかしながら、我々の遠い祖先達は、動物の飼育や農業によらない漁撈を主とした、あるいは、漁撈よりも狩猟を主とした生活をしていたのであった。このように食料資源の獲得を、主として狩猟によっていた獲得経済の時代から、今日の日本におけるように農業を主とした生産経済の時代への移行が、いつ頃起こり、そして、それがどのような経過をたどってなされたのかは、世界の各地で一様ではなく、そのような文化史の復元に関しては考古学に負うところが多い。

さて、これまでに知られているところによると、本邦からは、一〇数万年ほど前と考えられている石器が発見されている。北海道においては、白滝遺跡第一三地点から出土した、黒曜石の水和層の年代測定によって、一八、〇〇〇年（一八、〇〇〇B・P）前ほどと算定されている石器が、今日知られているもっとも古いものである。それらはいずれも、狩猟を主とした獲得経済の時代における所産である。そして、おそらくこの時代の北海道においては、生活資源を求めて一定の範囲を漂泊する食料採集民の小集団、すなわちバンドか、もしくは数家族ほどを単位とした集団によって季節的に頻繁な移住生活がなされていたものと思われる。このことは、往時の動物相、往時の人々の文化所産、とくに石器や遺跡の規模が小さいことなどから首肯される。

やがて、このような集団は、より大きなまとまりをもつようになった。その理由は、狩猟が食料資源獲得の一分野とされつつも、漁撈がより大きな比重を占めるようになり、集落の安定性がより強くなったためである。このような傾向とともに、各集落間の関係はより密接にもしくはより固定的となり、あるいはまた、部族的なまとまりをもつようになった。さらに、そのようなまとまりは、より広い概念としての民族的なまとまりにまで発展する。集落の安定性が増したことは、住居の頻繁な移動にとって不便な土器が使用されていたこと、あるいは、

長期間に亘って一定の地に墓地が形成されていたことなどによって推測することができる。

このようにして、北海道における先史時代は、教家族もしくはバンドほどの集団が獲物を求めて季節的な移住をなしていた時代から、集落をなす各集団の關係が互いにより密接となった段階の部族的レベルの文化の時代を経て、さらに末期に至っては、民族レベルの文化的まとまりを示す時代にまで到達した。この後、北海道は世界的な文化の影響の及ぶ国家レベルの文化の時代に入る。すなわち、この時代は明治期以降である。

次に、当石狩町における地理的環境とこれまでに発見されている遺跡群との関連について述べておこう。

人類誕生の時代とされている第四紀のほとんど大部分を占める前半期は、洪積世と呼ばれる。その開始を今から六〇万年前とか、一〇〇万年前ないしは二〇〇万年前に推測されているこの時代は、氷河時代とも呼ばれ、幾度か寒冷な時期を迎えた。それら寒冷な時期は氷河期と呼ばれる、その顕著な時代が四回あった。氷河期については、ヨーロッパのアルプスの例に関する研究が古くからなされており、四回の氷河期にはそれぞれ、ギュンツ（六〇万年～五〇万年前）、ミンデル（四〇万年～三五万年前）、リス（二〇万年～一五万年前）、ヴルム（五万年～二・五万年前）のごとく名づけられている。

氷河期と氷河期との間は、間氷期と呼ばれる、温暖な時代であった。ヴルム氷期の最後の寒冷期に後続する時代は後氷期と呼ばれ、漸次的に温暖化が進み、今から数千年前ほどをその頂点とし、以降次第に今日のごとくになってきた。このような気候の変化は、汎世界的な規模で起ったことであつたが、それはまた海水面の昇降に密接な関連をもっていた。気候の寒冷化につれて海水面の下降つまり海退が起り、温暖化につれて海水面の上昇つまり海進が起つた。洪積世には幾度も海退と海進が繰返されたが、この時代後半期におけるそれは、人間の諸活動に大きな影響を及ぼす結果となった。このことはすでに考古学上の成果とともに知られている。そして、ここで今問題とするのは、海水面が現在に比べて一〇〇～一三〇 m ほど低かったとされる最後の寒冷期から、その現在より数 m ないし一〇 m ほど高かったとされる海進の頂点の時期を経て、今日のそれに近づくまでのその昇

降である。また、最後の寒冷期の海退は、始めて北海道へ人々が渡来するための好条件となったものと思われるが、このことについては、次の通史の章において述べることにする。

当石狩町における遺跡についても海退やその後に起る海進、あるいは、汀線が現在におけるようにもどる過程などとの関連の上で考えることができようである。ここでのいう海進は、今から約五、〇〇〇年ほど前が頂点であったらしいが、この時点における汀線が現在に比べてどれほど内陸部へ食い込んでいたかについては、その前後における地殻の変動、火山降灰物、河川などによる堆積作用、浸食作用、泥炭層の形成など、いくつかの要素との関連を考慮した上で判断がなされる必要がある。このような諸現象は各地において差違があるのは当然のことであるが、石狩湾地域においては、現在の標高一〇数 m ほどの付近に汀線があったと推測されている。もしこれが事実あるいはそれに近いとしたならば、この時期にあつては、高岡台地と紅葉山砂丘列の一部を除く低地は、水面下もしくはそれに近い状態であつて、居住地としては適さなかつたことであろう。

ところで、紅葉山砂丘列は、その形成時期がこの海進のはるかに以前と考えられており、この海進時にあつても海面下に没し去ることはなかつたであろうから、この点では往時すでに居住の可能な地域であつたといふことができる。しかしながら、その南西部と北東部とは現在の標高で一〇 m を越えておらず、海進の頂点時には水面下となつたであろうから、砂丘は孤立してゐたと考えられる。また、もし砂丘が人々の必要とするような植物群の生育にとって適地でなかつたであろうことまでを推論して考慮に入れるならば、海進の頂点時前後にはここに居住した可能性はきわめて薄いという憶測もできる。

この海進の頂点が過ぎると、海面は若干の昇降を繰返しながら、現在のそれに近づいた。そして、この海退は次第に居住可能な地域を低地へと拡大させていった。

現在までに知られている当町に所在する遺跡は数十個所あるが、それらの立地についてや年代に關しては、石狩湾における海面の変化とをきわめて密接な関係の上でとらえることができよう。この点については、後述の

ごとく第三章後半で考察することにする。

次に、遺跡の性格の地理的側面について触れておこう。

北海道の先史時代の文化は、他地域からの直接もしくは間接的な伝播によるところが大であるが、その経路としては以下のような場合が考えられている。

○大陸から樺太を経、海を越えて北海道に至る経路。

○大陸から千島列島を経、北海道に至る経路。

○大陸沿岸から直接に海を渡って北海道に至る経路。

○本州から海を越えて北海道に至る経路。

このようにして新しい文化あるいはその担い手達が北海道へ至った。時にはこの経路を逆に文化が北海道から他の地へと拡まったこともあったであろう。また、こうして道内各地に広がった文化は、必ずしも北海道全域に一樣には及ばなかった。

北海道の先史時代の文化は、巨視的にみるならば、道北東部の文化と道西南部の文化に大別することができよう。そして、これらの兩者を分つのは石狩地方と苫小牧付近もしくは日高地方を結ぶ地帯である。そして、札幌・苫小牧低地帯は、とくにそれら兩者の文化の接触地帯ともいふべき緩衝地帯であった。

さらにつけ加えるならば、先史時代を通して、北方大陸から樺太あるいは千島を経、北海道へと伝えられた文化は、本道を経て本州方面へまで波及することはほとんどなかったし、また逆に、本州から伝えられた文化は、本道を経て樺太あるいは千島方面へと及ぶことはほとんどなかったらしい。すなわち、先史時代においては北海道全域が北方からの文化と南方からの文化の緩衝地であったものと思われる。

石狩町は札幌・苫小牧低地帯の北辺に位置している。ここでは道東北部の文化と道西南部の文化とが交錯している。また、札幌・苫小牧低地帯北半の文化ともいふべき地方的特色も認めることができる。

次いで、第二章の通史の時代区分に関して若干述べておく。

北海道の先史時代の時代区分の方法については、一つには、先土器時代↓縄文式土器時代（早期、前期、中期、後期、晩期の五期、あるいは、これらに先行する草創期を加えた六期に細分されている）と、本州における場合と同様に見做すことがある。これらに続いては、とくに北海道に関してのみ、縄文式土器時代↓擦文式土器時代のごとくいわれる。また、北海道に關してのみ縄文式土器時代を三期に区分する方法もある。本稿においては時代区分は次のようにした。

すなわち、北海道の先史時代は、生業の狩猟が主となっていた前期と、これに続く狩猟よりも漁撈が主なる生業とされていた後期とに大別し得るものと仮定する。さらにその文化の内容が前期に比してより明らかな後期を七期に細分し、第Ⅰ期〜第Ⅶ期までとした。

なお、このような時代区分は、連続的な流れを持つ人々の文化の歩みを、段階的に把握しようとするためのものであって、決して文化の断続を意味するものではない。

さて、通史に入るにあたって、さらにここに記しておく必要があることがある。

すなわち、それは先史時代の人間の諸活動を考えるにあたって当然のことであるが、現在、当石狩町をほかの市町村と区別している町の行政区画は先史時代の人々による領域とは無関係であるということである。しかしながら、先史時代には、高くけわしい山や丘陵、歩行や水行の困難な湿地帯が、場合によっては、河川や湖沼や海なども人々の活動範囲を限定するものとなった。そして、以下に石狩町における先史時代について述べるにあたって、このような点を考慮した上で、札幌・苫小牧低地帯の北部、石狩湾側ほどのある程度莫然とした地域を舞台として想定して述べることにしたい。

第二章 通史

第一節 前期（約八〇〇〇年前）

北海道における人類史の黎明期としての前期の始めがいつ頃のことであるかについては確かなことはいえない。その究明は、さらに今後の考古学的研究調査活動によらねばならないが、現在知り得る限りの最古の資料を重んじた想定が許されるならば、それは今からおよそ二〇、〇〇〇年ほど以前の頃であつたろう。

二〇、〇〇〇年前の北海道、その往時はどんなであつたろうか。今、地質学、古地理学、古生物学などの研究にもとづいて往時の自然環境を想定するならば、およそ次のようであつた。洪積世最後の氷期、ウルム氷期の最後の寒冷期が過ぎると、気候は汎世界的に温暖化にむかう。そして、この温暖化は、日本においてはいわゆる「縄文海進」と呼ばれているところの海進の頂点時に向つて進行していく。当期がこのような温暖化にむかつていた時代であつたとはいへ、当時の植物相によれば、この頃はまだ現在よりはやや寒冷であつた。すなわち、北海道には、樺太の北半のように北海道よりやや気温の低い地方の植物相がみられたのである。現在、北海道の高山植物となつてしまつたいくつかの植物群がより低地にまで及び、グイマツ、シラカバ、トドマツ、エゾマツなどからなる森林が、比較的温暖な地域に生育していた。また、このような環境にあつてトナカイ、マンモス、オオカミ、エゾシカなどの動物群が山野を彷徨していた。そして、往時の人々の狩猟の対象は、主として、トナカイを始めとする陸上の動物群であつたものと思われる。おそらくこの時代には、海面が現在のそれよりは数一〇mから一〇〇数一〇mも低く、大陸東端の沿海州と樺太を隔てる間宮海峡（タタール海峡）、樺太と本道を隔てる宗谷海峡が陸路のような状態であつた。この両陸橋を渡つて北海道に至つた人々の集団の規模は、まだ小さなバンドほどであつたろう。彼らは石刃手法と呼ばれる、一定の形に整えた石核から数多くの同形の石片を剥ぎと

る技術を持っていた。また、そのような石片はさらに若干の加工を施こされて幾種類かの石器として用いられていた。それら石器の諸特徴や組合せによつては、時代差を段階的に把握することが可能である。北海道におけるこの時代の石器の時代的移りは大略次のようである。

すなわち、まず石刃およびそれを剝離するために整えられた石核、舟底型石器などをセットする時期から、これらに尖頭器の加わる時期、さらには彫刻器、搔器あるいは細石刃の加わる時期を経て、矢の鏃として用いられた可能性も十分に考えられる有舌尖頭器の加わる時期へと変遷する。けれども、これらはいずれも狩猟もしくはそれに間接的に関連を有する道具であるか、あるいは、そのような道具を作るための道具であつて、北海道においてはまだ、石器群の中に往時漁撈がおこなわれていたことを明らかにするほどの証拠は発見されていない。また、骨角器については、そのものの発見例はないが、その加工具としての彫刻器あるいは砥石と思われるものが発見されており、その使用されたことは十分に推測することができる。

骨角器の製作にあたっては、石器の場合とは違った加工方法によらねばならない。この時代の石器作りの方法である打撃による加工方法は、動物の骨や角を加工する方法としてはあまり適当ではなかった。動物の骨や角を加工するには、一つには研磨の方法がとられた。また、鋭利な石器の刃による切断や彫り込みもなされた。これらの方法は石器作りにあたってはなされなかった加工方法であつた。研磨の技術は、前期後半になつて顕著となる。この技術はまた、切断のための擦切りや穴あけのためのキリもみ穿孔と無縁ではなかったであろう。骨角器作りのこれらの三技術、すなわち、研磨、擦切り、穿孔手法は、当前期終末からは石器の加工にあつた方法ともなつた。そして、後期のほぼ全般に亘つて、この技術は石器作りのための技術ともなつていた。旧石器時代が打製石器の時代、新石器時代が磨製石器の時代とまでいわれるほどにし、この新しい石器の加工方法は人類の技術発達史の上できわめて重要な意味をもっているのである。

さて、前期終末から後期初頭にかけては、北海道にこれまでとは一段と違った新來の文化が、おそらくはその

担い手達と共に及んだ。これらの人々は、季節的移住はなしたにせよ、それまでに比してはより住居の安定性を
得て、北海道の各地に広く住みつくようになった。そして、この頃から後期が始まるのである。

第二節 後 期 (約八〇〇〇年〜一〇〇年前)

狩猟を主体とした文化の担い手達は、生活環境の変化によって、その文化を今までとは著しく変革せざるを得
なくなった。このような変革は世界的なできごとであった。旧大陸東端部の日本においてもその例外ではな
かった。これ以前、つまり前期においてはなかった新しい道具や技術が生まれた。そして我々はそれからして、
往時の人々の生業について知ることができる。

北海道にあつては、小形の石刃を加工して作られた石刃鏃あるいはほかの加工方法による石鏃の出土によつ
て、弓矢を用いた間接的な狩猟のなされていたことを知ることができるし、扁平な石の端部を打欠いて糸懸りと
した打欠き式石鏃の出土によつては、網を用いた漁撈が狩猟にも増して重要な生業となったことを知ることがで
きる。また、前期末における骨角器の加工技術であつた研磨、擦切、穿孔の技術をもつて作られた擦切磨製石斧
(そのもつとも古いグループのものには柄部の一個所に両面からの穿孔作業によつて貫通せられた一孔をもつ
ものがある)によつては、木製品の作られたことをも想定することができる。木製品中もつとも重要なものは舟で
あつたろう。舟は漁撈にあたつてのものだけではなく、交通の便にも役立つた。

さらに、不燃性の容器としての土器作りおよびその使用は、住居の置かれる期間の上での安定性とある程度の
相関関係をもっているものと思われる。また、土器は調理や食料貯蔵にとつても大きな役割を担つていた。それ
はまた、当後期のほぼ全般、末期近くまで作られていたが、時代と共にいろいろな変化を示している。それら
は、筆者達によつて編年的な性格をも合せて次のように分類されている。

一 初期平底(尖底)土器群

二 円底・尖底土器群

三 筒形平底土器群

四 多形土器群

五 統 多形土器群

六 擦文・オホーツク式土器群

これに後続するのは、土器に代る鉄器、木器の時代、つまり土器のない時代、さらにいい換えるならば、アイヌ期に相当する時代である。なお、後期の細区分された7期は、以上の土器に関する7期にはば一致する。

後期初頭の新しい文化は土器の出現に加えて、石器の多様化が著しくなっている点から特徴づけることができよう。

そのほか、竪穴式住居群や竪穴式墳墓群の形式などについてもまたそのようにいうことができよう。そして、今、我々はこの後期について次により詳しく知ることになしよう。

第 I 期 (約八〇〇〇年～六五〇〇年前)

既述のような新しい文化の波が相次いで北海道の各地に拡がったことによってこの時代が始まる。狩猟より漁撈を主としたこの新しい生業形態に伴って、居住地は海岸や入江に面した台地が選ばれることが多かった。また、前期における数家族ないしバンドほどのまとまりを単位とした小規模な集団による漂泊的移住生活あるいはそれに近い生活に対して、この時代には、本住いの住居を置いた生活の根拠地をなす地域があつて、ほかに季節的に狩猟や漁撈のための一時的に仮設された簡単な住居に住う様式の生活になった。このような居住形態は後期を通して続いたが、その出発点はすでにこの当第I期においてであった。

この時期の住居のプラン(平面図)は円形またはやや長円形を呈している。このようなプランに従って掘りく

ぼめて堅穴式住居が構築された。狩小屋としては、より簡易な構造のものが平地の上に作られたものと思われるが、発見例がないので確証の限りではない。堅穴式住居内には、炉がある場合と、そうでない場合とがある。

居住地の安定とともに、墓地も長期間に亘って一定の地に定められるようになった。一般に後期の墳墓は、堅穴式墳墓と呼ばれるものである。そのプランは円形または長円形の場合が多く、墓坑はこの中を数一〇cmから一、二m数一〇cmほど掘りくぼめている。アイヌ期を除くならば、遺体は屈葬によって埋葬されるのが普通であった。この埋葬方法は、すでに当第一期からその明らかな様式を認めることができる。

さて、当期に入って、食生活にとってもっとも重要な生業となった漁撈については、さきにも若干ふれたが、その方法には網漁撈のほかにも次のような方法を考えることができる。すなわち、石器の中に銚としての機能を推測し得るような尖頭器があることや、前期においてすでに認められる石槍が盛んに用いられるようになったことなどを考え合わせるならば、刺突して獲得する漁法もあったことを憶測しないわけにはいかない。そしてまた、これらの漁撈には舟が用いられたことも当然であろう。

ところで、当期は、土器にもとづく時代区分に従えば、初期平底（尖底）土器時代にあたる。現在、北海道から発見されている当期の土器群には、前後関係を確認することのできるグループが、大別して2グループある。そのうち、より古い時期のものには、ほとんど文様らしいものをもたない土器群や、貝殻あるいはそれに代る工具によって整形されたり、文様の描かれたりした土器群が含まれている。すなわち、釧路地方で知られている大槲毛式土器（仮称）、東釧路工式土器、沼尻式土器など、あるいは、枝幸町岡島川尻遺跡の土器や網走市桂ヶ丘の土器などがそのなかまである。十勝地方では、あかつき式土器、下頃辺式土器、大樹式土器の一部などがそれであり、日高地方では田原A式土器やマウタサップ式土器がこの同じなかまに属する。札幌・苫小牧低地帯周辺では、虎杖浜式土器、上坂式土器、アルトリ式土器のほか、江別市坊主山、札幌市平岸坊主山、月形町中小屋新墾藤学園などの各地から出土しているものに類似のものを認めることができる。また、渡島半島では、住吉町式土

器、根崎式土器（仮称）、トノマ式土器（仮称）などがこの類に属するものである。この、渡島半島からの住吉町式土器のなかまは、道央・道東北部から出土の類似のものが平底であるのに対して、尖底ないし、特徴的な乳房状尖底を有するが、貝殻によって描かれた文様に関する限り、両者がまったく別の起源を持つものとは考え難いので、大きくは同一のグループに見なしてよからうと思われる。

これらに次いでこんどは撚紐をそのまま、あるいは編んだり、組んだり、棒に巻きつけたりして、土器面に押しつけ、もしくは、回転させる方法により文様を施こした土器群が現れる。すなわち、それらは、東釧路Ⅱ・Ⅲ式土器、浦幌式土器、苫別式土器、田原B式土器、タンネトウE式土器、幌岡式土器、梁川町式土器などである。これらのうち、浦幌式土器やこれに後続するほどの年代に位置づけられる東釧路Ⅱ式は、貝殻条痕を器面に明瞭に認め得るものが多く、特に浦幌式土器では口縁部だけに棒に撚紐を巻きつけて器面に押しつけた文様のほかは、ほとんど全面に条痕が施こされている。このことから、これらの土器が、初期平底（尖底）土器群のより古いグループとより新しいグループを結ぶものであろうことを推測することができる。また、石刃鏃と呼ばれている石鏃は、浦幌式土器に伴うものであるとともに、浦幌式土器と近い位置に編年されるであろう女満別式土器や常呂町朝日貝塚第一四類土器などにも伴う。

石器は、生業形態を知るにあたって重要であり、さきにもそのあらましを述べたが、前期までのものに比べて、ずっとその内容が豊富になっている。すなわち、接柄部が尖がらない柳葉形の薄い石鏃や石刃投法によって作られた石片を素材とした石刃鏃、両面加工の石槍や石銛、彫刻器、先端や一側縁あるいは全周縁に刃をもつ搔器、石錐、漁網用の打欠き式石錘、研磨による磨製石斧や石のみ、そして、これらを作り出すための砥石や石鋸、そのほか、粗工の礫具、凹石、手持石杵などいろいろな種類の石器が認められる。

付していえば、石刃鏃を含む石器群には、中形の円筒形多面体石核、それから剝離された一〇cmを越える石刃と呼ばれる剝片、さらに石刃に加工を加えたナイフ様の石器、両側縁の一部をえぐって柄部様の部分を作

した石片などのほか、擦切磨製石斧、装身具としての磨製石環なども伴なう。なお、この文化は石刃鏃文化とも呼ばれ、東部シベリアにおける文化との関連を認められている。

ところで、当石狩町にあっては、明らかに第Ⅰ期の所産であるとされるような遺物は発見されていない。厚田村古潭、月形町中小屋、新墾藤学園、札幌市白石、同平岸坊主山、江別市坊主山などの近隣の各地からその出土が知られていることから、当町においても、低地部や砂丘上からはともかくとして、高岡台地についてはその発見の可能性があるといえよう。

第Ⅱ期 (約六五〇〇年～四〇〇〇年前)

第Ⅰ期において、すでに後期を特徴づけるような重要な文化の大部分が獲得されたのであったが、それがさらに一段と変革を示して根をおろすのが第Ⅱ期である。

洪積世末からの漸次的な海進は、当期に至って、その頂点ともいえるべき時期を迎える。海水面の昇降に関しては、概要にも述べたように、地殻の動きや、沖積土の堆積や、火山灰の降灰、さらに、低地では泥炭層の形成などの諸現象が複雑にかかり合っているので、汀線の進退をもって一概に気候の寒暖と結びつけて考えることはできない。しかしながら、当期が現在の気候に比較して温暖であったことは、次のような点から推測することができる。すなわち、当期において形成された貝塚を構成する貝種の検討によってこれを知ることができる。その一例をあげるならば、東釧路遺跡の貝塚からは、現在本道においては函館地方のようなあたかい地方にしか棲息しないアカガイの貝殻が発見されている。

海進の頂点が当期に位置づけられるということは、すでに、網走湖、古釧路湾、さらに筆者らによる札幌・苫小牧低地帯などの地理学的あるいは考古学的研究によって明らかにされている。そして、少なくとも、海進の頂点時前後には、当石狩町の低地部分は水面下になっていたことが明らかであり、当然のことながらその地域は居

住地たり得なかつたはずである。また、紅葉山砂丘列については、それが孤立した小さな島状のものであったことを憶測するに難しくなく、また、おそらくは居住地としては適當ではなかつたらしい。しかし、高岡台地は、その端部が汀線もしくはその付近となることはあつても、海面下に没することはなかつた。この地域からは当期に属せしめられるものが発見されている。

当期に入つても生業形態に大きな変化は認められない。漁撈が主体をなし、ほかに貝類の採集、狩猟および植物採集によつて食料資源が確保されていた。漁撈には網漁法に加えて、石銚あるいは骨角製の刺突具を用いた単一個体をしとめる方法も盛んにとられたらしく、サケ、マス、スズキ、ブリなどといった魚類のほか、トド、イルカ、アザラシ、クジラなどの海獣をもその対象としている。

また、この時代になると、規模の大きい貝塚が海岸や入江に面した台地の居住地近くに形成された。貝塚は一般にゴミ捨場であるとの説明がなされていることが多いが、諸物に宿る靈的存在を他界へ送り戻すための場所としての性格をもっていたものと推測することができる。すなわち、そこは神聖な場所であつた。たとえば、東釧路遺跡の貝塚においては、数頭からなるイルカの頭部を口先を中心に向け放射状に並べて石器を添えた遺構や、貝塚に小さな穴を掘つてそこにトドの骨を埋めた遺構があり、また、貝塚に接しては人の墓地在接している。我々はこのような事実からして、往時の人々の靈的存在への信仰すなわち、アニミズムに触れることができるのである。アニミズムの信仰によつては、動物・植物を問わず、人間自身をはじめ森羅万象ごとく、人々の生活にかかわりをもつすべてのものに靈的存在が宿り、そのものの死あるいは破壊によつてその靈魂が自由になるものと考えられた。人間のみならず、獣類や貝類もまたその靈的存在を丁重な儀礼によつて他界へと送られたのであつた。

なお、北海道における貝塚についての以上のような解釈は、アイヌにおける信仰、すなわち、物送り（イ・オマンテ）の觀念についても相通する。

さて、当石狩町では、高岡台地に当第Ⅱ期の遺物が発見されている。すなわち、それは胎土に植物性繊維や撚紐を含む土器破片である。それらは栗沢町出土の加茂川式土器に同じものである。また、大量の石器が採集されており、それには石鏃、石槍、石撻、銛器類、石錐、打欠き式石鏃、磨製石斧、手持石杵などがある。

物質文化については、利器としての石器により、一層の多様化を知ることができるし、また、土器についても変化を認めることができる。当期は、土器による時代区分に従えば、円底・尖底土器時代にあたる。前第Ⅰ期の土器は、一部を除いては鉢形ないし深鉢形をなし、底が平らであったのに対して、当期の土器は、全体の形が半球形ないし彈頭形をなし、底が円かったり、尖ったりしている。この初期平底（尖底）土器群から円底・尖底土器群への推移の理由は、おそらく、一度により多くのものを煮沸する必要が生じたためであろう。しかしながら、この新しい器形が貯蔵に關しても有利になったとはいいい難い。器厚は前時期のものに比べて厚くなっているが、このことは平底のものより円底あるいは尖底のものの方が、より重量に対して強いということに關連しているかもしれない。

当期の土器に關して、さらに特筆すべきことがある。それは、土器作りの過程において、整形作業中に胎土の間に植物性繊維や撚紐などを挟入することである。土器の胎土中に植物性繊維が混入されている例は、第Ⅰ期土器群中にも知られているが、それが単に混入されたのではなく整然と挟入されるようになったのは、当期になってからのことである。また、当期に後続する第Ⅲ期の筒形土器群については、札幌・苫小牧低地帯以南に分布する円筒下層式土器に、その挟入されたものを認めることができる。しかし、これに後続する円筒上層式土器や、北筒式土器あるいは余市式土器などについては、それはより古く位置づけられるもののみに混入されているものがあるが、新しいものには消失している。

これら胎土に植物性繊維などを含む土器については、古く、山内清男によって注目され、繊維土器と一括呼称されているが、分布は北海道のみならず、関東以北にほぼむらなく分布している。

ところで、なぜ胎土にそのようなものを挟み込んだのかという理由については、いく通りかの見解があるが、筆者らは、焼成前の整形を容易にし、また、その後も壊れにくくするためであったとする見解を支持したい。観察によれば、当期における土器群に挟入される植物性繊維は、口縁部や胴部では口縁に平行、すなわち、横位にめぐらされていることがわかる。また、底部ではやや混乱の認められることもあるが、概してほかの部位と同様である。

挟入される植物性繊維は、手持石杵などによって潰されたものもあれば、潰されないままのものもある。また、撚紐の挟入される場合には、単なる撚紐のほか、漁網と思われる（網の結び目を含む。）断片が利用されることもある。その痕跡からは、明らかに紐の太さや撚り方、網紐の結び方、網の目の大きさなどを知ることができる。また、以上とは異なるが、尖底部の内面に黒耀石の小片を部分的に埋め込んだ土器も少数知られている。

さて、円底・尖底土器群の分布状況を述べておこう。道東に主な分布域をもつ朱円式土器、温根沼式土器、東釧路V式土器などの土器群は、主として棒に刻み目をつけた施文原体を器面に転がして付けられる回転押型文様がその外面全体を覆っている。また、その口縁部には貼付瘤や貼付帯の付されたものもある。以上に加えて、撚紐を回転させて施文された縄目文や、撚紐を軸に巻き、これを回転させて施文された文様（軸巻回転文）などが組合せをなす場合もある。道央から札幌・苫小牧低地帯には、静内中野式土器、加茂川式土器、日進式土器、茶呑場下層Ⅱ型土器などの土器群が分布するが、これらは縄目文や軸巻回転文が器面外側としばしば口唇部や口縁部内面にまでも施文されている。なお、道東部や道央、さらに札幌・苫小牧低地帯付近には、これらの土器群にやや先行して、半球に近い器形をもち、太い綱紐によって施文された綱文式土器が分布している。道南の渡島半島には、縄目文のほかに、撚紐圧痕文やコンパス文などの施文された、ほかの円底・尖底土器群に比してやや文様に多様性の認められる春日町式土器、トドホッケ式土器などが分布している。

これら円底・尖底土器群のそれぞれの形式に属するものの間には、地域差や若干の年代差が認められるが、こ

の点に關してはここでは割愛したい。

一方、石器については、前第Ⅰ期のものに比べて、手持石杵、凹石、敲石あるいは粗工の礫具などの石器が豊富になっている。また、前期から続いて使用されている石器についても、その形態により一層の分化を認めることができる。石鏃は柳葉形のものに代って、二等辺三角形をなすもの、あるいは、ほぼ二等辺三角形をなして基部にえぐりのあるものなど、無茎のものが主体を占めるようになる。石槍あるいは石銛、石鏃とは逆に、接柄部がよりしっかりした形態をとるものが多くなる。搔器には各種の形態のものがあるが、片面加工のえぐりによるつまみのついた縦長のもの（石篋、石匙、石匕などと呼ばれることもある。）が豊富になっている。

また、当期には骨角器も盛んに使用されたことが知られている。遺物として骨角器が発見されているのは、この時代以降のことである。骨角器としては、骨鏃、骨銛、刺突具、骨針あるいは骨製のヘアーピンなどが発見されている。なお、貝殻に簡単な加工を施した貝器も作られている。しかしながら、当町においては、まだ、骨角器や貝器の出土はしられていない。

第Ⅲ期

（約四〇〇〇年～三〇〇〇年前）

すでに前時期に始まった海退は急激なものではなかったと思われるが、この時代には、石狩川は古石狩湾あるいは古石狩潟、とでもいうべきものの狭ばまりに伴って、その河口を紅葉山砂丘列の外側に開いていたものと思われる。このような海退によって、人々はその居住地の移動を余儀なくされたこともあったものと思われる。そして、その多くの場合は、海を追ってより現海岸線の近くへと移動したであろう。

気温は前第Ⅱ期に比べては降下したが、それでも現在よりはやや暖かであった。

このような自然環境のもとで、人々は相対的には巨視的にみて、少なくとも前時代と同程度の安定度を得て生活していたものと思われる。生業形態には大きな変化は認められないが、漁獲の方法が変化した点を認めること

ができる。すなわち、前第Ⅱ期に使用されていた漁網が当期になって始めには滅じ、やがては認められなくなるようである。そして、その代りか否かは定かではないが、当期に至っては骨角製の銛、回転離頭銛、組合せ銛などの刺突器や、組合せ式もしくはほかの形式の釣針が認められるようになる。すなわち、当期においては、網漁が次第になされなくなり、代って、単一個体を狙う刺突や釣による漁法がより重要となったものと思われる。

当期も前第Ⅱ期と同じに大規模な貝塚が形成されたが、これを構成する貝種もまた同じくいろいろであった。貝塚の中にはまた、しばしば陸上動物の骨や牙が混っていて、狩猟の対象がどのようなものであったかを示してくれる。それらには、シカ、クマ、キツネ、タヌキなどのほか、大形の鳥類もしられている。さらに、貝塚からは、すでに前時期より認められている家犬すなわち家畜化された犬の骨や歯牙も発見されている。

住居はこの時期にあっても竪穴式住居が使用されていたが、それは炉を中央にもつ円形または多角形のプランをもつものである。

当第Ⅲ期は、土器による時代区分に従うならば、筒形土器時代にあたる。また、当期の文化は、とくに道西南部においては本州東北地方との関連を強く認めることができる。前第Ⅱ期末になると、土器は底がやや平たくなる傾向を示すが、当期に至って北海道に本格的な平底土器が現われるようになったのは、東北地方北半の円筒下層式土器文化の影響が及んだことによる。一方、道央や道東部の文化は、当期始めにはまだ第Ⅱ期の延長状態にあったものと思われる。しかしながら、次第に道西南部の文化の波はこれらの地方にも及んだ。

一般に当期の土器は底が平たく、口径と底径の差があまり大きくない筒形をなすものであり、それらには次のようないくつかの土器群が含まれている。

津軽海峡を隔てた東北地方北半と道西南部は円筒式土器の分布圏であるが、この土器群は、二大別して下層式と上層式とに分類されている。これら二大別された形式の各々はさらに細分されている。円筒下層式土器には、前第Ⅱ期の円底・尖底土器群にひき続いて植物性繊維の挟入が認められる。また、その内面は磨かれているもの

が多い。北海道における円筒下層式の古いグループのものは、楡川式土器、茶香場上層Ⅱ型土器などと呼ばれる。それらは外側全面に縄目文が付され、また、口縁部に一条の貼付帯が付されたり、数条の綾絡文がめぐらされたりしている。次のグループに属するものとしては、サイベ沢Ⅱ式土器があり、これと同種の土器は岩内町東山第二地点Ⅵ層、室蘭市ポンナイ第二地点Ⅷ層などからも出土している。それらは口縁部における文様帯が一条の貼付帯によって区切られている。胴部には縄目文のほかに、棒に撚紐がいろいろな方法で巻きつけられたものを回転捺させた文様（木目状の文様ほか）が施されている。さらに新しいグループに属するものとしては、勝山館Ⅱ式土器、サイベ沢Ⅲ式土器などと称されているものがあり、同種のものほかに、岩内町東山第二地点Ⅴ層や室蘭市ポンナイ第二地点Ⅵ層などからも出土している。なお、このなかまのものは、円筒下層式土器の終り近くのものである。

円筒下層式土器に次ぐ円筒上層式土器は、前者に比してより雄大な形を呈している。また、下層式土器のほとんどは平縁であったが、上層式土器は口縁の四個所に波状の高まりを有する。土器の胎土中に含まれる植物性繊維は、上層式土器については、狭入されたといえる状態ではなく、むしろ混入されたというべき状態からやがて消失の途をたどる。すなわち、上層式土器については植物性繊維を胎土に含ませる機能的意味が判然としなくなっている。第Ⅱ期を出発点とするこのような土器作りの方法がとられなくなった理由は明らかではないが、おそらくそれは土器作り技術の向上に原因があらう。

円筒上層式土器のより古いものは、勝山館Ⅲ式土器あるいはサイベ沢Ⅴ式土器などと呼ばれるものである。これらの土器は筒形の胴部とやや外反する口縁部に分かれ、胴部には結束あるいは結節のある撚紐原体を回転捺させた羽状の縄目文が主として施されている。一方口縁部には、擬縄貼付文が付され、その土をも含めて、棒に撚紐を巻きつけた原体による圧痕文や撚紐圧痕文などが施されている。次いで、十兵衛沢Ⅱ式土器、サイベ沢Ⅵ式土器などと呼ばれる土器群が続く。これらにおいては、口縁部の擬縄貼付文がより雄大となり、四

個所の波状の高まりはさらに大きくなっている。また、胎土の植物性繊維はほとんど消失してしまふ。

これらに後続する土器群、すなわち、円筒上層式土器の後半期の土器としては、サイベ沢Ⅱ式土器、見晴町式土器、中の沢式土器（仮称）などがあるが、このグループのものの器形は、もはや筒形とはいえぬようなものとなり、口縁部がやや外反し、胴部がふくらみ、また、多くの場合底部が外反している。口縁部の四個所の波状の高まりは、鋭い突起をなし、擬縄貼付文は退化したものとなる。また、半截竹管状の工具による刺突文や刻線文も施されるようになって、円筒式土器の終焉となる。

この円筒上層式土器の終末近くになって、札幌・苫小牧低地帯から道東北部に亘る地域に、多分に円筒上層式土器の後半期のものの影響を受けた北筒式土器が生まれる。

これまでは、北筒式土器が円筒式土器に編年的にも文化的にも相對するものであるとする考え方があったが、筆者らはここに、円筒上層式土器の後半期になってから北筒式土器が生まれたとする立場を支持することにした。

ところで、北筒式土器の出現より以前、つまり北海道西南部に円筒下層式土器の使用がなされていた頃に、北筒式土器の分布地域ではどんな土器があったものか疑問が生じるであらう。この点に関しては、おそらくは、第Ⅱ期のところで述べたものと大差のないものがあったものと思われる。また、この地域およびこの時期に、平底の押型文土器、例えば神居式土器とか多寄式土器あるいは刺突文の施こされた土器などをあてようとする考え方があがあるが、この点に関してはまだ検討の余地がありそうである。

北筒式土器もいくつかのグループに細分が可能である。東釧路Ⅵ群土器、常呂町朝日貝塚第六類土器、網走市大曲出土の北筒ⅡおよびⅢ式土器などが、北筒式土器群の中でより古く位置づけられる。これは口縁部がやや外反し、胴部が若干膨らみ、底部に至ってまたやや外反する器形を有する。その口縁は平縁のものもあるが、多くは四ないし一〇個所ほどに山形突起を有する。器面外側には、結束あるいは結節のある撚紐を回転押捺させた羽

状ないしは斜行の縄目文が施されており、口縁部には円形刺突文がめぐらされている。また、「押し引き文」あるいは「突引文」と呼ばれる連続した刺突文の付されたものも少なくない。この土器群は河野広道、沢四郎によって北筒Ⅱ式土器と呼ばれているグループのものであり、この種のもは札幌・苫小牧低地帯の西側以東に広く分布する。

これに次いで、同じく河野らによって北筒Ⅲ式土器と名付けられているものが、主として蝦夷山系以東に分布する。このグループのものは北筒Ⅱ式土器に比べて、より筒形に近く、器面外側には単節または複節の撚紐の原体を回転押捺させた斜行の縄目文が付されている。口縁部には縦に棒状の貼付帯が四個所に付され、さらにこれらに連ねられた横位の貼付帯がめぐっていたり、無文帯または擦消帯がめぐらされていたりしており、また、円形刺突文や類竹管文が付されているものも多い。

北筒式土器の末期のものは、縄目文が縦行に近くなっており、加えて口縁部に円形刺突文をめぐらすだけのものになる。なお、この種の土器の分布は、釧路地方に限られているようである。

ところで、北筒式土器の古いグループの土器には植物性繊維が含まれているが、観察によれば、それらには第二期の土器群や円筒下層式土器に認められたような挟入の状態では認められない。また、その状態は混入の状態ということができよう。そして、このことは胎土に植物性繊維が挟入されていた時期よりも後のことであつたものと思われる。このように考えるならば、また、既述のように胎土に植物性繊維を含ませる技術が第二期からの継続的な伝統であるとするならば、胎土に植物性繊維などがまったく含まれていない神居式土器や多寄式土器と呼ばれる平底の押型文土器を、北筒式土器と、これに先行する円底・尖底土器群の間に位置づけることは難しいといわねばならなくなるのである。

北筒式土器のうち、北筒Ⅲ式土器に至っては、それまでの植物性繊維に代って、大粒の砂粒が盛んに混入されるようになっていいる。

北筒式土器が円筒上層式土器の影響を受けながら変化をとげる過程において、札幌・苫小牧低地帯付近では、余市式土器と呼ばれるところの口縁部や胴部に横位に一条ないし数条の貼付帯の施された土器群が現われる。この土器文化はやがて次第に、それまで円筒式土器文化圏であった道西南部一帯にも広がっていく。

以上、当第Ⅲ期の土器群について概略を述べたが、石器については前時期より若干多様化した傾向があり、また、骨角器としては数種の銚や釣針などが用いられていた。

さて、当石狩町からは、第Ⅲ期の生活を物語るどのようなものが発見されているであろうか。

高岡台地や紅葉山砂丘列からは、円筒上層式土器とこれに伴う石器類が発見されており、また、北筒式土器の古いものや、余市式土器も発見されている。当町内ほどの地域において、このように第Ⅲ期を代表する三土器群の各々が出土しているということは興味深いことであり、このことからして、当期においてこの地がそれら異なる文化の接触地帯であったことを考慮することもできる。

第Ⅳ期 (約四〇〇〇年～二〇〇〇年前)

本州方面の文化あるいは北方の文化の影響が著しくなっており、また北海道における文化に大きな転換期が訪ずれ、当期に至った。

人々の文化生活は前時代に増して内容豊かとなった。その理由として一つには本州や北方大陸あるいは樺太方面からの新移民の影響を考へることができよう。また、そうではなかったにしろ、それら両方面からの文化的影響によるところは大であったものと思われる。

また、当期の出土遺物や遺跡からしては、物質文化についてのみならず、精神文化についてまで言及し得る点が少なくない。まず、墳墓に關していえば、前第Ⅲ期までについては、一定の地域に長期(数世代)に亘って形成されるような規模の墳墓群はまれにしか知られていない。これに対しては、当期に至っては数一〇基以上にも

及ぶ大規模な墳墓群が形成されている。当期前半の墳墓は、遺体埋葬後の覆土の上にケールン様の積石が配されたり、あるいは、墓壇のまわりに環状石籬（ストーン・サークル）や環状土籬を伴わせていたりする。当期後半の墳墓は、積石や環状石籬、環状土籬などの付属的構造とが作られていないが、墳墓群としての規模は以前とあまり変っていない。

当第Ⅳ期は、土器の時代区分の多形土器時代に相当する。この呼称のごとく、当期の土器は前時代のそれに比べてきわめて多様化している。すなわち、当期の土器には、深鉢形、浅鉢形などのほか壺形、四形、注口付、片口付、あるいは、台付などのものがある。また、これらのうちには酒器も含まれている。すなわち、往時には酒が作られていた。そして、一説には原料として雑穀類が栽培されていたことを考慮されているが、この点に関する確証はない。当期にはまた、これらの多様化した実用器物のほかに、日常必需的用途以外の目的によって作られた土器もある。すなわち、それは副葬用のものである。当期以前にも、副葬とか儀礼にあたって使われた器物はあったはずであるが、当時においてはまだ日常生活に使用されていたものがそのまま用いられていたものと思われる。

以上のように認め得る土器の変化とともに、石器についても変化を認めることができる。利器としての石器は、一般により精巧に作られた傾向がある。また、当期には両端に膨らんだ頭部を持つ大形両頭石棒や剣に似た形の石剣などの大形の石器も現われた。これら石棒や石剣は、当時に特徴的な石器であり、呪術もしくは宗教的な側面と深い関わりを有するものと思われる。

物質文化に関する多様化は、装身具や工芸品などによっても認めることができる。当期におけるそれらには、石製、土製、貝殻製、骨製、牙製などの管玉や切子玉、加えてコハク玉、垂飾具、滑車状耳飾（耳栓）、土偶、土板などがある。また、漆塗りの櫛や、織物の出土が知られているのは当期以降である。

以上のような諸点からして、我々は当期における文化が前時期の文化に比べてはるかに豊かなものであったこ

とを察するのであるが、その理由はおそらく、経済的安定度がより高まったためと思われる。当期においてもまた、食料源は漁撈に負うところ大であったが、これのみならず、もちろん狩猟や貝類採取、植物採集などにもよっていた。当期の生業としてはさらに、さきにふれたように、一説には焼畑農耕が考慮されている。焼畑農耕の可能性のあることは、酒類を作るために雑穀が栽培されたことを考慮し得ること、集落が大規模になり、居住地の安定性が高まったこと、数代ないしはそれ以上にも及ぶ長期に亘る墓地在形成されたこと、そしてまた、物質文化および精神文化の両面に飛躍的發展が認められることなどの諸点から考えることができるのであるが、このことを明らかにするようなより積極的な資料はまだ得られていない。

さて、土器による時代区分によれば、当第Ⅳ期は多形土器時代にあたる。当期の土器群は、前第Ⅲ期のものに比べて、器形の多様化したことのみならず、器厚が減じたこと、縄目文の目が細くなったこと、棒状あるいは篋状の工具による沈線文が、文様構成上より重視されるようになったことなどの詳しい点でも明らかな差がある。さらに、土器文様に関しては、沈線に区画された磨消文の発達をも認め得る。また、さきにも触れた点であるが、当期に入っては、その器種が多様化されたとともに、日常用のものと副葬用のものが分けて作られるようになった。この前者に比べて後者はより精巧に作られた傾向がある。

当期初頭の主に道西南部には、沈線文や磨消文、やや退化した貼付帯などを有する涌元式土器（仮称）、狩太町ニセコ出土の土器あるいはこれらに類するものが分布している。これとほぼ同じ頃もしくはやや遅れて沈線文と縄目文を組みをなす曲線文様、沈線の曲線文様などを有する入江式土器が、主として胆振地方の海岸沿いに分布する。これらの東北地方における大湯式土器あるいは十腰内Ⅰ式土器といわれる土器群に関連を認め得るものである。

これらに続いて、主として道西南部には、一括して野幌式土器と呼称されている土器群が現われる。このグループの土器は、口縁に平行して走る幾本もの沈線、これを切る縦の沈線、雲形沈線あるいはそれらに区切られ

た内部の磨消などによって特徴づけられるものであり、船舶上層式土器、手稻式土器などと称されている土器群はこの中に含まれるものである。加えて、突瘤文が施文されているものとして、幌泉町エリモ遺跡B地点の土器がある。

これらに次ぐ土器群としては、器面の外側に、その内側から外側へ向って棒状の工具で突くことによって作り出された突瘤文を有する堂林式土器、三石町ホロケや、泊村茶津二号洞穴から出土している土器群などがある。これらと同類のものは、また、常呂郡端野町一区や釧路市大築毛遺跡からも発見されており、このことからしてその分布が道東北部にまで及んでいることを認めることができる。

これらに続く土器群は、静内町御殿山式土器、茂辺地式土器（仮称）、栗沢式土器などと呼称されているものであるが、これらについては、それまでのものに比べて地方差が少ない。

当石狩町にあっては、第Ⅳ期前半の土器群としては、紅葉山砂丘列や高岡台地に接する地域から野幌式土器のなかまが出土している。なお、当町に続く紅葉山砂丘列の南西端近くには、すでに大場利夫、石川徹らによって調査がなされたところの手稻遺跡が位置しており、この遺跡もまた当期の所産である。

さて、当第Ⅳ期後半の土器は、再び東北地方や、道西南部を主要な分布域とする土器群と札幌・苫小牧低地帯周辺部から道東北部一帯にかけての地域を主要な分布域とする土器群とに大別することができる。そして、前者の地域においては、まず東北地方における雨滝式土器と同じ頃の上ノ国式土器があり、次いで大洞C2式土器が現われ、さらにはこれが大洞A式土器と同じ頃の日ノ浜式土器へと変遷する。

これに対して、札幌・苫小牧低地帯周辺部から道東北部一帯にかけては、日ノ浜式土器にほぼ時を同じくして、札幌・苫小牧低地帯にタンネトウI式土器と続いて大狩部式土器が、また、道東地方にはヌサマイ式土器とこれにやや遅れて釧路緑ヶ岡式土器が分布する。

第Ⅳ期の石器類については、そこに前第Ⅲ期との大きな違いを見出すことはできない。石鏃には、二等辺三角

形のものか有茎形のものなどいずれの形態のものもある。石槍、搔器ナイフなどは、前期に比べるとやや小形の加工の粗いものがみられる。また、主として墳墓から、その用途の明らかでない半月形の石器や異形の石器が出土したり、さきに述べたが、大形石棒や剣に似た形の石剣などもみつまっている。

第V期 (約二〇〇〇年～一二〇〇年前)

東北地方北半を除く本州以南では、西暦紀元前後に縄文式土器時代に終りを告げ、続いて、朝鮮半島を経由して大陸から稲作技術や鉄器、銅器などが伝えられたことによって、弥生式土器時代に入る。

北海道ではそのような新しい文化段階に入った地域からは僻遠の地にあっており、このためもあって、そうした文化の影響は強くは及ばなかった。また、北海道においては、往時の稲作にとって気温が寒冷すぎたためであらうか、その技術は導入されていないが、漁協や狩猟あるいは植物採集などによって、食料源は十分に確保されていたものと思われる。さらに、少なくとも我々が今日知ることのできる物質文化に関する資料の限りでは、当期における北海道の文化は前時期に比べてより一様化している。そしてまた、北海道の住民と東北地方北部や樺太南端あるいは千島列島の住民との交渉も、より一層進められたものと思われる。なお、当期に入つては、以上の諸地域における住民は民族的まとまりをなすまでに至つたかもしれない。

さらに北海道への文化の伝播について述べるならば、稲作農耕あるいは稲作以外であっても、漁獲にとって代るような農耕は、後期を通して採り入れられなかった。しかしながら、当期末頃には交易によって米が伝えられていたかもしれない。

一方、鉄を主とした金属器については、その伝播が稲作のように自然環境によって左右されることがなく、本州にやや遅れてではあったが、北海道でもこの期の始め頃から得られるようになった。また、それは石器に比べて柔軟であり、鋭い刃をもつ利点があったから、大へん重宝なものとされていたに違いない。

なお、北海道の当期における金属器、主として鉄器には、刃物のほか、容器も、木器あるいは骨角器製作のための加工具もあったことであろう。

このような金属器の導入は、まだ少なくとも当第Ⅴ期においては、量的にきわめて少なかった。従って、当期にはそれがほとんど石器や土器に代るまでには至らなかった。石器がほとんど使用されなくなったのは第Ⅵ期、土器が用いられなくなるのはさらに後の第Ⅶ期のことである。

さて、前第Ⅳ期末には、何らかの原因によって経済的行きづまりが生じたようであるが、当期には、程度の差はあったにせよ、これは一応回復されたものと思われる。また、生業に関しては、前時期とほぼ変わらず、依然として漁撈にもっとも比重が置かれていた。

当第Ⅴ期は、土器による時代区分に従えば、統多形土器時代にあたる。前期後半の土器は器形や装飾文様や焼成などに関して、きわめて良く発達した様相を示しているが、当期に至っての土器は、まず簡素化し、単純化している。道西南部には、大洞式土器に次ぐところの、そしてまた、その影響を残している恵山式土器が分布する。一方、道東北部には、前期のものに次いで興津（オコツ）式土器、前北式土器（狭義の意における呼称）などと呼ばれている突瘤文や燃紐の圧痕、縄文目などの施された土器が分布する。これらに次いでは、主として札幌・苫小牧低地帯附近に、文様の具象的に表現された後北式類江別A式土器や同B式土器が分布する。また、これに平行して道東北部には、後北式類北見式土器が分布する。このなかまに属するものは、知床半島チプスヶ遺跡や天塩地方からも知られている。当期中葉になっての土器の文様が抽象化され、あるいは、多様化されており、また器形にもやや多様化を認めることができる。その分布は全道的に広がっただけでなく、さらに本州東北地方や、樺太南部、千島列島などにも及んでいる。この時期の土器は後北式類江別（C₁・C₂）式土器であり、次いで同D式土器が現われる。これら後北式類江別C式土器や同江別D式土器の文様は具象の域を完全に脱した抽象的なものが多い。後北式類江別D式土器になると、文様の退化する傾向をうかがうことができる。このこと

は、土器に代る木器や鉄器の使用がかなり盛んとなったであろうことと関係があらう。

後北式類江別D式土器に次いで河野広道によって後北E式土器とか北大式土器と呼称されているなかまのものが、ほぼ全道をその分布圏としている。この土器の編年の位置は当期末から次の第Ⅵ期初期にわたる頃である。

石器に関しても、当期のものと前時期のものとを比較しては明らかな差を幾点か見出すことができる。第Ⅰ期から第Ⅵ期まではほとんど絶えることのなかったつまみ（柄部）のある搔器は当期には消え失せるが、初期にはその代りとしてのものであらうところのくつべら形の石器が現われる。また、石鏃、石槍、いくらかの種類の搔器、磨製石斧などの石器は、中期を経て末期に至ると粗雑化する傾向を示す。

このような利器としての石器の粗雑化は、さきにもふれたように量的に多くはなかったにしろやはり金属器が入手されたための結果であらう。ただし、石器から金属器への移行については、道西南部や札幌・苫小牧低地帯付近のごとく、より東北地方に近い地方における方が本州から疎遠の道東北部におけるより先行した。また、同じ頃に北方大陸から樺太あるいは千島列島を経由して本道に入った金属器もあったと思われるが、この点に関しては詳しいことは判っていない。

骨角器類は主として道西南部において、当期初頭に盛んに用いられていたが、それらも次第に金属器にとって代られていったようである。

一方、装身具は玉類を主としていろいろのものが用いられている。石製のもののほかに、当期後半には、ガラス玉も交易によって得れた。ガラス玉は主として北方大陸起源のものが導入されたらしい。

当町における、当第Ⅴ期の遺跡としては、八幡町小字聚富中島、八幡町字高岡四番地、矢白場三番地、生振村四五六番地、樽川村一四二番地などがある。これらから、出土遺物については第三章において述べる。

第Ⅵ期 (約二〇〇年―八〇〇または六〇〇年前)

当期初頭には、異民族が本道の居住民に優る鉄器文化を伴って北方と南方の二方向からほぼ同じ頃に渡来した。そして、本道の土着の文化は、それらによってきわめて強い文化変容を余儀なくされた。

南方からの文化は、すでに歴史時代に入っていたところの古代天皇制の体制下にあった和人が政治的意図によってもたらしたものか、あるいは、以前から東北地方に土着的に居住していた人々が、外圧によって北上して来たものである。しかしながら、その影響は本道の先住民にとって生業形態や社会的枠組が変えられるほどのものではなかった。また、南方から伝えられたものとしては鉄器のほか、土師器や須恵器などの古墳時代あるいはそれより以降に編年されている器物や、遺物として残存していることはまれであるが、木器、漆器類などがある。

他方、北方からの民族の渡来は、数度に亘ってなされたものと思われるが、その及ぶ範囲は初期には宗谷地方から日本海沿岸ぞいに石狩湾の付近まで至り、また、オホーツク海沿岸をも南下した。この新来民族の文化は、さらに後になるとオホーツク海沿岸から千島列島までにも至る。なお、この文化は「オホーツク文化」と呼ばれているが、海洋文化とも称されるごとく、その生業は海における漁撈や海獣狩猟に主きがおかれていた。また、このような文化の担い手達と本道土着民とはしばらくの間、相互に反目することはあまりなかったようであり、むしろ共存関係にあったらしい。しかしながら、当期末には、この渡来民族に対して、本道土着民の優勢をうかがうことができる。

当期になっての住居の構造は、これまでと比べて一段と変化を認めることができる。後期において、前第Ⅴ期までは、その発見例が少ないにしろ竪穴式住居の平面は一般に円形もしくは長円形をなしており、稀に不規則な五角形の例もあった。しかしながら、当期におけるものは、それらと大きく異なる様相をみせている。

後に述べる擦文式土器を用いた人々の竪穴式住居は、その平面外形が方形ないし角のやや丸い方形をなしており、その中央に炉が設けられている。また、壁には窯(かまど)が据え付けられており、さらにかまどには戸外

に通ずる煙道が作られている。このような形態をなす住居は、前第Ⅴ期まではなかった。かまどの構築は前時代の文化とは無縁であった。このような新しい住居構築の要素は、南方から土器作りの技術とともにもたらされたものであった。すなわち、その起源は本州における土師器を用いていた人々にあった。

また、オホーツク式土器を用いた人々の堅穴式住居は、その外形平面が古い時期のものにはほぼ円形をなす例もあるが、一般に六角形に近い形のものが多い。住居内には、コの字形の粘土の貼床で囲まれた炉がある例や、おそらく入口とは反対側に位置したであろう壁面に接して、祭壇のような場所が認められる例もある。

生業は相変らず以前と大差がなかったものと思われる。ただし、当期にあつては、擦文式土器を用いた人々の一部によって、初歩的な雑穀類の農耕がなされていたかもしれない。しかしながら、たとえそうであつたとしても、植物性食料源の大部分は、季節的あるいは定期的な採集によつていたであらう。

前第Ⅴ期後半から、利器の占める割合はきわめて少なくなる。擦文式土器を用いた人々は、ほとんど石器を用いなくなり、それに代えて鉄器を用いるようになった。当期において発見されている鉄器としては、刀子、小刀などがあるが、鉄製品は比較的腐蝕が早く、保存されにくいことを考え合せるならば、これらのほかにも幾種類もの鉄器があつたことを推測することは難しくはない。

さて、以上に述べたように、当期に南北双方からの外来異民族の渡来があつたことは、遺跡や遺物によつて十分に知ることができる。このうち北方からやつてきた人々およびその後裔たちが用いていた当時の土器に関しては、一括してオホーツク式土器群と呼称してよからうと思われる。それらは、古いものから順に鈴谷式土器江ノ浦B式土器↓幌別式土器へと移り、さらにこれに次いで、ソーマン状の貼付文（ソーマン文）の施された土器群が現われる。なお、北海道の北部海岸沿いの一部には、オホーツク式土器群の古いものがすでに当第Ⅵ期以前にも及んでいたようである。

これに対して、南方すなわち本州から本道へ至つた人々は、土師器や須恵器を用いた。それらを出土する遺跡

は、主として函館地方や札幌・苫小牧低地帯付近に分布している。

また、この南方からの文化の影響を受けたことにより、本道土着の土器文化は当期に至ってもまたも大いに変わった様相を示す。すなわち前第Ⅴ期末から当初初頭にかけて、北大式土器あるいはシュンクシタカラ式土器が生まれ、これらは次いで擦文式土器へと変遷する。北大式土器あるいはシュンクシタカラ式土器には、無文のもの、微隆起線文のあるもの、細かい縄目文と幾何学的な沈線文が組をなして施されているものなどがあるが、加えて、これらのほとんどいづれにも口縁部には一定間隔に施された円形刺突文がめぐっている。擦文式土器は刷毛目様の擦文だけが施されたものと、これに加えて幾何学的な刻線文が描かれているもの、さらに刻点列文がめぐらされているものがある。

擦文式土器を作り出し、そして、これを用いた人々は、人種的に第Ⅴ期におけるアイヌの直接の祖先達であった。おそらくは、オホーツク式土器の製作者達もまたそうであったものと思われる。

擦文式土器製作者達の文化については、本州文化の影響を物質的および精神的両面に強く受けていたようである。その精神的側面についての影響に関しては、とくにここに述べ得るほどのことは無いが、物質的側面に関しては、たとえば本州文化に起源を有する土師器や須恵器が擦文式土器に伴って発見されており、擦文式土器の浅鉢ないし皿形の土器の形態が土師器のそれに似せられているという点をあげることができる。なお、土師器は枝幸町や天塩町ほどの道北部にまで及んでいる。また、先にも述べたように、住居の平面外形が方形を呈するようになったのも、本州文化の影響によってであった。

さらに、当期になって新しく現れたものとして注目すべきものに、紡錘車がある。擦文式土器とともに住居址内から発見されるこの紡錘車は、普通には粘土を焼いて作られたものであり、円板形で、その側面が一方に傾斜している。また、その中央部には一孔が穿たれており、ほかの部分には文様の施されているものが多く、大きさは直経四一〇 cm 前後ぐらい、厚さは一四 cm 前後である。

当期の後半に至ってはまた、葬法に大きな変化が生じたようである。それまでの葬法は一般に屈葬であったが、当期後半の擦文式土器の使用者達のそれについては、墳墓が未発見のため知られていない。擦文式土器の使用者達の祖先である北大式土器の使用者達の葬法は屈葬であった。しかしながら、擦文式土器の使用者達のそれらはおそらく伸展葬に代ったのではなからうかと思われる。そして、伸展葬はこの頃よりアイヌ期を通しての葬法であったものと思われる。擦文式土器文化の担い手達の墳墓が未発見の理由としては、一つにはそれがアイヌにおける墳墓のごとく浅い竪穴式墳墓であったために、人体の腐蝕が早く起こり、そのために人骨が発見されにくいことによるかもしれない可能性がある。あるいはまた、そうでないとしたならば、擦文式土器文化の担い手達の墳墓は墓孔が掘られず、野辺の上に作られたかもしれない。加えて、アイヌが伸展葬をなしたこと、および、擦文式土器時代に本道に土師器や須恵器をもたらせた人々の影響を考えるならば、当期後半に伸展葬のなされたことは、少なくとも一応考慮されてよいことと思われる。また、当町内には擦文式土器に先行する北大式土器に底部に打孔の認められるものがある（第25図左）。このように底部に打孔のあるものは江別市坊主山遺跡の同時代の墳墓からも出土している。このように底部を打孔した理由はそのものの霊的存在を他界させるためであったものと思われる。アイヌの副葬品を破壊する考え方からして、そのように推測することは決して難かしくない。なお、同じ頃、主としてオホーツク海沿岸一帯に居住していたオホーツク式土器文化の担い手達の葬法は、屈葬が多く伸展葬の例は少ない。石狩町の当期の遺跡としては、生振村四五六番地、生振村四九〇番地、花畔村三〇〇番地がある。

第Ⅶ期 （約八〇〇または六〇〇年～一〇〇年前）

当期は北海道の先史時代の最後の時期である。その開始は土器が用いられなくなった頃とほぼ一致するものと思われる。

当期に至っては、本州からの侵入民族である和人が漸次に優勢となり、逆に本道先住民アイヌの勢力が衰退の途をたどることになったが、このことについては歴史的事実によっても明らかにされていることである。また、物質文化についてのみならず、非物質文化についても、序々にそして決定的にアイヌは和人への同化を余儀なくされていった。たとえば、物質文化に關していえば、本道先住民達の土器や石器は金属器、主として鉄器および鉄器によって作り出される器物に代った。

鉄器の使用の一般化によって、アイヌに特徴的な木器文化も生まれた。また、彼らの宝物とした漆器類は、和人との交易によって得たものであった。

なお、北海道アイヌとは、当期における本道先住土着民のことである。この人々による文化は、ほぼ純粹にあるいは孤立的に独自のものとはとうてい捉え難い。すなわち、アイヌ文化は幾つもの周辺の近隣民族の文化、中でも特に和人文化を収めていた。

当期の後半になると、考古学的資料に加えて、歴史的、民族誌的資料が豊富になるため、その文化様相は、前第Ⅵ期までのそれに比べてよりずっと明らかである。

生業は漁猟や植物採集のほか、和人によって伝えられたアワ、ヒエなどの雑穀類の農耕もおこなわれるようになった。しかしながら、農耕は、重要な生業とはならず、それによって食生活がかなりの程度補なわれるまでには至らなかった。しかも、当期に農耕のおこなわれた地域は、道西南部や日高地方のように北海道のうちでも比較的暖かな地方においてのみであった。

当第Ⅷ期の終りは、地方によりいくらか異なるが、函館地方を始め本州に近い諸地方では江戸時代後半であり、そして、全道的に当期が終るのは、明治の初め頃である。この時点をもって、北海道の先史時代は終わる。なお、ここ石狩の地もかつてはアイヌの地であったが、江戸時代に入り、次第に支配権を強めた和人は、やがてこの地をまったく和人の地と化してしまった。今日、アイヌ系住民のほとんどは北海道に居住し、その総人工

は一万数千人と推定されているが、このうち人種的な意味におけるアイヌは数百名程と思われる。また、現在ではアイヌ系住民の九〇数%が和人とアイヌの血をひく混血である。そして、今日では文化的に規定される民族としてのアイヌは存在しない。しかしながら、この日本において現在もなお、多数グループとしての和人は少数グループとしてのアイヌ系住民に対して、前者の後者に対する人種的偏見や差別行為についての問題を解決していない。この点に関して、和人は厳しく反省をうながされてしかるべきであらう。

第二章 遺跡と遺物

この章では、石狩町に所在する遺跡を個々に紹介することにしよう。

なお、地番の次に示した（ ）内は遺物の土地所有者、続く（ ）内は遺物の所蔵者である。また、地番の前に付した番号は、遺跡分布図（第1、2図）の遺跡番号に一致する。

1、八幡町字高岡九の沢（清水清一）（不明）

知津狩川の傍の標高七〇mほどの舌状台地端部付近から、石器類が採集されている。

2、厚田郡厚田村五の沢（嘉屋徳光）（五の沢小学校）

南西流する知津狩川に向つてのびた台地の端部から、石器類が採集されている。行政区画上は厚田村であるが、遺物が本町の五の沢小学校に保管されているので、一応記した。

3、八幡町字高岡地蔵沢（熊上松太郎）（熊上松太郎）

地蔵沼の北西二〇〇mほどのやや平坦な台地から、搔器、石斧などの石器類が発見されている。

4、八幡町字高岡五五二番地（藤岡進）（田中実）

北西に開く小支谷に面した台地上の耕作地から、直径九・五〜八・八cm、中央に径二・一cmの一孔をもつ、ド

1 ナツ形の環状石製品（環石）が発見されている。（第46、47図）

5、八幡町字高岡三三番地（三木要）（田中実）

知津狩川の支流に接する標高一〇mほどの台地北西斜面から、白っぽい石を利用した磨製石斧、ナイフ形の石器などが出土している。

6、八幡町字高岡二四七（竹永勇吉）（田中実）

古く、ストーン・サークル（環状石籬）様の遺構があったと伝えられているが、現存していない。また、土器の細片が発見されているとことであるが、その所蔵先は不明である。

7、八幡町字高岡五二番地（三宅徳一）（三宅徳一・田中実）

高岡台地の西端部に位置した現在畑地となっている付近から、昭和三十一年に土砂運搬作業中に、土器や石器が発見された。後、それらの遺物の所蔵者等によって、さらに表面採集が繰返されている。これらのものには、筒形土器時代後半期の余市式土器と同類のものと思われる土器の破片や有茎石鏃、搔器などが採集されている。また、森田知忠（「石狩附近の遺跡とその分布」『郷土の今昔』8一九五八・五によれば、地下二mから円筒式土器の破片が出土している。（第13図）

8、八幡町字高岡五二番地（三宅徳一）（田中実）

沢に面した高岡台地上の客土用土採場から、昭和三二年、その作業中に、環状の多頭石斧と呼ばれている石器が発見された。（第46、47図）

9、八幡町字高岡五二番地（三宅徳一）（田中実）

上述の地点遺跡番号8から南西に一〇〇mほど隔った台地上において、昭和三十三年、造田工事に伴って筒形土器時代の後半期に位置づけられる円筒上層式土器の破片や、石槍、ナイフ状の石器、搔器などの石器類が発見された。現在、当地点は水田となっているので調査は難しい。（第12、34図）

10、八幡町字高岡八九番地（岸部福雄）（田中実）

上述の地点（遺跡番号9）から、さらに南東へ二五〇mほど隔ったあたりにおいても、昭和三十二年の客土工事に伴って、円筒上層式土器、余市式土器の破片が発見されている。

11、八幡町字高岡二四番地（中東静）（田中実）

上述の地点（遺跡番号10）と、現在貯水池となっている小支谷を挟んで相対する南側の台地端部から、円筒上層式土器の破片、有茎のものを含む石鏃、打欠き式石鏢、磨製石斧、有柄縦形搔器などが出土している。

森田知忠（前出）によれば、当地点および遺跡番号10の地点にかけて、余市式土器破片、黒耀石製石鏃、石匙などが発見されている。

12、八幡町字高岡二八九番地の一、二（竹中豊作）（田中実）

黒耀石によって作られた両頭石槍が出土している。（第35図）

13-a 八幡町字高岡五三番地（伊藤保）（伊藤保）

高岡台地南端部の標高一八mほどの畑地から、深土耕がなされた際に、少量の土器破片と多くの石器類が地表に露出した。それらは、円底、尖底土器時代の加茂川式土器に対比される土器破片、円筒上層式土器末期の破片、搔器類、打欠き式石鏢、手持石杵、磨製石斧、石片などである。（第7図）

なお、当地点および次の遺跡番号十三-bなど数箇所は、昭和三十年に河野広道によって簡単な調査がなされている。また、森田知忠（前出）によれば、円筒上層式土器破片、磨製石斧、手持石杵などが発見されている。

13-b 八幡町字高岡五七六番地（伊藤保）（伊藤保・田中実）

上述の地点（遺跡番号13-a）の南側は、高岡台地よりは数m低く、また、聚富川の氾濫原よりは若干高いといった、低い台地となっているが、ここから円筒上層式土器破片、石器類が発見されている。（第8、12図）

14、生振村二四〇番地（伊藤清）（伊藤清・田中実）

旧垂麻倉庫の南、高岡台地の標高一八mほどのところは、畑地として利用されて以来七十余年になるが、その間、多くの土器片や石器が耕作の障害になるといふ理由によつて、近くの沢へ捨てられていた。後、石狩町郷土研究会会員はこのことについて知らせを受け、現場を調べるとともにその沢をも調査し、多数の遺物を収集した。現在も耕作のたびに多々遺物が地表面に現われる。ここでは円底、尖底土器時代の土器破片や円筒上層式土器破片のほか、石鏃、石槍、石銛、各種の搔器類、打欠き式石鏹、手持石杵、磨製石斧、石のみ、粗工の礫貝、石片などが非常に多く出土している。(第26、33、36、37、39、41、49図)

森田知忠(前出)によれば、円筒上層式土器破片、黒耀石やチャート製の石鏃、石匙打欠き式石鏹などが発見されている。

15、八幡町字高岡八二番地(森本竹次郎)(田中実)

高岡台地と聚富川に挟まれた草地から、造田工事に伴つて円筒上層式土器およびこれに後続する中の沢式土器(仮称)、野幌式土器の古いグループのものなどの破片、石鏃、石槍、手持石杵などが発見されている。

(第10、13、17、18図)この地点も森田知忠(前出)によつて調査され、黒耀石製の石鏃が発見されている。

16、八幡町字高岡九〇番地(小笠原幸雄)(田中実)石狩高岡の台地をはずれた、標高八mほどの高岡地区への登り口のすぐ左手に位置する。ここでのものは、昭和三十一年の造田工事に伴つて発見された。その上層部からは野幌式土器破片やこれにくらか先行する土器破片、下層部からは円筒上層式土器破片がそれぞれ出土する。量的には野幌式土器がもっとも多く出土している。石器には黒耀石によつた搔器があり、このほか石片も多く発見されている。(第15、16図)

17、八幡町字高岡九〇番地(紺田義雄)(田中実)

上述の地点(遺跡番号十六)の南西一〇〇mほどのところに所在し、同様に造田工事によつて発見された。野幌式土器破片や多形土器時代末期に位置づけられる土器の破片などが発見されている。(第17、18図)

18、八幡町小字聚富中島(国有地)(田中実・鰐目幸次郎)

衆富川沿いの砂地に所在する。この遺跡は昭和二十九年の用水路工事に際して、その工事作業員らが完形に近い壺形土器を発見したことによって知られた。その後、石狩町郷土研究会会員によって調査がなされ、数個所に竪穴式住居址様の窪みが確認された。また、そのうちの一個所からは、小円礫で囲んだ六〇×四五cmの炉址様の遺構も発見された。ここからはまた、多形土器時代末に位置づけられる大洞A式土器、類釧路縁ケ岡式土器、大狩部式土器などの完形品や破片、磨製石斧、石片なども発見されている。

なお、昭和三十七年、大場利夫が巡検によってこの地を訪ずれている。(第4、6、13、15、16、18、20、22図)

19、八幡町字高岡六四番地(石崎秀五郎)(田中実・石崎秀五郎)
衆富川沿いの砂地に位置する。その発見は砂丘の切断作業中に遺物が出土したことによる。その遺物は多形土器時代後半期の土器片である。

また、当地点より北西に少し離れたあたりに後北式類江別A式土器直前の土器片を出土した地点があるがはっきりしない。(第24図)

20、八幡字高岡四四七番地(鉾井伝吉)(尾崎鹿雄)

戦前に土地所有者であった尾崎氏が、当時耕作中に人骨や玉類を発見した。この遺跡はアイヌの墳墓であったかもしれない。

21、八幡町字高岡四四七番地(鉾井伝吉)(不明)

上記(遺跡番号二〇)に続く地域一帯は、以前から「アイヌ墓地」と呼ばれていた地域である。

22、八幡町大字若生一番地の二(細川宏)(田岡克介)

採草地内の排水溝開削工事中に土器破片が発見された。

23、生振村北七線三七八番地(出塚善太郎)(不明)

草地の畑地への切替工事に伴って、磨製石斧が出土した。

24、生振村北十一線六九四番地（美登位）（後藤文司）（不明）

当遺跡は紅葉山砂丘列の北東端、石狩川の北側に残っている標高十四mほどの台地上に位置する。ここからは磨製石斧一個が発見されている。

25、矢臼場三番地（船場）（林三津男）（田中実）

石狩川に接する低地であるため、増水時には浸水地域となることが多い。現在ここは温床の砂採場として利用されている。また、ここからは後北式類江別C式土器、同D式土器の破片が出土している。この付近は、古くはアイヌ墓地であったと伝えられている。

26、矢臼場（横田洋）（高木憲了・田中実）

耕作地より野幌式土器、類釧路縁ケ岡式土器、大狩部式土器、後北式類江別D式土器など、多形土器時代から統多形土器時代にわたる数形式の土器破片が出土している。また、磨製石斧、石片も発見されている。（第17、

23図）

27、生振村四五六番地（吉田光義）（石狩町教育委員会・前川道寛）

当地点は旧石狩川の氾濫原の床より一段高い標高五mほどの、石狩川によっては浸蝕されなかったところに位置する。ここからは、統多形土器時代終末のシュンクシタカラ式土器に類するものの破片（第25図右上8片）シュンクシタカラ式土器に同類の北大式土器（第25図左）土師器の坯の影響の強い土器（第25図右下）が出土している。

なお、このうち北大式土器（第25図左）には底部に打孔があるが、この土器は副葬品にされたものであろう。当町以外の同時代の墳墓からこのような土器が出土している例がある。

28、生振村三線北四番地（児玉光之）（春光寺）

昭和二四～二五年の造田工事の地ならし作業中に遺物が発見された。現在ここは水田となっており、調査は難しい。ここからは、古いグループの北筒式土器の破片や、尖頭器、石錐、磨製石斧などが出土している。

29、生振村三二四番地（小島光之）（不明）

当地点は三線道路に沿う排水溝が東に折れる付近に位置する。ここからは北筒式土器および余市式土器の破片が採集されている。

30、生振村三七〇番地の二、三（吉田円吉）（吉田円吉・小原勝裕）

明治二十七年、愛知県からの移民として吉田氏が入植以来、今日まで耕作などの折に、地下二〇cmほどのところから野幌式土器や静内御殿山式土器の破片をはじめとする数多くの遺物が出土している。また、排水溝掘削工事に伴っては、地下五〇〜七〇cmのところから石棒が出土している。石棒はこれまでに完形のもの一点のほか、頭部破片三点も発見されている。このほかに、石鏃、搔器、磨製石斧、それに数個の黒耀石の円礫なども出土している。

なお、この遺跡は、札幌光星高校社会科学部によって、幾度か調査がなされている。

また、藤本英夫によって「北海道石狩町出土の石棒」（『考古学雑誌』第五三巻第四号昭和四十三年三月）として紹介されている。（第43、45図）

31、生振村三二七番地（梅本鶴松）（小原勝裕）

生振三線の神社の西方の砂丘上に位置する。遺物の発見は、耕作によって地表面に現われたことによる。遺跡の保存状態はよくない。北筒式土器破片、野幌式土器破片、石鏃、石槍、磨製石斧などが出土している。

32、生振村二七七番地の二、三（岩田清）（岩田清）

昭和四十年、南一号道路工事と温床用の土採り作業中に埋葬人骨が発見された。その葬法は東頭位の仲展葬である。また、人骨には副葬品であろう太刀一本、マキリ一本が伴出している。なお、この人骨はアイヌのものであり、現在、札幌医科大学解剖学教室に保管されている。

33、生振村七線南二号

当遺跡は紅葉山砂丘列の南側道路沿いに位置し、土器が出土している。

34、生振村二線南二号

当地点は南二号道路に面した砂丘上にあり、河野広道ノートによれば、手持石杵が出土している。

35、生振村六線南二号

この地点は、上述の地点（遺跡番号三四）と、南二号道路を隔てた南側に位置し、河野広道ノートによれば土器片が出土している。

36、花畔村一二八番地（谷口甚作）（高木憲了）

土木工事に伴う土砂採取作業中に、崩れた斜面から円筒上層式土器破片、石鏃、搔器、石槍などが発見されている。

なお、藤本英夫（前出）によって報告されている敲打によって調整された石棒は、当地点の付近から発見されている。

37、樽川村一五五番地（猪股信一）（田中実）

昭和三十二年頃、畑地の一部に温床畑を設けた際、多形土器時代後半の土器破片が出土した。

38、花畔村一番地の一三、一番地の一九（畑山留吉）（高木憲了）

畑山氏宅傍の砂丘上から、円筒上層式土器破片、石鏃、磨製石斧などが発見されている。現在、ここはブルドーザーによって整地作業がなされたため壊滅した。

39、花畔村一番地（不明）（河野本道）

河野広道ノートによれば、昭和八年秋、この地点から円筒上層式土器が出土したとされている。河野広道によって、円筒上層式土器の出土地として「茨戸」とされているのはこの地点である。（第8、9、42図）

40、花畔村（品川清）（札幌西高郷土研究部）

この遺跡は、昭和四十二年に札幌西高郷土研究部によって発見された。また、同研究部では同年十一月十一、十二日にこの地点を発掘調査した。この調査による二×一六cmの試掘溝とその拡張区からなる発掘溝によつては、墓孔と推定される円形のピットがいくつか発見された。このうち、その内容の比較的明らかな三基のうちの二基から、ピットの上面にベニガラで装飾された台付鉢形土器二点および土器破片、石器などが出土した。また、その墳底からは二等辺三角形を呈する逆刺石鏃二点、磨製石斧一点が出土し、かつ、ベニガラが薄いやや密に散布されていた。ほかの二基のピット内からは、多くの炭化物が出土しており、その一方からは土器破片も出土している。さらに、発掘溝からはこのほかに石鏃、尖頭器、磨製石斧、石錐、搔器、刃器などが出土している。

また、遺跡の発見された表面調査の際にも、双口土器やいくつかの土器片が出土している。

調査結果（札幌西高等学校郷土研究部『石狩町花畔上花遺跡（仮称）発掘調査概報』昭和四十三年一月）によれば、この遺跡は、多形土器時代終末のタンネットウL式土器あるいは大狩部式土器の時期に形成されたものと判断されている。

なお、調査者によつて、当遺跡は「上花遺跡（仮称）」と命名された。（第21図）

41、花畔村

当遺跡は、上述上花遺跡（遺跡番号四〇）の南西の一五〇mほど隔った砂丘上にあり、土砂採取作業中に手杵様の土製品が発見された。この出土品は柄部に一孔を有するものであり、その孔はおそらく紐を通したところと推定される。（第51図）

42、花畔村

この地点は、上述の遺跡（遺跡番号四一）よりさらに南西へ二〇〇mほど隔った砂丘上にある。ここからは円筒上層式土器や野幌式土器の破片が発見されている。

43、花畔村一番地の一三〇（川上勝）（鰻目幸次郎）

当地点は紅葉山砂丘列の、傾きのゆるい北斜面にあり、かつて石棒一点、磨製石斧三点が耕作中のプラウにかかって発見されたことがある。しかし、現在ここは水田となっており、すでに上部の包含層と推定される砂層が除去されてしまっているので、調査は不可能である。また、この付近から野幌式土器の破片が採集されている。

44、花畔村一番地の二七（品川清）（高木憲了）

当遺跡は砂丘に囲まれた湿地の東側砂丘上に位置する。ここからは毎年の耕作時に、筒形土器時代末期の土器破片や、野幌式土器、大洞A式または、A式土器に類するもの、大狩部式土器、恵山式土器、後北式類江別C2式土器などの破片、有茎または二等辺三角形の逆刺石鏃六点、磨製石斧四点、搔器三点、石錘一点、敲石と思われる乳棒状の石器一点などのほか砥石、石片などが出土している。また、土偶の脚部と推定される土製品も一点出土している。（第10、11、17、20、46図）

45、花畔村一番地（不明）（不明）

河野広道ノートによれば、昭和二十五年四月に前北式群土器時代の墳墓群の存在が確認されている。

46、花畔村一番地の五五（松浦外吉）（高木憲了）

この地点は紅葉山砂丘の南西斜面の畑地に位置する。ここからは、北筒式土器破片、磨製石斧四点、石槍一点、手持石杵一点などが採集されている。（第10、11図）

47、花畔村（木瀬）（高木憲了）

当地点も砂丘上に位置する。ここでは円筒上層式土器破片が発見されている。

48、花畔村二三〇番地（福田藤男）（小原勝裕・高木憲了）

砂丘上の牧草地の一部であった当地点をかつて畑地として耕作した際、円筒上層式末期の中の沢式土器（仮称）の破片、北筒式土器破片、多形土器時代の土器破片、石鏃二点、石槍二点、搔器三点、石製の玉四点、磨製石斧三点、砥石、石片などが出土した。

また、昭和四十年七月、札幌光星高校社会科研究部によって、簡単な調査がなされている。(第18図)

49、花畔村五七八番地(内外緑地株式会社)(高木憲了)

この地点は南六線と南七線の間、砂丘上に位置する。ここからは恵山式土器破片、石鏃一点、尖頭器二点、搔器一点、磨製石斧四点などが発見されている。

50、花畔村五七八番地(内外緑地株式会社)(高木憲了)

この遺跡は南七線道路沿いの原野と水田の境界域となっている砂丘上に所在する。また、現在ここは畑地として利用されている。ここからは恵山式土器破片、石鏃、石槍などが発見されている。

51、花畔村二四七番地(川上照次)(高木憲了)

住宅建築に伴う土台工事中に、釧路緑ヶ岡土器に類するものの破片、恵山式土器破片、石鏃、搔器、磨製石斧、砥石などが発見された。

52、花畔村二四七番地(川上照次)(小原勝裕)

デントコーン畑の盛土作業中に、恵山式土器の破片、後北式類江別式土器の破片、石鏃十五点、搔器一点、磨製石斧二点などが発見された。

53、花畔村三五九番地(内外緑地株式会社)(小原勝裕)

当地点は六線道路によって切られた南側の砂丘上に位置し、恵山式土器破片、石槍、有柄搔器などが発見されている。また、この遺跡は昭和三十八年三月、ブルドーザーによる宅地化のための整地作業によって発見されたが、同時に、この作業のため遺跡は壊滅してしまった。

なお、この付近一带は、かつて「アイヌ屋敷」と呼ばれていた。

54、樽川村一四二番地(松坂有祐)(町立南線小学校)

昭和三十七年五月、水田に隣接する原野の当地点から、恵山式土器破片、石斧三点が発見された。

また、この遺跡は昭和四十二年九月十六日～十八日に藤本英夫によって調査がなされたが、その概報が倉谷泰賢によって報告されている。（「石狩町紅葉山三三号遺跡概報」『北海道の文化』十四、昭和四十三年三月十五日）。それによると、墓壇とみられるピット二基が発見されており、遺物としては、多形土器時代終末に位置づけられる土器破片、恵山式土器破片、尖頭器、太い柄のナイフ、搔器、石斧、砥石、剝片などのほか、コハク玉もみつかっている。（第17～20、53、54図）

55、樽川村二九九番地（松坂有裕）（高木憲了）

この地点は紅葉山砂丘列の東南面する傾斜地の低地近くにある。また、現在この地点は牧草採取地として利用されており、遺跡の保存状態は比較的良好であろうと思われる。遺跡の発見は昭和三十一年六月、高木憲了によってなされた。ここでは野幌式土器、恵山式土器の破片、石鏃、磨製石斧、搔器などが採集されている。また、昭和三十一年七月（当町教育委員会の遺跡台帳によれば昭和二十九年六月）に、当時の土地所有者であった高田五郎氏によって、長さ一六・五cm、幅三・三cmの軟石製の石棒が発見されたが、その所在は明らかではない。なお、当遺跡は、高木によって「紅葉山9号遺跡」（『北海道人類学協会通信』41. 1968. 6）として公けにされている。（第52図）

56、樽川村三〇五番地（佐々木存）（高木憲了）

昭和三十年、当地点のある草地内で牧舎を新築工事中に、恵山式土器破片、後北式類江別A式土器の破片、石鏃三点、石槍一点、磨製石斧七点などが発見された。

57、樽川村

この地点は砂丘を縦貫する道路沿いの砂丘上に位置する。ここからは、後北式類江別C式土器の破片が発見されている。

58、生振村（生振神社裏）（不明）（高木憲了）

生振神社の裏手から、筒形土器時代の平底土器底部を含む土器破片が出土している。また、付近からは、多形土器時代の土器破片、磨製石斧、打製石斧状石器、剝片石器、石片などが出土している。

59、花畔村三〇〇番地〔石狩工業団地〕（石狩開発株式会社）（田中実）

筒形土器時代余市式土器の胴部、底部破片が発見されている。また、擦文式土器破片が採集されているともいうが実見していない。

60、生振村四九〇番地（細川忠）（田岡克介・田中実）

当地点は北九号沿いの排水の南側草地に位置する。ここから北大式土器破片および北大式土器に近い浅鉢型の完形土器が出土している。

61、花畔村二九四番地（佐藤省吾）（佐藤省吾）

北線道路と手稲街道の交点の南側の排水中から、動物を模した土偶が出土している。

62、花畔村九六番地（福本正兵）（高木慇了）

遺跡番号三九地点の北側の砂丘上に位置する当地点からは、円筒上層式土器破片、多形土器時代初頭の土器破片が出土している。（第10、14図）

石狩町の遺跡

○印は土器によって推定された時期
 △印は石器によって推定された時期
 ●印は遺構などによって推定された時期

石狩の先史時代

Ⅶ	Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	地 域	遺跡 番号	Ⅶ	Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	地 域	遺跡 番号
●							砂丘上	32								高岡台地	1
							"	33								"	2
				...	...		"	34								"	3
							"	35								"	4
							"	36								"	5
			○				?	37			...	...				"	6
				○			砂丘上	38					○			"	7
				○			"	39								"	8
			○				"	40					○			"	9
...	...						"	41					○			"	10
			○				"	42					○	△		"	11
			○○				"	43					△			"	12
			○○	○			"	44					○	○		"	13-a
			○				"	45					○			"	13-b
				○			"	46					○	○		"	14
				○			"	47				○	○			"	15
				○			"	48				○	○			その他の 低地	16
			○				"	49				○○				"	17
			○				"	50			○	○				"	18
			○				"	51				○				"	19
			○				"	52	●							"	20
			○				"	53	●							"	21
			○				"	54								"	22
			○○				"	55								"	23
		○	○				"	56			○					砂丘上 その他の 低地	24
		○					"	57			○					"	25
				○			"	58			○	○○				"	26
?				○			"	59			○					"	27
		○					その他の 低地	60					○			"	28
							"	61					○			"	29
		○		○			砂丘上	62				○		○		"	30
												○				"	31

以上の当石狩町に所在する遺跡は、地域的に次の三グループに大別することができる。その第一のグループに属する遺跡は、高岡台地とその端部に所在する諸遺跡、第二のグループに属する遺跡は、石狩湾に平行して南北—北東方向に走る紅葉山砂丘列上に所在する諸遺跡、そして、第三のグループに所属する遺跡は、石狩川の氾濫原を含む低地の部分に所在する諸遺跡である。また、第一のグループに属する遺跡としては遺跡番号一—一五番までの諸遺跡、第二のグループに属する遺跡は遺跡番号2432—36、38—59—62番の諸遺跡、第三のグループに属する遺跡は遺跡番号16—23、25—31、60、61番の諸遺跡である。次に、遺物の年代的位置づけを、これらの各地域ごとに検討してみよう。

第一のグループに属する遺跡には、時代の明らかな遺物の出土している遺跡が九個所ある。それらの遺跡のうちには、第二期のものとして胎土に植物性繊維あるいは撚紐を挟入した痕跡のある土器片を出土する遺跡が二個所知られている。なお、この土器は空知郡栗沢町出土の加茂川式土器と同種のものである。また、このほかに、当期のものとされている石器類を出土する遺跡が一個所知られている。さらに、この地域より出土している石器類の一部については、第一期のものかもしれないものもある。第三期の遺物は八遺跡から、第四期の遺物は二遺跡以上から発見されている。不明のものを除けば、この地域からは以上のほかの時期のものは見つからない。なお、遺跡の数を各期別に合計すると地点別の遺跡の数を越えるのは、重複遺跡があるからである。

第二のグループの遺跡の所在する地域内において、時代の明らかな遺物の出土をみている遺跡は二四遺跡である。この地域には、第一の地域におけるような第二期あるいはそれ以前の遺物を出土する遺跡は、まったく知られていない。第二のグループの遺跡のうちには、第三期のものを出土する遺跡が一一遺跡、第四期のものを出土する遺跡が八遺跡、第五期のものを出土する遺跡が三遺跡、第六期のものを出土するといわれる遺跡が一遺跡、そして、第七期とされる遺跡が一遺跡以上ある。

第三の地域内には時代を明らかにすることのできる遺跡が十四遺跡知られている。この中で、第三期のものを

土する遺跡は四遺跡ある。それらは遺跡番号16、28、29、31番の各遺跡であるが、16は高岡台地端部直下の標高5mを下らないところに位置している。また、28、29、31は、いずれも生振村に所在しており、これらの遺跡も標高5mを下らないところにある。また、これら三遺跡は紅葉山砂丘列に並行して隣接する約2kmほど海岸よりの砂丘上にあるようである。なお、このように、第三の地域における第三期の遺跡は、これまで知られている例に関する限りでは標高5mよりも高い位置にのみ認められ、これを下る低地部分には所在しない。さらに、当地域内の第四期の遺跡は7遺跡、第五期の遺跡は五遺跡、そして、第六期の遺跡は二地点（地点は二つであるが、これらは一遺跡のうちに含まれるであろう）ある。

さて、以上のようなことから、さらに次のようにいうことができる。

第一章でもふれたように、以上の三地域のうちで、もっとも早くから居住地として利用された地域は、我々がこれまでに知り得る限りの資料からすれば、第一の地域である高岡台地である。次いで居住地として利用された地域は第二の地域である紅葉山砂丘列であり、第三の地域である低地部はその最後の地域である。

また、当町でもっとも古く位置づけられる遺物は第二期のものであるが、それらはいずれも第一の地域から発見されており、他の地域からは見つからない。第二期には海進の頂点を迎えたこともあって、ほかの第二、第三の地域は、水面下にあつたり、あるいは、陸地であつたとしても居住地としては適さぬ土地柄であつたのであろう。

次いでは第三期についてであるが、当石狩町内からは、第三前半に編年づけられる資料はなく、円筒上層式土器、北筒式土器、余市式土器などいづれも第三期後半の資料しか発見されていない。ところで、その分布域についてみると、第一のグループの地域、第二のグループの地域、および第三のグループの地域に及んでおり、また、それらの遺跡の標高からして、往時の汀線は標高5mよりやや低いところにあつたものと判断することができる。従つて、この時期には前時期と比べ居住地域がかなり広がっていることが判る。石狩川は既に紅葉山砂丘

列の北部を切つて流れ、また、この砂丘の南西部は発寒川などによつても切られていたかもしれない。しかし、これらの河川は季節的には荒れることがあつても、人々にとつて障害になつたというよりは、むしろ交通路としての役割をより強く担つていたものと思われる。また、このためもあつたからであろうが、札幌市手稲町―紅葉山砂丘列―石狩町高岡を結ぶ地域は、第三期以降第六期あるいは第七期までも、人々が一路として結んでいたところであつたものと思われる。

第四期には、主として第三の地域と次いで第二の地域により多くの遺跡が発見されている。これらのうちいくつかの遺跡は明らかに墳墓遺跡である。そして、これらの墳墓遺跡の所在する紅葉山砂丘列上や聚富川沿いの砂丘地域付近は、居住民としてもまた以前に比べて、より選択されるようになったものらしい。この地域における往時の人々の生業は、狩猟というよりは漁撈であつたものと思われる。また、おそらくは漁撈は鮭鱒を主な対象としていたものと思われる。

第五期の遺跡の数は前時期より発見例が少ない。このことは各時期の長さの異なることを考慮するならば、また、未発見遺跡がどれだけあるかが判らないので、必ずしも居住人口が減少したことにはならない。しかしながら、この時期に入つては、おそらく、生業とくに漁撈に行きづまつたため、人々はより適した地域へと移動したものである。そして、この移動したであろうという仮説は、次の第六期の遺跡がきわめて僅かにしか発見されていないということから補強されるであらう。

この点に関して、多少危険な推測かもしれないが、石狩川を二〇数kmほど溯つた江別市坊主山に、第四期末から第五期を通じて第六期初頭にまで亘る大規模な遺跡が形成されていることから、この付近が新たに漁撈や居住のための地として選ばれたのではないかと思われる。

第六期に編年される遺物は、唯一遺跡からしか得られていない。

次いで、第七期に関しては、墓地在二個所に発見されている。しかし、それらは和人との接触後のものである

か、あるいはそれ以前のものであるか不明である。なお、当町内における和人と接触する以前のアイヌに関しては、以上のほかにそれを知る資料に乏しい。

執筆後記

昭和四十二年もまだ初めの頃であつたらうか、藤村久和氏と私河野とは、渡辺茂氏のおすすめがもとで、当町企画課長田中実氏より、本稿執筆のお誘いを受けた。私ども二人はこれを受け入れたものの、藤村氏は厚田にあつて教職についており、私は一年の多くを東京で過ごす身であり、また、ともに公私にも多忙であつた。そして、このような理由が、私ども二人だけでこの仕事をなすことを難かしくしていた。そこで、私どもはこれまでも私どもと共に札幌・苫小牧低地帯の先史時代の文化研究にたずさわってきた。また、それ故に当石狩地方の考古学的事情に詳しい仲間である北海道立図書館資料課の岩崎隆人氏と北海道教育大学札幌分校考古学研究室の畑宏明氏にも、この仕事に参加してもらい、仕事の進行に務めてもらうよう願つて承知していただいた。さて、いよいよこの四人でまず資料集めにとりかかり、それとともにその整理にもあたることにしたが、すでに整理の段階から岩崎氏と畑氏が労の多くをとることになった。また、執筆の段階に入つては、岩崎氏がその主役を引き受けてくれた。本篇のまとめ役にあつた私個人の意向としてであるが、読者ならびに岩崎氏には、ここに本稿の大半が岩崎氏の労にかつたことを記すことを許されたい。

なお、私どもはこの仕事のために、資料の使用をお許し下さつた方々をはじめ、いろいろな方々の御協力を得た。とくに、当町企画課長田中実氏は多くの資料の提供者であるとともに、他の面でも多々御世話下さつた。また、原千鶴子嬢には我々の原稿の清書に御協力をいただいたこれらの各位に対して、末筆ながら筆者一同深く感

謝している次第です。

(一九六八・五・二五 東京大学文化人類学研究室にて、河野本道)

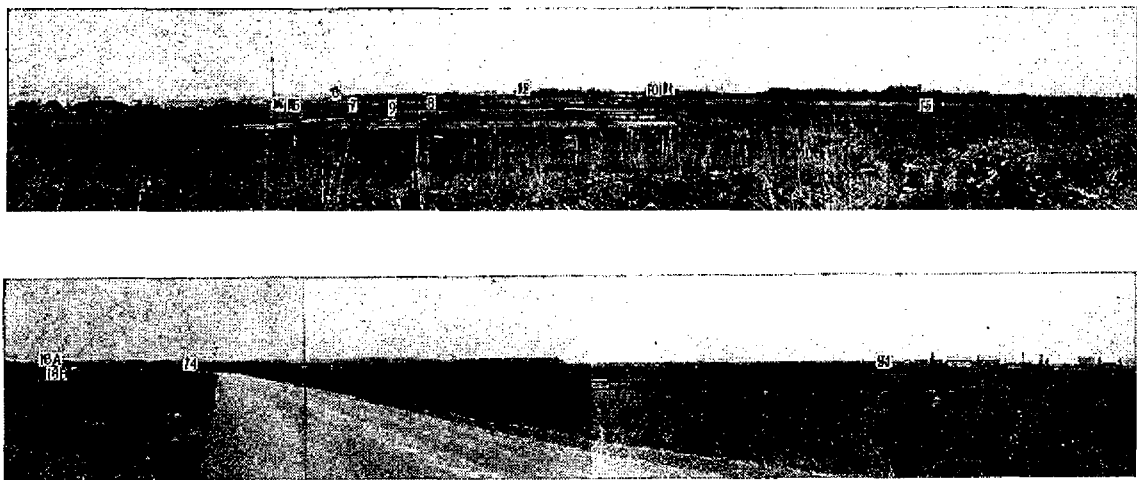
追記 その後、執筆者の一人岩崎隆人氏は昭和四十五年一月他界された。ここに記し慎んで哀悼の意を表する次第です。



第1図 遺跡分布図（その1）



第2図 遺跡分布図（その2）



第3図 高岡台地に点在する遺跡

(番号は遺跡番号，上段右端と下段左端がつながる。)



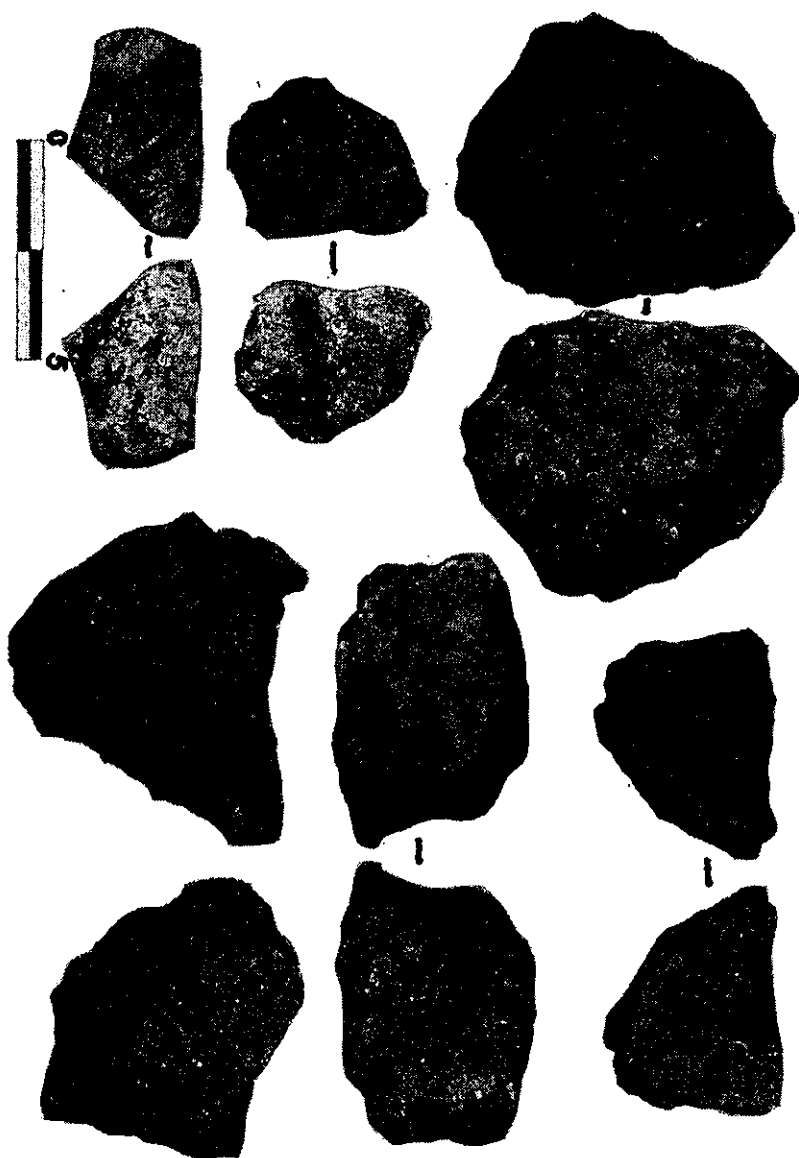
第4図 聚富川沿いの排水溝工事現場（遺跡番号18）



第5図 聚富川沿いの環状石籬（部分）
および出土遺物（遺跡番号18）



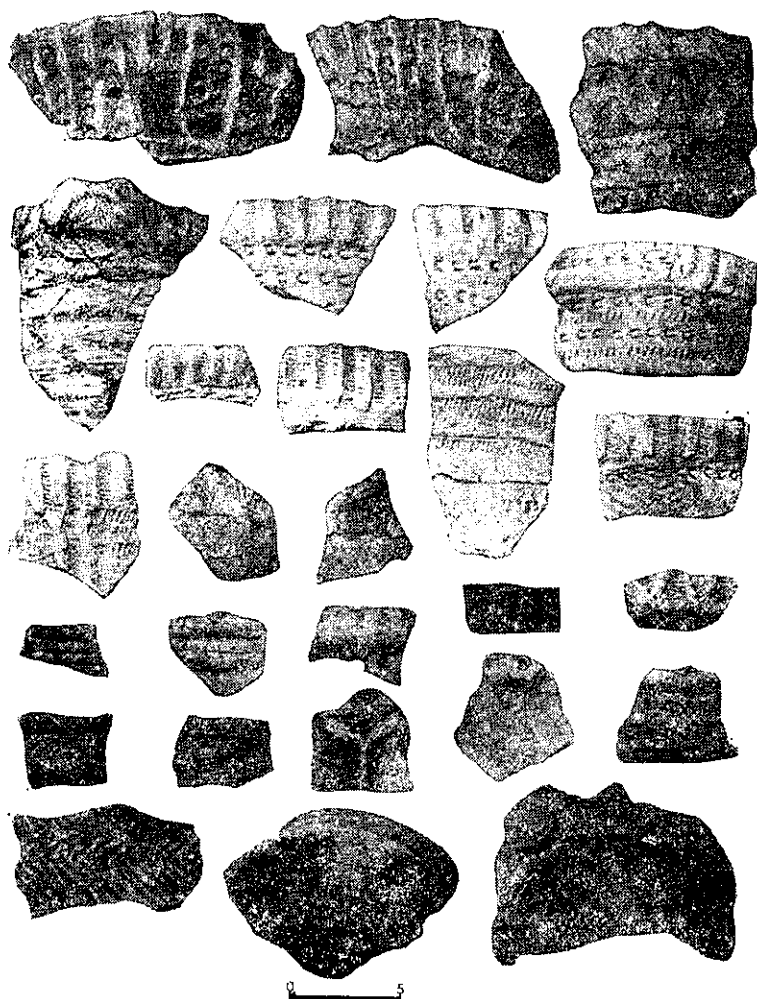
第6図 糸富川沿いの環状石籬出土状況（遺跡番号18）



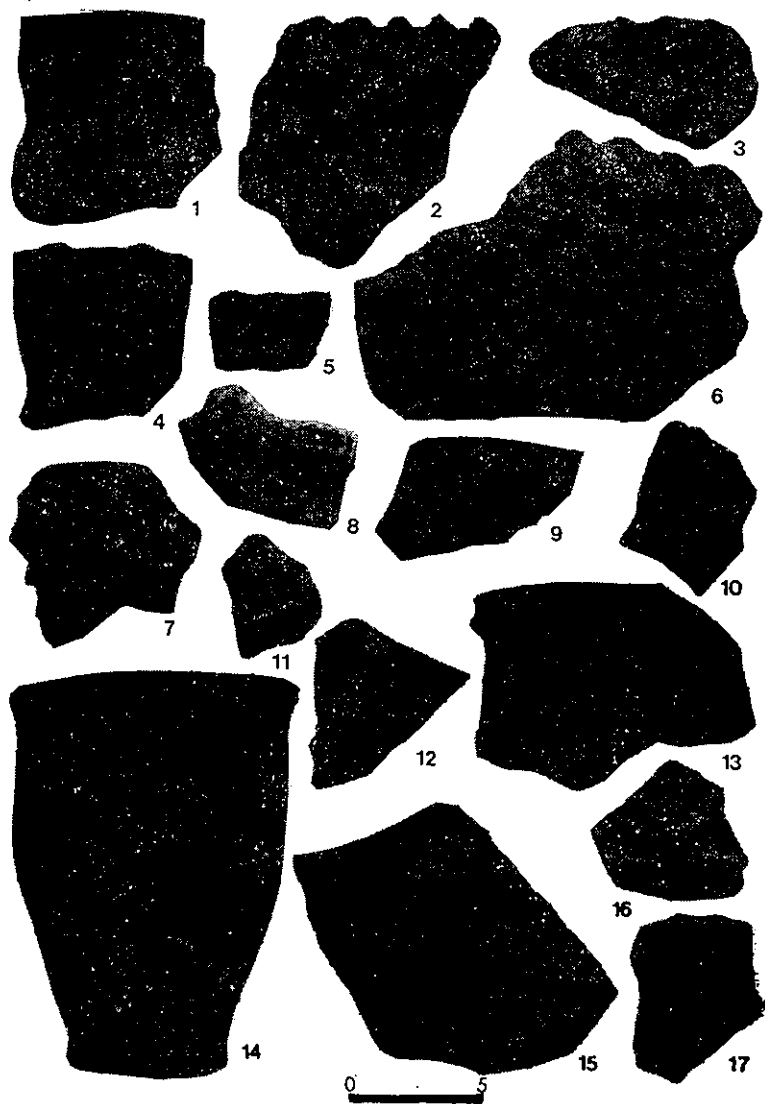
第7図 円底・尖底土器時代の加茂川式土器（遺跡番号13）



第8図 円筒上層B式土器直後の土器破片
(左上：遺跡番号13-B 他は遺跡番号39)

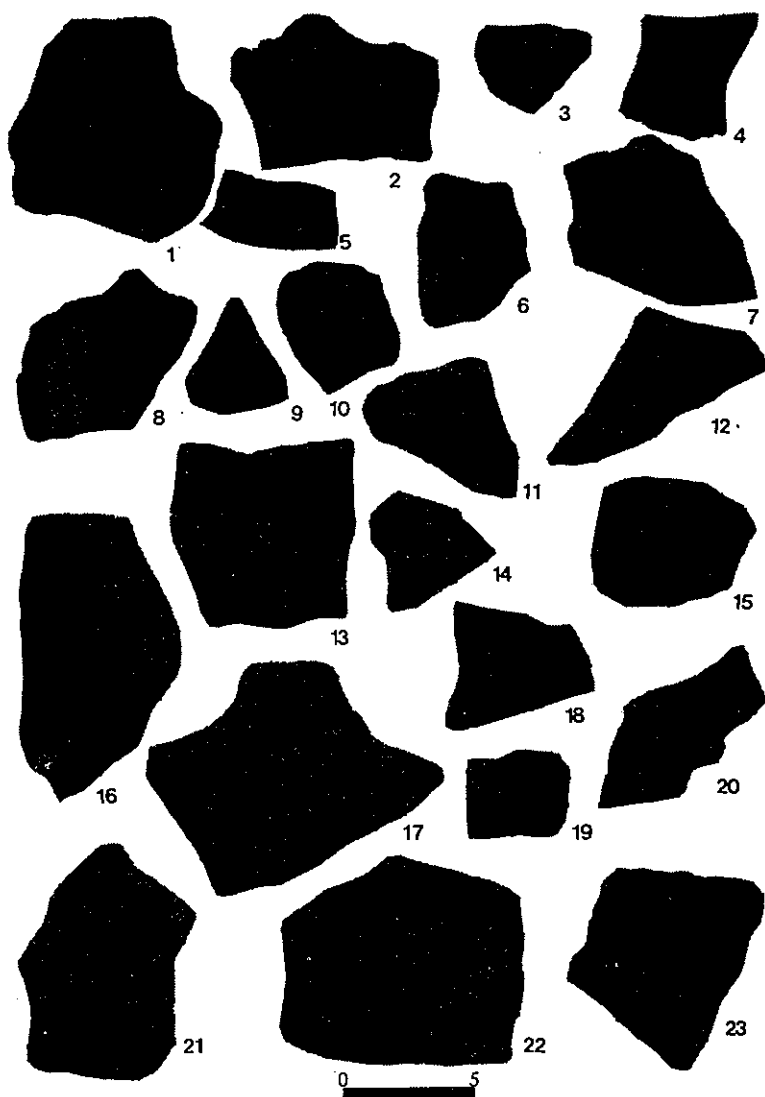


第9図 円筒上層B式土器直後の土器破片（遺跡番号39）



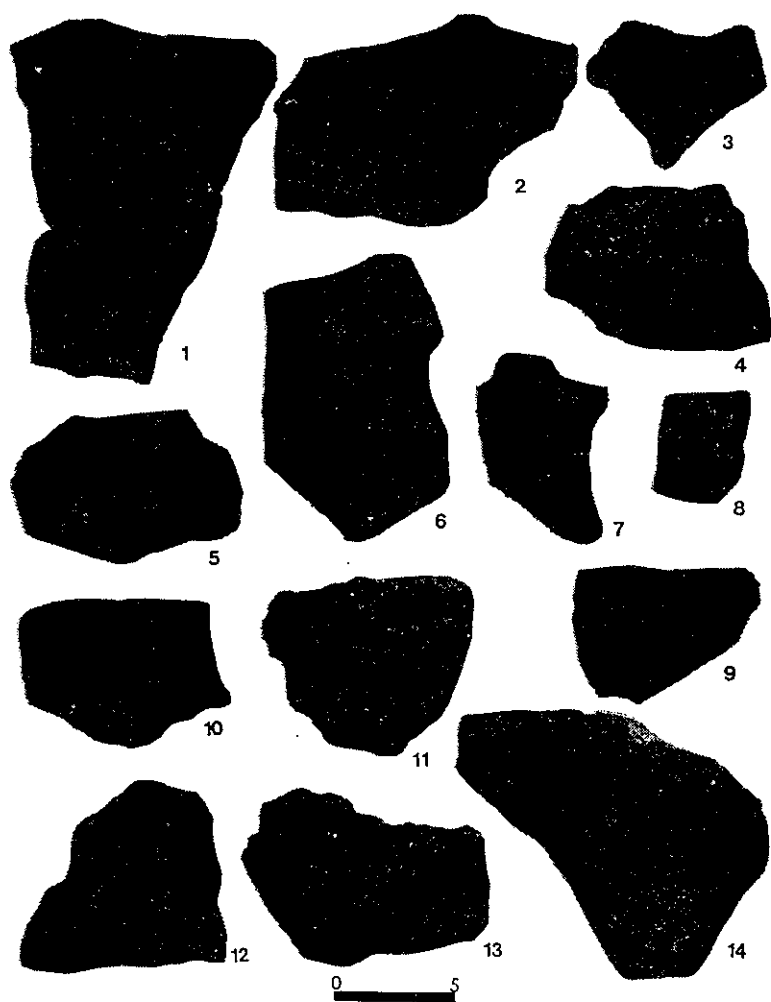
第10図 円筒上層式土器の完形品と破片

(遺跡番号15 : 1.4.6.8.9.13.15.17 遺跡番号44 : 3.5.12)
(遺跡番号46 : 7.10.11.16. 遺跡番号62 : 2. 14.)

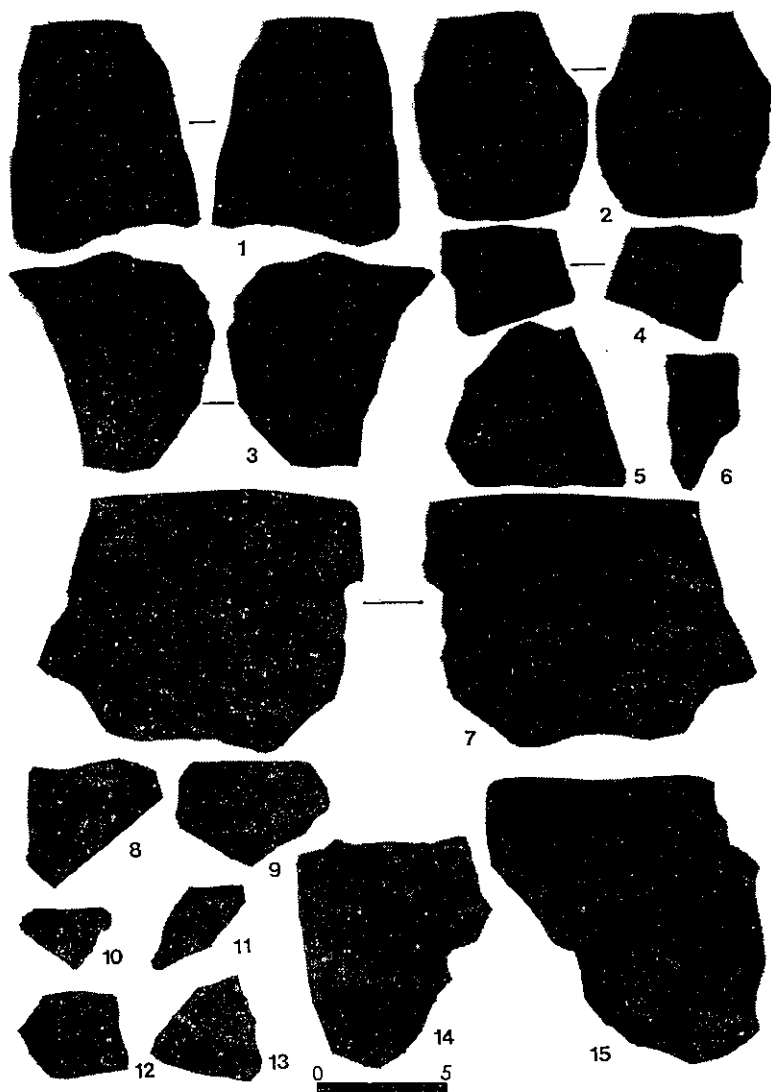


第11図 円筒上層式土器末期の土器破片

(遺跡番号15 : 2.3.7.9.11.12.14.16~18.21~23
 (遺跡番号44 : 1.4~6.10.15.19. 遺跡番号46 : 8.13.20.)

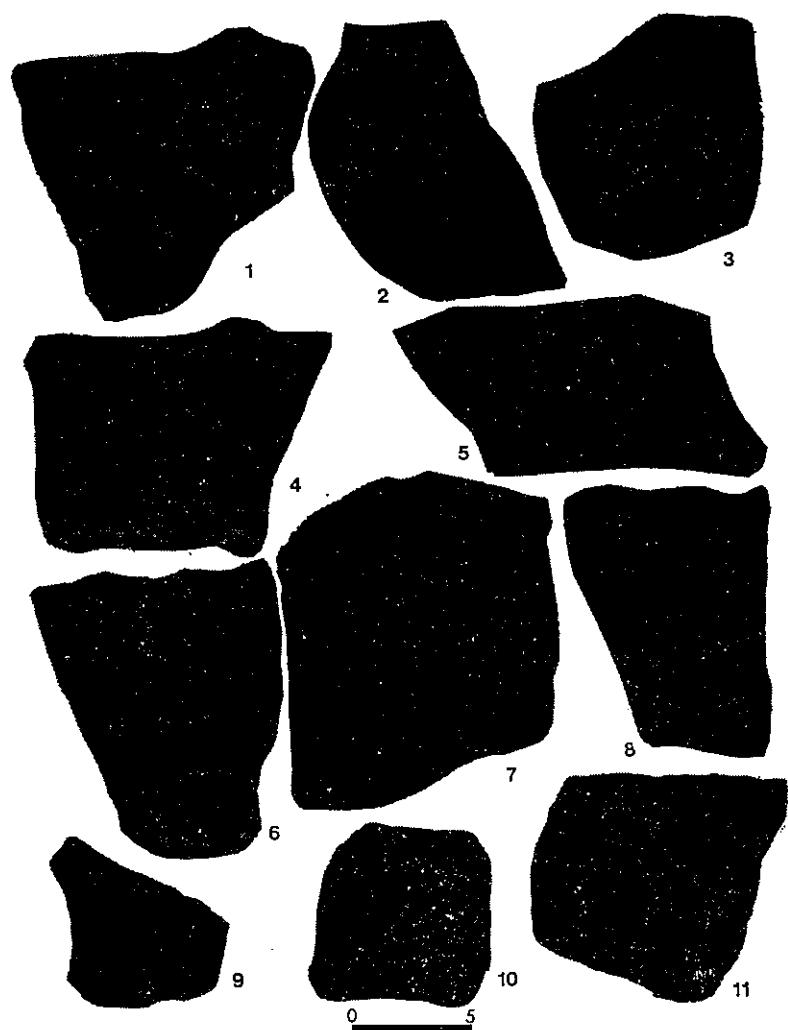


第12図 北筒式土器の古いグループのものと、
円筒上層式土器および余市式土器破片
(遺跡番号 9 : 10~14 遺跡番号13-B : 1~6)
(遺跡番号15 : 7~9)

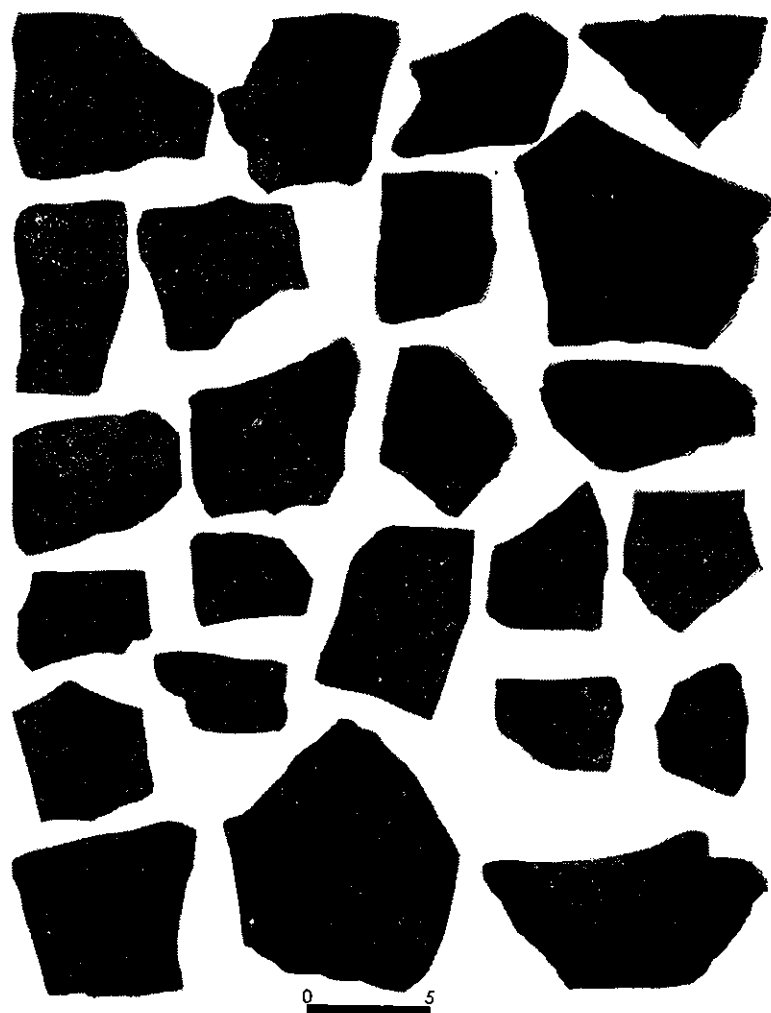


第13図 北筒式土器の古いグループの破片と
余市式土器破片〈下段〉

(遺跡番号7:14, 15, 遺跡番号8:1~4)
(遺跡番号18:7, 遺跡番号59:8~13)

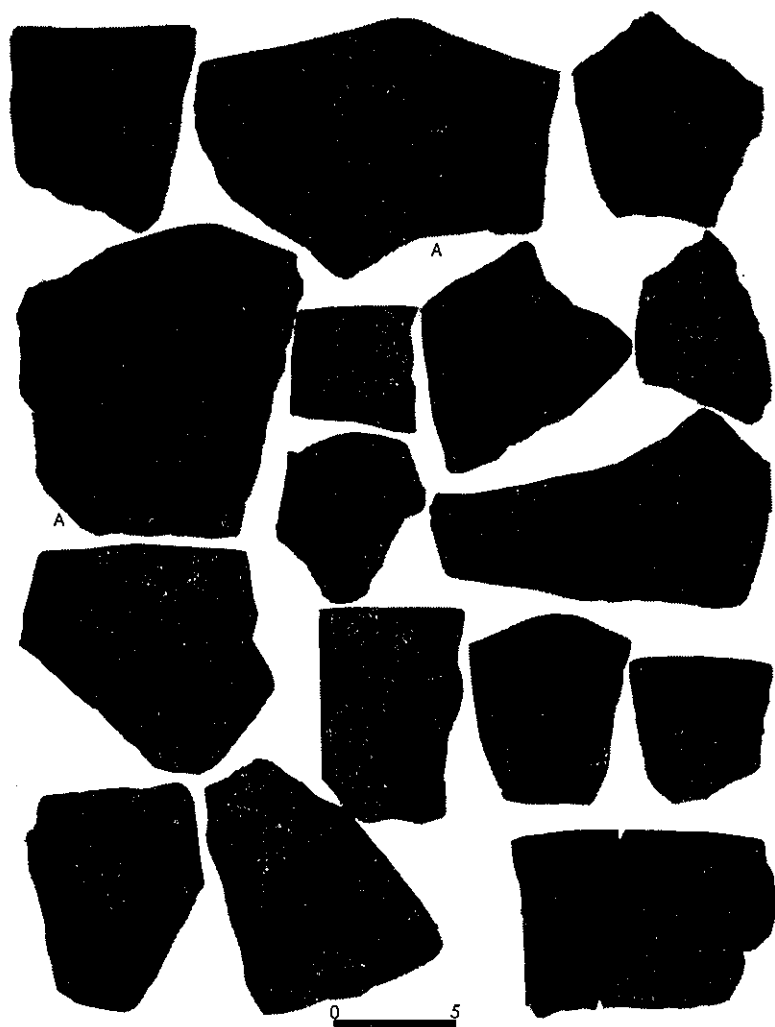


第14図 多形土器時代初頭の土器破片
(遺跡番号8:2. 6~11. 遺跡番号10:1. 3. 4.)
(遺跡番号62:5)



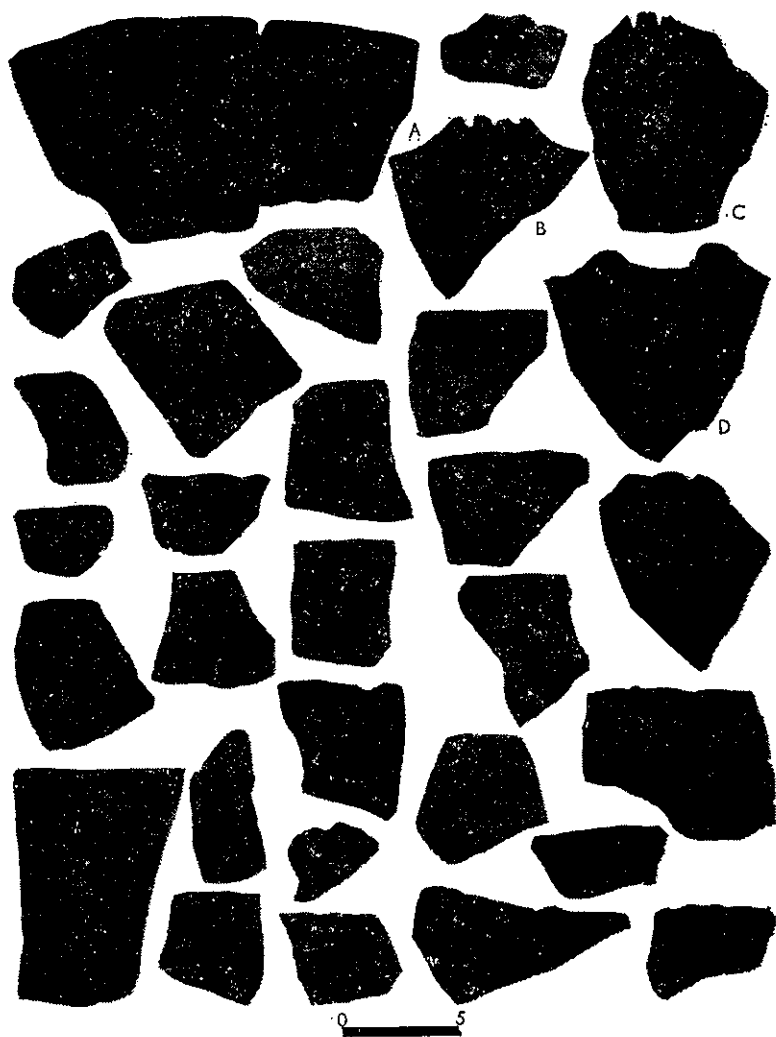
第15図 多形土器時代の野幌式土器破片

(右下：遺跡番号18。 他は遺跡番号16)



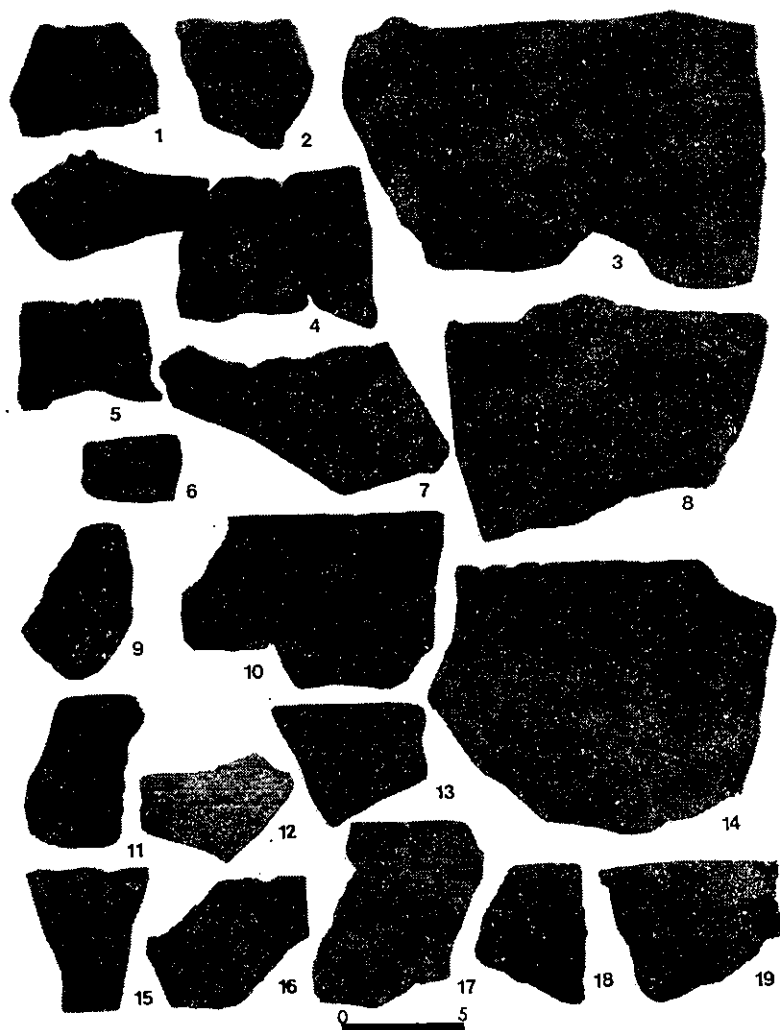
第16図 多形土器時代の野幌式土器破片

(遺跡番号18 : A. 他は遺跡番号16)



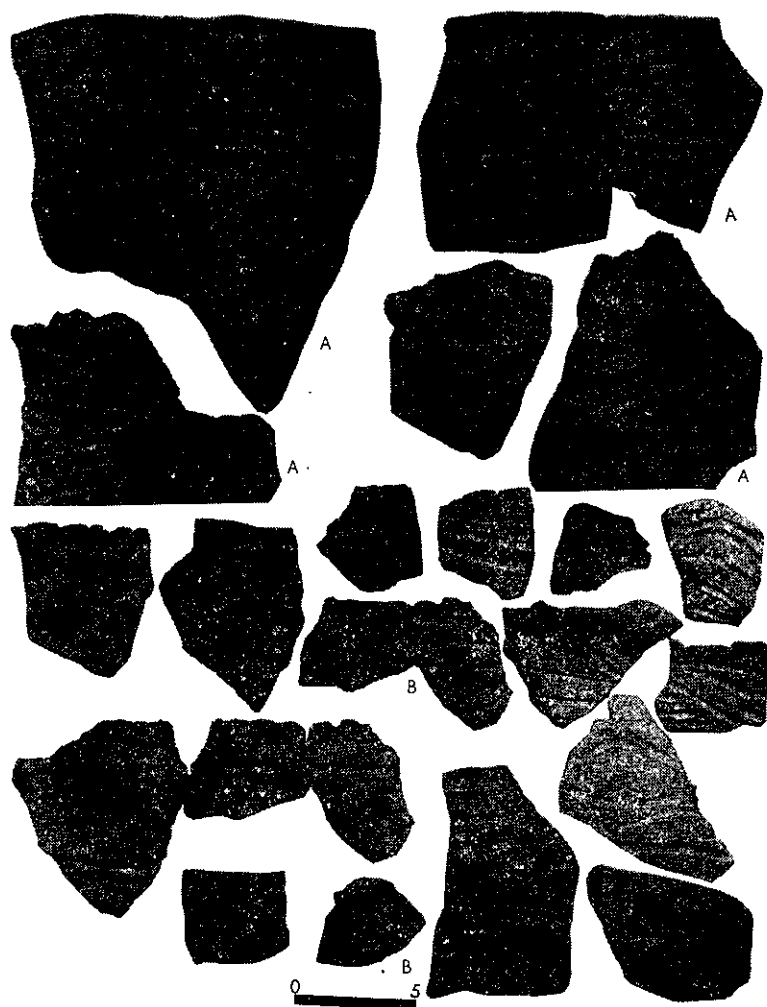
第17図 多形土器時代の土器破片

(遺跡番号15: B. 遺跡番号17: D. 遺跡番号26: A.)
(遺跡番号54: C. 他は遺跡番号44)



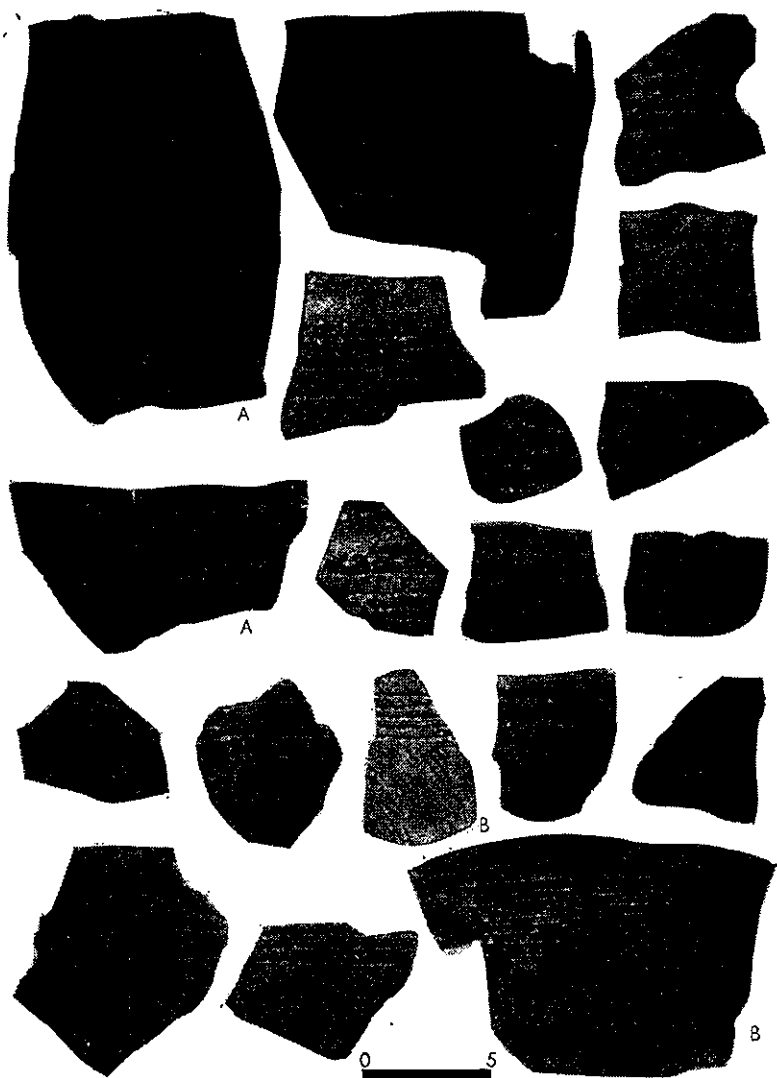
第18図 多形土器時代の土器破片

(遺跡番号15: 1.4.6.9.10.11. 遺跡番号17.15. 遺跡番号18: 3.8.14.16.)
 (遺跡番号44: 13. 遺跡番号48: 2.5.7. 遺跡番号54: 12.17~19)



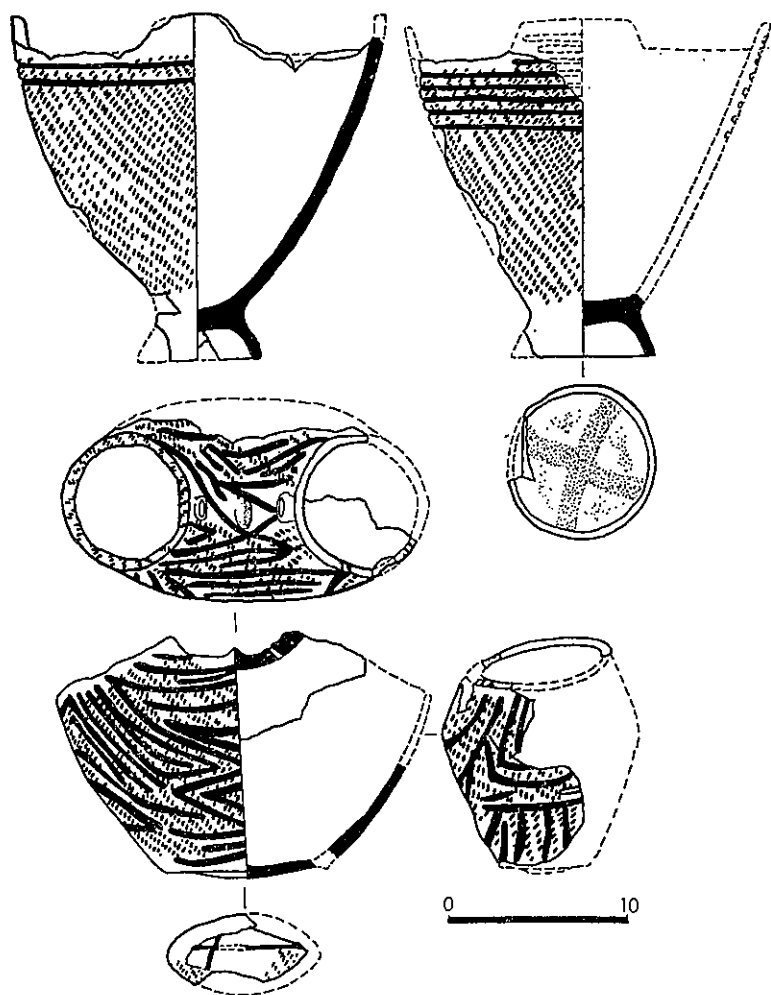
第19図 多形土器時代末期の土器破片

(遺跡番号18 : A. 遺跡番号54 : B. 他は遺跡番号44)



第20図 多形土器時代末期の土器破片

(遺跡番号18：A．遺跡番号54：B．他は遺跡番号44)

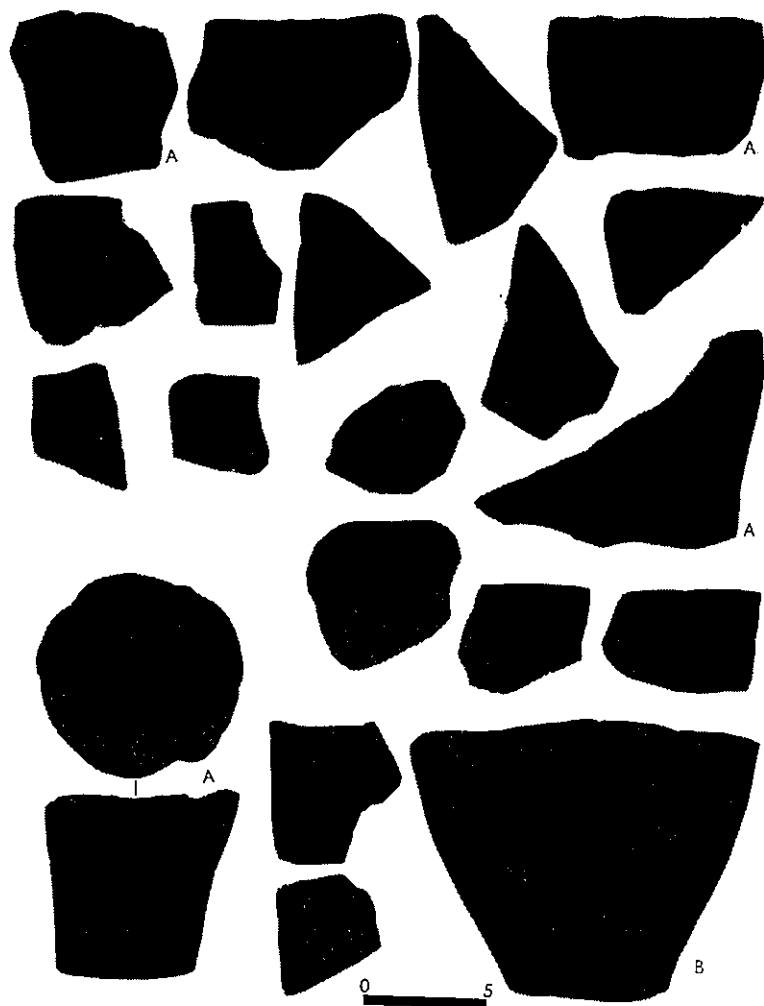


第21図 多形土器時代末期の土器

(遺跡番号40)

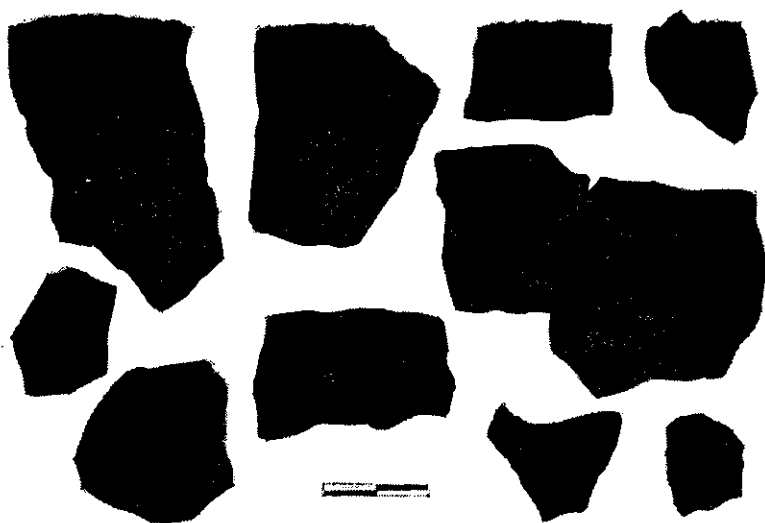


第22図 大洞A式あるいはA'式土器に比定される壺形土器
(遺跡番号 18)



第23図 後北式類江別式土器

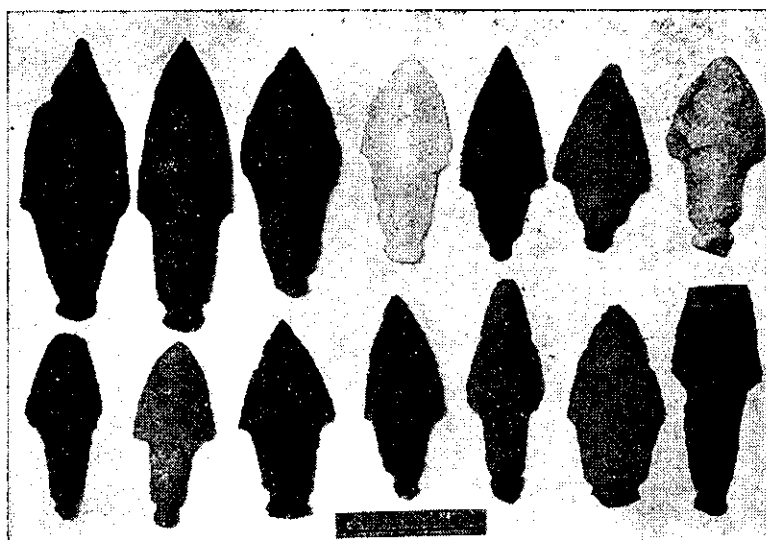
(遺跡番号26：A，遺跡番号18：B，他は遺跡番号25)



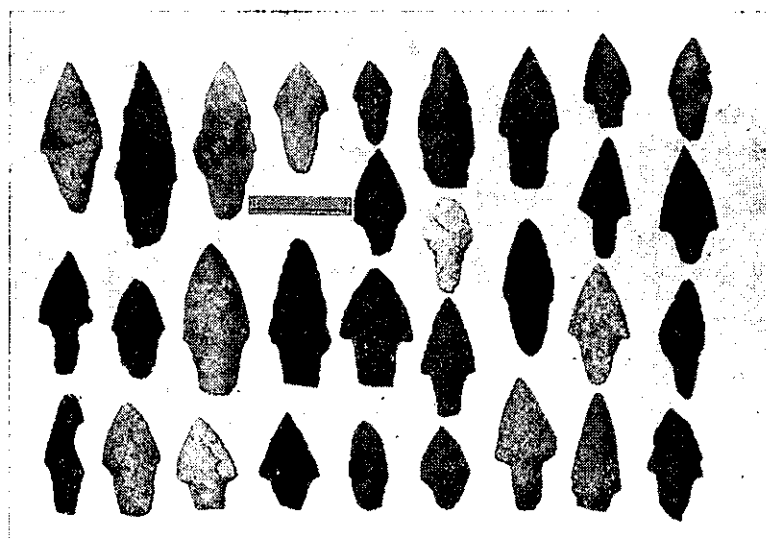
第24図 後北式類江別A式土器直前の土器破片
(遺跡番号19の付近)



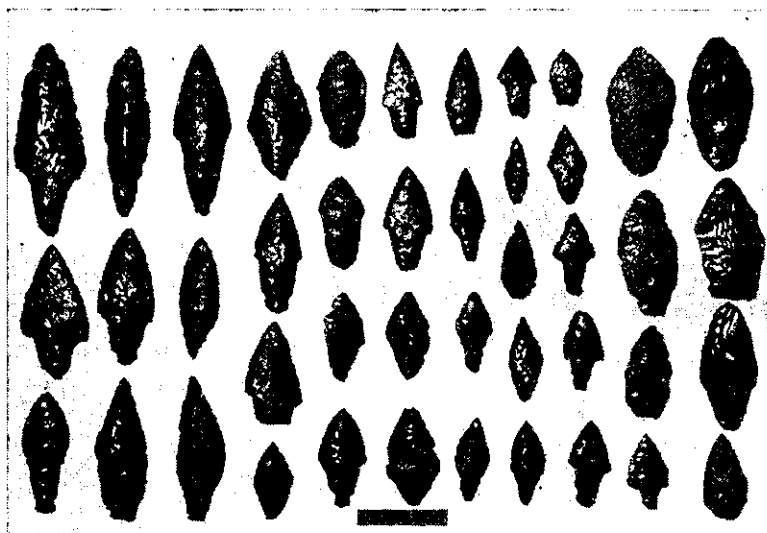
第25図 北大式土器と土師系の土器〈右下〉
《破片のスケールは5cm, 完形品のスケールは10cm》
(遺跡番号 27)



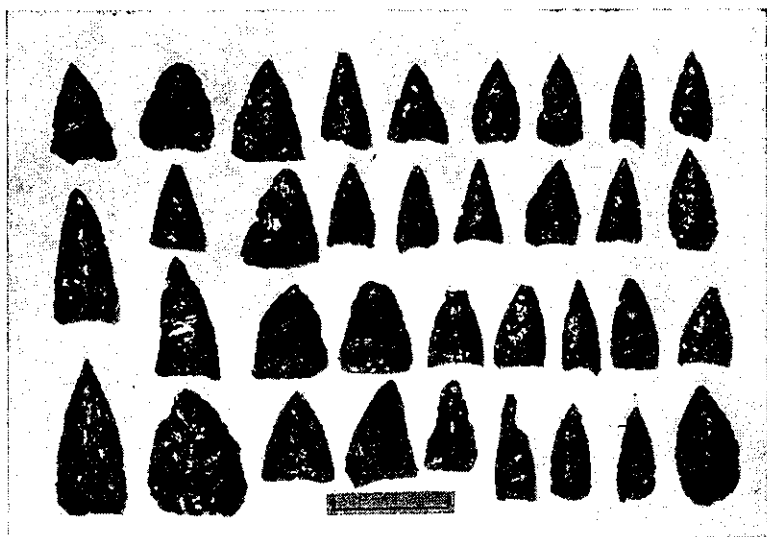
第26図 円底・尖底土器時代の有頸有茎形石槍
(遺跡番号 14)



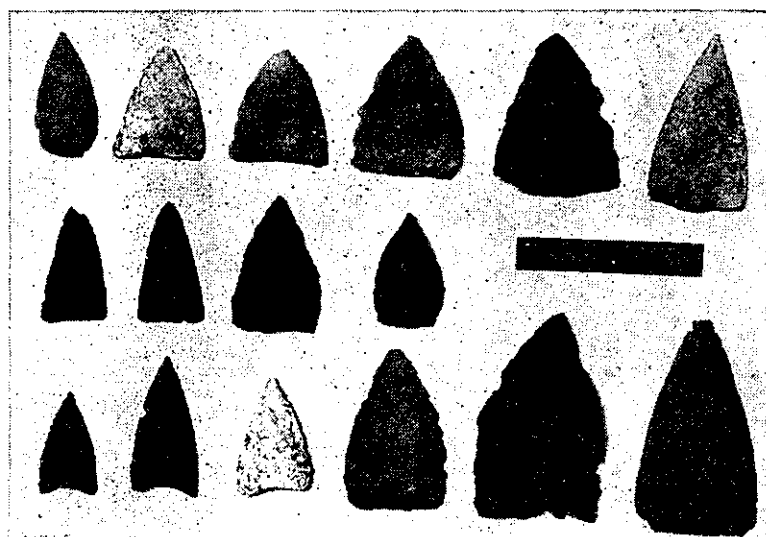
第27図 円底・尖底土器時代あるいは筒形土器時代の有茎形石槍
(遺跡番号 14)



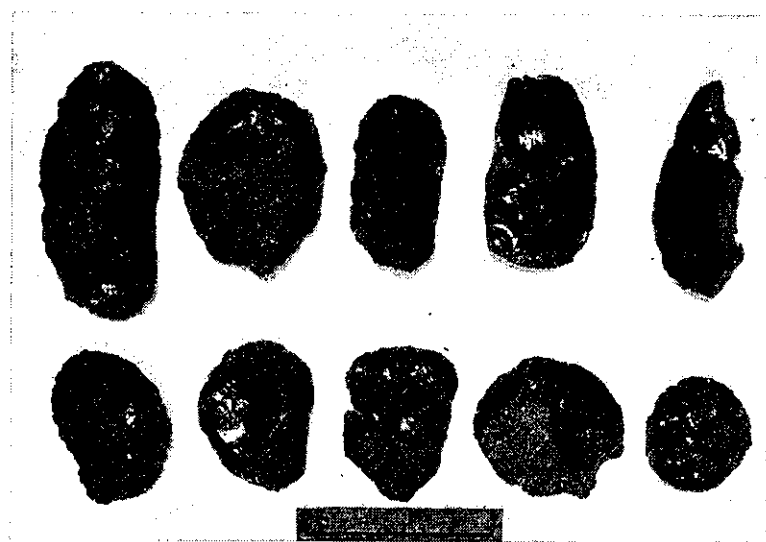
第28図 有頸有茎形あるいは有茎形の石鏃と石槍（遺跡番号14）



第29図 石鏃と無柄石鏃（遺跡番号14）



第30図 石銛と無柄石鏃（遺跡番号14）



第31図 円形搔器を含む搔器類（遺跡番号14）



第32図 有柄縦形搔器(遺跡番号14)



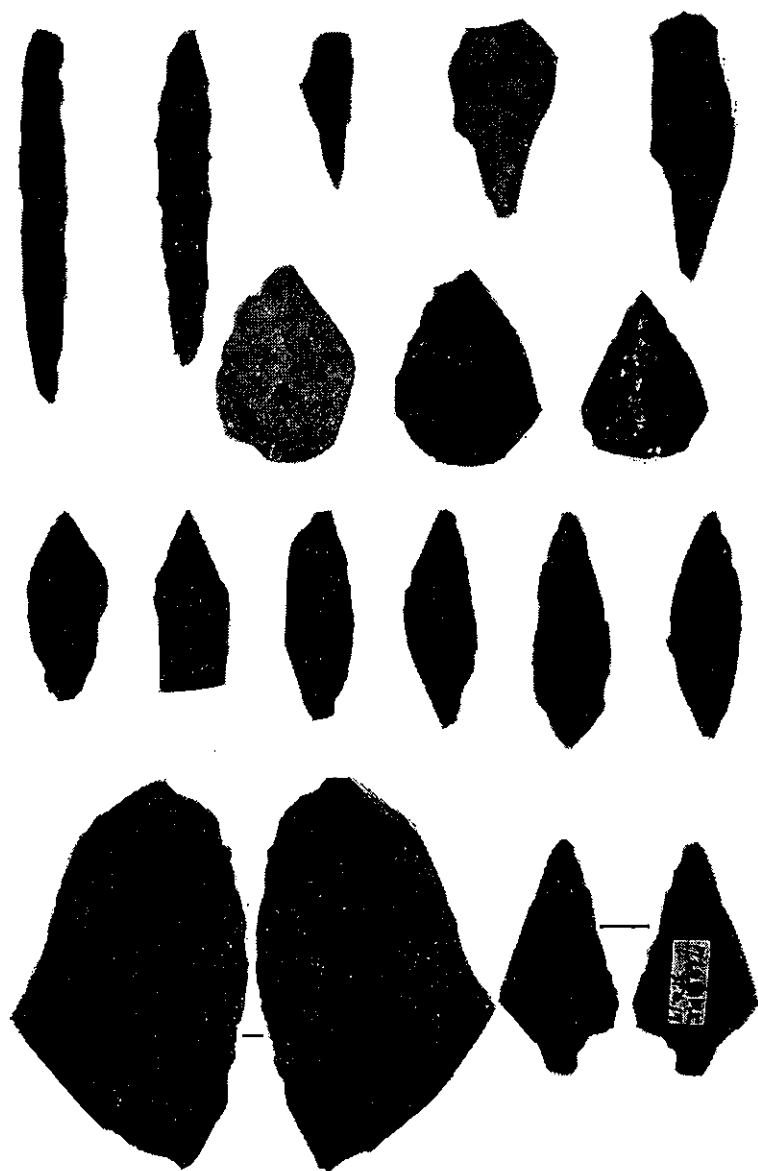
第33図 有柄横形搔器類(遺跡番号14)



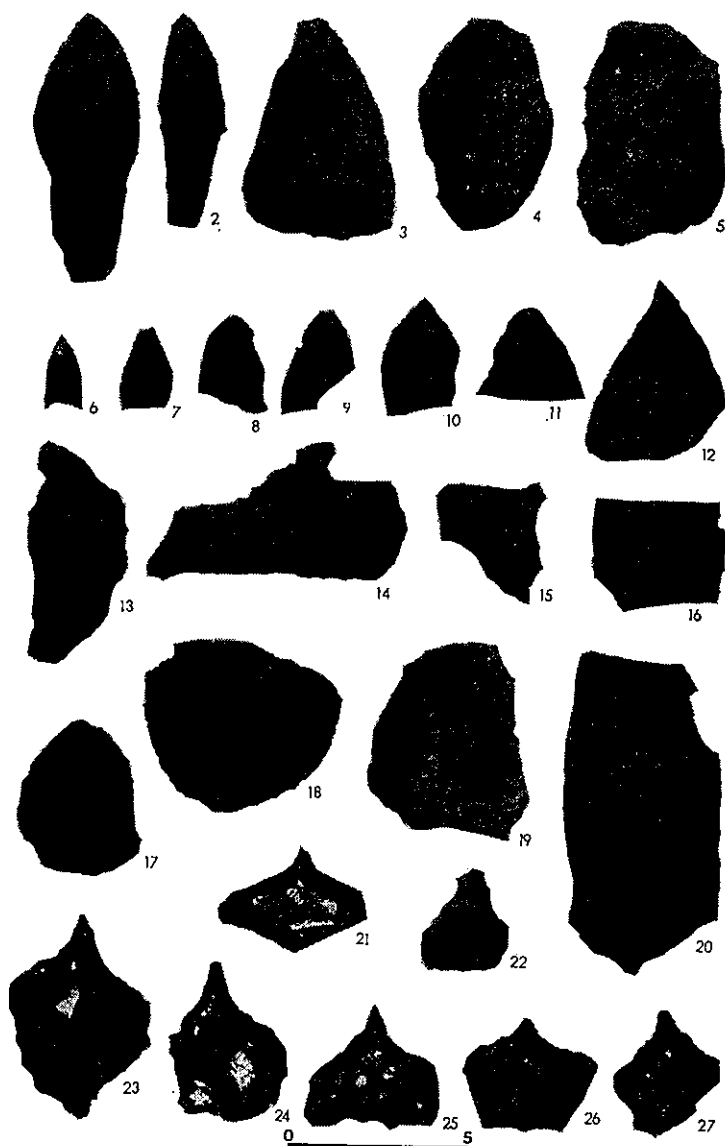
第34図 筒形土器時代の石器類（遺跡番号9）



第35図 両頭石槍（遺跡番号12）



第36図 円底・尖底土器時代あるいは筒形土器時代の石鏃と
石鏃，多形土器時代の石鏃と搔器
(最下段左・上中段・遺跡番号14、下段 遺跡番号49)

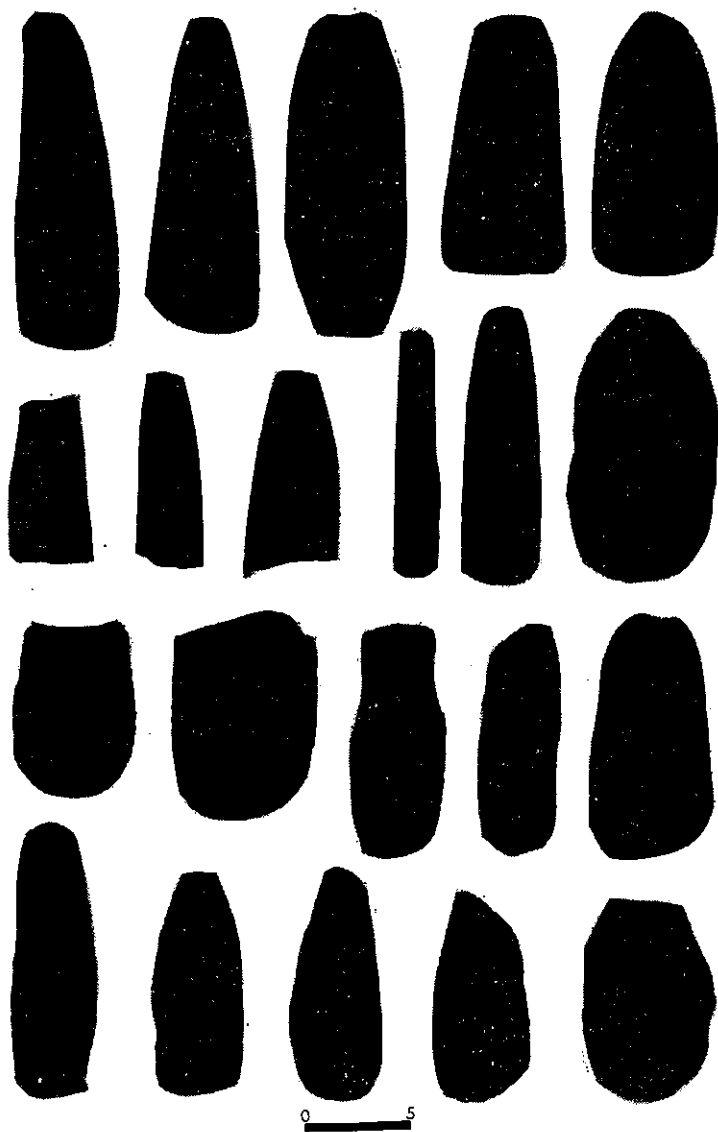


第37図 石槍〈1〉石鏃〈6～9〉搔器〈4.5.13.14.17.18〉
石錐〈21～27〉など

(遺跡番号11: 1.4.5.16.19. 遺跡番号14: 21.23～27.
遺跡番号44: 2.3.6.13.18.22. 遺跡番号48: 7～12.15.17.20)
(最下段左, 上中段: 遺跡番号14, 下段遺跡番号49)



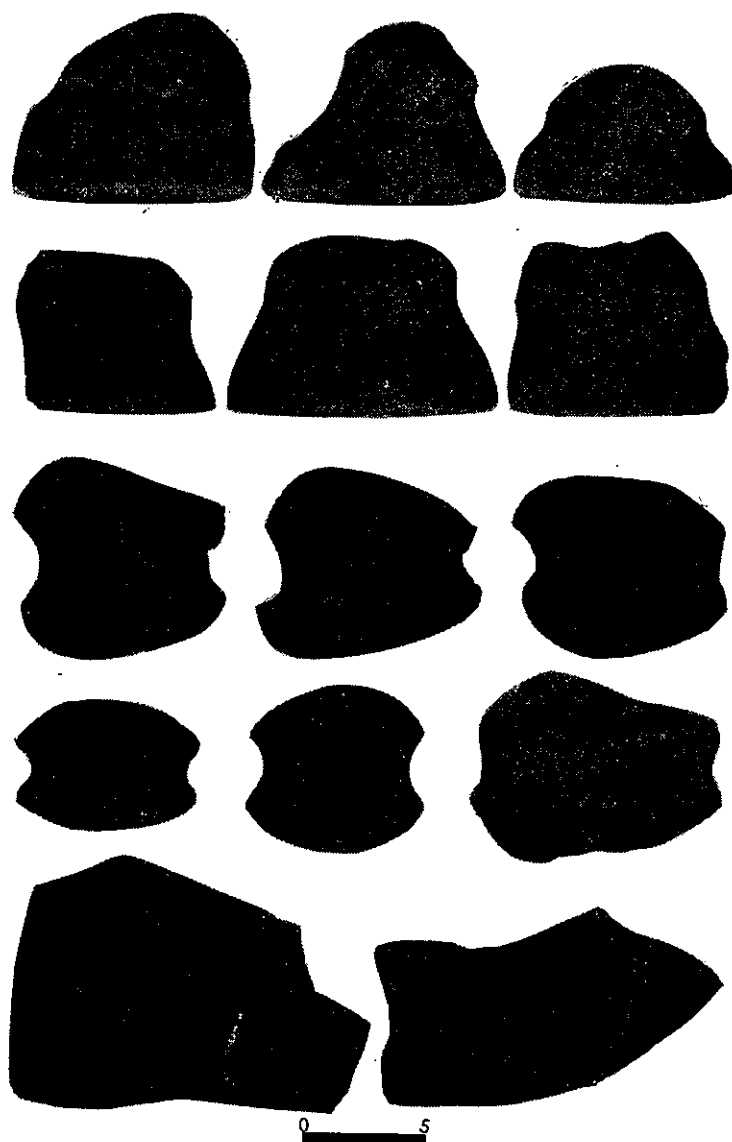
第38図 磨製石斧，局部磨製石斧（遺跡番号11：2.6.9.13.
遺跡番号44：8.10～12 遺跡番号51：3～5）



第39図 磨装石斧，石のみ，打製石斧状石器（遺跡番号14）



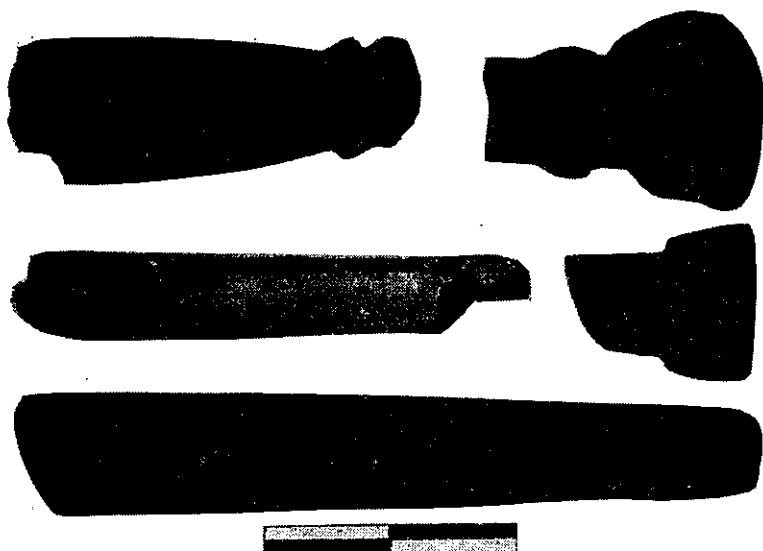
第40図 磨製石斧，石のみ（左上：出土地不明，他は遺跡番号14）



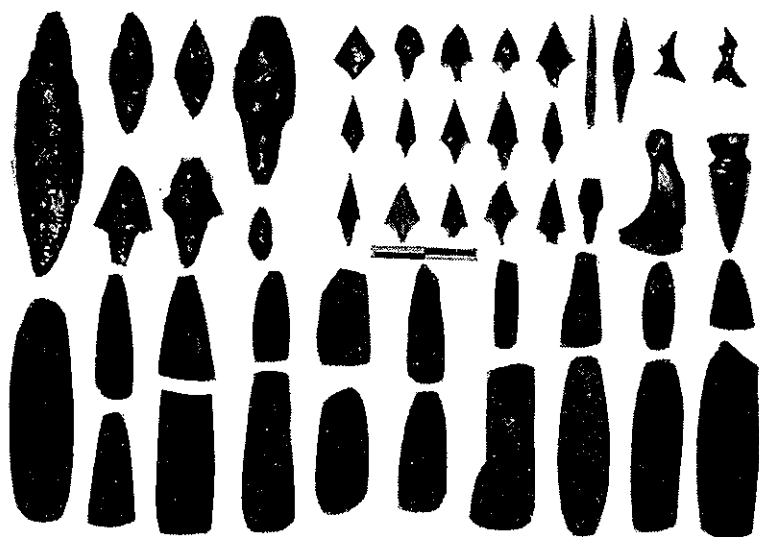
第41図 手持石杵〈上2段6点〉, 打欠き式石錘
 〈3段目及ば4段目6点〉と砥石〈最下段2点〉
 (上中段: 遺跡番号14 最下段: 遺跡番号9)



第42図 円筒上層B式土器直後の土器に伴う石器類（遺跡番号39）



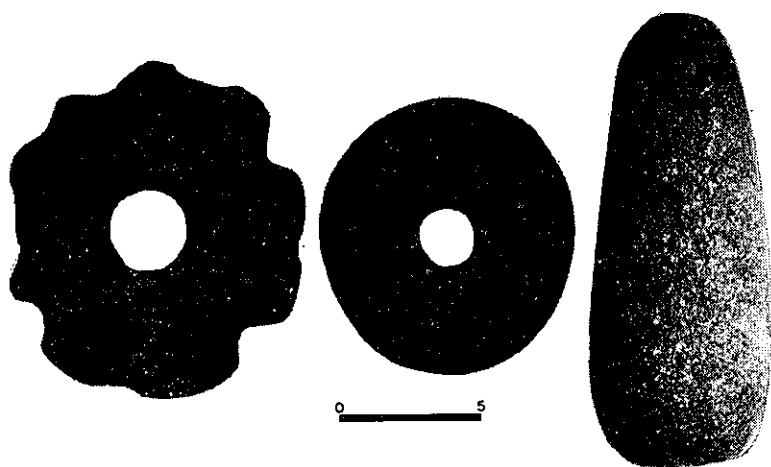
第43図 磨製石棒破片〈中段右と下段はスケール10cm，他は5cm〉
（遺跡番号30）



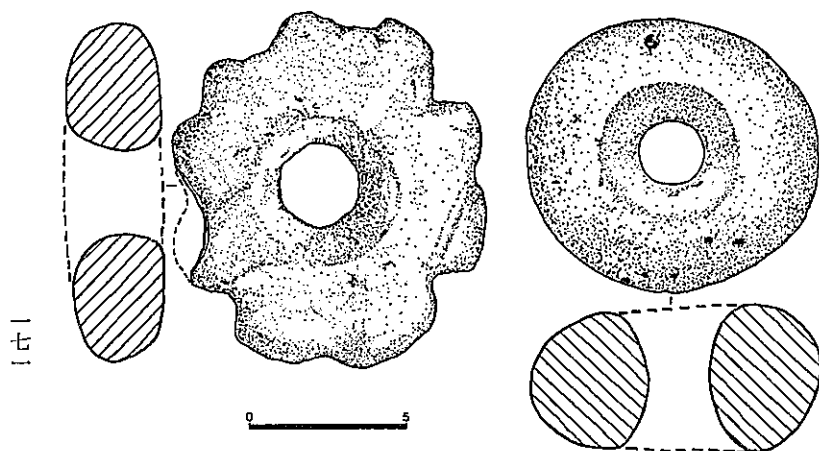
第44図 黒 耀 石 の 礫 (遺跡番号30)



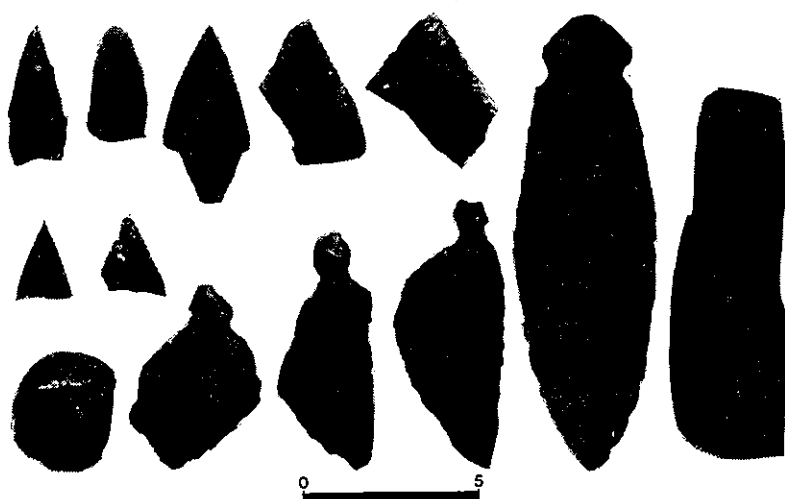
第45図 多形土器時代の石器 <スケールより上位のものはスケール5 cm
下位の石斧はスケール10cm>



第46図 多頭石斧<左端>、(遺跡番号8)、環石<中央>(遺跡番号4)
乳棒状石器<右端>(遺跡番号44)



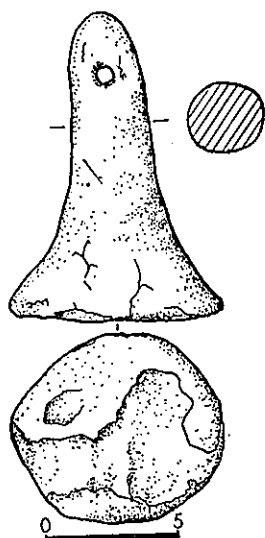
第47図 多頭石斧<左>(遺跡番号8)、環石<右>(遺跡番号4) 実測図



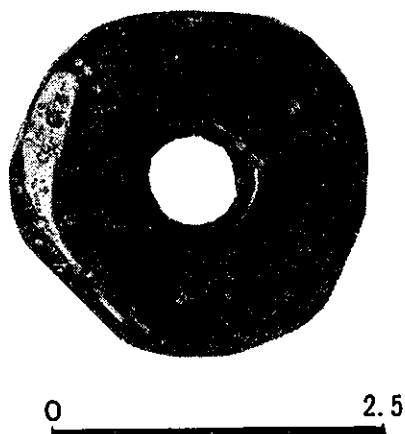
第48図 石鏃，搔器類，磨製石斧（右側2点は遺跡番号62，
他は高岡出土）



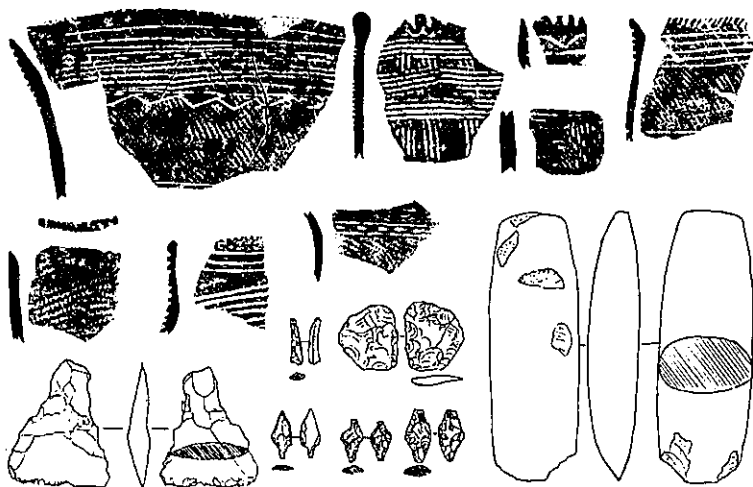
第49図 尖頭器，異形石器，石鏃，石核（遺跡番号14）



第51図 手杵様土製品（遺跡番号41）

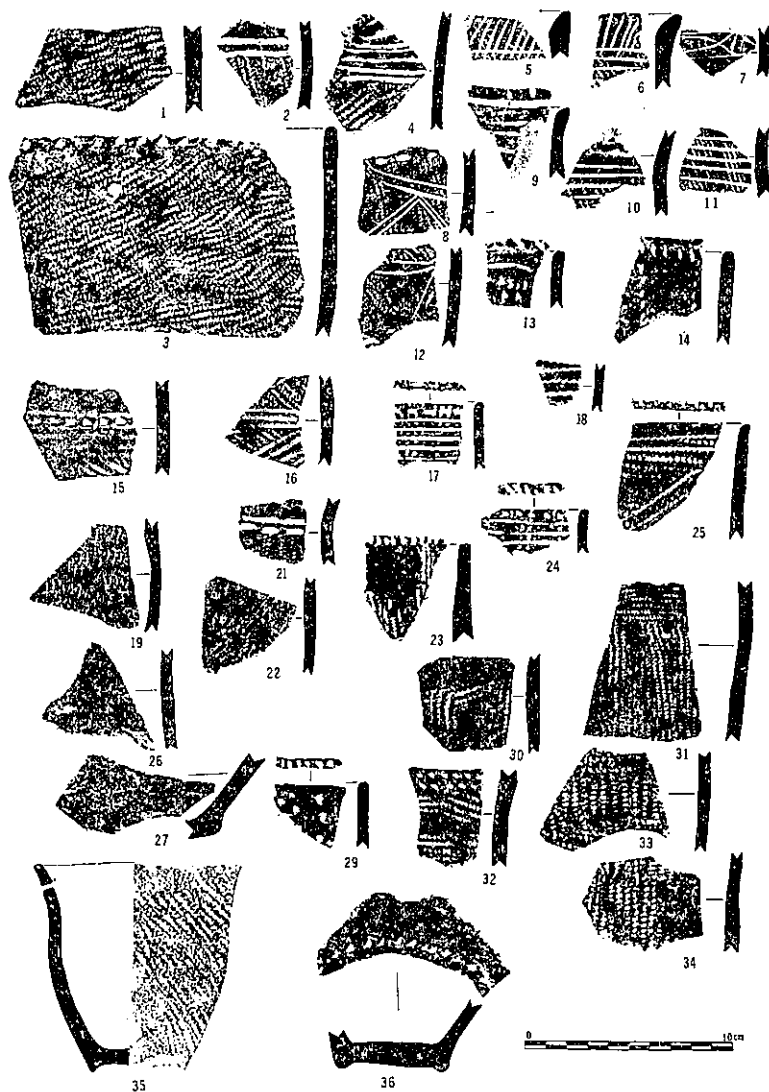


第50図 石炭製の平玉（遺跡番号56）



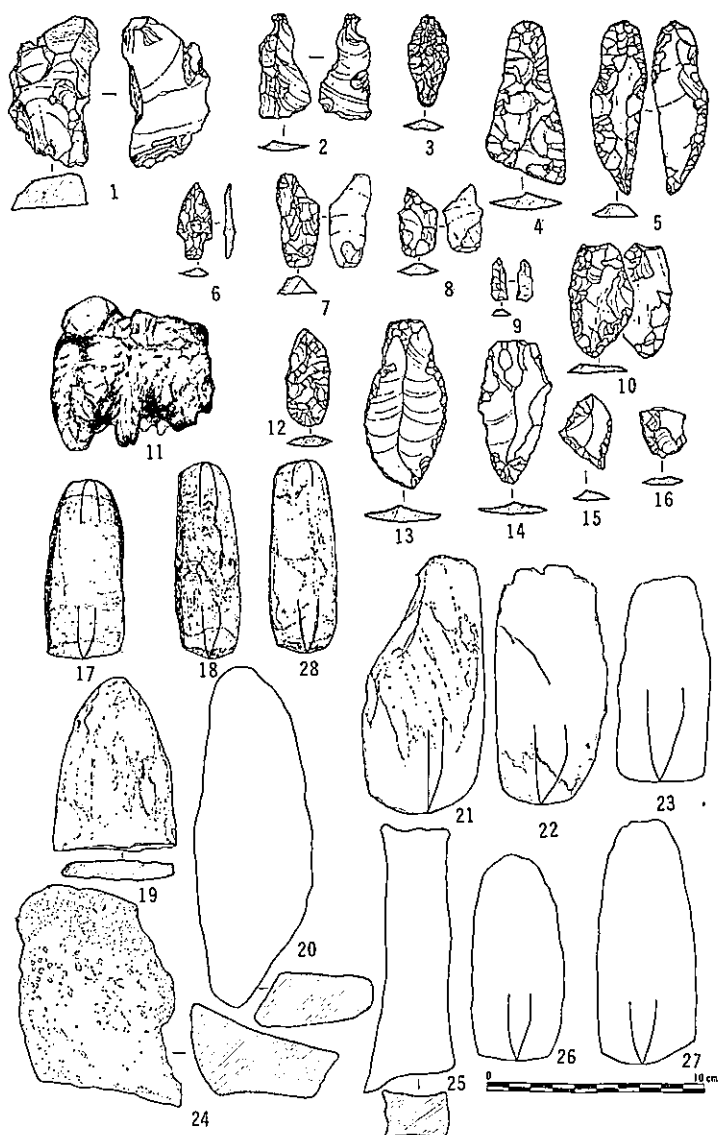
第52図 恵山式土器破片とこれに伴う石器類（遺跡番号55）

<原図：高木憲了氏>



第53図 多形土器時代末期から統多形土器時代の土器破片（遺跡番号54）

<原図：倉谷泰賢氏>



第54図 多形土器時代末期から統多形土器時代初期の石器類（追跡番号54）

＜原図：倉谷泰賢氏＞

第三編

石狩の歴史時代



第三編 石狩の歴史時代

第一章 松前藩と石狩

第一節 石狩場所の開設

わが石狩町に人類が生棲しここに生活が営まれたことは、前編各章において述べられたごとく明かである。しかも近世に至り和人がはじめて交渉をもつ時代の人類は、本町管内に点在する地名がほとんどアイヌ語によって解明できることから考察しても、現存するアイヌ人種の祖先の人びとであったことは、ほぼ断定することができると思われる。

それではこの石狩町を中心とした周辺の地に、和人がはじめて入り、ここに生活する原住民と関係をもつようになったのはいつ頃であろうか、もちろん、いまそれを詳かにすることはきわめて困難である。そもそも北海道が、いわゆる渡島の名で国史の上にあらわれてくるのは、西暦七世紀の時代で、すなわち

「斉明天皇四年（六五八）四月、阿部ノ臣が船師百八十艘を率いて北征したころ、鰯田（いまの秋田）淳代（いまの能代）二郡の蝦夷が怖れて降伏したので淳代・津軽二郡の郡領を定め、ついに有間浜（十三湊か）に渡島の蝦夷らを集めて大饗宴を開いた。また翌五年三月、阿部臣はふたたび船師百八十艘を率いて第二回の遠征を行なったが、このとき阿部臣は鰯田・淳代および津軽三郡の蝦夷、ならびに胆振鉏の蝦夷を一カ所に召集し、大いに饗応して禄を与え、船一隻と五色の綵帛とをもって、その地の神を祭り、進んで肉入籠に至ると、問荒の蝦夷胆鹿嶋・菟穂名の二人が後方羊蹄をもって政所とせんことを進言したので、それを容れて

ついに郡領をおいて帰った」(日本書記)

とあって、後方羊蹄はいまの磯谷郡の尻別であろうという説もあるが、いまだ地点の確認は得られない。

このようにいまからおよそ一千三百年余前であることが日本史の上に記録されている。由来北海道は渡島わたりのしま、あるいは越度島このわたりのしまともいわれ、ここに棲む民族は蝦夷と呼ばれているところから、近世に至っては蝦夷地とか、または蝦夷が島と称されて、自らはアイヌといっている人びとが住んでいた。このような蝦夷地にいつ頃から和人が多く渡来するようになったか、これについては諸種の説が見られるが、村上島之丞の「蝦夷島奇観」によると、

「延暦年間以来、天喜、康平、文治の戦乱に奥羽三州のうち、郡司、庄司の類、旧来朝廷に背きたるもの、此嶋に逃れ渡り居住する者もあるべし。又流寓せし者もあらん。北陸道の辺より産物交易に來り、後永住せし者もあらん。」

とあり、すでに八世紀末ないし九世紀はじめ頃から、奥羽地方における戦乱や、あるいは凶歉に際して難をのがれて移ったもの、難船漂流して帰ることができなくなって留ったもの、商業、漁業のために出稼ぎして土着したものもあつたであろうと推定している。ことに享徳三年(一四五四)安東政季が武田信広を随えて本道に渡ったころには、「当時和人は東は鵝川から、西は余市までの間に入りて、蝦夷と雜居していた」と伝えられる。「北海道史」

それではその頃の石狩地方はどうであろうか、もちろん詳かではない。けれども石狩に和人が交渉をもつ大きな要因は、やはりこの洋々たる石狩川の発見にあつたと思われる。

この石狩川の発見については、歴史上の一大疑義として残されている文献に「宇治拾遺」がある。即ち「後冷泉天皇、天喜四年(一〇五六)七月、陸奥六郡の長安倍頼時しはしば皇命に悖り、王師の来討を懼れ、其子貞任・宗任等二十餘人と北方に国あると聞き、糧を齎し舟船に駕し、直に其地に至り大江を溯り、三十餘日にして胡

人を見たり」というのであるが、その国とは北海道であり、胡人はアイヌ人、大江は石狩川であるとす説である。

この宇治拾遺によれば

○よりときが胡人を見たる事

今は昔、胡国というは唐よりもはるか北と聞くを、奥州の地につづきたるにやあらんとて、宗任法師とてつくしにありしか語り侍けるなり、この宗任が父は頼時とてみちのくのゑびすにて、をほやけにしたがい奉らずとて、せめんとせられけるほどに、いにしいより今にいたるまで、おほやけにかちたてまつるものなし、我はあやまたずと思えども、責をのみかうぶれば、はるゝべきかたなきを、おく地より北に見わたさるゝ地あんなり、そこに渡りてありさよをみて、さてもありぬべき所ならば、われにしたがう人のかぎりを、みないてわたしすまんといいて、まづふね一をとゝのえてそれにのりて行たりける人々、頼時厨川の次郎、鳥海の三郎、さては又むつましき郎等とも二十人ばかり、食物酒などをおおきいて、舟をいたしてければいくばくもはしらぬほどに、みわたしければ渡りけり左右ははるかなるあし原にてありける。大なる川の港を見つけて其港にさし入りにけり、人や見ゆると見けれども人けもなし、陸にのぼりぬべき所やあるとみけれども、あし原にて道ふみたる方もなかりければ、もし人げする所やあると、川をのぼりざまに七日迄のぼりにけり、それがただおなじようなりければ、あさましきわさかなとて、猶廿日ばかりのぼりけれども人のけはいもせざりけり、三十日ばかりのぼりけるに、地のひびくようにしければ、いかなることのあるにかとおそろしくて、あしはらにさしかくれてひびくようにするかたを、のぞき見れば胡人として、絵にかきたる姿したるものの、あかきものにて頭ゆひたるが馬に乗つて打出たり、これはいかなるものぞとみるほどうちつづき、かずしらず出きにけり、河原のはたにあつまりたちて、きゝもしらぬことをさえづりありて、河にはらはらとうち入て、渡けるほどに千騎計やあらんとぞみえわたる。これがあしおとひびきにてはるかにきこ

えけるなりけり、かちの物をば馬にのりたるものゝそばに、引附々々して渡りけるをば、ただかちわたりするところなめりとみけり、三十日ばかりのほりつるに一ところも瀬なかりし川なれば、かれこそわたる瀬なりけれと見て、人過ぎてのちにさしよせてみれば、おなじようにそこいもしらぬふちにてなんありける、馬筏をつくりておよがせけるに、かち人はそれにとりつきてわたりけるなるべし、なおのぼるともはかりもなくおほえければ、おそろしくてそれより帰りにけり、さていくばくもなくぞ頼時は失にける、されば胡国と日本のひがしのおくの地とは、さしあいてぞあんなと申ける。

とあるが、これに対し嘉永七年水戸の豊田亮の著した「北島志」では、このいわゆる大江を以て混同江（即ち黒龍江）なりとし、また明治十四年文学博士川田剛が札幌に來り、その著「隨筆紀程」では「頼時のいわゆる大江は、北島志を以て混同江と為すも、余は竊にこれを石狩川にあらざるなきやと疑うなり」と記されている。更にまた札幌区史の著者は

想うに北島志は其溯ること三十日とあるを見て、石狩、十勝の大川とても此の如く綿互に到らずとなして否定すると雖も、是其石狩川の実状を知らざるに坐するのみ、当時の石狩川は現時の石狩川を以て律すべからず。流木淤滞、水流横溢、航行固より便ならず、特に春秋二季の洪水は其河床の正路をさへ知る能はざらしめしは、実に近年迄の事なり。

とて「湊口より十七日路川上へ上れば、東蝦夷地カムイコタンと云う所へ到るよし」という蝦夷見聞録や最上徳内の「蝦夷双紙」の大木流出や洪水の模様を例証して、今日の石狩川を以て頼時の大江になぞらえているが、往時には未だ勇払、石狩を繋ぐ海峡もあり、「宇治拾遺」に見る、陸奥より北方に當って肉眼で見える地域は北海道よりないところから考えて、もしもこの大江が現在の石狩川か、域は亦勇払、石狩の海峡であったとしたならば実にいまから約九百余年前に、既にわが石狩の地は大和民族によって発見されたことになる。しかしただ疑とするのは、その時代に果して馬が北海道にあったかどうかということである。

新撰北海道史はこの宇治拾遺につき、

世には此記事を以て信ずるに足るものとし、所謂大河に就いては、或は混同江なりとし、又石狩川なりとして居る。頼時の探検が事実だとしたならば、混同江説が恐らく正しいであろう、けれども記事は余りに奇怪で、疑問の点が多い。然し又是を單なる説話であるとしても、此説話があることは、当時少くも安倍氏と北方諸地方が密接な關係を持って居た事を示すものであり、又當時の識者の北方地理に関する知識を語るものである。

と記している。したがって石狩が本格的に和人の足跡を残し注目されるようになったのは、やはり松前藩が北海道全島を支配する、権限を得てからである。

北海道はむかし、松前とか蝦夷地とか言はれていたが、秘密に言々と松前地と蝦夷地の二つに分れ、即ち松前地とは現在の日本海岸の爾志郡熊石までとされ、太平洋岸では上磯郡知内を以て境として、その他は総て蝦夷地と言はれていた。蝦夷地もまた西北部熊石から宗谷・斜里までは西蝦夷、東南部知内以東噴火灣から襟裳岬を越え、根室・国後・択捉を加え知床半島の突端までを、東蝦夷地と呼ばれていた。従って石狩は西蝦夷地に属していることになる。

始め松前地は津輕十三湊の安東氏の管領にあつて、和人地として開けて来たが、康正二年（一四五六）に有名な蝦夷乱コシャマインの騒動があり、既に松前地方さえ危くなつたが、翌永禄元年武田信広がこのコシャマイン父子を討つて、次第に勢力を強めいつか安東氏の代官となつてこの地を統治するようになった。これが松前家の祖である。

然るに文禄二年（一五九三）信広五代の孫、蠣崎を名乗っていた慶広の時に至つて、当時小田原城を討伐し、東北に勢力を伸ばそうとしていた豊臣秀吉から

於ニ松前一、從ニ諸方一來船頭、商人等、對ニ夷人二、同ニ地下人一、非分儀不レ可ニ申懸ニ。並船役之事、自ニ

前々一如ニ有来ニ可レ取レ之。自然此旨於ニ相背族在レ之者、急度可ニ言上、速可レ被レ加ニ御誅罰一者也。
文祿二年正月五日 朱印

蠣崎志摩守とのへ

という、すなわち

松前に於て諸方より来る船頭商人等、夷人に対し地下人と同じく、非分の儀申懸くべからず。前々より有り来りの如く之を取るべからず、自然この旨に相背く族の者あるに於ては、急度言上すべく速に御誅罰を加ふるべきものなり。

の封疆制禁の朱印を得て、原住民であるアイヌ人の保護に任ずるとともに、諸国から来る船頭や商人を取締り、税金を徴収することを認められたのである。

しかも慶長三年（一五九八）秀吉が歿し、徳川家康が関ヶ原の合戦に勝って天下を掌握して征夷大將軍になると、慶広は蠣崎氏を松前氏に改め、徳川方に取り入り慶長九年（一六〇四）再び家康から黒印の制書を得ることにより、一層広い権利を確保するに至っている。それは、

一、自ニ諸国一松前へ出入之者共、志摩守不ニ相断一而、夷仁と直商売仕候儀可レ為ニ曲事一事。

一、志摩守に無レ断而令ニ渡海一売買仕候者、急度可レ致ニ言上一事。

一、对ニ夷仁一非分申懸者、堅停止事。

右条々若於ニ違背之輩一者可レ處ニ嚴科一者也。仍如レ件

慶長九年正月廿七日 黒印

松前志摩守とのへ

とあって、趣旨は大体秀吉の朱印と同じであるが、

一、諸国より松前へ出入の者共、志摩守に相断らず夷仁と直商売仕候儀は曲事なるべき事。

一、志摩守に無断で渡海をいいつけ、売買仕候者は急度言上致すべき事。

付ては夷の儀は何方へ往行候共、夷次第なるべき事。

一、夷仁に對し非分申かけるは堅く停止の事。

右条々若し違背の輩においては厳料に処さるべきものなり。仍て件の如し

という内容のもった広く蝦夷地一円にわたった交易の独占権を認められ、名実ともに北海道全島の統治支配権を獲得して、完全に安東家の膝下から離れ、徳川幕府配下の一藩となって独立を見たのである。

こうして松前家は交代寄合の資格をもつて大名には列したが、しかしこれは内地の他藩とは違った変則的なもので、元来松前藩の領内には一反歩の田畑があるわけでもなく、一石の年貢米が納まるわけでもない実情から、この蝦夷地一円の交易の独占権をもつて、当初一万石の格式に認められたものである。事実また松前藩としてはこの交易独占権こそ藩の財政を確立する唯一の財源であった。したがって松前藩では城下福山（現松前町）を中心として、全島の和内地及び蝦夷地を適當の場所に分割し、行政的經濟的に要衝の地域は藩主直領地とし、他を家臣の知行地としてこれを与へて支配させ、藩主は藩自体が直領地のアイヌと交易して得た利益と諸國の船頭、家人から徴収した諸税等によつて藩の財政を賄い、家臣はまた自らの知行地において同様にアイヌ住民と交易して扶持を得る制度であつた。

以上にして松前藩の勢力が次第に西蝦夷地に伸びるにつれて、船がかりがよく天然の宝庫として原住民が豊かに生活していた石狩川地帯を、もちろん注目しない筈もなく、したがって石狩場所開設となつて現われたのも当然の帰結である。

石狩場所が最初に開設されたのはいつ頃であるか、この場所開設について「蝦夷地一件」よれば

慶広代より以後追々相開候儀にて東西場末に至り候ては、ソウヤは貞享中アッケシは寛永中キイタツプは元禄中クナシリは寶暦中迄に追々相開、云云「松前左膳外三名申口」

とあり、また「休明光記附録」には

蝦夷地場所々々交易之最初、番所、運上屋の始築、都ての濫觴御尋に御座候処、前段之通舊記焼失仕、逸々難ニ相分ニ御座候得共、西蝦夷地デシホ場所慶長中、ソウヤ貞享中、東蝦夷地アッケシ寛永中、キイタツプ元禄中に相開候段、書留御座候（松前家より提出）

と記されているように、慶長年間（五九六）において、早くも天塩場所が開け、また貞享年間（一六八四）には宗谷場所まで開設されているにもかかわらず、石狩場所開設の年代を明かにする文献が得られないのは、はなはだ遺憾である。

しかも石狩の存在は、正保元年松前藩が、幕府の企てた日本総国図の資料として奉った地図の上にも、明かに記載されているばかりか、この地図の原典は寛永十二年（一六三五）、松前家が家臣村上掃左衛門に命じ、全島を踏査させて作った、北海道最初の絵図を写したものと伝えるから、すでに寛永年間には相当の場所として発展していたであろうことは、容易に認められることである。

ことに津軽藩の隠密牧只右衛門の「津軽一統志」によれば、今からおよそ三百年前寛文九年（一六六九）に勃発した、日高染退の酋長シャクシャインが蜂起し、東蝦夷地は白糖、西蝦夷地は増毛までこれに呼応して、「商船十九艘外に侍應匠・通詞・船頭・水主二百七十三人殺害（松前旧事記）」されているが、石狩だけは酋長ハウカセの威令によって一人の殺害者も出さなかった。この蝦夷乱を平定した松前藩では、余勢を駆って使者をハウカセに差向け、

「毎歳商船を遣せば、押売を為す、汝等は萬事我儘を極む、他に行きて商せんとすれば、船を出さずして其商品河中に投ずべしと謂う、因って以後敢て商船を遣はざす」と、交易を差止めると言つて威嚇しているが、ハウカセはこれに對し

「松前殿は松前殿、我等は石狩の大將に候得者、松前殿に構え申可様も無之候、又は松前殿も此方え構え申

儀も成間敷候、商船此方に御越可被成とも御越被成間敷共別而構無御座候、兼て昔より蝦夷は米酒不被下候、魚鹿斗被下、鹿の皮を身に著し助かり中者に御座候、商船御越被成候儀も御無用に候、此上商船御越被下候はば一人も帰し申間敷候」

と、即ち松前殿は松前の殿様か知らないが、自分も石狩の大将である。お互別々の国であるのだから、敢えて松前藩が石狩に干渉する必要も、亦石狩が松前に干渉する必要もないことで、今後松前の商船が石狩に来るとも来ないとも、何等差支えはない、昔からアイヌは米や酒などを用いていたわけでもなく、魚や鹿肉を食糧とし、鹿皮を衣料として生活したもので、商船などは来なくともよい、若しこの上商船などを寄こしたら一人も帰さないと、堂々とこれを追返している事實は、明瞭に石狩がすでにこの以前に於て、交易の商場として開かれていたことを物語るものである。

殊にこの蝦夷判乱の原因が、

去年拙者共殺候子細は、前々志摩守様御代には米貳斗入の大俵にて、干鮭五束宛御取替下され候、近年蔵人仕置きは米七、八升にて干鮭五束づつ御取替なされ候え共、狄共の儀に御座候えは、是非に及ばず其通りに差上申候、余り迷惑に存じ近年度々御訴訟申上候え共、年寄たる狄共我儘申候間、毒の酒にて年寄蝦夷の分御たやし、若狄ばかりに成され可き相談にて、はうくにて右の酒にて相果て候由承り及び候、尻不可の狄共氣遣に存じ御酒も申受けず、逆も斯様に御たくみ成され候ては、末に御たやし成され可と存ぜられ候處、下之國にて毒の酒にてあまた打果て候由承り、それよりシャモ船（和船）殺申候、御慈悲さえ御座候はば、何しに此方より左様の義仕べきや、云々（津軽一統志・尻深大将申分）

と、尻深大将というのは今日の岩内のシリカップ川附近の酋長カニシコルのことであるが、この切々たる申分を見てもはやこの時代における各地の交易は、従来米二斗俵をもって干鮭五束（鮭百尾）と交換されたものが、

七、八升入一俵をもって百尾の鮭と交換するようになり、訴願をすれば年寄はわがままばかりいうから毒酒で殺し、若いアイヌばかりにするといつて威嚇するといふ交易にまで進展し、加えて、

近年あち商に松前より御座候て、拙者共取候川にて大あみをおろし鮭すきと御取、上方へ商に御越成され候に付、左様に成され候えては、狄共取申候鮭御座なく候て餓死申候間、拙者共に取らせ御買下され度由に、御訴訟申上候へども、松前の知行所にて候間取申すに、我儘申とて御打たたき、それにも少しも拙者取共申候鮭、やすく御買成され候えば、何共迷惑仕候、斯様の事に付いて狄共一揆を發し申候（同上）

とあって、産物が少くなると従来アイヌ住民が漁っていた川に大網をもつてきて、和人自ら鮭漁を行ない、それでは食うことも出来なくなるからと訴えても、自分の知行所で自分がとるのに何が悪いのだといつてとりあわず、強いて嘆願するとたたきつけるといった有様で、貧婪暴虐な振舞を行なうまでになっていたと見ることが出来る。

以上ように石狩場所は幾多の問題を醸した重要な地域だけに、当然松前藩及びその家臣が石狩場所開設の年代ぐらひは知らなければならない筈にもかかわらず、あえて幕府に対する答申を不詳にしていることは、おそらく石狩は天塩場所などと共に、或は慶長年間（約三百五十年前）に開設された直領交易地であったため、その直領地からこうした悪虐な原住民政策が、幕府要路に漏洩することを、極度に警戒した結果によるものではないかとも思われる。

第二節 三百年前の石狩

この時代における石狩町周辺はどんなところであったか、これを「津軽一統志」によって見れば、

石狩大川有浜にかかり間有、川口に狄家数不知、其川の上に七里奥に、上の国の惣大将居城有、大将ハウカセと申候、下人千人程有

一、石狩地形成程打ひらき、四方の山かすかに見え申候、十四五里四方も可有御座かと申候、柏・芦・竹に其外大木共おいしげり、狄の通も無御座候由、川の左右は大形ふけにて御座候由、浜廻りは真砂にて足場能御座候

一、石狩川港口広さ二百間程、深さ七尋程、川奥に入候ては十三尋の所も御座候、常に水うづまき候て、流れ候様には見え不申由、然共水いきはやく候に付風よく候ては舟とり巻申由に御座候、一日路程塩さし申候事

一、川岸の高さ八尺九尺も可有御座候由、川きし両方共に竹木はえ茂り、左右見え不申由事

と、河口が二百間（約四百米）もあり、いつも水が渦をまいて流れているように見えなく、十四五里四方もあるうと思はれる平原は、アイヌ人も通ったことがないという、芦や熊笹や柏の深い藪原に、大木が亭々として生い茂っていると。原始の様相を細かに書き綴っている。大酋長ハウカセの居城は、

石狩川口より一里程登り候て「はっしやふ」二里程登り候て「さっほ路」と申所に狄有、さっほろの枝川に、縦横半里ばかりの沼御座候由、川添より順風に二日登り候て、「ちよまかうた」と申所に狄多く御座候、松前よりの船「ちよまかうた」まで参候、方々の狄共「ちよまかうた」へ集り商い仕候由に御座候、「ちよまかうた」より「津石狩」と申所まで川路二日に登り候由、是迄大船通候によく御座候之共、水早く候て中々難儀仕候故「ちよまかうた」より上え船登り不申事。

石狩川口より「いべちまた」と申所迄三日路程御座候、此「いべちまた」より「しこつ」「ゆうはり」の沼へ小舟にて往来仕候由。

「ちよまかうた」よりハウカセ在所迄七日路程御座候由申候、又何程急ぎ候ても小舟にて三日に参候由申者御座候（津軽一統志）

とあって、「はっしやふ」は発寒「さっほ路」は札幌、「いべちまた」は江別で「津石狩」は對雁である。た

だ「ちよまかうた」は今日の石狩川筋、豊平川と対雁の中間にあたるが、いづれの地点であるか推定出来ない、しかし大きなアイヌ部落があり、松前からの商船がこゝまで遡って来て、附近のアイヌが茲に集り交易をした、この「ちよまかうた」から船で更に遡ること七日路というから、ハウカセの居住地は、恐らく雨竜川口附近の地点ではないかと思はれる。これがいまだ約三百年ばかり以前の石狩地帯を語る唯一のもので、現在発見されている文献としては最古のものである。しかしこの「津軽一統志」も津軽藩士が、現実に石狩を踏査したものでなく、西海岸を余市から忍路まで進んで、漸く聞き正した記録であった。

然るにこの寛文の蝦夷騒動があつて約二十年ばかり後、すなわち元禄元年（一六八八）というから、いまだ凡そ二百九十年前になるが、『福山秘府』によると

貞亨四年夏六月朔日、水戸宰相公巨船落帆我藩、而欲行于西部伊之加利海口、是非国法、故矩広不敢許、於是于、遂準賈船、開帆福藩到于狄地。

とあつて、貞亨四年（一六八七）六月一日に水戸光圀公の巨船が福山に來り、西部石狩海に行かんと欲したが、これは国法に非ざるところから、松前矩広は敢えて許さなかつたので、止むなく交易船に準じて、福山を出帆蝦夷地に至つた。とあるがこの年には實際には來なかつたらしく、水戸藩豊田亮の著になる『北島志』によれば、

元禄元年春我、義公遣崎山某、駕快風船、至蝦夷之石狩、先是、義公命作大船於南部地、南部津輕二侯助役、前後経二十歳始成、至是、自那珂港、發船、六月至石狩川、夷人嘉我船到、爭來觀之、男女殆千餘人皆謂從前未見、如斯大船至此地者、我界以酒食、則益悅、以鰭魚熊皮報之、其人醉中、拏楫相擊以為戲、即槌擊也、川甚広深、鰭魚甚衆、殆至妨舟楫、以鰭百尾、換米一斗二升、留四十餘日、至八月、發船還、則颶風大作、船漂至北海、蓋近韃靼地方也、風息、抵松前、以三十二月、得婦那珂港、至公姥、船壞不復修、我州航海術遂廢云、

とあり、水戸光圀は蝦夷地に深い関心を持ちその探検を企て、南部、津輕両藩の助力を以て十年間もかかつて

大船快風丸を建造し、元禄元年に石狩に来てゐる。

快風丸は船長二十八間（約五十米）、船幅九間（約十六米余）、帆柱の長さ十八間（約三十三米）、柱基太さ三尺角（約一米角）、木綿五百反の帆と四十挺の櫓をそなへ、船中には別に長さ九間（約十六米余）櫓八挺を具えた大伝馬船と、長さ六間（約十米余）櫓六挺を具えた小伝馬船の二隻を積んでいた。しかもこの船には『按針箱』と言って、屋形の上に四角な櫓を立て、それに長崎から得た海図や磁石、コンパス、天測機等を備え船の方位を図って航海する近代装備をもった船であつた。

当時幕府は大船の建造を禁じていたから、ほとんど他には見ることも出来ない大船であつたと思はれる。この船に天文に通ずる崎山市内を船長にして、六十五人の水夫が乗込み三年間の食糧を用意して、常陸の那珂湊を出帆して、北海道に向つたのは元禄元年二月であつた。

光圀はこの時松前公に贈物として、盆栽の松二株・梅一株・杜鵑花二式を持たせて松前城下に到着し、直ちに藩の了解を求めたが、松前藩の方針として一定の交易船以外には奥地に入ることを禁止していた折柄とて、水戸藩の力を以てしてもどうすることも出来ず、止むなく商船に準じてようやく石狩まで行くことを許されたのであつた。

こうして石狩川口に到着したのは同年六月二十一日であるが、その状況は、

「石狩川に至る、土人争い出で、これを観る、男女殆んど千余人皆驚いて曰く、未だ嘗てこの如き大船の来るものあらず、船より酒食を授てこれを饗す、土人ますます悦び鮭魚の群游するもの極めて多し、殆んど船行を妨ぐるに至る、米一斗二升を以て土人の所獲鮭百尾に代ふ、留ること四十余日にして還る、元禄元年八月なり、還るに及びて颶風大に起る船漂いて韃靼地方に至る、数日風息んで又松前に還る、十二月に至りて水戸に還る」

とあり、快風丸が石狩につくと、松前で雇入れた直詞を通して船内を見物に来る様に触れたが、警戒して来るものがなく、酒を持って来たから飲みに来いと触れると、千人も集って喜ぶ有様や鮭百本と米一斗二升の割合で交易した模様などが知られるばかりか、石狩川の秋味が船も通れぬ程も遡上したものらしく、さすがに探險船だけに種々の情報を集め、また附近の有様を詳細に観察して記録している。

石狩川広さ那珂河よりは広く御座候深さも同じ由に候、川脇は蝦夷共罷在候、両脇は平場にて四五里程脇に大山見之申候、然れ共右のひら場木立しげり往来不罷成候、舟にて常にかよい申候。

村に大将分の蝦夷一人づつ御座候、去乍ら召遣は御座なく候、女房にて其内にも女房四五人持申候大将御座候、然れ共女房一処には指置不申候、隣郷に家一軒づつに女房一人づつ指置申候由、常に見申候所も大将分とは見立不申候、去り乍ら石狩川の惣大将はカルヘカと申候、是には脇の蝦夷出合の節、カルヘカ手を出し蝦夷の頭を押して、しばらく指置手をはなしのき申候、食物は干鮭を細かに切り、湯煮を仕り鮫の油をかけ指で喰し、生鮭は水頭の処を常に食べ申候由、

「家はへりなしに横九尺ばかり、長五六間に家を作り、熊笹の葉(横五寸斗長一尺斗)にてふく、あたりの囲いまこもの様なるをあみて囲う。重きものは座敷にもしき居る、口を一所にあけて出入す、戸は無之内にしきりなし、親子兄弟一所に夜も寝るなり、家の大小はあり。」

「家の内の地くぼめ、いろりにし、木をくべあたる、木其まゝにてくべる故家の外迄も木の末出る、冬は猶以てあたる故衣服単衣物一枚にても寒からず」

「カルヘカインが家に男女とも二十五人あり、総体子供は産み次第なるが故、皆十人余どの家にもあり、娘祝言させ其妹など内におくに、誰か子やら子供産み、是もその儘そたて置也」

「リウシヤマインなど十三人の者共の内に宝物なりとて、ナベ内に穴ありて縄を通してカギに掛る様にしたる鍋あり、又膳八寸四方程高二寸ばかり、シュンケイ(春慶)のこき色、内に三つ巴黒く置紋あり是を持居る」

等と記して、当時の石狩川沿岸のアイヌ生活を察することが出来る。

また一行中の深谷荻右衛門なるものは、更に直詞を案内役にし、鍋・米・味噌を入れた櫃を荷はせ、野宿用の苫まで用意して七人で石狩川を三日も上流に入っているが、往時すでに日本の船が難船して此の地帯に漂着、帰ることも出来ずに、やがて蝦夷女を妻として夫婦になり、子供まで出来て住居する者が、十四五人も居ることを報じている。

その後正徳二年（一七一二）寺島良安が『倭漢三才図説』を著しているが、同書によると、
蝦夷島^{エゾノシマ} 獲服^{ユツボク}・東夷^{トウイ}・日高見國^{ヒタカミクニ}・毛人國^{モロコニ}

△按蝦夷^{エゾ}へ在^{アル}日本ノ東北海中ニ島也、其地南北長而北、隣ニ韃靼^{タタリ}ノ地ニ、東ハ乃太平洋海也、山嶽多^ニ峻嶒^{ニテ}不^レ能^ニ陸行^一、又有^ニ大河^一、名^ニ石加利河^ト、水甚^タ急^{ニテ}飛^ス石^ヲ、不可^ニ以^テ得^ニ涉行^一、船亦不^レ得^ニ漕^一行^一故未知^ニ其河源幾^{ハク}里程^{トモヲ}とあり、

按ずるに蝦夷は日本の東北海に在る島なり、その地南北に長くして、北は韃靼の地隣り、東は乃ち太平洋なり、山嶽多く險阻にて陸行能はず、又大河あり、石狩河と名ずく、水甚だ急にて石を飛ばす、以て渉ることを得べからず、船また漕ぎ行くこと得ず、故にその河源幾ばくの里程ということを知らずと記しているが、しかしこの正徳年間にはすでに石狩には、最早や場所請負人が入って、交易が行なはれ、この蝦夷図にも『石狩大川有鮭多ク出』と明記されている。

第三節 寛文蝦夷乱と石狩十三場所

石狩場所が開かれたとは言え、これを以て直ちに松前藩が蝦夷地における土地人民を支配したものではなく、往時石狩地帯は、やはりアイヌ民族の手になる集団社会が形成されて、その地域の酋長の勢力によって統制され

ていたと見るべきである。松前藩でもまた『蝦夷次第』という方針で、藩主直領地でも家臣の知行地でも交易船には上乘役という家臣がついて来て、この酋長に面接し、

今年も漁獵の時至れり、務めて情ることなかれ、近邑とも睦い争訟などいたすべからず、いずかたにても難船あらば出て救い助けよ、幸なりとして賊をなすことなかれ（渡島筆記）

などという心得を喻す程度が、政治と言えはせめてもの政治であり、あくまで友好的交易のためのもので、臣下としての礼ではなかった。

前述のように寛文蝦夷乱当時の石狩酋長はハウカセで、その勢力は日本海岸太櫓以北宗谷にまで及び、

太櫓酋長	ランチ	瀬田内酋長	彦次郎
島小牧酋長	名不明	寿都酋長	名不明
オコスツ酋長	名不明	シリヘツ酋長	名不明
尻深酋長	カニシコル	積丹酋長	ウテメンケ
美国酋長	シュチンヤツイ	古平酋長	名不明
余市酋長	ウヘレチ	余市酋長	ケクラケ
余市酋長	八郎右衛門	余市酋長	サノカヘイシ
祝津酋長	名不明	増毛酋長	名不明
ハシヘツ酋長	名不明	天塩酋長	トミウヘクイン
ルイシン酋長	ワカイン	ルイシン酋長	モンヤカイン
テウレ酋長	名不明	宗谷酋長	シルヘタレシ
宗谷酋長	カカモレイ	ユウ別酋長	名不明

等西蝦夷地諸酋長の盟主としてその指揮下におき、石狩河口の奥七里の地点に砦城を構へ、石狩河口にはヨウタ

インという部下の酋長をおいて君臨していた。

ハウカセは前節に述べたように松前藩の使者に啖呵を切つて追ひ返すと、部下を引きつれて神威岬を越えて尻深（岩内）まで行ったが、余市の同族は松前の恫喝を信じ、松前藩はあえて恐れるわけではないが、若しも津軽藩の助力を得て大軍で殺倒するようなことがあると、どうしても勝ち目がないから此の際松前藩に償を入れて通商を復旧しようという軟論にかたむき、また石狩にも松前に代つて償を入れるから、何んとかこのまま帰つて欲しいという願ひなので、ハウカセも同盟の意気の振わないのを見てとり、償を受けて石狩に帰った。しかし、

「自分は未だ一艘の和船を屠つたわけではない、唯自分の持分である増毛で一艘屠つたが、これは増毛が償を出すべきで自分が出す義務はない。しかし衆意一円松前に償を入れて平和を恢復し、通商を復旧するといふなら、自分も敢て償いを出すことを厭うものではない。けれども自分は断じて余市や古平まで行つて、松前の家臣と対面しシャクシャインのように、欺き殺されるようなことは出来ない。若しも松前家が津軽藩の勢いを借りて、石狩土人を殺そうとするならば、償いを出すことも詮ないことだが、先づ静かに形勢を見て、松前の意向が石狩土人討滅にあるならば、止むを得ず一戦を交えるばかりだ」

と言ひながら、直ちに石狩河口に三百の小屋を作り、部下千人余を集め、鉄砲や鎗・太刀・毒矢等を用意して、これに備えたといへられる。

松前藩でもこのハウカセの勢を大いに恐れ、寛文十年（一六七〇）すでに通詞を各酋長に遣はし、償いを入れてさせて従来のように通商することを約したが、其償物を納容する船を発することが出来ない状態であつた。ところが津軽藩の隠密船が西蝦夷地の探検に上つたということを聞いた松前藩では、アイヌ人が真実を暴露し、叛乱の原因である悪辣な通商の事実や毒殺の真相を、他藩や幕府に知れることを憂え、急に蠣崎小左衛門及び蠣崎采女に命じ、大船六艘に五百人の手下を乗せ、兎に角彌縫的に償物を出させて講和を結ぶべく下り、もし意に従はざる場合は討滅すべしとの謀略宣伝であつたが、この両蠣崎の軍勢にしてもハウカセの勢力を恐れてか、「福山

秘府」によれば「赴^ニ千西部与伊知^一、征^ニ蝦夷^一」だけで、遂に余市以奥の地には進むことが出来なかった。しかるにハウカセとしても、当時のアイヌ達とはや商船と交易しなければ、ほとんど餓渴に迫る状況で、宗谷・るいしん・余市等の軟論も、結局はそれに基因することを察知し、止むなく松前藩と媾和を結び、再び交易を開始したが、内に餓渴を恐れる群衆を抑えこれを統一し、守備を厳にして暴悪なる松前を威喝して、彌縫的な媾和に導き同族をして悲惨な血を流さずに解決した、ハウカセの政治的外交手腕は全く稀れに見る人物というべきであらう。

しかしこの寛文蝦夷乱を契機として注目されることは、松前藩の支配勢力の伸張であった。もちろん石狩酋長と結んだ媾和は当面を開する彌縫的な方策ではあったが、一方これによって宗谷、増毛、余市等の状況を見抜いた松前藩では、いつかこれが軟論派を利用して、つねに惘惘と懐柔の政策を巧みに併用し、数多くの償い物を出させ、その上次の誓詞をとられている、その起請文は

一、殿様より如何なる儀仰せかけ候とも、私儀は勿論、孫子一門並にウタレ（同族）男女に限らず逆心仕り間敷候事。

一、殿様え逆心を企て申すか、御苦勞に罷りなる儀など申すアイヌ承り及び候はば、随分意見仕り其上承引仕らず候はば、何卒通路罷成に於ては、早速御注進申上べく候事、

附、仲間出入御座候はば随分面々で手立に及び申儀候はば取扱い申可事。

一、御鷹待並に金堀に少も如在仕間敷候事

一、殿様より向後仰出され候通り商船へわがまま申しかけず、互に首尾よく商い仕べく候。余所の国の荷物買取申しまじく候。我国にて調之申す荷物も脇の国へ持参仕り商売致しまじく候。人の国にて取り申候皮、干鮭、我国へ持参仕り売買致すもの跡々より仕つき通り致べく候事。

一、向後米一俵につき皮五枚、干鮭五束、商売仕べく候。新物、煙草、金具に至るまで、米に応じ跡々より高

値に商売仕べく候。荷物沢山に有之年は、米一俵に皮類も干鮭も下値に商売致すべく候事。

一、殿様御用にて状使並に御鷹送申す儀、其外伝馬、宿送、昼夜に限らず少しも如在仕まじく候。御鷹の餌犬あたいたし申さず候、遅々なく申候事

右の旨、私儀は勿論孫子一門ウタリ男女に限らず、少しも相背き申すまじく候、若し相背き候者これあるに
おいては神々の御罰蒙り子孫長く絶え果て申べく候、依て起請文如件

とあつて、これにより完全にアイヌ民族は松前藩の被支配者の立場におかれるようになったというべきで、その後における交易は従来対等の格式で贈答の形で行なわれていたものが、貢献あるいは物々交換の取引に変貌して来ている。

ことにこれまでの交易は石狩場所をはじめ、その他の場所もほとんど海辺沿岸に限られていたが、この頃から漸次に内陸地帯に向つてその触手を延ばし、重要な地点には鳥屋（狩場）名目による場所を定めて、これを家臣の支配知行地として与え、交易と懐柔の細胞を確立して来ている。この鳥屋設置の年代は今日詳かにすることは出来ないが、少なくとも寛文蝦夷乱以後の現れと見られ、すなわちこの騒動があつて後、約三十年を経たる元禄十三年（一七〇〇）の石狩周辺における『松前家臣支配所持名前』によれば

手汐石狩の伊別満多北村目名川白府村喜古内村同川鳥屋五十九ヶ所（江別）	松前藤兵衛	辰四十三才
石狩の遊張志古津留参及部村同川禮髭村鳥屋十八ヶ所（夕張・支笏）	松前主人	辰四十九才
石狩のシユマ満布乙部村同川鳥屋六ヶ所（鳥松）	下国新兵衛	辰六十三才
志古津の伊茶利布登鳥屋一ヶ所（イザリ川）	佐藤三郎左衛門	辰二十五才
石狩の沙津保呂鳥屋一ヶ所（札幌）	小林兵左衛門	辰五十才
石狩の沙津保呂鳥屋一ヶ所（札幌）	目谷六左衛門	辰四十二才

石狩の沙津保呂島屋一ヶ所（札幌）

高橋左五右衛門 辰三十八才

此次一人有之共名前不相分

石狩の志古津島屋一ヶ所（上札幌）

南条安右衛門 辰二十九才

石狩の賀波多島屋一ヶ所（樺戸）

土屋弥七郎 辰二十九才

とあって、石狩河口より奥地、江別、夕張、島松、イザリ、札幌、樺戸などに、それぞれ支配所を設定しているが、これは多分に寛文蝦夷乱における藩士の論功行賞を兼ね、松前藩の原住民懐柔政策の布陣として出来たもので、石狩十三場所のそもその濫觴ではないかと思われる。

したがって石狩場所というのは、今日の石狩町を指すものではなく、当時の酋長ハウカセの直接勢力範囲であった、石狩河口を中心として、海岸は小樽内川を境とし、北は浜益、増毛に至り、内陸は現在の石狩支庁管内一円と、更に石狩川を遡り遠く神居古潭を越えた上川管内に跨る、大地域を総称していることが想像されるのである。

この石狩十三場所も享保十二年（一七二七）になると、

いしかり（石狩）	藩主直領	はっしやふ（発寒）	酒井佐次右門
いへちまた（江別）	松前内記	つ石狩（対雁）	松崎太次右衛門
いふはり（夕張）	松前主人	同	蠣崎時右衛門
嶋まつふ（島松）	下国金左衛門	しやっほろ（札幌）	小林兵左衛門
しやつほろ（札幌）	目谷左仲	同	高橋嘉左衛門
しのろ（篠路）	南条安左衛門	かばた（樺戸）	佐藤加茂佐衛門
かばた（樺戸）	土屋重右衛門		「松前西夷在郷並蝦夷地所付」

とあつて、その場所も知行主も若干変り、石狩川口及び海浜場所（小樽内―厚田）は藩主直領の場所であつた。
なお前松前藩時代における石狩十三場所の知行主の変遷をあげれば

安永年間

イシカリ（石狩）	藩主直領	ハッシャブ（発寒）	酒井弾次郎
上ツイシカリ（上対雁）	松前貢	下ツイシカリ（下対雁）	同
上ユウバリ（上夕張）	松前監物	下ユウバリ（下夕張）	蠣崎三弥
シママッブ（島松）	下国岡右衛門	下シノロ（下篠路）	小林保左衛門
下サツホロ（下札幌）	目谷才右衛門	上シノロ（上篠路）	高橋平藏
上サツホロ（上札幌）	南条安右衛門	上カバタ（上樺戸）	佐藤権右衛門
下カバタ（下樺戸）	土谷丹下		

「北藩風土記」

天明年間

イシカリ（石狩）	藩主直領	ハッシャブ（発寒）	酒井佐三右衛門
下サツポロ（下札幌）	目谷才右衛門	トイヒラ（豊平）	佐藤彦太夫
モヤフシ	小林甫左衛門	ナイイボ（苗穂）	南条安右衛門
下ツイシカリ（下対雁）	松前貢	上ツイシカリ（上対雁）	松前貢
シママッブ（島松）	下国岡右衛門	下ユウバリ（下夕張）	蠣崎三弥
上ユウバリ（上夕張）	松前監物	下カバタ（下樺戸）	土谷丹下
上カバタ（樺太）	高橋吉六		

「蝦夷双紙別録」

寛政年間

トクビタ(石狩)	藩主直領	ハッシャフ(發寒)	酒井周藏
上ユウハリ(上タ張)	松前鉄五郎	上ツイシカリ(上対雁)	松前貢
上カバタ(上樺戸)	佐藤郡太夫	シママツプ(島松)	下国岡右衛門
下ツイシカリ(下対雁)	松崎三太夫	下カバタ(下樺戸)	土谷左仲
下サツホロ(下札幌)	南条安右衛門	ツフカルイン	高橋平藏
上サツホロ(上札幌)	目谷才右衛門	ナイホウ(苗穂)	小林文三郎
下ユウハリ(下タ張)	蠣崎三弥		

「西蝦夷地分間」

第四節 場所請負制度と請負人

石狩場所はすでに寛文年間以前の松前藩の藩主直領の交易地として開かれて来たことは、前記の通りであるが、それはこの河口における交易に限られていた。しかるにその後、島屋名義による家臣の知行支配地が流域の各所に設けられるに及び、石狩にもひとり藩主が差向ける商い船ばかりではなく、これら家臣の船も加えるようになって、いつか商場から次第に交易の根拠地的な様相を示し、その産物も多く、また広範な地域の原住民と交易が行なわれるようになった。

藩主の直領地における交易は、むろん何等の制度もないが、家臣の知行地における権利は甚しく制限を受け、採金はもとより鮭漁鱒漁伐木などの業は皆藩主の権利に属していたから、知行主は年々代理者を遣すか或は自ら赴いて原住民と交易を許されたに過ぎなかった。したがって当初島屋名目による場所もこうした制限のもとに、恐らくは鷹待を派遣して原住民の動静に注目すると共に、或はアイヌ民族等の山猟によって得た産物並に干鮭に

限られ、それも僅かに三百石内外の縄綴船で、一場所毎夏一艘に限られていた。

このようにして藩主及び家臣が各々の場所から得た産物をどうしたかという点、これを福山（現松前）に持帰り、更に他国の商人や問屋に売渡し、その利益金をもって藩主は藩の財源とし、家臣は自らの扶持を働き出すという状態で、それがために

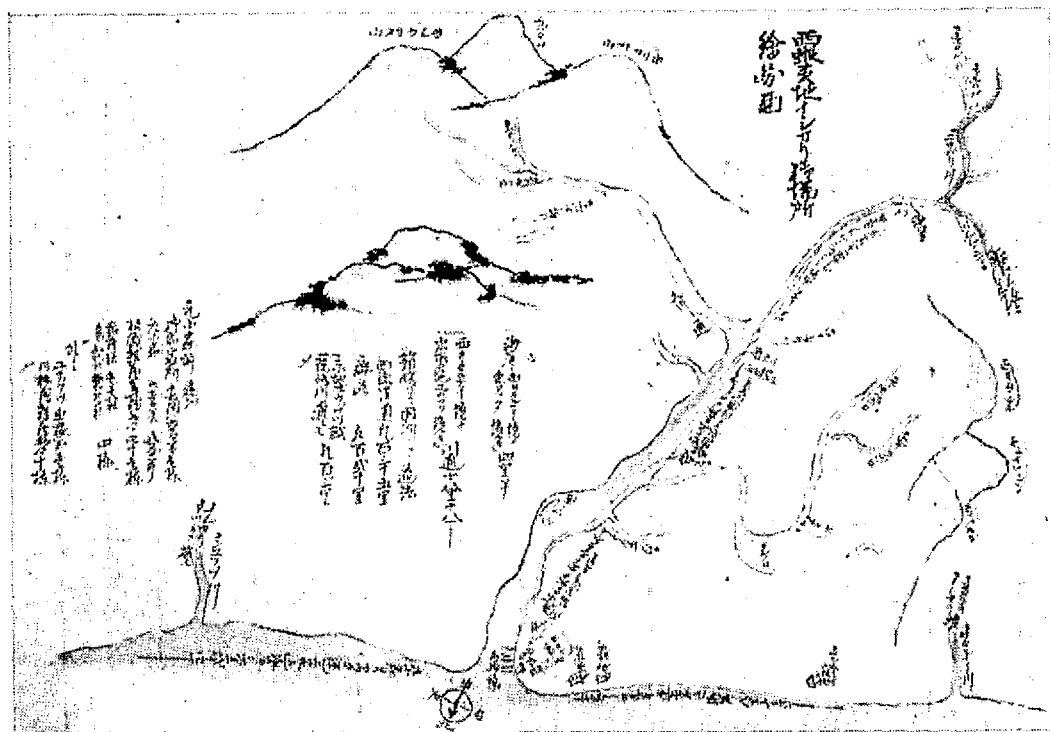
志摩守役人も、商人と同意に有之べき儀は、長崎廻し俵物方の問屋、則俵物方元請負人共定宿罷在候大黒屋茂右衛門は、元家老相勤め候綱崎三弥株にて、三弥儀も大黒屋と同居仕り、問屋商売罷在候、云々

（佐藤玄六郎中間報告 上）

とあるところから見て、藩の重臣が問屋株を持って共同の仕事をしているという、まったく半士半商の姿であった。したがってその収益も年々一定したものではなく、時には場所地の不賑や交易による損耗もあり、あるいは思わぬ出費などのために、いつかこれら問屋の商人から次年度の交易を当てこんで借入金をするなどの結果が生じ、ついにはその債務の償還に窮して、いわゆる運上金（税金）なるものを定め、場所における通商交易の権利一切を商人の手に委託するという、場所請負制度が発生するに至った。この請負人の交易所がすなわち運上屋である。

石狩場所も当然これら請負人の手に移行したが、そもそもこの石狩場所の請負人は村山伝兵衛をもって最初とされる。初代村山伝兵衛が北海道にきたのは、一説に「寛文年間十八歳をもって松前に渡り、後石狩に移って漁業を営む」ということもいわれているが、これはまことに疑はしく、もしこれが真実とすれば、宝暦七年の死去から逆算して、実に百十五歳まで長命したことになるので、如何に嬰鑠たりと言えどもおそらく有り得ないことであろう。それでこれを文化七年十一月写「村山家過去帳」によって見ると、

初代村山は初めの名を伝九郎と呼び、後ち伝太夫と改め更に伝兵衛と称した、天和三年（一六八三）八月十五日能登国羽咋郡安部谷村に生れ、父を伝太夫と言った。



西蝦夷地イシカリ御場所絵図面 安政2年4月(1855年) (石狩町蔵)

伝兵衛が北海道に渡航したのは十八歳の頃と伝えるから、元禄十三年（一七〇〇）頃に当るが、初め福山（現松前）に足を止め、松前藩士工藤八郎右衛門方に寄り、同藩御船頭役である馬形町の古谷勘左衛門の娘れん女を養母（古老の言によれば往時の渡航者は其家を構える場合、まず養母を定め後ち妻を娶ったものという）として住居したのであった。

こうして伝兵衛は故郷の名をとって阿部屋と號し、彦之丸、彦重丸、常久丸、慈眼丸等の船舶をもって各漁場間の貨物を運搬する回船問屋を営んだが、当時漁場に降る品は縄蒾の類が多くこれらの貨物は容積をとるが量目が軽く、したがって船足に満たないため船舶の操縦に便利でなかったので、多年研究の後ち船体の左右両側に竹籬（通称カキタツ）を組立て、充分貨物を積載して船を満たす発明をしたが、これなどは単に船足を満たすばかりでなく、若しも難船等のことがあっても、これに乗り移って海上に浮び一時の急を凌ぐことが出来るので、従来の大和船ではこれを用いないものが無いまでになったと伝え、また従来海鼠（なまこ）をとるのに三本ヤスを用いていたが、『ハッシャク』というものを工夫してアイヌ人に使用させたので、大いに増産を見せるに至ったとも伝え、現今海鼠採取業者の使用している『ハッシャク』は、実にこの時代に発案されたものという。

初代村山伝兵衛が場所請負人になったのは、宝永三年（一七〇六）藩主松前矩広の時代であるから、いまより凡そ二百六十余年前のことである。当時西蝦夷地ルモベツ（留萌）ソウヤ（宗谷）の両場所を請負、更に引続き石狩、厚田、増毛、利尻等に及ぶに従い、石狩場所を手配元締として支配の根拠地としたが、伝兵衛は原住民に網の作方や漁獲の方法等を懇切に教え保護したので、その産額も逐年に増加し、藩主はもちろん場所所持の家臣の領地の交易まで、願はずとも請負を命じられるような信用を博するに至ったと伝えている。初代村山の死は宝暦七年四月十八日で享年七十五歳であった。時に二代目村山は名を理兵衛といつて、越前敦賀港の島崎半兵衛の男であったが、福山に来て萬屋嘉右衛門方に奉公していたのを、初代伝兵衛が見込んでその娘くめ子と縁組して

養子とした。けれどもその後一子を生むと養家を去って大阪に至り、遂に福山には帰らず明和七年五月七日五十五才で没してしまった。

そこで三代目の村山家を継いだのは、この理兵衛を父とし、くめ子を母として元文元年（一七三八）に生れた、言わば伝兵衛の孫で、幼名を市太郎と呼び長じて兵右衛門と改めてあったが、祖父（初代）の死後その名を襲名して伝兵衛を名乗り、家業一切を承け嗣いだのである。ことに三代目村山は初期村山家の名声をあげたばかりではなく、実に北海道の漁業開発に大きな功績を残したのである。

いまその伝記を見ると、

すなわち三代村山が祖業をつぐと、明和八年（一七七二）には松前藩主よりカラフト島の漁場探検を命じられたが、これより先きカラフト島はモンベツ（紋別）シャリ（斜里）と共に全く未開の地で、当時同島シラヌシの乙名（酋長）シマウテカンというものがあり、図合船位の蝦夷船二艘を舩し、三艚の切れ地や十徳、青玉、魚油、干鰯、海豹の皮などの積んで宗谷に来て交易をしたり、また宗谷附近のアイヌもカラフトに行つて彼等との間に若干の交易があり、また宝暦年間松前藩で藩士加藤嘉兵衛に命じ浜屋与三右衛門の所有船榮福丸（四百石積）に諸品を積んでシラヌシに渡り、交易をせしめたことがあった。

明和八年村山がこの探検を命じられたのは冬のことであったので、伝兵衛は二百石積の船舶を二艘造り、翌安永元年（一七七二）四月中旬通詞番人稼方等十人を率い、松前藩士三名と共にアイヌ介抱品である、米、酒、煙草其他雜貨類を満載し、福山港を出帆カラフトに至つて漁場を探検し、同島の住民を介抱して漁業に精勵させ、同年九月下旬に福山に帰港したのであった。そのカラフトにおける事蹟を詳細に知ることは出来ないが、すでにこの頃になると石狩の請負場所の漁場の切り開きも終え、将来の見込も確立してアイヌ人の撫育も行届いていたと伝えるから、経済的にもこうした藩命に応ずるだけの余裕が出来ていたと見る事ができる。また安永二年（一七七三）には東蝦夷地クナシリの請負を命じられ、通辭、番人等を派遣してこれに當つたが、当時クナシリ

島アイヌの性質が悪く、漁業に出精致さず年々損失を見ているという。

しかしこうした功勞は松前藩としても充分に認めるところであり、殊に安永五年（一七七六）三月藩主松前道広が徳川幕府の賜暇を得て帰國の途路、奥州三厩から福山に至る用船の船頭役を仰付られ、伝兵衛自ら帶刀を以てこれを勤めたが、爾後苗字帶刀を免され且つ船中にて柳生但馬守の画きたる鶴の掛物を当日の賞として、道広自らこれを下賜した程であつた。以上にして伝兵衛は天明二年（一七八二）十二月には、町奉行所の下代並に町年寄を仰付けられ、俸禄米二十俵を賜はる身分にまでなっている。さらに天明三年（一七八三）飛彈屋久兵衛なるものカラフト島の請負を申付られ同人の請負中、同島巡視として藩士新井田竜助出張に際し、命により土人介抱品を七八十石積の船舶二艘に積載して同島に送ったばかりか、同年津輕地方の不作のため飢饉におそわれた松前の細民に対し、米及び魚類を施与してその危急を救い、越えて翌四年七月には米二百俵を献上するなどあり、藩主もその行為を嘉賞して茶碗一個を下賜している。

ことに特記されねばならないことは、國後騒動における村山伝兵衛の業績である、この國後騒動というのは、すなわち寛政元年（一七八九）に勃発したアイヌ民族の最後の和人に対する抵抗で、その真相については同年十一月最上徳内を案内人としてこれを調査した、幕府普請役見習青島俊藏の報告によれば、

一、最初徒党の発り夷共に相尋候処、古来より夏の内ばかり介抱船と唱え、米、酒、煙草其外諸色積入、廻船へ上乘の家来差添え場所着の上、夷共稼置候諸魚其外魚油などと交易仕候処、近來請負人共場所引請進退仕候に付、越年まで仕り年中手先の者入り込み居り商売仕候間船数も多く往返致し、尤夷共え手当厚く渡世致させ相働候産物を買取積廻し候仕來に御座候処、東蝦夷地にて場末クスリ、アッケシ、キイタツプ、クナシリ四ヶ所共、飛彈屋久兵衛と申もの請負に罷成、手先の者共俄近年いつとなく米、煙草其外諸色とも下品の上、手当少く相渡し夷共より稼置候諸産多く取立候様相成、其上夷地商売の儀は双方産物大概搬數に応じ年中見積り交易仕候えば、其余は夷人共銘々の食貯の爲、商人手先を放れ勝手次第に相稼候処、近年は年中

商人共手先え被間仕、自分稼としては取分に不相成、間仕候代りの手当さえ相応有之候えば、難儀にも及び不申候えども、愚直なる夷共押掠め追年非分の儀多く候え共、何れにも松前え属し候風俗故、違背仕候えは直ちに通商差留られ、一命にも可及候に付ては堪忍仕、尤右の段上乘の領主役人え相願申度候得共、日本の政道委細不存候故、若相願候はば受負人手先の者と、領主役人相對にて猶又如何様の難波可相募哉と恐懼仕、黙止罷在候、

と松前藩の蝦夷地の政策は、まったく場所請負人飛彈屋の手先のものに左右されていたことがわかる、彼等はその請負成績をあげるために、あらゆる搾取をなし交易船を武器として私利をはかるに汲々としている。

クナジリ島の者、別て不法の儀多く、夷人妻子等と商人共密通も有之、右の段分明に候事をば、すべて夷の風俗にて、何事に拘らず罪を贖い候ため償いと唱え、金銀通用無之故、取持の道具類の内と取替えさせ候事故、不義の趣証拠を以て申達、償い差出候様申掛候えは、愚直なる夷共都て彼是申紛らされ、非分の越度を請け償を取られ候儀間々有之、別て当春番人共の内、夷共の稼方宜しからざる旨を申し不精に候えは、毒殺致候など申威候故、心底甚不快に存罷在候処、クナジリ惣乙名サンキチと申者病氣に付酒を乞候処、運上屋より為取候酒渡候後、程なく死去仕り、並にサンキチ弟乙名マメキリと申者の妻も、番人共より飯貰給べ候後、相果候故、兼て申聞候毒殺に可有之と疑いたし、迺も頼母敷からざる受負人手先の者共故、品鬱憤を晴し候為、クナジリ島乙名マメキリ並にサンキチ惣共始徒党を企て催促仕候処、同島の夷人共其外本蝦夷地メナシクルと申唱候辺の夷共、所縁を以て相誘い、種々手立を以て番人共手向い致さざる様刃物類奪取置、五月中所々手分仕り、クナジリ、キイタツプ等の番人共、都合六十人其外久兵衛手船大通丸乗組の船頭水主都合十一人、惣人数七十一人殺害に及び、右之外助命致し候者四人有之、所の運上屋並船共不残焼払、交易の米、酒、煙草其外は徒党の夷共分取致し、勿論右之趣は徒党の夷共強て不法の儀仕候とも不存、一体商人共不法相募候故、事止むを得ず殺害に及候えは、從之松前より咎有之候共、右の始末申ひらき相成ず候はば、

償い差出事済可申儀と相心得居候由、徒党の者共申聞候由、目見の夷人共より私共え申立候

と報告しているように、事の起りは番人などの不義密通などの不法行為に対する憤激が、国後酋長サンキチ及びその弟マメキリの妻の急死が導火線となったもので、ことに自分の妻子が不義をして償を取られるので、人を殺しても償いさえ出せば済むものと思っていたということは、アイヌ民族には古来から死刑という極刑の刑罰法をもたない風習であったことを端的に物語っている。

このために飛驒屋にも言い分があったが聞入れられず、まだ請負契約期間中にもかかわらず、その場所のことごとく没収され、松前藩ではその後を村山伝兵衛に命じて差配させることにした。ときすでに九月にもなり季節遅れになって、急速に現地のアイヌ人の撫育介抱の見込みも立たないところから、伝兵衛は再三辞退したが、家老から強いて承諾するよう命じられ、止むなく引受けることになった。この時の場所は国後をはじめ釧路、厚岸、霧多市、宗谷のいずれも遠隔の処で、これらの各場所の名目は藩の直營で、伝兵衛は差配人たるに過ぎないと言えども、その実は全く伝兵衛一人の力によるもので、自分の従来の請負場所である増毛、厚田、石狩から三、四百人の人夫をもって、米酒煙草其他日用品などを西地から東海岸に送り、手船永福丸に積んで様似まで廻送したが、時節遅れでそれから先の海上が危険で進めないで、さらに陸送して厚岸に運んで原住民の介抱に当たったのであった。こうして翌寛政二年（一七九〇）には、早春から手船数隻をもって物資を送り、鮭網、鱒網、鯿網その他の漁具も整えて着業したもので、現実には請負場所に異ならない実状であった。それは寛政三年（一七九一）四月藩から伝兵衛に達した書付でも明かで、すなわち

東西蝦夷地御手場所之儀は御直配に付、諸仕込並に交易荷物売買とも御直配之趣に候えども、以後仕入諸物等の儀申すに及ばず其分共支配の事故、勝手次第取計べきは勿論諸勘定等申達にも及ばず、自分請負御場所同様の趣に相心得差支無之様相勤べき候、蝦夷人介抱共是迄取計の通り、大切に厚く介抱申付可候、尚又輕物等の儀是迄仕来の通り聊の品にても夷人共手触候はば隠なく勤番者え差出べく候。当方より夷地勤番の者

交易出荷物等の取調には相拘らず、蝦夷人仕置取締第一に仰付べく候、支配人共下知を請い、大切に相勤べく候、蝦夷地出入の廻船は古来の通り出帆の節、荷物積高書付改方に差出、改め相済出帆致すべく候。其上此表え積付候節も改方夷地廻船の通相心得申可候、随分油断なく稼方出精申付べく候

亥六月

と、如何に藩が伝兵衛を信任したかこれによっても察しられるところである。当時村山の請負場所は藩主直領及び家臣の知行所を併せて数十個所にわたり、福山の本店は倉庫数十棟、船舶数十艘を有し日本長者鑑にも載る豪商として知られていた。こうして伝兵衛は原住民介抱のために多額の資金を投じ、同四年六月には非常な颱風にあい、福山港に碇泊していた所有船及び雇船合せて二十二艘、貨物を積んだまゝ破壊流失の厄に会ったが、同年内に十余艘を補充して輸送に支障を与えなかったばかりか、且つ同年及び翌五年には露人接待の事に關して、巨額の経費を寄附して藩のために尽すところも少くなかったと伝えている。

石狩場所の請負人はしかしこの時代まで、終始村山家の独占請負にあったわけではなく、知行主の変遷によるものか、時代によってその請負人もかわっている。けれども村山家は宝暦年間から安永年間頃まで引続き請負っていたのではないかと思はれる。しからば往時の運上金はどれ位であったか、明確な記録がなく正確は期し難いが、安永年間の十三場所の運上金は

発寒場所	二七兩	家臣知行地
上対雁場所	七兩	同
下対雁場所	一七兩	同
上夕張場所	七兩	同
上夕張場所	七兩	同
下夕張場所	一〇兩	同

島松場所	二八兩二分	家臣知行地
下篠路場所	七兩二分	同
下札幌場所	一七兩	同
上篠路場所	二二兩	同
上札幌場所	一六兩	同
上樺戸場所	一七兩	同
下樺戸場所	二八兩二分	同
石狩場所	鱒 一二五兩 鮭 四五〇兩	藩主直領地
	上乗金 八兩二分	

とあつて、石狩場所は藩主直領でこれは石狩川下流及び海浜厚田を含むものである。
 「松前隨商録・北藩風土記」

しかるにこれが天明年間に入ると、『福山旧記』は

天明元年小林屋公事内済、石狩秋味六千石目、二十個年相渡

とあり、『蝦夷地一件』には

一、イシカリ 天明元丑年より二十個年期交易並漁獵 小林屋宗九郎 江戸本材木町二丁目

とあり、更に『天明四年御収納取立目録』によれば

いしかり 運上金九百兩 小林屋宗九郎

但金高千八百兩 宿 三郎次

石狩秋味惣船十五艘天明元丑年より申年二十個年御運上金高の内九百兩江戸御屋敷え年々上納、残九百兩

は二十個年賦引落定、但下り献上四艘分上り献上五艘分被仰付候、上乘六人分十四兩宛内三人乗船、三人は乗形り、右献上辰年より年季中卸免仰付候、献上上り五艘分、上乘金六人分定之通也

とあつて、松前藩ではこれまで江戸本材木町の商人小林屋宗九郎から巨額の金の融通を受けていたが、それが契約のように返済出来ず、遂に公訴にまで及んでいたのを、天明元年（一七八一）によりやく内済にして、松前藩では石狩の直領場所を一個年金千八百兩の運上金に定め、内金九百兩を年々江戸屋敷に上納させ、残金九百兩を以て二十個年の年賦で旧債を償還することにして、石狩場所を引渡したのであった。

また知行地の場所も天明六年（一七八六）になると

発	寒	場	所	二〇兩	浜	屋	久七
上	夕	張	場	所	二〇兩	熊	野
下	夕	張	場	所	三〇兩	同	新右衛門
上	対	雁	場	所	上対雁、下対雁は 天塩場所と共に諸 負のため不明	天	満屋
下	対	雁	場	所	同	同	三四郎
下	札	幌	場	所	一七兩	同	
島	松	場	所	二〇兩	大	和屋	弥兵衛
豊	平	場	所	三〇兩	同		
苗	穂	場	所	三〇兩	同		
下	樺	戸	場	所	二〇兩	阿	部屋
上	樺	戸	場	所	一五兩	阿	部屋
						伝	吉

モヤフシ場所

二〇両

同

となつて、安永年間から見ると運上金も若干高くなり、次第に多くの請負人の進出を見せている。石狩直領場所は前記のように天明元年以来小林屋宗九郎の請負になっているが、それは石狩川口における鮭漁に限られたもので、鱒漁は運上金は不明だが「蝦夷地一件」には

イシカリ 天明六年より十ヶ年期

江州大和屋与兵衛

とあり、また石狩直領場所に含まれていた厚田は高橋又右衛門の知行所となつて、運上金百五十両を以て阿部屋伝吉が請負っている。なお阿部屋伝吉及び蔵兵衛はいずれも伝兵衛一族の者らしく、おそらくこれは伝兵衛が町奉行下代並に町年寄などの公職にあつた關係上、一族の名義にかえたものと思われる。

これが寛政四、五年頃になると、直領地は依然として小林屋宗九郎の請負であるが、知行地は

発寒場所

三五両

八森屋 文吉

上対雁場所

二〇両

近江屋 三郎次

下対雁場所

三五両

齊藤屋(名不祥)

上夕張場所

三五両

近江屋 忠四郎

下夕張場所

三五両

大黒屋 蔵兵衛

島松場所

二五両

大和屋 弥兵衛

苗穂場所

二〇両

角屋 藤兵衛

上札幌場所

三〇両

阿部屋 専八

豊平場所

三七両

同

下札幌場所

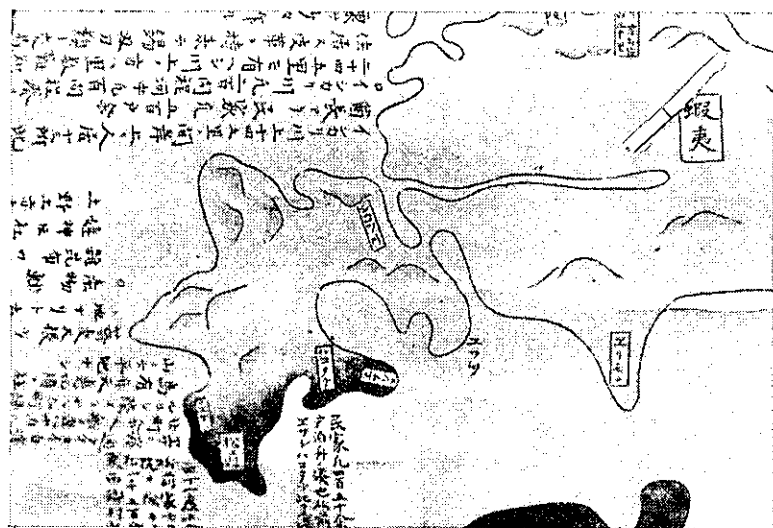
四〇両

同

上樺戸場所

七五両

大黒屋 伝七



蝦夷奥地全圖 佐藤源六郎（北海道大学図書館蔵）

下樺戸場所 四五両 恵比寿屋治助

「西蝦夷地分間」

とあって運上金も天明年間から見ればはるかに金額を増している。

このように多くの請負人が入ったが、当時請負人が各請負場所に運上屋を設けたものではなく、十三場所の運上屋はすべて石狩の川口に置いて、各場所から茲に集貨して交易させたものであった。天明六年にこの地を見分した佐藤玄六郎の『蝦夷拾遺』にも「イシヤリ・運上屋・八戸、運上屋八戸の内一戸は鮭魚一色を出し、七戸は諸色を商ふ」とあって、八戸の運上屋があったことを報告し、しかもその産物は

鮭も川に生、海に育て、亦子を生んと川に昇るを、中秋の頃より網し、これを捕え。乾して食に貯え、諸国へ売出する者塩に漬て以て秋味と號し、（他国にてシヲ引と云）船を以て計るにイシカリ川一処より出るもの年々千石船十二艘を秋味の定数として其余あり、又網に洩れ川上へ昇り詰て自ら死するを、捕あげて乾しおき売出すをカラサケという、此数秋味に勝る。「蝦夷拾遺」

とあり。『東海參譚』という書によれば

イシカリ蝦夷地秋味大狢の処、三四十年前には十二はひ程有之しが、近年不狢になり五六はひばかりといふ、一はひというは千石積一艘のことにて鮭の数五万本なり

とあって、この書は文化年間に著されたものであるから、三四十年前と言えば安永・天明年代に当るが、実に石狩場所の鮭は年々六十万尾の交易が行なわれていたものであった。天明八年（一七八八）蝦夷地巡検使として幕府から派遣された古川古松軒も、その著『東遊雜記』の中に

蝦夷地にて鮭を取るはなしは、日本にてもまま評判する事にして、数多川筋へのぼる節には、夷人鮭の尾を取って陸へ投上ると聞し事も、誠とはさらに思わざりし事なるに、松前人の蝦夷のイシカリ辺に行つて、鮭の川々へのぼるを直々見しという者の物語を聞けば、なかなか初めに聞しようの事にてもなく、大河も谷川も鮭にてうずもり、夷人数百人集りても取りつくす事能わず、川上へ川上へといやが上にのぼりて、皆々死して後は海へ流れてなくなる事となり、鮭の来る時節になれば夷人川々の辺に出て、鮭を取て木の枝に掛けてから鮭とし、或は木に並べて下より焚火をしてかわかして干鮭となして、日本の商船の行くを待つて交易せる事なり。川々へ登る鮭十分の一も取る事にはあらずといへり。

と、まことに驚異に満ちた筆によつて記録しているが、如何に往時の石狩川の鮭が豊かであつたかを想像させられるものがある。したがつて『秋に至れば毎年数十艘の日本の商船渡海して、此河に船懸りし、云々』と『蝦夷秘鑑』にあるように、その殷賑は如何ばかりであつたろうかと思われる。

しかるに石狩場所開設以来、藩の信任も厚く幾多の功勞のあつた村山家は、その後寛政八年（一七九六）になつて、ついに没落の悲運に遭遇している。それはどんなわけかというと、この時代の藩主は松前家十三代道広であつたが、道広は資性英敏豪壯で鑿劍、槍法、馬術から書画、雑技に至るまで、皆学ばざるものなくことに馬術に妙を得、学問の趣味は深くはなかつたが平常侍臣に国史、野史其他の雜書まで読ませて、それを記憶すると忘

れないという秀才でもあった。けれども早く父を失い婦女子の手によって成長したので、憚るべき良師もなく、とかく放縱で憂憤が多く傲慢で事を好むといったところがあり、長じて藩政を執るに及んでも剛腹自ら用いて秕政が続出した。しかも荒淫で数多の婦女を寵すといった有様であったから、近臣等の士風も頹敗の状況におかれていた。

あたかもその頃、大阪の商人に小山屋権兵衛というのがあって、従来少しかりの場所を請負っていたが、たまたま福山にあるその支配人が遊蕩のために欠損が少じ、これを挽回するために更に他の場所を請負べく、道広の愛妾の兄板垣豊四郎に取入り、ひそかに宗谷、斜里、樺太の三場所を請負はせてくれたなら、村山伝兵衛の納めている運上金の三倍を納め、且つ不時に一万両までの用金を命じられても調達するということを申入れたのであった。そこで道広はこれを容れ、同年四月藩命を以て右の三場所を伝兵衛から引揚げ、豊四郎を支配人として十七年間の年期を以て小山屋権兵衛に請負はせたのである。しかもそればかりではなく、江戸の伊達浅之助には伝兵衛が従来一年間の運上金二百両で請負っていた、増毛、苫前の秋味を一年七百両の運上金で請負はんと出願したので、藩ではまた同年五月、これも伝兵衛を免じて浅之助にかわらせ、江戸の小林屋宗九郎、南部の熊野屋忠右衛門らが策動し、運上金を増して厚岸、根室、国後の三場所を願出ればこれまた伝兵衛から召上げて、沖口下吟味役田中藤左衛門を三場所支配掛として、宗九郎、忠右衛門の二名に差配を命じ、伝兵衛に託していた官船長者丸までも引上げて板垣豊四郎に託すなど、ついに一切の請負を罷免されるに至った。

伝兵衛はこのように藩の不興を蒙ったので閉居謹慎していたが、あまりにも嚴重な御咎なので総町名主一同連署を以て御叱御免の願書を出したが却下され、その内に伝兵衛がその貯蓄をもって家を大阪に移そうとしているなどという流言も飛び、一層道広の勘気にふれ、

阿部屋伝兵衛事先達て御札被仰出候処可申上様無御座御吟味詰口上印形も相済依之不行届至極にも被思召候に付、闕所被仰付然乍去格別の以御慈当人儀は居町扨其上住居の家屋敷蔵其外持屋敷地面問屋株御取上げ被

候、酒株質株家財等の儀は御構無之候此段被仰出候間可申被渡候

辰 六 月

と、同年六月關所居町私を命じ加えて住宅、倉庫、土地及び間屋株まで没収し、僅かに酒株と質株それに家財道具だけを残すのみとなった。これによってこれまで伝兵衛が請負っていた藩士の知行場所の請負も廃めなければならず、家財は没収の難を免れたと言えども、これを貯える土地倉庫もなく捨てるような廉価で他の商人に売払う有様であった。富豪をもって内外に聞えた村山も俄然没落し、当時士民の中にはこれをあわれむものと、その没落によって利益を得て喜ぶものとがあつて、一時松前の地は大変な評判であつたと伝えている。

松前藩は藩の収入を増さんために伝兵衛に対し苛酷の処置をとつたが、しかしその利益は目前の小利に止まり永續することは出来なかつた。松前の経済界にはなくてはならない伝兵衛のような巨商をつぶし、上下の人々の頼る所をなくしたのは、まさに無謀な所為であつたばかりではなく、伝兵衛から引上げた宗谷、斜里、樺太の三場所も、この年に板垣豊四郎と小山屋権兵衛の間に紛争が生じ、権兵衛は営業一箇年で罷め、その後豊四郎が経営したがこれまた僅か三年で失敗している。寛政十年（一七九八）幕府が蝦夷地を調査し、次いで蝦夷地御用掛を置くことになる、松前藩ではさきに伝兵衛の処置に対し面目なしと思つたものであろうか、同十一年二月伝兵衛に福山川原町の居室を還し、四月には一代侍太広間格に採用して、宗谷、斜里、樺太の三場所及び、石狩、留萌、苫前における秋味の直営手附を命じ、且つ家屋並に倉庫数箇所を還附したが、けれども一旦大打撃を受けた村山家はついに昔日の盛運に恢復することは出来なかつた。

石狩の繁榮はただに以上のような石狩十三場所の豊富な産物の交易所として発展したばかりではなく、さらに記録すべきことは石狩山林の開発があつた。この開発は宝暦五年（一七五五）というから、いまからおよそ二百余年前の昔で、このそもそも始まりは飛騨屋久兵衛である。飛騨屋は前述の如く後には場所請負人として立つたが、その当初は白山（有珠山）を初めとし尻別山林等木材業から身を起したものであつた。

飛驒屋の祖は甲斐国武川庄武田家の臣であるが、飛驒国益田郡湯島村に移り久兵衛はその四代目として生まれ、元禄九年弟藤助とともに江戸に上り、同十三年南部大畑村に至って飛驒屋を名乗り木材業を経営していたが、丁度赤穂義士の討入のあった翌年の元禄十五年にはじめて松前に渡り、松前藩の許可を得て蝦夷檜山を開いた、まさに本道の造材業の先駆者であった。

これが享保四年（一七一九）臼山請負といつて、虻田郡オフケシ川ベンベ川有珠郡オサルベツ川に入つて造材、さらに元文二年（一七三七）尻別山、宝延三年（一七五〇）厚岸山林等の伐木を行なったが、厚岸山林には良木が少ないために営業二年で、宝暦二年（一七五二）に石狩山林の伐採を依頼して、これが許されて請負にかつたのは宝暦五年（一七五五）であつた。

当時の伐木材は蝦夷檜といつてエゾマツに限り、久兵衛は檜松のような蝦夷檜に代用すべき類木を留山にして、これが産出を防ぎ価格を維持して独占事業としたのである。石狩の伐木はイザリ川の上流や夕張川の上流に及び、年間運上金六百兩で一万二千石を石狩川口に流通し、石狩には木場を設けてここから船積みして移出したが、その材はもっぱら寸甫すんぽとなし特に註文を受けるときは帆柱、角材、平物なども造材し、販路はおおむね江戸、大阪で江戸には栖原屋角兵衛と取引して、資本もまた角兵衛に仰いでいた。エゾマツは檜材のかわりに用い、江戸における献上物の台や障子・曲物などを製したが、木理が甚だ美しいところから、当時江戸人に大変賞翫されたものという。

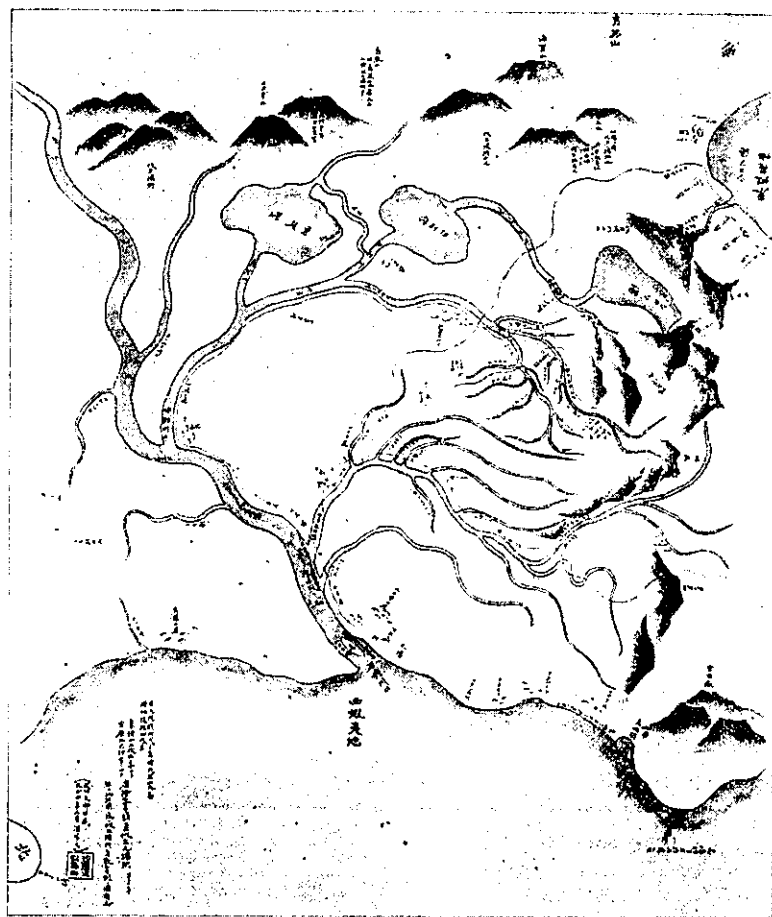
ところが飛驒屋の手代に嘉右衛門というのがあつて、これがなかなか奸智にたけた者で、南部大畑の支店で二千八百兩の使込みが霧見して首になるとこれを恨んで、明和四年（一七六七）松前に渡つて時の勘定奉行湊源左衛門を説き、旧主久兵衛を圧迫して運上金を増して請負うべく出願したため、これを知った久兵衛は一箇年運上金千兩に増額なお献金などをして経続をはかったが、ついに明和六年（一七六九）止むなく返納せられるに至つた。そこで飛驒屋はこれまで運上金以外に、松前藩に融通した金合計八千八百八十三兩の返済を求めたが、もちろ

ん藩にはそれを償却する力もなく、僅かに毎年五百兩ずつの年賦返済のことに定めたのであった。しかし藩ではそれすら履行しないので、飛騨屋は前記債権の内二千七百八十三兩を藩に寄附することにし、残金五千四百兩の引当として、絵鞆、厚岸、霧達布、国後などの場所を、一個年運上金二百七十兩の割で安永三年（一七七四）から二十年間の請負の権利を受けたのである。これが飛騨屋が場所請負人になる動機であり、寛政元年（一七八九）国後騒動という不祥事を起して没落する原因にもなったのである。

さて一方飛騨屋久兵衛から返納させた石狩檜山は、その後藩の直営に移し嘉右衛門が、その事業を運営したが、収支償はないばかりか、資金の欠乏を見たので勘定奉行湊源左衛門自ら江戸に上り、四日市町の材木商新宮屋久右衛門から資金を借りて、伐採した蝦夷檜を久右衛門方に送り、同人に江戸売捌問屋を命じ、その売捌金を以て元利を償却することを約したのであった。しかしながらこれでも収支が償はないところから、明和八年（一七七七）より十年間の間直営の名義の下に蝦夷檜山を久右衛門に請負はせたが、その運上金は十個年で一万二千五百兩で毎年の伐採高一万石であった。こうして同年幕府の松下米代二百四十三兩を久右衛門に調達させ、また藩主道広（松前家十三代）が京都の花山院家の女を娶るに当り、その入興の費用を支弁させたり、さらに翌安永元年（一七七二）江戸の藩邸の類焼に際しその建築を命じられたので、新宮屋久右衛門もたまりかね、これらの出費を以て運上金に充当することを江戸屋敷に願ひ出たが藩邸ではこれを許さず、止むなく同二年三月松前に来て重ねてこれを請願したけれども、無法にも松前藩は久右衛門が運上金を納めないばかりか、山法に違背しているという理由で檜山を没収してしまい、訴願八回に及んだが少しも顧みることなく、却って直営の名義で再び飛騨屋久兵衛に伐木を命じている。そこで久右衛門もいよいよ腹にすえ兼ね同年十月幕府に公訴したが、藩からは家老松前広寛以下用人両奉行皆江戸に出て、その混乱は一方ならぬものがあつた。しかし翌安永三年（一七七四）七月に内済となり、その結果同年より十二個年新宮屋久右衛門に渡し、該期間の運上金一万二千兩とする外、去年以来飛騨屋の伐採した材木八千石を久右衛門に引継ぎ、請求金六千八百五十二兩の内一千兩を藩に寄附さ

せ、金二千兩を直ちに返済して残金三千八百五十二兩は、右年期中の運上金の内から差引く事として解決したのであった。

以上にして天明七年（一七八六）新宮屋の期限満了とともに、その後ち七年間の期限を以て村山伝兵衛に一個年の伐採高五千石運上金六百五十兩でその請負は移ったが、国後騒動のため杣夫不足で休業一個年繰延のことなどあり、また寛政四年（一七九二）になって利益なきを以て、運上金の軽減を出願したが許可されず、同八年村山家の没落と共に石狩山林伐木も廃絶するに至ったが、宝暦以来実に四十年間、いまの石狩町の灯台下あたりがこの木場で賑わったものである。



第二章 幕府直轄と石狩

第一節 直轄の経緯と石狩

松前藩治下における蝦夷地経営は前章のように、各地の場所とその請負制度によって、次第に原住民の支配の地歩を占めてきたが、それはいづれも経済的に結んで場所請負人にまかせきりであつたため、請負人及びその使用人等の苛酷な取扱いが、ついに国後騒動のごとき不祥事を惹起するに至つた。そこで松前藩では東蝦夷地は厚岸、西蝦夷地は宗谷というように、避遠の地には藩の番所を設け、番頭・待・足輕を配置して、請負人らの横暴とアイヌ人らの行跡を取締るようになった。そして場所の支配人や通辞・番人などは、素性のわかつた松前領内の者以外は雇入れることを禁じ、悪辣な取引や行爲をして原住民を刺戟しないようにさせ、冬季はアイヌ人に充分な手当を与えて漁場を引揚げることにした、また和人を場所に残年させない方法をとらせた。勤番の役目は

一、破船漂流船の救助並に異国船の取締をなすこと。
二、蝦夷人の不法を取締ること。

三、支配人番人共が蝦夷人に対し不法なき様申聞かせ、又介抱が粗略にならぬよう注意すること。

四、軽物の出産を増加するよう心がけること。

などで、松前藩は幕府への表面上、大いに改革を行なつたかのような印象を与えているが実質的には番所が出来てかえつて取締や干渉が多くなつただけで、アイヌ人にはそれほど好遇は認められなかつた。

ことに安永年間のころからロシアの南進政策が積極化し、露人ケレトフなどが根室のノカマップや厚岸、或は千島にまで来て交易を求めて越年したりして、寛政元年（一七八九）の国後騒動の要因はこれらの異国人の交易が、はるかに原住民にとっては和人との交易よりも、有利で好意的であるのに引かれていくという風評などもあ

るところえ、さらに寛政四年（一七九二）には露国使節ラックスマンがカタリナ号に乗り、漂流民光太夫などを
つれて通商の途を開くため根室に来航するとか、あるいは英国船将プロートンの探検船プロウキデンス号の蛇
田、絵鞆（室蘭）入船などのことが相いついで起り、北辺の地もようやく物情騒然たる空氣が漲って来ていた。
したがって工藤平助の「赤蝦夷風説考」や林子平の「三国通覽」また本田利明の「蝦夷私考」などの著述も現わ
れ、北門警備の論がやましく論じられるに及び、ついに幕府も天明五年（一七八五）普請役山口高品を首班とし
て、佐藤玄六郎など一行五人の蝦夷地踏査をはじめとし、寛政元年秋には隠密として普請役青島俊蔵を長崎俵物
用掛とし、小人目付小笠原五太夫を商人に扮装させ最上徳内を案内人に仕立て調査させ、越えて寛政三年には蝦
夷救済交易の名目で普請役田辺安蔵らを派遣、さらに寛政十年（一七九八）には御使番大河内善兵衛、勘定吟味
役三橋藤右衛門を遣わして、大河内善兵衛は東蝦夷地、三橋藤右衛門は西蝦夷地を巡回してつづさにその実情を
調査するところがあった。

この三橋藤右衛門の西蝦夷地巡回は同年の五月二十五日松前を出立、石狩には六月二十五日と帰途七月十八日
の二回で、これに従属した武藤勘蔵の「蝦夷日記」によると。

廿五日昼休ヲタルナイ是よりイシカリまで海岸歩行泊リイシカリ暮方着、当所は西蝦夷地第一繁昌の地に
て諸国の船繁くあり、船頭も永く滞留しメノコの内おかねと云女ガノジの勤をも為すよし、支配人番人とも
夷人までも外場所より着類等よろしきかた也、当所より奥夷地巡見成かたきよし松前役人より申立此夜発む
つかしく一日滞留。

廿七日イシカリ出立海岸を行昼休^ツアブタと云所には化石が多くあり上下とも化石を拾いてたのしめり、ヲ
シーヨロコチにとまる。

帰途七月には

十八日マシケを立て海路を行九時頃より風なく俄の引船にて放果取らず夜に入五時頃イシカリに着す夜に

入れは海岸は一面に松明にてにきやかなことなり、御用向にて当所に五日滞在。

廿五日シコツ越とてイシカリ川を船にて登る道あり此道を出立す。トイモカリという所にて船中に泊す。とあつて、調査の内容はわからないが当時の石狩の模様を書き綴っている。

この結果ついに徳川幕府は寛政十一年（一七九九）正月十六日付を以て、

松前若狭守江

今度異国境卸取締被仰付候に付、東蝦夷地之内鳴々迄、当分御用地被仰付候間、可被存其趣候。尤右土地よりは迄年々其方収納之分は、御用中は従公儀御取替金御下付可被成下候。右之御用、御高院番頭松平信濃守、御勘定奉行石川左近将監、御目付羽太庄左衛門、御使番大河内善兵衛、御勘定吟味役三橋藤右衛門、右五人之面々重立被仰付候。右土地え蝦夷人教育之儀を始め、交易之趣法等、万端差引進退可仕之旨被仰出候。是又被得其意、右之面々差図に任せ候様可被致候。委細之儀は掛り之面々より可申談旨相達候條、得其意可被談候。

となつて現われ、東蝦夷地の浦川から知床半島に至る地域ならびに島岐を、七年間の期限を定めて御用地として上地し、蝦夷仮直轄として松平忠明（信濃守）外前文四人に司掌させたが、これが享和二年（一八〇二）になつて、さらに知内から浦川までの地をも加え、戸川筑前守安論、羽太庄左衛門正養を蝦夷奉行に任じ、同五月これを箱館奉行と改めて、東蝦夷地一帯を永久に幕府が直轄することにしたが、この正式な通達は同七月二十四日城の中波の間において、老中列座のもとに采女正から松前若狭守名代堀三左衛門に、左の如く申渡されたのである。

蝦夷地之備は前々より其方進退いたし来候處、東地之方先達て当分御用地に相成候場所は、永々上地に被仰付、西地之儀は如是迄相心得、仕置之儀は厚く心を用候様被仰出候。可被存其意候。

と東蝦夷地は永久に上地されることになったが、西蝦夷地はこれまでの通り松前藩の領地にしておくから、厚く心を用いるようにというのであつた。

しかしこうした中であつて、西蝦夷地だけがひとり平穏であつたわけではなかった。文化元年（一八〇四）九

月、ロシアの正使レザノフはクルーゼンシュテルンの率いるナデシユタ・ネヴァの二艘の軍艦にて、長崎に来航して通商を求めたが、これに対して幕府は翌文化二年（一八〇五）三月まで待たせたあげく、にべもなく拒絶するに至った。レザノフの憤懣はやるかたなく、この艦隊とともに長崎を経てカムチャツカに帰ったが、その際一行は三日間石狩湾に滞留して、この地の状況を調査している。それはこれより先一八〇二年ペテルブルグで発刊されたズフテレン將軍の監修にかかる海國部出版の地図が、一つの日本地図を参考としてカラフト及び蝦夷地西海岸を描いていたが、それによるとそれは恐らく石狩川及び千歳川を大きく画いたために見誤ったものである。この石狩湾から太平洋にぬける一水道があるので、これを確認するためだったと思われる。クルーゼンシュテルンの「日本紀行」によると、

五月七日南西より弱い風が起った。これによって我等は今や総帆をあげて湾深く入って行つた。遂に我等は一〇〇尋を以て水深しを得た。そしてこの水深はこれより今や次第に減じて行つた。朝八時頗る晴れて快き空氣と明朗な水平線との中に我等は陸が南東に向つてますます相合して、今はもはやわずかな空間を残すのみであることを認め自ら甚だ絶望した。この発見はほとんど全く予の希望を挫き去つた。しかもなお予は南東に向け予の航路を続行し、遂に我等は南東に甚だ平らな陸地の完全に連結しているのを認めたのである。水深は今や二三尋にして細き灰色の砂の底に達し、水はこの処では鹹味やや少く、その比重は海水のそれよりも遙かに軽かった。恐らく湾の奥に一つの大河が海に注いで居るのである。艦の傍をただよい過ぎ去って行つた多くの木材によつても、このことは一層真実らしく考えられる。

我等は一つの大なる湾の中に居たに過ぎないということを我等一同が確信した後、予は十時半に艦を転向せしめ湾の北端に向けて予の航路をとつた。我等の観測によればこの岬は北緯四三度四二分一五秒、西経二一八度四一分三〇秒に位する。この処に通路を見出そうとする予の希望は裏切られとはいへ、しかも予は我等がこの湾の調査の為に費した三日間を惜しむこと要せなかつた。また我等はただ一つの湾の内に居たに過が

なかったということを我等が確めた後にも、若しも風が北西に変らなかつたならば、予は我等の調査を最後まで続けたであらう。

と記して、もちろん石狩から太平洋に通ずる水道は発見していないが、石狩川の存在を感じとつたものの如く、クルーゼンシュテルンはこの石狩湾を、芸術アカデミイの総長に敬意を表してストロゴフ湾と呼んだ。

幕府は鎖国政策から強硬態度でロシア使節を追返したものの一つの不安があつたに違いない、ことにロシアの艦隊がこの石狩湾に滞在したり、さらに宗谷のノサップに上陸したという報告を受けると、長崎においてロシア使節に当つた目付遠山金四郎景晋に勘定吟味役村桓左太夫定行を添て、早速西蝦夷地を調査させたが、文化三年（一八〇六）その時この一行に加はつた東蜜元稹の「東海参譚」には

四月廿日陸行、ヲタルナキ川、クンベマイ、イシカリ（夷百軒余置上屋十一軒）蝦夷地秋味大狢の所三十四年以前には十二はひ程有しが近來不狢と成五六はひ許といふ、一ばひと云ふは千石積一艘の事にて鮭の數五万本なり。イシカリ川大河にて千石余の船も岸によつて繋ぐ、水上静にて水底は急流なり碇を下す事あたはず深き処は三四十尋も有、年中河水にこりて清む事なく又洪水といふも更になし黄河といふも及び難からんか、水源イシカリ山より流出三十日を経て至ると、此河水海中に入て三四里が間猶水勢みゆる由、茲海中魚も此川二三里浜する事有て河水にて海魚を狢する事も一奇なりといふべし。此川口の南北十五六里の所は海浜に大木數万本を波のうちに上る在、其長きは二三十尋太さも三尋のもの有、是みなイシカリより流れ出る所なり、其大河成ることはを以てしるへし、海豚、鰐黒、比目魚、河腹の類は見る及ぶ所なり夏のうち此川にて鴨等乳伏すといふ。

番人等網を以て魚をとる、うくひといふものなり、數百本を得て川にて其腹を取魚は川中へ拾流す、其故を知らず傍人にとへば今夕の油に用ふるとなり、誠に漁利の広大なる事はかるべからず、

四月二十一日東風にて出船す川口は砂州有てよからず急流の河口故失事數度有とて水先船先に立て行川の南

北は曠野なり十余里程へて山々連綿す、シボッフナカハマ、モウライ(十七軒)、ヲ子トマリ(十四軒)、ウエンシリ(二軒)、ヲシヨロコツにて上陸して泊す。

また、『遠山村垣・西蝦夷日記』には

四月廿日ヲタルナイ川端(新規仮小屋あり前夜止宿) 発凡三里余

石狩 海路より六七町引込候淵勤番屋有之松前若狭守家来上役一人下役兩人相詰候、石狩川附の諸役所運上屋八軒漁小屋蝦夷家も有之候

石狩川幅六十間余、川上船路凡十日程有之候、右川内へ諸国船多入込蝦夷地第一の大河にて川の左右は遙に打開雜木茂り候て格別の広場に相見申候

四月廿一日石狩川より出帆四五町にて海口出て船路凡三里程間は右の海岸平地にて夫より小山海に臨み崩候て切崩と相成候処も相見え候へ共浜辺伝の道を有之都て此辺大山も無御座候

シュツ

シリアツカリ

モウライ

此三ヶ処鮭の漁小屋並蝦夷家も相見申候ヲ子トマリ、此処鯨漁番所有之候

右何れも海岸山立沢合小屋鋪理差立候、此辺罷通候頃風烈敷相成候に付澗内に漕寄此所泊。

こうして宗谷まで行き帰途は石狩から勇払越で太平洋岸に至っているが、

六月十一日石狩川出立船路凡十四五町川上罷越

トクヒラ 川端右の方にエゾ家三軒有之候

右鮭の漁場に御座候由猶十町許過候得ば

ヤウシツハ 川端左の方に蝦夷家四軒有之

マクンベツ 川幅七八間

右石狩の古川にて当時川瀬の右方に有之、本川迄の間雜木菰等生ひ立候洲有之、船右川を漕抜けて凡六七町にて本川へ出、又六七町程過候て

シビシビ 鮭餌の小屋相見申候

トリアシ エゾ家漁小屋餘程相見候

トリアシと申所辺より石狩川水底平の由にて網引仕能、年々大漁の場所に御座候由猶一里許罷越左の方にフシコベツ 川幅十間

此川筋も以前の石狩川本瀬にて御座候由猶十四町罷越右の方に

ハツシャブ 川幅四間許此処にて石狩川え落合申候

ヤウシハ 鮭の漁場にて御座候

サツホロ 川幅十四五間此処にて石狩川え落合申候

ピトイ 蝦夷家三軒有之鮭の漁場に御座候

トウベツ 川幅四五間（左方にあり）此処にて石狩川へ落合申候

と、往時の石狩沿岸や石狩川筋の様子を復命している。

こうした中にレザノフは前年幕府から受けた侮辱に対する報復を考え、既に前記「日本紀行」にも我が国の国情を見てとり

アニア湾の占領は些少の危険もなく行なわれる事が出来る。十六の大砲と六十人の兵士をのせた二隻の小艇を以てすれば、疾風に乘じて日本の全艦隊を打ち沈めるに充分である。その日本の全艦隊が一万の兵を乗せているとしてもこれで充分である。予は確信する。この奪取は一滴の血をも費さないであろうことを。しかもこの事を第一に不可能とする主要なる障碍と思わるものは、即歐洲と北亞細亞内ロシヤ領地との間に恒

久的なる水路交通のない事であり、特にこの地方に働く露西亜人の数少なき事であり、シベリヤ及カムチャツカに人間の少ない事は実に他に比類を見得ない程なのである。

と、すでにクルーゼンシュテルンが記述している程で、そこでレザノフはこの報告にもとずき海軍大尉フォストフ及び小尉ダウイドフに命じ、武装艦二隻をもって文化三年九月、松前藩勤番役の引あげた後に樺太の久春古丹を襲い、番人富五郎以下四人を捕え倉庫から米、味噌、その他を掠め、運上屋、倉庫、弁天社を焼き払うという結果となつて現われた。

幕府はこうした露西亜の襲撃事件や、前記遠山景晋並に村垣左太夫の西蝦夷地回浦の報告に基ずき、ついに翌文化四年（一八〇七）三月二十二日、

松前若狹守

蝦夷地之儀は古来より其方家にて進退いたし来候得共、異国へ接し候島々万端之手当整え難き様子に付、先達て東蝦夷地上地被_二仰出_一從_二公儀_一御所持被_二仰付_一候。西蝦夷之儀は非常の備等其方手限難_二行届_一一段申上、外国の境不_二容易_一事に被_二思召_一候間、此度松前西蝦夷一円被_二召上_一候。依_レ之其方え新規九千石被_レ下候。場所之儀者追而可_二相達_一候

と、即ち西蝦夷の儀は非常の備えなど其方では行届き難く、外国との境でもあり容易ならざる事に思召されて、松前及び西蝦夷地一円を召上げるが、その代り新規に九千石を下されとあって、松前家十四代章広は奥州梁川に移封されたのである。以上にして同年九月二十七日福山城において幕府勘定役男谷平蔵と松前藩家老下国豊前との間に、町役所、沖口番所、遠見番所及び西蝦夷地各場所の運上屋、番屋、役人詰所、渡船などの受渡が行なわれ、同十月十日箱館奉行は福山に移つて政務をとることになり、従来の箱館奉行戸川安倫と羽太正義は松前奉行に改まつて、更に河尻甚五郎春之、村垣左太夫定行が附加され、石狩場所も当然西蝦夷地の各場所と共に、松前藩の手はなれて幕府の手に移つたのである。

しかしながら露船の出没はなお後を断たず、これがすなわち同四月二十三日にはエトロフ島の内保を襲撃し、更に五月二十二日には樺太に至ってウルタカの番屋や倉庫を焼払い、越えて同月二十九日には礼文島の沖にて、たまたま航行中の福山の伊達林右衛門所有の宜幸丸に、鉄砲を放ってこれに迫ったので、船子達は伝馬船に乗って逃れたが、露船は宜幸丸に乘移って米五百俵・塩三十俵・酒衣類を掠奪して同船を焼きすてるに至った。しかもそればかりではなく六月二日野寒岬の沖にて松前藩の船楨祥丸を追撃し、兵器其他の貨物を奪い、転じて利尻島に至って碇泊中の官船万春丸、商船誠龍丸を襲って船中にあった大砲一門及び米、酒、地図を掠取し、ついに番屋、倉庫、万春丸、誠龍丸を焼沈するなどのことがあった。

幕府はこれが対策として直ちに津軽・南部の二藩に命じて警備に出動させたが、その状況を勇払越で石狩を通じて宗谷に向った。津軽藩士『山崎半蔵日記』によると、すでにエトロフからの飛脚の報告に太平洋岸の勤番役人及びその婦女子たちは、

五月二十八日朝、雨、今日サルルの在住折原政吉妻、同支配人の妻、ムカワ地役の家内河西祐助子同召使の女、其外何人の家内妻妾か、さまざま恨み言を申し泣き喚き、晴れ着の帯衣裳をも惜みいたわる心もなく、泥砂に引きまぶれ歩み得ぬ足を血に染みて、急き舟々へ乗行く有様と、さながら戦国時代を思わせるものがあると書き綴っているが、勇払川を遡って千歳について見ると、ここもまた

頃日逃れ集りし婦人等会所前へ多く出て、浜の様子は如何に未だ別条なきや、今晚爰にて御止宿と承れば安心なり、一兩日も逗留成まじきや、若し旅館手狭ならずや、会所は手広なり醜酌なく同居なされよかなしと、皆泣きながらいうぞ稀有なりき

とあって、いまにもロシア人が勇払、千歳までも襲い来るのではないかという夢想の恐怖におびえ、津軽藩士卒の逗留を泣いて訴える有様であった。こうして津軽藩士の一行は、

六月朔日、千歳川舟にて二里程下り、シュママツフ川右より落合、それより三里程舟行、同イチャリブト川落合三筋合流し、ここより先きイシカリ川の落合までをイヘツという。

イチャリブト（千歳よりは迄五里という）会所あり声萱葺反り屋根にて見事なる普請なり

一、此所よりイチャリブト川五里登り、イチャリ、ムイチャリの夷村二あり、各廿家内外一昼夜鮭魚八千尾は減ぜぬ所とて越年所もあり、夫より陸行三里程、夫より舟行二里計りにて千歳へいたる。尤も千歳へ押々陸行なれども泥蒨がちに於て殆んど難儀なりとぞ。

一、トイシヤリ（イヘツ、イチャリブトより爰迄七里にしてイシカリ川に合）夷言ツイシカリと唱るが如し、会所手広なり上段付の坐席などあり

石鷹川三里程乗下り、ユウハリ川右より落合、夫より二里許サツホロ川左より落、夫より一里許にハッサフ川左より入る、夫より四里程にて

一、石鷹川（トイシカリより爰迄十里という）運上屋十三軒あり、凡夷地中漁の大場なり、松前候の勤番当所は歴々の詰所という、三浦兵七、品川運司

と当時石狩勤番所の詰合は三浦兵七、品川運司の二名の松前藩士であつた。

津軽藩警備一行は石狩を六月二日に出立して宗谷に向つてゐるが、いずれも陸路徒步行軍で、浜益に着くと、早くも飛脚船に逢着したので尋ねると、この事は途中にて猥りに申しまじとなれば御内々だが、『ヤンケへ異国船二艘かかりおり乱暴致し』とのことであつた。しかも同三日増毛に着くと場所支配人庄平が、『村上左金吾様仰され候は、御手前はへ着候はば急ぎ参られ候様』という伝言で、四日未明に増毛を出発すると、

未だ物見分りきなも飛脚船と見え、櫓楫多く立て百足虫（や）の水上を走るが如く、難近く急きながら某（それがし）の名を呼ぶ、答えければ直様磯へ寄せ書状を達す、ソウヤ詰深山宇平太殿より異国船も見得候間急ぎ参らるべくとの旨とあつて、それから昼夜兼行で急行しているが、まさに北辺存亡の非常行動をとつてゐる。

西蝦夷地の以上のような情勢にかんがみ、最も重要な地帯として着目されたのは石狩であつた。ことに同年八月堀田摂津守は近藤重蔵に対し、蝦夷地における警備資料の蒐集を命ずるところとなつたが、重蔵は寛政十年大河内政寿について東蝦夷地及び千島を巡視し、翌年択捉島を開いて偉功をたてたのを始め、蝦夷地に往復すると十二回、越年すること二回に及び当時屈指の蝦夷通を以て知られていた。そこで重蔵は幕命を帯びると西海岸を北上してつぶさにその形況を調査し、さらに石狩川流域を探索して十二月江戸に帰つて報告したのが、すなわち

総蝦夷地御要書之儀に付心得候趣申上候書付

イシカリ川の義は惣蝦夷地の中央第一之大河にて川筋水源まで凡百里余の間左右打開け平地沃野のみにて、林木繁茂夷人所々に住居川上迄夷人は糧魚夥敷有之東西南北遠山遙に相囲み平地の分、長を絶ち短を補候はば方百里余の区域に可相成其上右枝流、東の方はユウブツ川え連り、トカチ川へ接し、西はテシヲ川並マシケ川ルモツヘツ川へ通じ、東北はソウヤ川モンベツ川辺へ達し、四方通路殊に宜敷、実に蝦夷地の中国樞要の地にて、奥州路の内大概仙台領の疆地よりも尚打開け山際遠き様に相見申候、加えイシカリの儀は蝦夷第一の都会の地の由、前々番人夷人共申伝へ諸方の蝦夷人入込住居仕候上（他場所の夷人飢渴等の時イシカリへ参り永住仕候者も有之、又秋味漁事より引続き永住の者も有之、既に当時ソウヤの夷人五六十人イシカリ筋へ参り所々に永住の者も有之、是等を集め一村取立候ても宜敷程の事に御座候）、秋味鮭漁の筋は何方の夷人とても前々より勝手に自分網罟を以て漁事相稼ぎ（イシカリ鮭漁の仕法は外場所々と違い夷人共運上屋の手を離れ、冬中夷人手細工仕候網を以て各組合を立て川筋浜辺所々に網引仕り、船方と相对交易仕候儀に御座候、秋味中は川中へ廻船十四五艘も乗込居り昼夜賑敷事に御座候）、此川筋に限り是迄飢渴の患更に無之由に相聞申候、一体蝦夷地は是迄道路相開け申さず候間往来の者海岸ばかり通行仕候間嶮難所多く秋冬風波荒吹き砂磧不毛の土地柄の様に申越候もの有之候へとも、本邦国地とて海岸は何方も同様の儀遠浅の処は砂磧の浜にて岸深の処は山鑿嶮を以て相支え、たとえば庭前へ山を築き池を堀候も同様の訳にて造

物自然の地理に有之、右浜方に住居候漁民は大抵夷人も同様の境界に相見候儀に御座候處、中地を遠観不仕ものは間々砂漠など申事に候得共砂漠とは訳合相違仕候儀に御座候（唐土にては北方辺塞の地砂漠多く本邦とても那須原並に夷地シコツ辺は砂磧と可申處に御座候）、將又総夷地の内四大河有之イシカリ川を第一と仕りテシヲ川を第二、トカチ川を第三、クスリ川を第四と可仕候、何れも川上所々夷人住居罷在海漁の節浜方へ相下り候は勿論平生は粟・稗等作覚え飯糧に仕り、其内一向海浜へ出不申山住のみ仕候夷人も有之、中土は沃腹の地多く風も薄く寒さも暖かにて則ち本邦中土農民同様の境界に有之候、私儀は迄蝦夷地十二度往返二度越年も仕り山中川上を跋涉仕候上再三愚考仕候處、夷地御処置の儀は第一蝦夷地の中土へ御要害相立て、四方へ道路相開き中土より充実仕候上四方へ張出し候形勢に相成り東西南北とも自在に救応仕候事、譬ば常山の蛇の首尾相救候如く、手足又蜘蛛の網へ觸候へば鳴子の網を動し候如く手足を使い候同様自由自在に一國左右前後控制援助仕候様の形勢に無之候ては、此大國小人数の夷地外寇を引受候ては中々十分の勝利覚束なくと奉存候、是迄の姿は松前・箱館・江差の三ヶ所の口地のみを重と仕候へとも右は三百年前蝦夷未開の駒松前のもの共、只々本邦海船往來の便利のみを謀り候儀にて、総蝦夷地を経略仕り「ヲロシヤ」滿洲等外寇の不慮へ備候遠謀長策は曾て無之事故、たとえば数万坪の屋敷を表門の番のみを堅固に仕り裏門より総囲の垣塼に至り候ては一向用心無之候も同様の振合にて、只々口地ばかり片つりに相成捌手と被蒐候へは何事も行届不申一敗再び振かたくと申如く畢竟経國の略に疎き故と相見申候、近くは仙台は石の巻に建都不仕、南部は宮古に建都不仕候類にて古人の心相見申し、然る上は此後永久ヲロシヤ滿洲御取締筋の処御処置被為在候はば、何れにも中土を一ヶ所御要害の地と相定め右中土より奥蝦夷を救応勢援仕候様追々御仕法有之可然儀と奉存候、尤松前、箱館、江差は本邦國地に接し候渡海便利の場所故、右の外中土より奥地を控制仕候緒メの括り有之候に付イシカリ筋第一の要樞雄鎮の地と奉存候、最早敵國外患を引受候上は因循苟且の論は差置何れにも総夷地永久堅固の御仕法無之候ては不相成儀と奉存候（中略）

一、国地経略の本は穀物出来候と道路開け候と此二つ尤先務と奉存候、穀物は稲米は不存候へども麦稗雜穀は総夷地の内エトロフ迄も何方とても急度出来申候（稲米も山中海風を不受所にては随分出来可申哉と奉存候）、道路の儀は前後の通り是迄中地に道路無之候間海岸のみ通行仕候に付崎入湾に沿ひ相廻候間、殊の外無益の長途に相成非常の節至て不便利に有之候、此儀年来考索仕り此度イシカリ並にテシヲ川筋にてとくと承札候処、別紙絵図面の通り中地へ道路相開候へば海岸よりは凡三分一は近き所も有之候、則ち松前より西部へ出で東北昼頃シャリへ参り候節は凡三十三泊に有之候処イシカリ筋道路相開候はば凡二十泊にてシャリへ出で可申候、右の通中地へ大道相開き十里に一亭と申如く八九里づつ薪水宜敷地所へ旅宿補理此家道具は此筋松前不要の土屋敷の家作を相廻し、夷人の内老人又は病身等にて漁業不精の者へ番致させ尤和人も一兩人づつ作物等作り取に致させ候てなりとも番いたさせ、所々へ駄馬相廻し荷物等継送は最寄近き所へ夫役相定め置候か、又は賃銀安き和人を雇置候か仕方相立申しそれより追々四方海岸迄に便路相開候はば、三年を不出して道路四通八達可仕候、此道造人足も失費不相掛手輕く出来候様仕法可有之候、但中地へ道を開候は夏中此蚊多く冬中雪深く往来の患も可有之候へども、追々道路開け候はば虻蚊は去り可申雪路は海岸風波荒吹き候よりは凌易く本邦とても雪国は同断の事に御座候。尚又是迄海岸通のみ通行仕候間漁事最中夷人を人足に遣ひ候に付、漁事の旬を失ひ産物出高にも拘り候間山中へ道路開け人場継送りは別手に成候へば海岸産物出増も仕候儀に付、海岸諸場所へ割付け人馬入用為差出候ても番人夷人共却て勝手の筋に有之候儀と奉存候と、誠に徴に入り細にわたり石狩地帯をして、蝦夷地控制の緒^{なまこ}の括りに準えて、枢要雄鎮の地と見立てた卓見は、実にこの時代近藤重蔵より出でて、後世の蝦夷地経営に大きな影響を与えたばかりか、札幌開府となつて現われる礎石をなしたものである。

この西蝦夷直轄時代の石狩詰幕吏については、詳細はわからないが文化五年頃は井上喜左衛門、同十年頃は手嶋長左衛門、文政二年には長谷川仲左衛門、上原熊次郎等の名前が見られ、山田屋文右衛門に命じて千歳越の道

路の開墾も行い、また東蝦夷地にならって西蝦夷にも駅遞の制を立ている。

第二節 直轄下の石狩場所

幕布が西蝦夷を直轄したことにより、石狩場所は松前藩から放れ松前奉行の配下に属したが、幕府は東蝦夷地の直轄のように、すなわち場所請負制度を廃止して交易の直捌制度をとることはなまず、西蝦夷地では場所請負は従来そのままとして、ただ幕吏を駐在させてこれを監督せしめるに止めている。それは西蝦夷地の請負人は何れも松前に店舗を構える商人で、この請負を廃止するとたちまち松前が衰微するばかりか、また一方この全域を直捌するには幕府としても多額の費用を要する結果となるからでもあった。

石狩場所の請負人は当時、文化三年より栖原角兵衛がトクヒラ、ハツシャフ、下ユーバリ、上ツイシカリの五場所を請負っているが、直轄となった文化四年九月近藤重藏と共に、露人侵略のあと検分のため西蝦夷地の巡回を命ぜられた、幕府小人目付田草川伝次郎の道中記「西蝦夷地日記」によると、

九月朔日庚子 晴東風寒

一、朝平に付レブンツカ迄道不宜候に付乗船いたし候様支配人申出候間、別船にて一同六半頃出船四半時前レブンツカへ着船、番屋にて昼弁当遣い迄三リ半余。

一、夕七半時前石狩へ着泊、上ミサッポロ場所運上家、但三人銘々宿

一、立船は今朝先へ出船之所、風順不宜シブンツカ迄着、同所に見会居

一、道 筋

都而鯉漁家夷家等引続有之、ヲタルナイの儀追鯉第二の場所にて是より先へは追鯉漁相成らず口口にてレブンツカ迄漁家二百軒余有之

ク マ ウ シ 出 崎 也

ヤチナイ 小川也

カムイコタン 出崎数百間の高嶺也

レブンツカ ヲタルナイ運上家より三リ余、番家あり是より砂浜右の方石狩迄五六リの間山無

之平原なり

ヲタルナイ 小川なり水不宜

フンベヲマナイ ヲタルナイ 境也

イシカリ レブンツカより五リ半程

運上家十三ヶ所

一、元場所

トクヒラ場所 請負 米屋 孫兵衛

支配人 儀兵衛

夷惣人数 八百拾五人

惣乙名 カネフサ 脇乙名 シリウルシ 小使 トリキヲク

運上金百両 外に鱈手限金七拾両

鯊取図合式鯊鯊はヲタルナイへ追鯊取に行よし

一、上ミツエシカリ 松前彦三郎給地

請負 米屋 孫兵衛

支配人 儀兵衛

夷惣人数 百六人

惣乙名 シレマウカ 脇乙名 レハカシ 小使 ウエトカン

運上金六十兩 鯨取図合老艘

一、ハツシヤフ 酒井伊兵衛給地

請負支配 右 同 当

夷 惣 人 数 三十四人

惣乙名 トメカウシ 脇乙名 ケタヘカ 小使 エカシンヘ

運上金五拾兩 鯨取図合老艘

一、下_モカハタ 土屋高八給地

請 負 高 屋 勘 次 郎

支配人 宗 太 郎

夷 惣 人 数 九十五人

惣乙名 エシヨンコハン 脇乙名 エネレコル 小使 チキモロシカ

運上金四十兩 鯨取図合老艘

一、下ユウバリ 堀崎佐兵衛給地

請 負 近 江 屋 利 八

通詞兼

夷 惣 人 数 百五十四人

惣乙名 ハウキリキ 脇乙名 アエノコロベ 小使 コボシビク

運上金五十兩 鯨取図合老艘

一、上カバタ 佐藤彦八給地

請 負 相 野 屋 伊 兵 衛

支配人

源五郎

夷惣人数

三百四十八人

惣乙名 カンヘイ

脇乙名

エカリアイノ

小使

マウカクシ

運上金百二十両 図合沓艘

一、シマウフ 下国脇給地

請負

米屋

孫

兵衛

支配人

儀

兵衛

夷惣人数

五十五人

惣乙名 コユカニ

脇乙名

イチサエモン

小使

チクヨクシテ

運上金四拾五両 鯉取図合沓艘

一、下ツイシカリ 松崎多門給地

請負支配人

兼

直次郎

惣乙名 アリカワ

脇乙名

ヒシウンテ

小使

テタリカウリ

運上金五十両 鯉取図合沓艘

一、下さっほろ 目谷安次郎給地

請負支配人兼

京極屋

喜兵衛

夷惣人数

百十九人

惣乙名 小使兼 カネムシ

脇乙名

トツテシユ

運上金七十両 鯉取図合沓艘

一、上ユウハリ 松前鉄五郎給地

請負通詞兼 宮本屋 弥八

夷 惣 人 数 百二十三人

惣乙名 サンシラマ 脇乙名 ウシヤテク 小使 アンラマシテ

運上金四拾七兩

一、上サッポロ 南条郡平給地

請 負 浜 屋 甚 七

支配人 藤三郎

夷 惣 人 数 百八十七人

惣乙名 ウシヤレンカ 脇乙名 ホロヘンケ 小使 ルンメ

運上金七拾兩 図合式般

一、シノロ 高橋壮八給地

請負支配人兼 筑前屋 清右衛門

夷 惣 人 数 百二十五人

惣乙名 イットセ 脇乙名 ケミアント 小使 シヤヒセ

運上金五拾兩 鯿取図合老般

一、ナイホウ 手場所

請負支配人兼 梶浦屋 吉平

夷 惣 人 数 貳拾八人

惣乙名 シヤマウサン 脇乙名 ソンバ 乙名 タイリキ

運上金二十五兩 鯿取図合老般

とあつて、直轄当時の石狩十三場所は以上のような請負人で、運上金の総計は七百七十七兩であるが、この運上金は即ち十三場所からオタルナイ（小樽方面）に追鯉取に出漁した生産とアイヌ人が河から獲って乾した干鯉カモリに限られ、生鯉は全部藩主の直場所として栖原角兵衛が引受け、年産六千五百石と言はれ鯉は百石三百束を以て換算されたから、およそ十二三万尾の鯉の漁獲高を見せている。

直領になつてからの石狩詰掛場所は南は島小牧から北は浜益毛まで二十八場所の広範な地域であつたが、文化七年五月改めの『石狩御詰懸り場所之請負人支配人名前並蝦夷人別海里数』によれば

イシカリ 拾三ヶ所

一、トクヒラ

シママツフ

請負人 唐津内

支配人

上ツイシカリ

米屋 孫兵衛

善三郎

下ユウハリ

蝦夷人 千百七十二人

内男 六百十八人
女 五百五十四人

ハツシヤフ

一、上カハタ

請負人 大松前

支配人

佐々木屋 喜兵衛

茂平次

蝦夷人 三百八十六人

内男 百九十八人
女 百八十八人

一、下ツイシカリ

請負人 小松前

支配人

阿部屋 伝六

庄平

蝦夷人

一、上ユウハリ

請負人

支配人

阿部屋

伝兵衛

蝦夷人

請負人

佐々木屋 喜兵衛

支配人

茂平次

蝦夷人 百九十一人

内男 九十三人
女 九十八人

一、下カハタ

請負人 川原町

支配人

近江屋 九兵衛

久八

蝦夷人 百二人

内男 五十五人
女 四十七人

一、ナイホウ

請負人兼支配人

五三郎

蝦夷人 二十九人

内男 十五人
女 十四人

一、上サツホロ

請負人 技ヶ崎

支配人

浜屋 与三右衛門

茂右衛門

蝦夷人 百九十四人

内男 百四十人
女 九十人

一、シノロ

請負人兼支配人

清右衛門

蝦夷人 百三十八人

内男 六十七人
女 七十一人

とあり、幕府に納入の運上金は十三場所の総計六百七十八両永百七十五文である。請負人は文化四年松前藩時代とは若干の違いはあるが、何れも松前在住の商人に請負せている。または生鮭秋味の取扱いは従来通り栖原屋の請負であったが、これが文化八年二月に至り栖原屋半助、伊達林右衛門、阿部屋喜右衛門の三名の御預け場所となり、運上金は一年期二千二百五十両であった。しかも栖原屋の請負期限十年間の満了に伴い、文化十二年栖原屋及び伊達屋の返上により、石狩場所は再び村山家一人の請負場所になったのである。

村山家もこの間三代伝兵衛を父とし、まつ女を母として宝暦九年に生まれた四代専八が、寛政五年七月十五日父に先だちて享年三十五歳で死亡し、五代村山利兵衛は越前国敦賀港西岡治右衛門の男で、三代伝兵衛の三女れんと婚姻して六代伝兵衛を生んだが、享和元年病のために家を嗣ぐに至らずして生家に帰った。

六代目村山は天明六年八月に生れ幼名を亀五郎といい、後ち喜右衛門と改めたが、文化の始め祖父伝兵衛（三代目）が隠居したので、直ちにその後を承けて家を嗣ぎ、文化四年十一月浜方御取納方元締見習を被仰付、三人扶持銀拾枚を下され町年寄勘方見習を相心得可旨をも命ぜられたことにより、願の上伝兵衛を襲名したのである。ことに文化九年には町年寄を免じられて御取納方元締本役となり三人扶持銀十五枚を下されたばかりか、同十二年には旧地石狩場所の請負を命じられたので、石狩草創の際土地の繁栄を祈願して勧請した、石狩弁天堂の堂宇の再建をなすなどのことがあった。

こうして村山家では六代目伝兵衛において、再び石狩場所を請負うに至ったが、しかるに、文化十四年（一八一七）以来石狩には疱瘡が流行し、翌文政元年（一八一八）アイヌ人の死亡するものおびただしく、このために漁獲高を減じたばかりか、なお疱瘡が蔓延してこれが介抱に多額の費用を要したので、両三年の間運上金凡そ半額に減じてもらっている。すなわち秋味鮭運上金二千二百五十両の内千二百二十五両、十三場所（豊平、上樺戸、下樺戸、上夕張、下対雁、下夕張、島松、苗穂、発寒、上札幌、下札幌、篠路、上対雁）夏場運上金六百七十八両永百七十五文の内三百三十五両永八十七文五分、及び五年（文化十四年）の納残の運上金九百二十五両の内三

分の一を免除し、六百十六兩二分永百六十六文七分を上納すべき旨仰渡された。しかも痘瘡は文政二年になつても止まず、アイヌ人の死亡するもの益々多く、且つ不漁が継続して損耗も少くなかったので、伝兵衛はこの年の年末に千五百兩の御貸下けを願出ているが、これに対し、松前奉行では

其方請負場所石狩の儀、近年打続不漁其上痘瘡流行、蝦夷人共死亡に及び、自然と場所不盛と相成、追て損毛も少なからず、尤近頃不景氣に連れ勝手向の義も予如意に相成、當暮の儀は必至と行詰り、既に身分取続方も難相成趣、依之願の筋も有之候得共、右体場所の災害有之とは申ながら、役義をも相勤候身分其上個様の大場所引請ながら、右体困究に及候迄その勘弁も無之、甚だ以て不束の至りに候、且つ東西場所々々共近年いつれとなく不漁打続き、其方一人に限り候儀には無之、一通りにては取上げ難き願には候得共、当所においては祖父以来手広く請負もいたし候旧家にも有之、其上前條の通り不慮の次第は夷人別も減少いたし候義に有之候間、運上金の義は半減に相成候上は、此上救助の手当も無之候得共、猶御慈悲相願候趣も余義なき筋にも相聞え、殊に右の姿にては場所荒廃にも及ぶべく、左候ときは容易ならざる義に付、今般栖原屋茂八格別の存込を以て夫々手配致べき趣、猶又申立候上場所荒廃致さざる義は申に及ばず、其方取続永統の義迄主法差合申聞候趣も有之、未納金其外上納方等の義も茂八引請け追々上納方も致べき趣に付ては、茂八よりも金子差出候義には候得共、金高も相嵩み候事に付下ケ金の義も同人相願候間、其方屋敷引当茂八え此度千五百兩御金下ケ遣し、尤返納方同人引請上納の手当相違も無之とは申条、此度の義は一通ならざる義にも有之、御時節柄前書不始末の上引当有之とは申ながら、金子下ケ遣し候義容易ならざる筋にも有之候間、疎かに相心得ては向後身分のために相成ず候間、茂八儀も厚き存込を以て、其方身分向も取直し候との存意も有之候間、聊かの義たりとも以来同人え得と相談をとげ必私の意を相立ず、上納向等の義も等閑に相成ざる様致べきは勿論、茂八儀も兼て申立候義も有之候上は、其方義も格別に節儉を用い瑣細の義たり共心を弛め候ては相成難く候間、前事約にいたし猶又暮方の内よりも費用を省き、上納方え差加え候様致べき候は迄

の通りとて、手ゆるの義有之候ては相成難き筋に付、厚く差含み主法嚴重にいたし、家内取締等にも行届候様取計申べき事。

一、是迄場所手配其外問屋店々の義も取締り不行届故、連綿不如意におよび候義、畢意頭取世話いたし候者の不行届故に有之べく、其上石狩場所の義に付ても、最前夷人願の趣申立候義も有之候処、品々行違ひ筋も有之、是等は其砌頭取罷越候もの共心得方よろしからざる趣も相聞候間、向後右体もの共携候ては故障の筋も生じ、身上向取直方場所々々妨にも相成べく条、能々町年寄共並茂八えも評議を遂げ取計追て可申聞候、

一、身上向取締方主法の義も追々取調猶又一通り御役所へも可申聞事。

右の趣桜庭丈右衛門、張江甚兵衛（兩人共町年寄）並栖原屋茂八えも得と申聞候条猶相談を遂げ夫々可申立事。

卯 十 二 月

とあつて、疱瘡の流行という災害もあつたが支配人その他の使用人の不正もあつたらしく、またまた村山家の危機に瀕したが、公儀の厚き保護や栖原屋の同情等によつて、貸下金を受けこの窮地を切抜けるべく、断然経営の改革を決しその趣きを書面を以て提出している。すなわち、

去暮阿部屋伝次郎店（村山家の漁業請負部）イシカリ不漁に付相続方取続け難く潰及可の処、格別の御憐愍被下置候に付、仕法立替候趣乍恐左に奉申上候

一、石狩夏場秋味に至る迄、当分成立候迄栖原茂八へ相任せ一同安堵仕候

一、伝兵衛募金栖原屋より一ケ年金百五十兩宛渡置候積りに相極候

一、手船五艘の所三艘売払右代金は茂八より差出候千四百拾兩の口へ相渡候積り、不足の所は追々漁業潤沢にて相済し候積り、残二艘の儀は伝次郎方にて預り置作事に弁じ、諸入用の儀は茂八より通帳を以て相渡候積り、差配計此方にて可仕候、船乗廻し方は茂八より下知を以て取計申候、右二艘秋味乗廻はし方の儀

はイシカリに於て百石九十五兩の積を以て積入り、江戸着売直段高外利潤は格別に伝次郎方へ相渡呉候積に仕候

一、場所惣勘定潤益の分伝次郎に相渡呉候積り、是を以て拝借金茂八方にて引請候口へ返納可仕候積りに御座候、拝借金千五百兩へ為引当地十ヶ所の儀は茂八方へ町年寄中奥印仕沽房状相渡申候、何時にても茂八より差掛り返納の節は右地面売払上納仕候積りに御座候、尤売払に相成候迄は地面賃店賃等伝次郎方の受用に仕候積りの相極候

一、伝次郎勝手向は茂八へ場所相任せ候上は質素に仕候に付、是迄召使候ものの内男女十六人暇遣候に付、口共一ヶ年金百五十兩余も入用相減じ申候、造酒の儀は是迄の通り造込候積り糴酒共茂八方にて場所へ相用い候積り、依之伝次郎方取締の儀は是迄横町出店に差置候円吉儀夫婦共引取締申付候積り、是は伝兵衛妹聲に御座候、長三郎儀は伝次郎後見致候様被仰付候に付是は名主相勤ながら自ら見廻り一体伝次郎の積りにて下知仕候儀に御座候

一、問屋店の儀は是迄差配仕候庄内かも之善藏首尾好く引取らせ同家阿部屋伝六を以て支配致させ、伝兵衛長三郎共是廻り世話仕りイシカリ一体諸口銭受用分は、本家伝次郎方相統募金へ差入候積り、余は伝六働を以て助金出来候様出精仕候仕法に仕候。

一、阿部屋伊兵衛儀は金百五十兩の資金遣候て自分に相続仕候、尤伊兵衛所持の質座休店の所此度開店仕候積り納得仕候、右の資金の儀は取入候頼母子金も御座候是を以て追々相渡積りに仕候。

一、横町出店質店共是迄本家伝次郎持に御座候処、去暮迄本店相勤候熊次郎義仕法方存込も御座候に付、借財方五百兩有物メ四百七十兩有之候まま引渡、本店手を放れ同人へ相任せ申候、尤本家小使入用として金壹兩二分宛月々差出させ候積り相極申候

一、旅借財方凡三千兩余有之候に付、重立候もの一人近々罷登り得と掛合の上年満て仕候積りに御座候

一、親利兵衛此節敦賀に罷在候処、今度差下し身代の取締に任ずべき旨被仰付、冥加至極有難く仕合せに奉存候、依之伝兵衛長三郎兩人の内にて船都合宜敷節罷登り厚き御慈悲の程申聞せ相下し候様に仕べく奉存候。

右は御憐愍被下置候に付伝兵衛相続方仕法一同有難き仕合と奉存候趣依之此段書面を以て奉申上候

辰 二 月

村 山 伝 兵 衛 印

以 上

阿 部 屋 長 三 郎 印

と、詳細にわたる計画書を綴って提出している。栖原屋茂八は栖原角兵衛の松前支配人であるから、これによって石狩場所の実権は栖原の手に握られていたのである。

第三章 松前藩復領と石狩

第一節 復領後の石狩場所

幕府の西蝦夷地の直轄は、直捌まで行った東蝦夷地のような積極的なものではなく、むしろ警備をこととし外患の侵略に備えたものであった。しかるに時たま欧州においては、ナポレオン戦争によってロシアは破れ、その南進政策も次第に低調になるに及び、北辺の風雪もいつか平穏にもどり、幕府の施策も漸次退嬰の一途をたどりつつあった。折柄陸奥梁川に移封されていた松前家は、老中水野出羽守などへの働きかけや政治工作が行なわれたものの如く、すなわち「水戸烈公上書」などによると、

彼地御備も御手厚く遊され候故、一切ヲロシア人も松前蝦夷へ立入申さず候処、其後水野出羽守を御用いに

相成、——中略——文政中に松前家に頼まれ候者、神田橋へ申込み同所より申立、出羽守へも松前家より金銀莫大贈り申候故、海を境にて差置され候程、大平無事は無之と申に相成、御返しに相成候かに承り及申候とあり、また藤田東湖の「見聞偶筆」には

松前家梁川に移され大いに困みたるより、財を益し当路に賂い、其望を達せしならん

などあって、老中に賂路をつかつて神田橋の一橋家を通じて、將軍家齊に請願した結果、ついに文政四年（一八二一）十二月

松前志摩守

一、其方儀、最前蝦夷地の手当行届兼、捨置き難き様子に付、東西蝦夷地島々迄上地に被仰付、年来公儀より御所置被仰付候處、奥地嶋々迄連々御取締相整い、夷人撫育産物取捌等万端居合御安堵の事に候、其方儀、彼地草創の家柄数百年の所領に候得ば、旧家格別の儀を思召され此度松前夷地一円、前々如く返下されべき旨被仰出候、彼地是迄の主法遺失なく相守り、異国境御要害の儀厳重取計べく旨御沙汰候。

一、此度松前蝦夷地返下され候に付ては、取来九千石は上り候。蝦夷地の儀、異国境御大切の事に候得ば、津輕越中守、南部吉次郎警固の儀は、是迄の如く相心得、以来人数松前箱館元差渡に及ばず、銘々領分渡海口に備置き、万一非常の儀有之節は、其方より案内次第、早々渡海、手に合候様致可旨、仰出され候間、兼々示合、御備向の儀、隔意無く申談されべく候。尤両家の警備を頼に心得、自国の備え等閑されざる様心掛られべく候。且又是迄彼地の御主法取計方の儀、得と松前奉行え承合、入念申付され候。

文政四巳年十二月七日

と、あって幕府の手によつて北辺の防備が整い、アイヌの撫育や産業上の手配など内政も軌道に乗ったので、とくに松前家は蝦夷地草創の家柄、旧家格別の思召しを以て返還するものである。しかし幕府も外患の憂えが全く後を絶ったというわけではなく、もしもそのような場合には、もちろん松前藩独自の防衛に期待できず、万

一非常の警備については、津輕・南部両藩と緊密な連絡をとって当るよう論され、幕府がこれまでとって来た方法をよく守るようにとのことであった。

こうしてようやく再び蝦夷地一円が松前藩に復領したのである。したがってその当初においては、松前藩の施策と大体前直轄時代の形式と慣習を守り、幕府の在勤に変わって勤番所が設けられ、請負人を監督し、役土人を通じてアイヌ住民の撫育介抱の方法をとった。当時石狩勤番役人は吉田右十郎であったが、復封後は家臣の知行地制度を廃し、すべての場所は一切藩が請負人に請負はせることになった。ことに十四代章広の没後は藩主も弱少であったところから、老臣の専恣にともない奸臣がこれに乗ずるといった有様で、場所請負の如きも賄賂の大なるものに利益の多い場所を請負はせ、上下結託してただ私利をむさぼるといふ、綱紀は乱脈、藩政は弛緩して領内巡検などに、僅かに柿崎二郎をして東西蝦夷地を巡回せしめた外、一人の家臣も曾てその領内に赴いたものがなかった。したがって原住民の撫育なども全く請負人に任せきりで省みなかったもので、一旦天災不漁等があれば直ちに住民への苛酷な虚使をもって、利潤を追求する結果となって現われる状態にあった。

この時代の石狩地方の災害を見ると、天保五年（一八三四）正月元旦、突如石狩地方に大地震があり、それが爾後同月二十二日まで日々震動が続き、そのために地割れがして泥水が噴出して、会所二棟、倉庫十棟（内板藏四戸、魚藏六戸）アイヌ家二十三軒が全く破壊し、そのほか弁天社、倉庫などの損害が少なくなかった。また弘化二年（一八四五）には石狩川が氾濫し堤防が決潰して、その被害も少なくなかったが、石狩場所請負人村山伝次郎は、越後から治水に長じたる者を十名雇い、これに従来の雇人を加えて修築したが、その後、安政四年に至る十余年間毎年この修築に当たったと伝えている。

第二節 石狩場所の漁業権問題

この時代に最も注目される政治問題にイサリのウラエ事件がある。これは前幕領時代に始まり文政松前藩復領

に至って、ようやく解決を見た十数年間に亘る行政訴願で、蛙漁場所有権をめぐる幕府公領と松前藩私領、石狩場所請負人と勇払場所請負人、石狩アイヌと勇払アイヌに關係した大問題であった。

その原因というのは石狩領上対雁惣乙名シレマウカという者が、千歳川のイサリ、ムイサリで二個所のウラエ（蛙採取の薬場）を所有し、先祖以来五六代の間このウラエ場で漁業をして、その収獲を以て一族の飯料に当て其餘りはすべて石狩運上屋へ、毎年およそ千蛙^{からさけ}二千束づつも納めていたのであった。ところが寛政十一年東蝦夷地が幕府直轄となったが、西蝦夷地は当時まだ松前領地であったので、イサリ、ムイサリは東蝦夷地に属し、上対雁は西蝦夷地に属するため、勇払詰の幕吏高橋次太夫、河西祐助等は、私領地のシレマウカに公領地に入つて漁業することはならぬといつて、シレマウカの所有の三ウラエのうち一個所を没収する旨を、勇払場所請負支配人重次郎をして通達させたのである。しかし当初はなお外の二ウラエだけは、そのままシレマウカにまかせていたが、文化三年になつて幕府目附遠山金四郎が巡視の際、イサリフトに通行家を建て、千歳アイヌ、リキヤカ、シユヒタの兩人を番人にするに及び、その飯料としてシレマウカのイサリの二ウラエのうち更に一個所も没収する旨、勇払支配人手伝嘉兵衛をして達したのである。そこでシレマウカは三個所のうち二個所までも取上げられては、一族の生活にも影響するので、時の石狩場所通詞まで陳情したのであった。

しかるに幕府に対し松前藩がこれと争うこと出来ない旨を以て、いづれ西蝦夷地も直領に至るから、その時節をまつて復旧するように論され、止むなく泣寝入の姿でいたが、いよいよ文化四年西蝦夷地も幕府直轄地となり、上対雁も千歳と同様シレマウカも直領内の人となつたので、文化五年ウラエ所有権取戻の訴願をしたのである。

その所有権の立証の方法もアイヌ人のこととて、他に述べるようなこともなかったが、古来シレマウカ祖先の墓所がイサリにあること、また没収された顛末を記し、且つそのウラエは往年東蝦夷地より多数のアイヌ等が攻め来たる際、シレマウカから数多の償^{つぎない}を出して永久の所有権を獲得したもので、アイヌ同士の間においては何等の故障ないことを述べ、祖先伝来の世襲ともいふべき財産を失う不幸を悲しみ、加えて近時疾病にかかり困難の

状態にあることを陳情して、取戻し方を歎願するといふので、支配人儀兵衛が連署して石狩役人に提出したのであった。

ところがこれまで幕領の威を以て私領を威圧して来たものが多かったので、このシレマウカが一度訴願を起すと、下対雁乙名シタリマウもまたイサリ乙名と親類関係にあったので、イサリ、ヨルルウンで年来干渉を取っていたのを中止されたといつて、通詞富蔵を経て訴願し、また上夕張のアンラマシケも、支配人市郎左衛門を通じて、前年償^{つぐない}の宝物を出し手印を受けてイサリ乙名ヌカンランケの漁場内で漁獲したもの及びシレマウカから譲受けたウラエも、東蝦夷地直轄中に取上げられたといつて訴願をした。ここにおいて石狩役人もこれを等閑に付するわけに行かず、遂に事実の取調に着手するところとなった。

この取調の結果、勇払場所惣乙名ヲツカシレ、イサリ乙名ヌカンランケ、ムイサリ乙名コマワカ外乙名一統は、支配人甚右衛門、通詞与四兵衛連署を以て答弁書を差出したが、その要点は、下対雁乙名シタルマウは一家の者には相違ないが、一家縁類の故を以て我儘に御知所内を借り飯料として来たのは心得違いであるから、以後石狩アイヌはたとえ一家親戚であっても、勇払千歳川内の漁場に立入らざるよう相願たき事。

上夕張アンラマシケの申出のシレマウカとアンラマシケとの契約は、彼等間の勝手になしたる事で、勇払アイヌの知る所ではなく、従来ムイサリ附近におけるアイヌ同様に、石狩アイヌを待遇したのは誤である。又アンラマシケ方に対し、ヌカンランケより相応の手印は差出したが、それはアンラマシケの弟ショウハウシへなる者が、ヌカンランケ方に来り、値段に積りて八升入一俵の米一俵半代位に相当する小酒樽を出し、カムイノミ同様に進上する故、石狩から帰った後、飯料の魚だけ採らせてくれと依頼したので、これを受けて其年だけ共に持場内で漁獲させたが、永久売買をなしたのではない。

またシレマウカの申状はなるほど昔三代以前、蝦夷地より大軍を向け来りし際、ムイサリ乙名小使小前の者

共よりの依頼につき、シレマウカ償の主物を出し事を治めたるため、右謝礼としてムイサリの内、勝手次第ウラエを建てることを許したが、イサリ、ムイサリ、千歳、鵠川、厚真辺に至る迄の勇払アイヌ一統の関知する所ではなく、当時すでに請負人間にも異論あった程で、ただ縁類関係を以て内談にてウラエを建てたるのみ、然るに今日尚シレマウカにウラエを建てさせることは、勇払アイヌ人一統困却につき、もしシレマウカ難渋とあらば飯料だけの漁業は差支えないが、ウラエは断然許可しないことを請う。

というのであった。

そもそもこの問題は僅かに三ウラエの漁業権の回復をめぐる紛争であつたが、その関係は極めて広く、石狩十三場所におけるアイヌ人の死活に関する生活で問題であつた。由来イサリの原名はアイヌ語イチャンの転訛した言葉が、イチャンとは鮭の産卵場を意味する言葉から名づけられた地名である。したがってこの場所は豊平、琴似、発寒などの三種川よりも、はるかに優れた漁場で、今日千歳中央孵化場がこの附近に設けられたのも故なきではなく、往時一年の運上金二千両を納めた程であつたから、その解決は当事者にとって如何に大きな利害関係をもたらしかが容易に想像され、その系統に属する総アイヌがこれを応援するばかりではなく、請負人もまた各各後援者となつて争つた。しかしその争点は何人が見てもシレマウカ等の申分が明瞭であるにもかかわらず、当時石狩詰役人井上喜左衛門は、勇払詰役人鈴木寛四郎、竜崎八郎左衛門に照会した結果、東西蝦夷地とも同じ幕府の直轄地であっても、東蝦夷地に属した勇払方面の交易は一切幕府直捌なるに反し、西蝦夷地石狩領は従前通り請負人の請負制度なるところから、勇払アイヌの主調を容れ、僅かにウレマウカには川筋漁獵を許可してウラエ場を復旧しないという政治的な解決したのである。

ところがその後、不漁の続くこと両三年、イサリ、ムイサリのウラエ場所を所有して上対雁惣乙名として勢力を張つたシレマウカ夫妻も、次第に老いて言語も自由にならずその子供も幼く、ついに石狩運上屋の介抱を受けねばならぬ身となつた。しかるに文化十年になつて東蝦夷地の幕府直捌制度も廃止され、東西蝦夷地共に等しく

請負制度をとられるに及び、この年六月再び生計の困難の故と、祖先以来の墓所を回復して孝道をつくしたいという理由で、ウライ漁業権の復活を時の石狩詰役人手島長左衛門に訴願した。この願書には勿論上対雁通詞幸吉、支配人善三郎等が奥書したのも当然で、そこで手島長左衛門もその事実調査に著手したが、いずれもシレマウカに同情すべき訴願が続出するほどで、すなわち、

シレマウカ倅惣乙名サエラフニ及びその妹イテシネチは、石狩元小屋支配人善三郎、通詞幸吉、番人藤助の奥書通り、シレマウカの申分に相違なきことを答えている。

幸吉、善三郎兩人よりは、請負人米屋孫兵衛が石狩場所五ヶ所を請負っているので、差繰シレマウカ一族を介抱しているが数年に亘り困難なれば、その生存中にムイサリの漁業権を差戻されたいと願出ている。

また上対雁通詞幸吉、下夕張通詞定右衛門、徳鑑通詞万右衛門等は連署を以て、シレマウカの申状を認め、更に上対雁には元来アイヌ人戸数三十七軒人口百四十八人居住したが、ウラエ取上げられてから十年間に、アイヌ人は四方に離散し、イサリフトに七軒二十六人、発寒に三軒九人、当別に二軒八人、上川に二十六軒百五人が移転したことを陳述している。

更に米屋孫兵衛請負の石狩場所内、発寒通詞平八、下夕張通詞定右衛門、上対雁通詞幸吉、島松通詞幸三郎、徳鑑通詞万右衛門及び五場所支配人善三郎等は連署して、勇払場所請負人阿部屋仁兵衛が上納している、イサリ、ムイサリのウラエの運上金を、自談の上孫兵衛方で増上納するから、シレマウカも老齢七十才を越え、言語もかなわず啞同様となり、生活に困って宝物などを売却して難澁を極めているのを憐れみ、その生存中に回復して一家永久子孫の安堵を計られたいと願出ている。

このような状況で、石狩役人手島長左衛門はその一件書類をもって、勇払詰役人に掛合ったが遂にこの時もその解決を見るに至らなかった。

こうして更に六年を経過して文政二年となり、時の石狩詰幕吏長谷川仲右衛門、上原熊次郎は、親しく上対雁

に至り、つぶさにシレマウカ方の主張を聞いたが、すでにシレマウカは不幸にも死亡し、その子シリコノエが継いで惣乙名であった。そこで長谷川、上原の兩人はシリコノエ及び小使サエラフニ等、並に通詞を連れて勇払に至り、熟議の上勇払アイヌにウラエ返還を命じたが、勇払アイヌはこれを承諾しないので、止むなくそのウラエから得た収獲物を石狩、勇払両アイヌで折半することに取極めたが、しかしシリコノエ等もこの入会漁業の解決に甘んずることが出来ず、遂に著業するに至らなかった。

しかるにこれが文政四年に至り、端なくも松前藩復領の事になったので、シリコノエ及びサエラフニは文政四年八月、ことごとく従来の経過を記述して新に石狩支配人源右衛門、通詞平八等連署のもとに訴願を提起したが、勇払場所でも惣乙名ヲクコシマ、脇乙名代マウケサン、惣小使クツケレノ並に乙名イヨノ、小使代シャハシリ等連署の上、勇払支配人儀左衛門、通詞勘助等が副署して、これに激烈な反訴をしている。その申立ては、

ウラエ訴訟につき此上願出るは恐れあり、故にウラエは断然此際シリコノエに差戻すべし、然れども古来石狩アイヌは秋味の節決してウラエに従事せざるに、今回これに従事する事となれば、勇払アイヌの困難は必然なり。石狩アイヌの主張は理義を弁えざるものなり。この上は勇払アイヌも石狩川筋の小川相応の場所に立入り、ウラエ三個所取り建て、一手の川筋にて相方入交り、漁獵すべきにより、其旨許可ありたし。

というので、事態は益々困難となった。何分各請負人の後援により石狩、勇払両アイヌ人が、全道第一の鮭場所の漁業権を中心としての争いであるから、感情の衝突も加わり如何なる椿事が起るかも知れない状態であった。

しかし松前藩は直ちにこれを処理してシリコノエの訴願を採納し、勇払アイヌに対して右ウラエ場所は今春夏秋中共、永世シリコノエに引渡すべき旨を嚴命すると共に、また勇払アイヌの情願も容れて其受渡は双方熟談の上になすべきことを達したのであった。ここにおいて両者異議なく、石狩内上対雁惣乙名シリコノエ、同小使サエラフニ、勇払惣乙名ヲクコシマ、同脇乙名マウケサン、同惣小使クツケレノ、同並小使トケカクシ、シャハシリ等熟議の上、左の受渡方法を決定した。

元来右ウラエ所持者はシレマウカ、其妹モレカラケ、其妻及小供の四人にして、これをその飯料として助命し来りたるものなれば、シリコノエも親類のことなれば右老母共生存中は、右四人の飯料を取らせおく事。尤シリコノエにも老母あれば、シリコノエの忤アイヌ等、イシカリにて引網漁業中はモレカラケ及びシレマウカ子供にて、ウラエを作りて、右双方の老若者を介抱すべきにより、ウラエは従前の通り右四人に頂けおく事。右老女共死亡後はシリコノエより相当の男アイヌを差替、ウラエを所持せしむる事あるべく、其節は飯料は従前の通り双方親類にて分有し、其余分の産物は千歳、石狩両運上屋へ等分に差出す事。というのであった。

この受渡決定書は石狩詰立合吉田右十郎に差出し、なお石狩方よりシリコノエ、サエラフニ連署石狩支配人代盛兵衛、通詞平八の奥書を以て、勇払詰笹井俊次郎に宛て、相方熟談の事を聞済あらんことを願出て、勇払諸役人に對し引請の請印を差出した。勇払方からはヲクコシマ、マウケサン、クツケレノ、トイカクシ、シャハシリ連署、支配人通詞の奥書を以て、石狩諸役人に對し確かにシリコノエ方に引渡したるに相違なき旨の届書を差出した。時に文政五年八月二十二日で、同日松前藩からは、石狩勇払両役アイヌに對し、

「斯く請戻相済たる上は、自今ウラエの儀に付、願ケ間敷事決して申出間敷く、且つ右の趣き子孫迄も能く能く言伝可申、」

の旨を厳達して、寛政年間以来十有余年に亘る問題を全く解決したのである。これらはいわゆる支配政治の変動により、アイヌ民情に通じない幕吏によってもたらされた、誠に不幸悲惨な時代の姿の一端を物語るものがある。

第三節 復領後の場所経営

松前藩復領後の石狩場所は前述の如く家臣の知行地制度を廃止したから、前藩時代家臣の知行地であった十三

場所とも、いずれも藩領として請負人に請負はせることになったが、請負人は従来の通り阿部屋が引続き、石狩全部を文政四年巳年より十個年期を以て請負うことになった。その運上金は

イシカリ	二二五〇兩	外	一二兩二分上乘金
トクビタ	一三五兩	内	二六兩三分差荷料
ハツサブ	四〇兩	内	三五兩鱒場運上金
下サツホロ	三五兩永五〇文	内	四兩差荷料十兩上乘金
上サツホロ	四六兩	外	二兩二分上乘金
下シノロ	三八兩	外	四兩 差荷料
上シノロ	二六兩二分	外	三兩差荷料
下ツイシカリ	三七兩	外	三兩二分差荷料
上ツイシカリ	五五兩	外	二兩一分差荷料
シママツフ	四二兩	外	五兩差荷料
下ユウハリ	四〇兩	外	五兩差荷料
上ユウハリ	四二兩二分	外	七兩上乘金
下カバタ	三五兩一分	外	四兩二分差荷料
上カバタ	一一五兩二分永一二五文		

であったが、ここにある上乘金というのは監視のため領主から派遣する役人に対する負担金で、差荷料というの

は請負人が領主に対する現物の贈物である。しかし後には領主は上乗役人を派遣しなくても、一種の別納金として取り、また差荷も現物ではなく現金化して納めさせた。

当時村山家の当主は七代目金八郎であったが、村山家が石狩を請負って支配するといっても、自ら親しく現地に臨むものではなく、現地場所には

支配人一人（請負人の代理で万年この役にて指図し、給金一年五十両）

通詞一人（通詞の役だけで外に持分なく、但し罪科を糺す、給金一年二十五両）

帳役二人（請負人の下手代で帳役を兼ねる、この役は最も多忙で産物を調べアイヌ雇いを調べ、その他すべて精算勘定等を行う、給金一年二十両）

番人若干（番屋に一人づつ居り又運上屋にも居て、アイヌの稼働を指図しアイヌの頭となり、漁期には番人は一般の船に一人づつ乗る、妻子を伴って土着するものもあった。給金は越年する者は一年十四両、冬に帰り春に来る者は十二両）

売場若干（番人なみで勘定方の金から品物に至るまで頂りおり、支配人帳役から書付をとって行けば売場から諸品を渡すのであるがその係である。）

役土人乙名（アイヌの酋長で後庄屋と改められた。）

脇乙名（アイヌの副酋長ともいべきで後名主と改められた。）

土産取（大低脇乙名と同じで後年寄と改められた。）

小遣（一村に二人）

等がいて実際の運営に当たっていたのである。

運上金もその後、前述のような疱瘡流行ならびに不漁等のため、当分一カ年十三カ場所運上金と秋味運上金を合計して千両、十三カ場所夏場秋味運上金五百両、計一千五百両、それに上乗金と差荷料三十九両一分を納めれ

ばよくなり、その他に文化十四年（一八一七）より文政二年（一八一九）に至る、三カ年の滞納金は年々百兩づつ、秋味が三千石以上積取られた場合は、その余分だけ全部その返済金にあてることになっていた。ところが天保二年（一八三〇）からは運上金が全部で千兩に切下げられ、秋味が五千石以上とれた時は百石につき二十兩づつの冥加金上納（ただし船積が間に合はずに切廻きりかへになり翌年に廻った節は半減）それに上乘金、差荷料合計三十九兩一分と二分金二十兩となった。その後も引続き

天保九戌年より辰年まで七ケ年季

請負人	阿部屋伝次郎
属証人	阿部屋利兵衛
名主	田中九八

と、阿部屋が請負い弘化二年の更新においても同じく阿部屋が請負っている。

この頃の漁業は春は鯨漁のためすべてのアイヌは海に出て、入会漁場であった銭函附近の海域で働き、秋は彼岸の入りから土用半ば迄鮭漁に従事するを慣例としたが、その給料は、

春	鯨	漁	一人玄米八升入俵、七俵から五俵
秋	鮭	漁	一人玄米八升入俵、六俵から五俵

であるが、しかし春三月頃から鯨場の準備をして鯨漁に当り、それを済ますと今度は鮭漁の用意をして鮭漁にかかり、秋の土用半というからおよそ十月下旬までの稼働で、通計七ヶ月間働いて上等が玄米八升入俵十三俵であるから玄米一石四升の給料であり、下等の方は僅に八斗の収入よりなかったことになる。

ことにこの頃になると石狩場所の人口は、文化初年二千二百八十五人もあったものが、疱瘡疫病の流行で半減し、文政五年には千百五十八人という有様であった。ところがその鮭の年産高を見ると、

自文化十二年	一年平均	一四、四〇〇	東	四、八〇〇	石
至文政四年					
自文政五年		一五、九〇〇	東	五、三〇〇	石
至同十一年					
自天保十二年		一五、〇〇〇	東	五、〇〇〇	石
至同十六年					
自同十七年		一九、五〇〇	東	六、三〇〇	石
至同十三年					
自同十四年		二一、〇〇〇	東	七、〇〇〇	石
至嘉永二年					
自同三年		二四、〇〇〇	東	八、〇〇〇	石
至安政三年					

と年々増産を示している。勿論文化初年までは請負人はアイヌ人が手製の網で自由漁獲したものを買取ったものであるが、文政復領後はアイヌ人は労働者として番人に使役される形となったことによる、漁撈法の進歩もあるが、しかしそれだけに苛酷な虐使に伴い、これらのアイヌ人は石狩場所の定住者ばかりではなく、「公事・クンチ」または「お雇」と称して、他の場所から徴用して漁撈に当らせたものである。したがって「お雇」に下るのを忌み嫌ってブシの毒を喰って死んだ石狩ベベツのアイヌ人ヨシンの如き惨話は数かぎりなくあり、また幾年も公事に徴用されて帰らぬ夫を待ちわびる悲しい物語が、いつか民謡となって、すなわち

ヤイシヤマネナ、肝が焼けるよ

私の殿御よ、どこにある村か

その名を、くそ石狩

貧乏石狩、だというのか

其処にお雇になつているので、こんな思い思われる

仲だったのに、逢うばかりも

出来なくなつて、しまったのだ！

風になりたや、鳥になりたや

そうしたなら、くそ石狩へ

今日ここからでも、飛んで行こう

そうするならば、私の殿御に

今日ここからでも、すぐ逢えるがなあ！

私の殿御よ、こうしてるこの今

何の仕事を、していなさるか？

私の恋しい殿御、こんなに思っているのをどのように本当に、思っていて下さるだろうか？

風になりたや、お前のからだの上へ

するりさわる、ばかりもしたいよう

なのになあ！

と、いまに日高地方のアイヌの子孫によって、せつせつたる哀調で歌い継がれてその昔の悲しい生活を記録している。

第四章 幕府再直轄と石狩

第一節 再直轄下の行政

嘉永六年（一八五三）六月米国水師提督ペリーが、軍艦四隻を率い浦賀に来航、和親通商を求める国書を提出して抜錨したが、翌安政元年（一八五四）正月、再び軍艦八隻をもって浦賀に來り、さらに進んで神奈川沖に入船、前年提出の通商の解答を要望した。そこで幕府は儒者林大学頭焯および町奉行井戸対馬守覚弘らに命じて、神奈川において応接せしめ、十二カ条からなる和親条約に調印することとなったが、その条文の中に、

第二箇条

一、伊豆下田、松前地箱館の両港は、日本政府に於て、亞墨利加船、薪水食料石炭欠乏の品を、日本にて調候丈は給候為め、渡來の儀差免し候、尤下田港は条約書面調印の上、即時にも相開き、箱館は來年三月より相始候事。

とあつて、すなわち翌二年三月から箱館を開港することになった。

この条約に基づき幕府は安政元年六月箱館奉行をおき、竹内保徳ならびに堀利熙を奉行に任命したが、これよりさきペリーは条約第五箇条

一、合衆国の漂流民其他の者とも、当分下田・箱館逗留中、長崎に於て唐和蘭人同様、閉籠の窮屈の取扱無之、下田港内の小島周り凡七里の内は、勝手に徘徊いたし箱館港之儀は追て取極め候事

により、同年四月軍艦五隻をもって箱館を視察し、下田港に至り林大学頭らと議して約条附録を定め、箱館遊歩区域を同所より五里の地帯に決定されたので、幕府は松前藩に命じてこの地域を上地することにしたのである。ところがその前年（嘉永六年）ペリーが江戸に至つて、日本と和親条約の締結を結ぶ交渉を開いたと聞くと、

露國もまた東洋艦隊司令官ブーチャーチンを使節として長崎に派遣し、通商ならびに国境劃定の交渉を開始したが、さながらこれに相呼応するかのよう、一隻の露船が樺太クシユンコタンに上陸して、無暴にも防塞を築いて占拠してしまつた。これは多分にロシアはこの方面における日露の国境を宗谷海峡におくことを、有利にするための行動であつた。しかし南樺太はわが国がすでに前幕府直轄以来クシユンコタンを中心に、アニワ湾一帯及び西海岸は真岡辺まで漁場を開き、漁業を営むと共に東西奥地の住民とも交易していたので、この権利を無視することはできず、千島方面の国境がエトロフ水道をもつて境とすることに異論がなかつたが、樺太方面については国境を定めず従来のごとく雑居し共同管理にまかせることになつてゐた。

しかしこのような蝦夷地が現実に國際的な關係をもつと、まず何よりも国防上の問題が論議の焦点となつた。ことにロシアのクシユンコタン占拠事件は、幕府をしてふたたび北辺の防備を痛感せしめるに至り、これより先、当時幕府目付堀利瀨、勘定吟味役村垣範正に命じ、樺太および蝦夷地の実情を調査せしめるところがあつた。その結果、同年九月堀・村垣連名をもつて、「松前蝦夷地惣体見分仕候見込之趣大意申上候書付」なる復命書を提出しているが、それによると大要次のような意見である。

まず松前蝦夷地の広大な地域の主要を述べ、次に福山城下は守備の施設もよく整備されているが、その他の広大な地帯の警備は誠に不完全である。一方地勢地味を見るならば、北方二三分の地は陽氣がうすく野菜ぐらいしか出来ないが、その他七八分の地は諸穀・諸菜の耕作に適し、山には良材及び種々の鉱物があり、ことに周海の漁業に至つては莫大な利潤があるが、それを松前藩では請負人に託して運上金仕向金を徴収するばかりである。しかも請負人が遺すところの支配人・番人等は無頼の徒で、苛酷にアイヌを虐使し、不法のことが多いのでアイヌ人は昔のように幕府の直轄であることを希望している。もしもこれらに外國人が恵みを施して誘惑したなら、アイヌ人は喜んで帰服して行くであらう。松前藩の力では到底蝦夷地の警備撫恤等は行届くものではなく、さりとてこれを他の諸藩に分割処置させたなら、また後弊の生ずる憂もあるから、

当面の処置としては往時の如く、再び幕府が直轄して旗本、御家人並に其二三男厄介その他陪臣浪人などを移し、屯田農兵の遣制に倣って新田開墾、産物取開に尽したなら成功は必ずしも困難ではないばかりか、その経費は沿岸の漁利で以て充分である。尚ほ再考するならば泰平二百年士風軟弱に流れる、これを救うには蝦夷地において風霜艱苦を経験させ、運船打砲などを練達させることである。因って北蝦夷地、択捉、国後を始め嶋々、並に東西蝦夷地一円、西は乙部村、東は知内村まで上知すべきである。

と対露方策ばかりでなく、東西蝦夷地の地勢経済等に亘る調査を具申して、再直轄すべき意見を加えて提出している。

幕府はこの意見書にもとずき、ついに安政二年（一八五五）二月二十二日、松前崇広に対し、『東西蝦夷地西在乙部村、東在木古内村まで、島々共一円上知』の旨を達したのであった。従って松前藩の領地は東は知内、木古内の境立有川から、西は乙部村五厘沢まで僅かに海岸三十余里の地となったが、幸にここには福山、江差の二港があり、西蝦夷地の物資の集散地として多額の沖口諸税の収入が得られ、また同年十二月幕府は陸奥国伊達郡梁川、出羽国村山郡東根の地を合せて三万石を松前家に給し、別に出羽国村山郡尾花沢一万三百五十石を預領とし、且つ毎年一万八千両の手当を与えて蝦夷地の歳入に換えたのである。ここにおいて松前藩は従来の一万石格から三万石格となり、文化年間の懲罰的な移封からすれば、実収は激減したといっても誠に温情ある処置といわねばならなかった。藩主は引続き松前にあって政務を執り、給地には代官を派遣して統治させた。

前幕府直轄においては千島方面の問題の処置の必要から、東蝦夷地に重点をおかれていたが、西蝦夷地はむしろ従属的な形におかれ、諸般の施設も東蝦夷地に比べたなら西蝦夷地は全く旧態依然たるものがあつた。しかるに今度は問題の中心が北蝦夷（樺太）に集中されたので、幕府の力は必然にこの西蝦夷地にそそがねばならず、ことに石狩がその重要基地として着目されるに至つた。

蝦夷地における行政は、前にも述べたように前幕府直轄時代は、東西蝦夷地を各五カ所に分け、すなわち、

西 蝦 夷 地

ウスベツよりイワナイ迄

調役 一人

下役二人 在住二人

同心四人

フルウよりアツタ迄

調役並一人

下役二人 在住三人

同心三人

ハママシケよりフレヘツ迄

調役並一人

下役二人 在住三人

同心五人

テシホよりソウヤ迄

調役並一人

下役三人 在住四人

同心五人

モンヘツよりシャリ迄

調役並一人

下役二人 在住二人

同心五人

東 蝦 夷 地

ヤムクシナイよりシラオイ迄

調役 一人

下役一人 在住二人

同心一人

ユウフツよりホロイツミ迄

調役並一人

下役一人 在住二人

同心二人

トカチよりネムロ迄

調役 一人

下役二人 在住三人

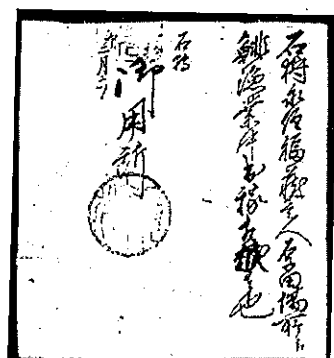
同心二人

クナシリ

調役並一人

下役一人 在住一人

同心二人



九カ所に分けて、すなわち

東蝦夷地

室蘭詰

様似詰

厚岸詰

国後詰

択捉詰

西蝦夷地

寿都詰

石狩詰

持

持

持

持

持

持

持

持

場

場

場

場

場

場

場

場

山越内より沙流まで

新冠より十勝まで

釧路より根室まで

国後

択捉

久遠より古岸まで

積丹より増毛まで

エトロフ

下役二人 在住一人 同心十人

調役 一人

と、各所に調役または調役並一人に若干の下役、在住、同心等を添えて在勤せしめ、石狩場所には積丹、美国、古平、余市、忍路、高島、小樽、厚田の各場所と共に、石狩に駐在した調役並以下の支配管轄にあった。ところがこれが文政四年松前藩に復領すると。幕府の調役乃至調役並に相当する藩の勤番役人が、東蝦夷地には八カ所派遣されていたに對し、西蝦夷地は石狩と宗谷に派遣されていただけに過ぎず、石狩勤番所は厚田以南の全域を管轄支配する状態であった。

しかるに安政二年幕府が蝦夷地全地を直轄してからは、東西蝦夷地を

留 萌 詰 持 場 増毛より斜里まで（但し夏は宗谷詰、冬は増毛に引揚げ）
 北 蝦 夷 地 持 場 樺太（但し冬は苫前に引揚げ）

となつて、詰合として調役・調役並、調役出役等を配して管轄させたことによつても、如何に西蝦夷地が重要視されたことがわかる。

石狩詰調役は初代水野一郎右衛門であつたが程なく去つたので、その後は下役出役飯田豊之助、同立田元三郎、同心広田八十五郎、足軽肝付七之丞、久保欣吾等が詰合、調役は寿都詰長谷川儀三郎が兼任していた。次いで安政四年七月になると、

調	役	荒	井	金	助
栗	出	城		六	郎
定	役	渡	辺	五	郎一
同		村	田	小	一郎
同	心	岡	田	万	次郎
同		広	田	八	十五郎
同		平	田	弥	十郎
足	軽	亀	谷	丑	太郎
同		西	村	清	次郎
同		外	二	人	
学	文 教師係	大	熊	四	郎
武	術 教師係	小	山		亘
改	役 処 漁場取締	大	西	文	左衛門

同	御用処帳場勤番人	同	同	同	台処支配人	御藏廻	土人通詞	土人呑用酒造係	ハッサブ在住	同	同	同	同	ホシボキ在住	オタルナイ在住	ハルウス在住	石狩シッブ在住	同 若生在住	ヤウス場在住
横山	佐々木	増川	外一	五十嵐	横山	玉川	大橋	山岡	輕部	高橋	松井	中川	外三	大屋	永嶋	葛山	天野	島山	金子
堯藏	勝藏	菊次郎	人	儀平	初太郎	警吉	作太夫	精次郎	伝一郎	鞆負	八右衛門	金之助	名	文右衛門	鉉藏	勇助	伝左衛門	万吉	八十八

荒井蘭泰望來村在住農夫

中村 兼太郎

十二戸 開拓

柔術 鎗術師 荒谷 兵三郎

劍術 師 下 國 行之助

鉄砲 打 南 部 源治郎

手 下 五 名

であつた。荒井金助は文久三年九月箱館沖ノ口係に転ずるまで在勤、その後ち維新政府に引継ぐまでの石狩詰調役は、

梨 木 弥五郎

小 嶋 源兵衛

樋 野 恵 助

等がそれぞれ当っている。

石狩詰役所は荒井金助が赴任すると、阿部屋の家を買上げてこれに当てたが、その後、若生の元の巡査駐在所の所より凡そ二百米ばかり離れた付近に、役所一棟、役宅二十戸、官庫十棟を、幌向より木材を伐採して建築し、備蓄米その他の使用に供し、また別に川の手前に鮭などを入れる倉庫十個所を新築したが、役所を若生に建てたのは、荒井は水利に達し石狩川の水勢を察して、川の手前は必ず水災があることを予知してのことであつた。果たせるかな荒井が転役の後、後任の調役が川手前に

二棟を建てたが、水難に会うこと二度家屋二棟も流失していると伝える。

しかも安政五年からは石狩役所が北蝦夷地（樺太）クシユンコタンの開発にも当り、調役荒井金助は調役並城六郎と図り、石狩から

御用調役並出役	城	六郎
御用掛	野崎	河内右衛門
同心	岡田	万次郎
在住	高橋	鞆負
改役処漁場取締	大西	文左衛門
武術教師係	小山	亘
差配人	田附	清左衛門
路中御弘方	松田	鎮助
通詞役	坂井	信之助

外小者 二十名

が現地樺太に赴き、詰合磯村勝兵衛と合つて御用向を相談し、クシユンナイ場所、ナヨロ場所に本陣を建築、それよりクシユンナイ川向のロシヤ館諸設マルガソーと境界のことについて応接三度に及び、双方共熟談の上にこれを決定して、川岸に「石狩御直場処」の杭をたてて帰つてゐるが、石狩は樺太経営という極めて重要な任務も帯びてゐる。

このほか荒井金助の時代に教導館という学校を建て、教育の道も開いたが教導館の広さは凡そ二十四坪で、講堂は奉行糟谷筑後守の筆になる「教導館」という扁額を掲げ、教授は里見精一郎、その他大熊時雨太郎、鈴木顯輔などが当たつたと伝え、また弓術場撃剣場をつくつて永嶋鉉蔵が指南し、外に箱館から玉雷管を取寄せて、専ら

洋風の鉄砲を村田小一郎が教授するといふように、文武両道に亘つて意を用いるところがあった。

一方場所取扱に關しては再直轄の当初は引続き、従来の請負制度によつて阿部屋伝次郎の請負のもとにあつたが、安政五年に至り幕府は英断的な改革を行い、石狩場所に限りこの請負制度を廢止して、一切を幕府の直捌とし場所請負にかわつて出稼制度をとつたのである。その方法等については、すなわち

蝦夷地御開拓諸扱向荒増申上候書付

一、西蝦夷地石狩の儀は、私領中より引続き松前河原町家持伝次郎え請負申付け、運上金千兩、別段上納金貳百七拾壹兩、都合千貳百七拾壹兩の御收納高に有之候處、右伝次郎儀、追々身上向も不手廻に相成、場所世話方も不行届、土人撫育筋等懈怠致し、剩え私曲の儀少なからざる趣に相聞候に付、安政四巳年中、織部正、淡路守廻浦の序に実地見分致し候處、捨おき難き品も有之、殊に同所の儀は東西通路も有之、蝦夷地第一の地勢にて、柳々厚き見込も有之、旁衆評の上改革仕り、同五年中、右伝次郎は請負取放ち運上金御免、漁業稼方のみ申付置き、一と場所割渡し、年々漁業出高の一割五分以上納め致させ、惣て御直捌の積りに評決仕り、その余川々に有来る漁場並に新規取開の場所は、兼々漁業の筋内願罷在候者の内にて、身元人物共相撰び、前書伝次郎同様出稼申付候積りに取極め、其段同年四月中申上置き、それぞれ手配仕り、漁業取締改等の儀は、其筋に事馴れ候者の内人物相撰び、雇足輕申渡し万端取扱い致させ候處、追々出稼人相増し都合二十余人余に相成、場所詰支配向の者厚く世話仕候處、改革初年午年の儀は格外出荷物有之、凡貳千五百兩余の御收納高に有之、前書伝次郎請負中の高に見合せ候得ば、一倍余の御益に相成候に付、右貳千五百兩を目当高に仕り漁業出精仕らせ候。且同所の儀は、前文申上候通り、兼々深い見込も御座候場所に付、御直捌に仕り、都而私領中の惡弊一洗致し、漁業のみに無之、開拓筋厚く世話仕り、在住の者並に農夫等引移り、畑地取開き、市店をも取建させ諸商売営業せ候に付、永住人数も相増候儀に有之、尤右様諸事改革、新規御直場所々々仕法取建候に付ては、当分の処余儀なく御入費の廉も有之候に

付、右御收納の内直ちに開拓入用の方之繰廻し取賄い置き、追々御收納を以て繰戻し候積りに有之、且漁事の義は年々不同にて、見届け付かね、永久御損益の程は^一と差定め難く候得共、猶此後追々漁場取開き、出荷物相増し、御收納高相進め候様仕度、精々手配罷在候儀に御座候

とあって、詳細な計画を書留めているが、ついに阿部屋伝次郎は、この年アイヌ撫育の不行届やその他経済上の理由等から、請負人を被免され、石狩場所は幕府が直捌を行うに至った。したがって在来の十三場所にわたる諸川はもちろん、新に開いた場所も各々出願者を求め、人物などを調査して出稼制度をとってこれを許し、漁業に熟練した経験者を雇足輕に任命して取締らせたので、次第に出稼人も増加して凡そ二十余人に達し、その出産高も初年の收納が約二千五百両とあって、請負時代から見ると実に一倍余に至っている。また琴似、発寒、豊平の三川を種河として鮭の繁殖にとめるところがあった。

ことにこの改革においては、ひとり漁業の開発ばかりではなく、在住といつてすなわち旗本御家人並に二三男や、あるいは浪人、農夫などを移住させ、屯田農兵の遺制により国防と開拓を兼ねさせたもので、前記教導館、撃剣場の設備などもすべてこれらの養成に当てたものであり、在住にはそれぞれの前歴により扶持引越料等の手当を与えている。

第二節 請負人の変遷と産業

幕府再直轄当初は前述の如く阿部屋伝次郎の請負ではあったが、その内に山田文右衛門が若干出稼をしていた。当時の漁場を見ると

安政三丙辰九月

イシカリ見廻り諸用の内

秋味漁業手続あら増



第16代 山田文右門清富衛
(遠藤文太郎氏所蔵)

一、和人網引揚

大網巻統
当辰年結立
凡八百七十間

シュツプ

印 大網巻統

ホリカモイ

小網二統

第三編 石狩の歴史時代

一、蝦夷網引揚

ワツカシイ
フ
ヤウシハ
シヒシウヒ
トウヤウシ
ラツポロフト

十統 与左衛門
九統 重兵衛
六統 小太郎
六統 作十郎
十一統 吉郎治
六統五処兼帶 啓吉
四十八統 引揚所七ヶ所

文 甚 政 甚 文
四 右 四
郎 衛 郎 郎 藏
ヨイチ番人 徳 三
同 岩 松
ヨイチ夷人男女 五十人

栄 三 郎
福 松

第三編 石狩の歴史時代

替網四統
当辰年結立

万十郎
藤十郎
藤十郎

凡二百六七十間迄
二百八九十間迄

雇人船頭九人
元夷人船頭二人

印小網壹統

タカシマ男夷人
サル、ユウフツ男女夷人三十人

元夷人と有之候所は都て石狩夷人に付

ワツカライ

幸五郎雇人六人
元夷人船頭二人

当辰年結立

サル
ユウフツ男女十九人

二百六十間
二百九十間

印小網壹統有之

テイネ

庄之助

小網一統

元夷人船頭一人
サル、ユウフツ男女十一人

当辰年結立百六十間

印網なし

モシンレフ

小網一統

与市
元夷人船頭一人

当辰年結立百六十間

㊦印網なし

上トウヤウシ

小網二統

当辰年結立

百八十間
二百間

㊦印網一統有之

ハンナクル

小網二統

凡百七十間

㊦印小網一統有之

ハシヤフ

ウライ網一ヶ所

ヒトエ

ホンヒトエ

トエビリ

小網三統

ウス夷人男十人

鉄五郎

雇人
元夷人船頭二人

ウス夷人男十人

六右衛門

元夷人船頭一人
ウス夷人男十人

弥之丈

元夷人二人
ウス夷人男七人

ヒトエ三統元方

万五郎

藤次郎

七之丈

雇人
元夷人男女十人

替網一統

サル、ユウフツ同
十六人

当辰年結立

百六十間より
百九十間まで

ヒトエ、ホンヒトエ、トエビリ三ヶ所の日々漁事の魚は其夜の内ヒトエへ積集め、同処にて塩切致候事、紅印
小網三統有之、魚集め方前同断塩切の義は役魚共先方にて塩切致し、町家へ積下の節塩引二分方三役先方人
数にて積下げ、町方にて受取候事、但し改方の義は日々相改め積下の節、又々立合相改候事

ツイシカリ前浜

儀 右衛門

タンネヤウシ

清 蔵

ホントママタイ

嘉 七

トママコタイ

秀 次郎

下 向

弥 七

上 向

才 吉

ホリカモイ

フルヒラ付添番人
平 吉

小網八統

雇人 十四人

当辰年結立

元夷人男女六人

百七十間より

ヲシヨロ夷人

二百二十間位まで

男二十三人

内一統百十間

フルヒラ同男女
十六人

タンネヤウシよりホリカモイ迄日々漁事の魚、其夜の肉ツイシカリ前浜（積集め同所にて塩切致候事）

㊦印小網七統有之扱方の儀はヒトエ同様の事

夷人網一統

ツイシカリ乙名
ルヒヤンケ持

右夷網扱方ツイシカリ持なり

追網

大網人数持

小網一統当辰年結立百六十間

右は浪高にて大網出し兼の節大網の人数の内よりモシンレフ迎え追網漁事致候事。

と、あつて当時阿部屋の屋号は㊦印、山田は㊦印であつた。こうして山田は阿部屋の請負場所に出稼し、入会場所の漁撈は、ホリカモイ及びワツカオイは㊦二回、㊦一回の割合にて網を曳き、トウヤウス、ムシリ、ハンナクロ、ツイシカリ（三カ所）は、㊦、㊦各交代に網を曳いて漁獲し、山田は阿部屋に対し、

㊦印漁事の魚も一集めに受候て、翌日魚腹を取候上にて役三分此方へ引取全七分㊦方へ相渡候事。とて漁獲の三分を納める方法であつたらしく、しかし塩引は二分役であつたらしい。また筋子は、

筋子の義は元小屋分㊦分元小屋筋子藏にて一集めに漬け、惣仕前の処にて、㊦行は百束に付三樽半の割合を以て相渡候事、筋子塩は六樽に付一俵の割合を以て受取候事、樽は先方より受取候事。

とあつて、筋子は一処に漬け置いて最後に百束に付三樽半の割で、㊦に渡す方法をとっている。

すでにこの時代に至ると阿部屋は石狩に支配人以下番人まで五十八人を擁し、その他和人漁夫雇が百人ばかりアイヌ雇が二百余人を使用しているが、これらの往復は春は風波のために番船は遅れる憂があるので、ほとんど雪中を福山から長万部にかかり雷電峠を越えて小樽まで十三日間を要して歩き、帰途は川の氷らぬうちに石狩から江別川を遡り、千歳、勇払を経て、支配人も帳役も帰り、石狩には番屋守の番人のみに残り、アイヌ人の切揚げの時に狩物集めとして、上川へ一人、中川へ一人、下川（札幌・夕張）へ一人の番人が彼等に伴い、越年中ア

イヌ達が山猟して得たものを集め、翌春の堅雪のうちに鯨場のアイヌを連れて石狩に帰るといふ風習をとっている。冬中の軽物は上川が多く熊、狐皮、鷺羽等とし、中川、下川方面は猟が少なく樺皮などを取らせて下った。またアイヌ人の漁場は前記のように、ヤウシバからサッポロフトまで四十八網で、丸木舟に乗り百間内外の樺皮の網を用い、四人及至六人（メノコも交り）で交代に網を曳いて漁獲するという方法をとっている。

この当時の石狩場所におけるアイヌ人別並に介抱の方法、支配人、番人、稼方人数、仕込品及び出産物の状況は、請負人が石狩詰役所に提出した書面によると、

西蝦夷地イシカリ御場所

一、蝦夷人	七百二十六人	内	男 三百四十六人 女 三百八十人
一、支配人	一人 給金三十兩		
一、番人	三十二人	一人に付給十五兩より七、八兩迄	
一、稼方	十六人	一人に付給十五兩より七、八兩迄	
一、仕込品			
米	二千五百俵	酒	四百五十樽
煙草	三十箱	麴	二百俵（五斗入 濁酒造り用）
塩	五千俵	味噌	六十五樽
醬油	五十樽	大綿類	三百五十反
古手	三百枚	裂織	五十枚
総糸	十五丸		

行器具、桶、湯桶、耳たらい、台盃、時々見斗い相下し申候
右の外荒物小間物品々相下し申候

一、間切（まぎり）三百八枚、針千六百七十本、但し男一人間切一枚女一人針五本

右は嘉永三戌年七月中被仰付渡、翌亥年より年々蝦夷人共え御手宛として被下置候分、年々秋中蝦夷人共一同打寄候節相渡申候

一、上川、中川え

干鮭二百束、米酒麴煙草並品々

右は蝦夷人共飯糧並用意品相備置申候

一、元小屋え

塩引 二百束、筋子 百五十樽、外割鯨 三百束、身欠 五十本

右は蝦夷人共飯糧相備置申候、其他米酒麴煙草品々用意仕置候

一、御通行搔送等の節蝦夷人共え介抱の外に清酒濁酒等夫々相渡置申候得共、一人前に付何程と申儀聴と相分兼申候

一、春隣場へ鯨漁出稼仕候節は

蝦夷人一日一人に付玄米五合宛、外割鯨等見斗い添

右の通り介抱仕候

但し元小屋前居残り蝦夷人共へ介抱方前同断に御座候

一、秋中鮭漁業の節は

蝦夷人一日一人前に付玄米七合五勺宛焚出し仕候て相渡申候

右の通り介抱仕候

一、自分網持蝦夷人共秋中鮭漁業仕候て元小屋へ右の魚相渡しに参候度毎に

一人ニ付飯二盃濁酒一盃宛

右の通り介抱仕候

一、山働の節は

蝦夷人一日一人に付玄米五合魚類見斗い添

右の通り介抱仕候

但し山働の儀は漁具並薪伐出しの節に御座候

一、年々春隣場へ鯨漁出稼仕候節蝦夷人給料一人前に付米七俵より五俵まで

右の通り見斗い差遣し申候尤勘定の節は麴糴木綿類蝦夷人望成品々にて相渡申候

但し元小屋前居残蝦夷人共給料右同様に御座候

一、秋中鮭漁業の節蝦夷人給料

一人に付、米六俵より三俵まで

右の通見斗い差遣し申候尤勘定の節は麴糴木綿類蝦夷人共望成品々にて相渡申候

一、御軽物取獲候地名の義は蝦夷人共住居最寄次第のヶ所にて獵業仕候儀に御座候得ば地名相定候儀も無御座候

一、年々秋中オムシヤの節

御上様より被下置候品々

一ヶ所 乙名一人、小使一人

右兩人へ清酒五升煙草二十把宛

但十三ヶ所へ被下置候

外清酒五升煙草二把

右はトクヒタ役夷人四人の内上川住居乙名一人小使一人右兩人へ被下置候

一、前同断ラムシヤの節元小屋より祝儀遣し候品々

乙名一人に付、米一俵麴一俵酒五升入一樽煙草二把宛

小使一人に付、米一俵麴一俵酒五升入一樽煙草二把宛

土産取の者一人に付、米一俵麴一俵酒三升入一樽煙草二把宛

一、御輕物出精仕候蝦夷人漁業相勵候蝦夷人等へ

一人に付、酒三升入一樽煙草二把宛

右の通祝儀遣し申候尤右夷人共一同膳部にて馳走いたし台盃にて酒二盃つつ銘々へ相遣し申候

平蝦夷人メノコセカチ共一人に付

清酒五合 濁酒五合宛

其外蝦夷碗にて飯盛渡し申候

外に

大半御桶え濁酒入れ元小屋前え差置き平夷人メノコセカチ共迄一同打寄相祝させ申候、春中鯨漁に付隣場へ出嫁仕候蝦夷人共其出稼ヶ所に応じ濁酒二斗入二樽又は一樽夫々見斗い相遣し申候

一、蝦夷人共より買入候品直段

鮭塩引 五束に付 米一俵

干 鮭 八束に付 同一俵

一、蝦夷人共へ相渡候品直段

清酒四升入 米一俵

煙草四把にて 同一俵

木綿類四尋にて 同一俵

また請負人が雇用している番人の給料も実際は、番屋守として越年している者は十五兩であるが、普通番人は五兩乃至六兩で、これでは妻子を養うことが出来ず、その年の漁の模様で多少はあったが、みんな十兩から二十兩のホマチをしたものだと伝えている。こうした不正は自ずとアイヌ人の取引或は使役の偽瞞の中に行はれたものの如く、『西蝦夷地場所請より申上』によれば『鯨漁後惣人数出稼所より引上候て鮭漁業の支度に取掛り申候』と、あつて鯨漁がすむと石狩にあつて鮭漁の準備中である、すなわち六月十二日頃から九月二十日頃までの約九十数日間の賃銀は、どのように支払われたものか全く不明である。幕府が場所請負人阿部屋伝次郎を罷免し、直捌制度をとつて改革したのも多分にこのような原因していると思われる。

さて阿部屋の罷免は、すなわち

差上申御請証之事

私儀是迄石狩御場所御請負仕居候所、御改革に付請負御差免同所出稼被仰付、漁場の儀は西手漁中会所最寄並小休所前瀬、大川筋エベツト手前にて御割渡可被下旨被仰渡候

但人馬継立差配方は是迄通相心得、土人雇方其外共都而御場所詰御差図を請申旨被仰渡儀
右被仰渡の趣承知奉畏候仍而御請証文差上申置処如件

安政五年四月十三日

松 前 川 原 町

家 持 伝 次 郎

代 要 吉

御 奉 行 所

前書之趣被仰渡承知奉畏候、依之奥所印形差上申候 以上

松 前

町 年 寄

富 永 与兵衛

と、安政五年四月に罷免され出稼として、会所最寄とフンベムイ小休所前瀬、エブツフト手前の漁場が割渡されたのであった。

改革後の出稼人は箱館の与三郎、福山の山形屋、梶浦屋、その他小樽、古平方面から凡二十余人を数えるといわれ、その中には

差上申御請証文之事

私儀石狩川エベツフトより上川筋場所見立漁業出稼被仰付候由、漁番元小屋等取建て追々はルルモツベ越新道切開方目論見申立候様可仕旨被仰渡候

但人馬繼立差配方並土方雇方其外とも都て御場所詰御差図を受可申旨被仰渡候
右被仰渡之趣承知奉畏候、依之御請証文差上申処如件

安政五年四月十三日

御 奉 行 所

奥書印形無之候

水 戸 大 津 浜

勝 右 衛 門

差上申御請証文之事

松 前 荒 谷 村

此度石狩御場所御改革に付伝次郎儀は請負御差免相成、同所出稼被仰付、私共稼方の儀は是迄の通相心得候
 様被仰渡候右縁兵衛、吉五郎え被仰渡候趣承知奉畏候、私共罷帰当人共え申聞追て本人罷出し節印形可奉差
 上候、依之御請証文差上申処如件
 安政五年四月十三日

家持 縁兵衛
 同吉岡村吉五郎

松前吉岡村

吉五郎代

要吉

同荒谷村

縁兵衛代

嘉兵衛

御奉行所

前書之趣被仰渡承知奉畏候依之奥書印形差上申候 以上

松前

町年寄

富永与兵衛

差上申御請証文之事

松前唐津内町

山田 文右衛門

此度石狩御場所御改革に付伝次郎儀請負御差免に相成、同所出稼被仰付、私儀出稼の儀は是迄通り相心得、サッホロ辺え見世相開御在住の向日用諸品仕込置御差支無之様相当の値段を以売上可候旨被仰渡候
但人馬繼立差配方並土人雇方其外都て御場所詰御差図を請可申旨被仰渡候

松前大松前町

家持 半兵衛

私儀セニハコよりトエヒラえの山道、川手前にわ休所取建並にサンタラベツ辺え見世相開御在住の向日用諸品仕込置御差支無之様売上可仕旨被仰渡候

但人馬繼立差配方並土人雇方其外共都て御場所詰御差図を請可申旨被仰渡候
右被仰渡の趣承知奉畏候仍て御請証文差上申処如件

安政五年四月十三日

松前大松前町

家持 半兵衛

同唐津内町

家持 山田 文右衛門

御奉行所

前書之趣被仰渡承知奉畏候依之奥書印形差上申候 以上

松 前

町 年 寄

富 永 与 兵 衛

と、従来の場所請負人にかわって、出稼漁業を営みながら人馬継立及び在住に対する日用諸品の販売、あるいは新道の開設等を被命されている。なおこの外に石狩には

御直領差配御用達

住 吉 屋 准 兵 衛

岩 田 屋 金 藏

萬 屋 増 藏

の三名があり、御直差配とは石狩漁場に対する一切の需要物資を提供し、その代償として収獲物の販売に任ずるものであった。こうして前節に記したように雇足輕の取締のもとにおかれている。

ことに幕府はアイヌ人の撫育介抱に意を用い、同化政策を以って従来の陋習を止めて帰俗をすゝめ、出稼人等が詰合の許可なくこれを雇入れることを禁ずると共に、御手料場あるいは御手網場と称し、パナウシパに二十統、トウヤウシに十七統、シビシビウシに七統、サッポロフトに五統、計四十七統の直営漁場を設け、上川アイヌ等が楯皮でつくった網を買上げて、それを貸与して漁撈に当らせるなどの方法をとっている。しかしそれは全部のアイヌ人ではなかったらしく、そのうちには出稼等の勞務者となつて働くものもあつたことは、安政五年『生田目氏日記』には、

石狩土人は公辺御手網の方へ御取遣、其余出稼は雇人に御座候処、土人は衣食を与え候までにて、安あがり候へ共働きは鈍く、雇人は給金高直に候へ共、土人よりは働き候へば、秋味一方の漁などは、年中の雇い

方に無之候間、雇人の方弁利の趣に御座候

とあって、アイヌ人は安あがりだが働きがないので、短期間の秋味漁などは内地の雇人を出稼達は使い、いわゆる長期にわたる漁業等にアイヌ人を使用したようである。

漁獲高も安政二年の上申書では、年間鮭二千四百五十石といっているが、実質には、

自 嘉永三年 一年間平均 二四、〇〇〇石
至 安政三年 八、〇〇〇石

であり、それが請負を廃して出稼となつて、

自 安政四年 一年間平均 三八、〇〇〇石
至 文久三年 一二、〇〇〇石

自 元治元年 一年間平均 五六、〇〇〇石
至 明治三年 一八、八五五石

と、異状な産高を示している。

しかしながら年によつては漁獲高にも浮動があり、一方御直差配の需要物資は何れの年も左したる違はなく、幸に次年次に相当の漁獲があれば立替分も弁償して余りあるが、一朝再び不漁となれば差引不足分は貸越となるのは免れず、御直差配被命後三年目の万延元年に至り、ついに五千七百七十九兩余の不足を見るに至つた。これが弁済方法として協定した条件は左の如くであつた。このことにつき、近松文三郎の『石狩御用達につき』の一文によつて見れば、

一金五千兩余 用達共より借用

内当年（万延元申年）限り

一金千兩 此節箱館表にて御下り金

残り金四千兩

内

金五百兩 北地落物鯢昆布鱈五百石目見込

金參百參拾參兩余 石狩秋味百五十石目売付代金

々金八百參拾參兩程濟方

(五ヶ年賦のようである)

一秋味參千石目

内

貳千石 松前用達三人引き

此代金四千四百四拾兩

(値立は左の如きものであった)

午年(安政五年) 秋味百石二百二十兩

未年(安政六年) 同 二百兩

申年(万延元年) 同 二百二十兩

酉年(見込文久元年) 同 二百六七兩二百五十五兩

内

金千兩 箱館へ秋中返納

是は例年春月拝借御仕入金用達え秋中返納

金千兩 諸品代

金貳千兩 御收納金箱館上納

百五十石目 年々渡し用達共へ濟方

五百石目 御手船二艘中荷

貳百五十石目 取締役以下番人給代

百石目 場所粕底魚

秋味

鯡 フタルナイ
アツタ 出稼

鱒 石狩夏荷物

果して此通り実行せられたるか、文久元年の仕入金品総高を二千五百兩と限定せるものの如く、是に対する金融に対し下げ金を三用達より頻に懇願したるも容易に運ばず、翌年六月彼等より石狩御会所宛に差出したる書面によれば、五百兩は箱館にて正金受取り秋味売約定二千五百石此約定手金百石に付五十兩宛、都合千五十兩と合計千五百五十兩のみの受取にて、約千兩の不足、為に仕込品の積下し遅延之に対する往復書面多数を発見した、しかも協定後の翌年即ち文久元年末の勘定書を見れば、左の如きものがある。

覚

一、貳万貳千百九十九

六八立

此金參千貳百六拾四兩貳歩壹朱と九文

但

当年分御仕入品御貸上惣

右は申十二月御取締役以下勤番人衆中、松前の御宿元取替並に各方より差贈り申上候以来七月御給料御取替当九月迄御貸上諸

一、秋味鮭百五十石目御年賦の廉え御下げ被下、尤値段百石目に付金百貳拾貳兩貳歩也為都合金參百參拾參兩三步此錢貳千貳百六拾九

前記の惣廉算尚相違無御座候間後而聊違妄の儀申上問敷乍恐此段以書附奉申上候

文久辛酉十月

御用達

石狩御用所

今右仕込金品の償還は如何なる方法に依りしかを穿鑿するに、頗る恰適の材料たる仕切書を発見した、即ち

仕切

一合塩引 貳百貳拾四束六本（一束とは二十本）

内訳

白並 百四束十五本 三四石九一、六六三

フナ 七十九束十四本 二一石二五、三三三

ヒン 二十束七本 四石七四、八三三

並撰 七束五本 二石七七、九一七

大撰 十二束五本 五石三八、三三〇

合石六拾九石〇五合八勺二才

値段貳百貳拾貳兩貳分替

代金百五拾参兩貳分永三十一文九分

御仕入金貳千八百四拾七兩を

貳千百五拾石に割

百石に付金百三拾貳兩壹分永百六十八文六分

高百五拾石

代金百九拾八兩貳分永百貳拾七文九分

第三編 石狩の歴史時代、

差引四拾五兩永九拾文過

右の通差引殘金相渡此表相違無之候 以上

西 十 月

御 改 役 所

石	御 改 役 所
符	

御 用 達 中

輪 宗 丸 吉 兵 衛 へ

右によれば本年度仕込金額貳千八百四拾七兩を、契約石數貳千五百五十石に割當、今回分にてその内百五十石分だけの精算を遂げたる意味である。毎回此くの如き計算方法を取しが、右二千八百有餘兩とは既記御用達中より同年十月算出せし計算書と相違せるものがあるが、左の如き文書を發見して其事由を知ることが得た。

覚

一、秋味鮭塩引 貳千石目

凡値段百石に付金貳百六拾兩見込

代金五千貳百兩

一金五百兩 箱館表御下り金

ハ金五千七百兩

内

一金千九百七拾六兩貳分永百十七文八分

酉七月一日迄該に込品代金大凡ハ高

一金百四拾兩 酉七月中番人渡し金高

一金百參拾兩 注文大古手百枚錫二百二十枚永代帳三冊

一金六百兩 塩三千二百俵秋味受取下し分

貳千八百四拾六兩二分

此七月迄の金額が前記の貳千八百四十七兩となるもの、御用達は年済金及其後の仕込金を合算せるものなるが為に差が生じたものである。

とあって、これは日 西川家すなわち直差配用達であった。住吉屋准兵衛方から発見された文書によって考証を加えているので、なかなか複雑で理解し難い点もあるが、幕府の用達等に対する仕込金の融資の不円滑などが窺われる。しかも請負時代には年間千五百兩の運上金であったものが、この直捌制度によって結局年間三千石の収獲をあげ、その内二千石を仕込等に消費し残り一千石が、百石貳百五十兩と見て、二千五百兩の収納を得たことになったのである。

さて以上にして漁獲した産物は年々五、六十艘の弁財船が積取のために下るが、その船は三、四百石積から大きいのは七、八百石積まであり、入津の船には帆形役というのがあって、船一艘の帆形一反に付、米一升づつ取立てそれを費用として舟場町及び親舟町を開いたが、弁財船の帆形は凡そ二十五、六反であった。また当時運賃は

幸徳丸嘉七乗積入送状之事

一、鮭並塩引千百十一束五本

三七〇石四一、六六六

一、ヒン塩引四十五束十三本

一〇石六五、一六六

一、フナ塩引三十六束

七石六〇、〇〇〇

合束千百九十二束十八本

合石三百九十石六斗六升八合三勺二才

内

三百二石六斗六升八合三勺二才

場所売附値段百石に付金二百二十二兩松前秋味掛り物引去り目録表稼出し利損荷主船主二つ割の事

六十石

右は値段金貳百二十二兩替元金船主佐藤兵助え相渡の事尤諸掛利損共船主持

二十七石

右は船頭船中御手当にて被下置候分本荷相渡候上は売付勝手之事

右の通相改積入候処相違無之然上は運賃利分船頭船中手当前書の通取究差送候間、着岸の砌相改請取約定の外船頭相弁可申事万一海上の儀は御定の通たるべく事、依て如送状件

万延元年申十月

石狩漁場改会所

石	狩
御	改役所

松前石狩御用達中

松前石狩問屋

と、三百九十石余の積荷に対し、船主六十石船頭船中手当二十七石、合計八十七石が現物で支払われて、松前の問屋に送られ、松前ではまた御口銭と称する沖口改所のいわゆる輸入荷税通常二歩、さらに問屋口銭二歩をとられることになっていた。

なおこの直差配人の船の外に水戸の豪商梅谷某をして、手船稱荷丸その他が入津し、これは直走^{じきばせ}といって、米塩そのほか百貨を積入れ、東廻りと称して産物を江戸に直接積出しているが、これは水戸の勝右衛門に出稼を許したと同様、すなわち奸商等が結託して私利をはかる余地を与えないための手段といわれるが、水戸藩士生目弥

之助が、わざわざ勝右衛門を訪ねて実情を調査しているところから見て、何等かの政治的なものが含まれていたのではないかとも思われる。

石狩改革は以上のように漁場の制度を改めたばかりではなく、これまで請負人等が漁利の独占のために、他人の移住を許さなかった制度を破り、移住の自由を許したので、ようやく和人の定住を見るものが多く、まず堀織部正利漁の家来であった、畠山万吉等三戸がワッカオイに入地して、農耕開墾の先駆をなしたのをはじめとし、天野伝右衛門等二戸がシュップに入り、ヤウスバには金子八十八や中村兼太郎等が来り、またたちまち小売商店や茶屋、旅籠屋などが軒をならべるに至った。その他モウライ、ハッサブ、ホシボキなどの開拓の祖は、いずれもこの時代に石狩詰役所の手を経て入地したものである。

第三節 交 通

蝦夷地の交通について道路開設の急務は、第二章第一節の如く文化年間すでに近藤重蔵が建言するところあったが、その後松前家復領のことがあったりして、ついにその具現を見るに至らなかった。ことに西蝦夷地は、積丹半島に屹立する神威岬の難所があり、ここを通るときは、

『帆手を下げ、神酒を捧げ、精米を献じて是を祭る、此通行波高き日は、ヲカムイの外を廻る事也。此通行百余間の間、人言を発せず、船中残らず平座して慎て通り、船北首する時はじめて船中同言にて相賀し、先祝い酒とて呑む事也。是所神靈有事不審なきにあらざれども、天人合して能靈異をなすことあれば、強ち強て見破すべきにもあらず、前人の言に随う』

と、寛政十年三橋成方等一行西蝦夷地視察の際に綴られた『東海参譚』にもあるように、むかしから航路險難の場所として恐れられたもので、しかし男子はこうしてその以奥の地に入ることが出来たが、女子に至っては断じて入ることが許されず、松前では多分にその鎖國的な政策からではあったが、もしも女人がこの奥地に入るとき

は漁猟が絶えたと称し、アイヌ人もまた神威岬の以北の地が、時化が続いて不漁のときなどは、或は東蝦夷地から千歳越で日本の婦人があるのではないかといつて『女狩』を催してこれを逐ったと伝えているくらいで、当時福山・江差地方の婦人等は、この女人禁制を厳格に守り、あの追分節の『忍路高島およびもないが、せめて歌楽磯谷まで』

の歌詞も、この難所を越えて深く西蝦夷地に入る、出稼の男子に対するせつない慕情であるといわれている。

このように神威岬の女人禁制は、ただ一場の慕情哀史としてその伝説に止めるばかりではなく、実に西蝦夷地における和人の永住を妨げ、開発を阻止する関門をなしていた。ことに天保年間の奥羽地方の大饑饉には、松前藩の厳しい鎖国の禁網を破って、或は妻子を伴って西蝦夷地の親戚をたより、或は出稼人となって渡来するもの多数を加え、このために積丹半島以南の地は、各所に部落が出来て髪結、按摩、小間物店、売春婦等であり、岩内の如きはそれまで僅かに二十戸位に過ぎなかったものが、一躍五、六百戸の市街を出現したにかかわらず、それでも女人禁制の掟を破って神威岬を越えることが出来ず、ただ季節的な出稼漁夫の往来をなしていただけであつた。

幕府は蝦夷地再直轄に当り、箱館奉行はこの旧弊を打開するために、安政三年奉行下役宗谷詰元締梨本弥五郎に命じ、属吏と共に妻子を伴って箱館を発したが、たまたま船がこの岬にさしかかると船子たちは恐れて船を進めようとしないうのを、叱咤して岬頭に至ると果して風波が起り、船頭等が恐怖して引き帰さんことを懇願したが、梨本弥五郎は毅然威容を正して神威岬に向い、『今国君辺土を開かんとするに当り、何の神かあえてこれを阻止する者ぞ』と、喝破して船子を激励し難なくこの岬頭を通過したと伝えているが、これがそもそも神威岬の女人禁制を打破した始まりである。しかもこの翌四年西蝦夷地は稀なる大漁があり、女人と不漁との松前古説を覆し、その後は婦女子も何等の恐怖するところなく、ひとり忍路、高島に止まらず小樽、石狩等まで進出して、ようやく西蝦夷地石狩の天地も永住者を見る要因をつくつたが、こうしたことは何れも幕府の新方針に基ずくも

ので、すなわち人民を移殖し国防を蔽にする政策からであった。

一方内陸交通としての道路の問題も、早くも樺太在住のために島内縦断道路に着眼し、箱館から鷲木、長万部を経て有珠山、虻田山の中間を通り、勇払より千歳川、石狩川の船便を利用して、天塩川の水源に至って北海道の枝幸、網走へ通ずる幹線道路をつくり、従来の東北海道道路をこれに連絡し、駅通の制を設けて交通の便を開くのを本議に、まず直ちに長万部より黒松内を経て寿都、磯谷に新道を開き、磯谷から北方、石狩、増毛に至るまでの所々に山道を開鑿して、以て宗谷、斜里に通じ、東海岸道路に結んで全島を一週する道路を計画したのであった。

しかもこれらの開設には幕府が公金を以て開鑿するのではなく、各地の場所請負人に論じ自費をもって開路したき旨の出願をなさしめて、成功の上にこれを実見して褒賞を与える方法をとっている。したがって請負人らの犠牲も多かったが、当時西海岸一帯は好漁に恵まれ、資力はもちろん鯨出稼漁民の労力も豊富であったので、安政二年より翌三年九月には開鑿の最も難所とされた雷電越の山道を開いて、石狩の開鑿を促したのを初めとし、次いで岩内より余市に至る稲穂越が完成、安政四年には小樽・銭函間と共に、村垣淡路守が石狩逗留中に決しられ、石狩請負人阿部屋伝次郎が開鑿した、石狩・対雁間の新道も出来るに至った。

更に太平洋岸と日本海岸を結ぶ千歳越の通路は、前幕府時代において千歳・勇払間は、すでに車馬を通ずる道路を見たが、千歳以西においては石狩より川筋十里にして対雁に至り、対雁から江別太に遡り南の枝川に入って、川船十一里にして漁太に達し、それからまた五里にして千歳に至るという状態であった。そこで村垣淡路守及び堀織部正の両奉行は、石狩・千歳間の新道を計画し、幕府に対して伺書を提出して裁可を得ているが、それによると、

西蝦夷地石狩場所之儀は、蝦夷地中央にて遠山遙に四辺を囲み、平原沢野打続き水草の弁利宣敷、在住の向も追々移住致候儀にて、実に蝦夷地の咽喉とも可申上地柄に御座候、然る処、西地よりの通路是迄千歳川より石

狩川通船のみにして陸路往来無之、殊に年々十月より三月迄は、積雪堅氷にて通路難相成、冬春六ヶ月は通路絶候間、何れにも陸路切開通行自在に無之候ては、非常の要害は勿論、都て差支不少候に付、陸路廻浦の砌、新道切発の儀場所請負人共へ申論候処承伏仕候、然る処石狩川添平原には候へ共、谷地多く新道には入費も不_レ少、殊更木立無之雪中往来差支、夏分は出水も有之候間、セニハコ漁場よりサッホロ、ハッサフ山麓に添い、千歳川に新道切開候方可然見受候へども、深雪中につき場所詰の者共へ取調申付置、此度織部正廻浦の上、猶又見分仕候処、石狩運上屋有之場所は全く川口の漁場にて、風当強く災も有之永住には不便の場所故、同所より十里程南発作部山麓は山添にて地味水利の便も宜しく、海岸セニハコ漁場より三四里も隔て、都て弁利の場所故、在住の者共へ同所にて、夫々屋敷地割渡開発等取掛候儀に有之、ヲタルナイ領セニハコより発作部山麓通り、東地千歳川迄凡二十里程新道切開方に治定仕、西地イシカリ、ヲタルナイ、東地ユウフツ三場所請負人共へ篤と申論候処、何れも御注意相弁へ自分入用を以て新道切開き、休泊所取建人馬継立方等無差支様仕度候旨願出候に付、承届手操次第早々取掛り候様申渡候、追て成功の上は御賞誉被成下候様仕度、依之絵図面相添此段申上置候

と、当時松浦武四郎と石狩詰下役飯田豊之助の踏査測定により、石狩請負人阿部屋伝次郎、小樽内請負人恵比須屋半兵衛、勇払請負人山田文右衛門の三名の手によつて、銭函から星置までが恵比須屋、星置から札幌、豊平を経て島松に至る間は阿部屋、島松から千歳に至る間は山田が、それぞれ分担して幅二間の道路を完成したもので、この工事が終つて後幕府より銀三枚から七枚まで各その功に應じて賞賜されている。

以上にして道路の開設を見るに及び、安政五年石狩詰調役荒井金助が、漁場取締の雇足軽大西文左衛門に命じて、山越内より馬二頭を買求めて石狩に常置したが、それがそもそも石狩に馬の入った濫觴であつた。さらに翌六年足軽亀谷丑太郎が、長万部、虻田、有珠、勇払、新冠、静内等を巡回して一二頭づつ買集め、四十余頭を求め得たので伝馬となし、石狩・銭函間、銭函・発寒間の陸運に当らせたので、次第に交通運輸の便が開かれるに

至った。

第四節 百余年前の石狩

安政年間といえども凡そ百十年ばかり前に当るが、その頃の石狩町の姿はどんな形であったか、それを往時の記録や旅日記などによって見ると、安政三年（一八五六）阿部喜任の『蝦夷行程記卷之一』には、

オタルナイ、此所石かりとの領分境フンベマイ砂路なり、キマキヌ川をのぼること廿丁ばかり

運上屋老軒川端に有、人家支配内に凡百七十軒許人数凡七百二十三人もあるよし、漁小屋川筋に十三ヶ所ありて凡八十軒許ありといふ、産物蛙のみなり然れども川口にて、鮫、いとう、藻魚、比目魚、雑魚をとるなり、船

石^{イシ}嶺^{カリ}

ヲシヨロクチ江

海路

三里十三丁

は運上屋の岸に着くなり、川は凡半里許吾版図中第一の大河なり、水源はアカン岳より出る凡二百余里といへり、西の父川といふ

とあって、戸数百七十軒とあるもこれは現在の石狩町市街の家数ではなく、当時石狩には勤番所一軒、元小屋一軒、倉庫が四十一軒ぐらゐであつた。このことについては老中阿部伊勢守正弘の命によって、安政四年（一八五七）この地を巡回した石川和介

の『観国録』がくわしく、すなわち

地勢、石刈の形勢北に海を受け積古潭の『オカムイ』岬^{しげ}間^ま繁の『オフイ』岬、其東西を扼し鵬の兩翼を張るが如く、以て外湾口を作し、高島・間繁の二岬其内湾をなす、本地其内湾の極底中央にありて左右相距ること十余里外なるべし、其の南方は曠野瀾茫一氣又寸碧を見ず、元小屋は南西にして海を背にす、屋在百余歩所々いわゆる石刈川流注して海に通せり、川の広大なる事中州の刀根川に過ぐ、水黯黄色流勢甚疾し、海船の此地に来る者皆川身に緊蹙す、其深さ十四五尋に至ると云ふ、先輩稱して版図中第一の巨浸となす果して誣さるなり、聞く此の濫觴南北二脈あり、南脈は東浦の亜漢雄張辺傍に起り、北脈は沙裏道江差門別の際に亘れ

り、北脈一百里所々漁番屋あり、それより水源迄は猶五十里許りもありという、然れとも此等の言皆伝聞或は憶度に出るものなれば、未だ確拠となすに足らず（其詳審に至りては帰途の考索に待つ）往年近藤重蔵此地に一府鎮を置き、四方を控制し外患不虞の救応に備んことを建議す。其訓割切にして能く其肯綮に的当せり、後の論者皆其範圍を出ること能はず、実に天下二つなきの書なり、就て而して之を察せば其要を得べし、吾脩区々の克く啄を容る所に非ず、故に総て欠略して論せず、之を要するに此地西浦の中央に拠在し地勢八達にして実に蝦中の要喉と称すへし、唯海浜は砂路繩直にして絶て小曲なし故に繫泊には甚不便なり。早に元小屋を出て石刈川を航済す。兩岸には根拔の巨材堆積して陵をなす、之れ以て其源の大なるを知るへし此より北行して疎林を過ぎ二丁許にして右折し、海に並ひ曠原上を行く一里にして『シュップ』川、之を石刈安都多^{あつた}の分界となす、已にして行き中浜『シリアツカリ』川を過ぎ海に降る、此辺より岡山漸く逼近し岸勢次第に西面に変じ小岬あり『ムイ』と云ふ、是より赤土の絶崖に循ふて行く小湾あり『フラ泊』と云ふ、夫より二十丁にして『モーライ』地勢頗る平曠なり、一川を喻へ又二十丁にして『ヲ子トマリ』此辺より以往岸容曲^{かど}多く、海畔礁石多く海水漸く深し、十丁にて『ウエンスリ』其左一岬あり、又一丁にて『コタンベツ』川あり、是より沙嘴を廻り五丁にして『ヲシヨロコツ』に達す、即ち安都多税館の在る所也。

境界、石刈は西浦中央の首場所にして調役並詰合にて『シャコタン』より『マシケ』に至るの地を統轄す、其運上屋を元小屋と称する所以て又其故なるべし、然れども余の首場所は此称あること能はず、これ本地の蝦中に要極たるを以てなるへし、今日経過の『シリアツカリ』『ヲ子トマリ』皆番屋あり憩所となすべし。戸口、石刈元小屋許に夷屋七八軒其製他所より稍大にして潔し、其余は皆川節に聚落をなす由、人口文化公領の時は二千七百もありし由なれども、今八百余口に過ぎず之れか為めに浩歎をなすべし、『シュップ』は『尤^{いづ}仏』の出稼漁場なり、川向にも又漁場あり是れは『アツタ』より出す者『シリアツカリ』『フラトマリ』『モウラ井』『オ子トマリ』『ウエンスリ』『コタンヘツ』皆漁場なり、其内『モウラ井』より以西は

皆秋鰯場ゆえ、當時は空屋にして寂寞極れり、其漁時は石刈川筋及び此辺出稼夥しく甚だ繁盛なる由、此辺並石刈川筋の出稼人當時は皆他場所にて稼ぎす、『ヲ子トマリ』よりは皆鰯場にて漁舎『アツタ』まで連続し甚だ盛なり。

物産、原野大低葭、葦、木賊、蒲公英、倭柏多し、

土質、石刈前後の地瀕海の処は砂地軟鬆にして瘠鹵甚し、稍海に遠さかれば皆沃肥となる『ヲ子トマリ』よりの海浜は、礫礫礁岩多し、石刈水性は甚だ汚濁して悪しき由なり、然れども掛目は矢張風袋共百七十一目氣候、朝五十度夜六十一度

と、地勢、境界、戸口、物産、土質、氣候等にわたり、まことに詳細を極めているが、これは四月二十八日（旧曆）の紀行で、當時鰯漁期で石狩から望来までの間は鮭場のためほとんど人は居らず、皆空き家であったが、『ヲネドマリ』から以北は鰯漁で賑わっていることを記している。石狩川口に位する現在の市街地にはアイヌの人家は稍大きいとは言え、僅かに七軒か八軒散在していたことが知られる。

一方花畔及び茨戸方面はどんな状態にあったかという点、同書によれば

地勢、前略、今朝は『イシカリ』川を遡り『ユウブツ』を指し発船す、『イシカリ』の地勢は往日米時の前記にある如くにして、海浜は戌亥に面し今日の舟路は左右屈曲は免れざれども、詰り東南に赴くなり、船は所謂蝦夷船同製にて円木艇なり、船材は『タモ』と云木なり（奥地北夷の製は皆柳を船材とするに此辺は『タモ』を多く用ゆる由なり）、但し蝦夷船円木艇といへども両舷は各一枚の板を添て船底を深くする者多し、今日所乗の者は一個の円木の儘にて船底甚浅し、然れども船身は稍長し大低横幅三尺弱にして長さ殆んど七間もあるべき也。（大小一様ならずして其稍大なる者にて今日所乗の者此の如し）運上屋（イシカリにては元小屋と称す）より東北二町許にして、川端に出既に行し遡る『ワッカウイ』『テン子ン』など云ふ地名の処、畢竟いまた運上屋元の地なり、偕遡行するに川幅は海に注する川口に比すれば狭けれども、其広潤な

ること二町以上なり、方向は最初西南面して行く、前面及び右手は四五里十里外に遠山周巡し、左を見れば渺茫平原天に接し一物の目に触る者なし。川中に往々蘆、葦、蒲、荻生茂たる処あり、船は務め水瀬の稀少なる辺を撰て擢行けば度々蒲荻間を穿過るなり、既に行く事十余町にして右岸に夷小屋五六戸漁場あり地名『ヤウシ』といふ。前に言ふ如く前面よりして右手は遠山ありて甚近き者は『オタルナイ』及『ゼンバコ』等の背後の山なり、舟西面すれば山前に当り南面すれば山右に当る者多き形勢なり、既にして漸々と兩岸草樹長大にして平林の如く遠山見得へからざるなり、既にして川の旁湿せる処にて蒲荻及楊柳鬱塞せる其間渠流の幅僅かに二間許、如此の処を経過すること亦十町以上なり、此辺を『マクベツ』といふ、既にして又本川の渺茫中に出つ既にして左岸夷一戸漁場ある此を『シビシビウシ』と云、此辺にて『オタルナイ』山を又前面に歴々と対望し行なり、下『トウヤウシ』と云処に至る、左岸夷小屋二三戸右岸に一戸何れも漁場なり、又五六町にして『上トウヤウシ』の漁場に至る夷家二戸あり、此辺よりして漸々兩岸僅かに畝立す、但し左岸は未だ然らず右岸は高さ一間或は一丈に及ぶなり、而して兩岸共に段々と樹木繁植巨大にして平原と云べからず平林と云ふへき模様なり、既にして『バンナグロ』と云に至る、右岸漁場夷小屋三四にして平原とは無きなり、此際よりして兩岸地愈々畝立し其処に於て異同あれども要するに一間以上の高岸なり、而岸上の平原林木鬱茂すれば船中左右顧望何を看得べき様もなき也。只樹木の疎なる処川身屈曲なく直流長き辺にて前或は右に遠山を見るのみ、さて又『ワラト』と云処に至る右岸に一小支川の来て本川に入るを見る、其川幅一二間と見ゆれどもそれに洩れば三四間以上なる由、此支川に洩れは『ハサブ』へ五里と云ふ、『ワラト』も旧は夷の住居ありし処なれども今は廃宅存するのみにて人烟無し。後略

境界、『イシカリ』所領海岸は『オタルナイ』境『オタルナイ』川『アツタ』境『シュップ』川の間僅に四里許にして、漁場三所あるのみ（ユウブツの出稼場を併四所なり）『イシカリ』川筋の漁場を所獲の大なる者とす、凡そ十一所ある由（或は説に十三所と云今番人の話に従つて記す）何れも鰻漁專一にして他漁を事と

せざる由故に春夏鯨鱈漁時には『オタルナイ』『アツタ』等に往き出稼する事ありて己れの所領は鯨節に非る日は始終寂然たりと云、偕十一所の漁場は今日経過する処にては『サッホロフト』『ヒトイ』『ホンヒトイ』『ツイシカリ』の類なり、『シビシビウシ』『トウヤウシ』『バンナグロ』の類此等は夷人の漁場にして税舗より手を出さず、されども夷人所獲の魚は皆税舗に差出し税舗より其価に当る者と与ふ也、漁番屋ある処は平日人烟無き者とても漁時に至り夷人を牽連て番人来漁する場所なり。後略

戸口、『イシカリ』運上屋元に永住の夷と云は無き由、始終三四十人許（漁時は別に多く来り居るなり）以上必来住し居れども、是は皆『イシカリ』川筋の夷代るがわる来り越年も致居る者にして妻子一同来居る者或は老幼を宅に遺置て来居る者等種々異同ある由なり

物産、『イシカリ』漁利は鯨魚のみと称す雑魚は数ふへき程に至らざるか、今日船中目撃する草木川中は蘆蒲蘭荻雜草にして兩岸は初めは柏檜、『ハン』、『タモ』雜木にして三四里以後の上流は柳のみ他樹もあれども柳の十分の一なり。後略

土質、『イシカリ』辺は沙地なり菜蔬穀果も土宜と称すへからず、一里以後上流に至れば其後は始終薄黒粘土多し、而沙交りの処亦比々とある也、平坦地面網引場と為しある処は大低沙地多し、只『イシカリ』の如く沙深からざるのみなり

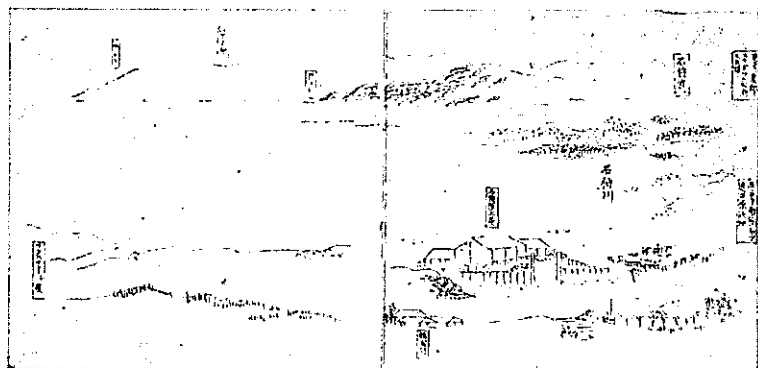
氣候、朝六十四度、夕七十五度

と、これは七月十二日に此地を通過した時の記録であるが、当時ヤウシはヤウシパと思われるがここに五六戸の戸数があり、マクンベツには何もなくシビシビウシに一戸、下トウヤウシに二三戸、上トウヤウシに二戸、バンナグロには三四戸の家があったが誰も居住して居らず、バラトもまた人烟を見ることが出来ないといった有様で、まことに漁業期でなかったとはいえ、寂しい風景の中にただ沿岸鬱蒼たる樹木が生い茂っていたところであった。

また同四年五月老中久世大和守広周が派遣した成石修の筆になる『東徼私筆』によると九日（五月）陰、ヲタルナイより二里余、山道ゼニバコという所にて昼飯を給ひ、それより左に海浜右は原野なり、ヲタルナイ川船渡し石狩に至る。今日の路程は八里なり、石狩に長谷川儀三郎君居とる、ぬしはスツツに在住したまふて、この辺りまでを司りたまふなり、調し申せしにくさぐさの咄も聞せ給ひ、懇なる言葉も給ひぬ、此地は西北海浜にして東南平原也。石狩川大河也、秋あぢの運上金千兩なりといふ（秋あぢは蛙の方言）南の方平地五六里許にハシヤブてふ処に在住屋敷地経営したまふよしなり、此辺より東部ユウブツ迄平地也といふ、然れども湿地にして泥濘膝を没する程也、大冨の九河を疏せし如くにして数歳を経ば平土ともなるべし。十日石狩を出立当事十歩石狩川船渡しメノコ七八人にて櫓をおせり、一里許も行て又海浜に出るヲシヨロクツまで三里三十丁、

とあつて、その頃石狩川の渡船は七八人のメノコ等が櫓を押して通行したものであった。

然るにこれより僅か二年を後の安政六年（一八五九）になると、いわゆる出稼並に在住その他永住の自由を許した改革の結果が顕著にあらわれ、すなわち松浦武四郎の『西蝦夷日誌』を見れば、



安政4年の石狩 「東徼私筆」 巻1
(北海道図書館蔵)

石 狩 領

弘化度通りし時、銭箱より東は一軒の家も無かりしが、今は此処ヲタルナイまで人家つづきにして、いと賑かなり、橋を越えてナハタ素浜ナハタまで一里廿三町一休所行て、フンベムイ一棟名義鯨がよる湾の儀、ヘンサーイタイウシ地砂ニイキリ火是より愈々出行近年迄は漁小屋も無かりしが、今は追々立たり二里十四町浜まで行て川口川市百八十間ベツフトといふ其儀川口の訳七町マチャ人家並び立たる義かに着す從ヲタルナイ運上屋八里廿八町イシカリ元小屋八間半廿七間、勤番所、備物くら、武器くら、なやくら十二、板くら二十、漁や三、雇小や五棟、ユウフツ出稼一、なやくら三、板くら七、雇小や一棟、他場所にては運上屋と云、此処にて元小やと云は、石狩十三ヶ所の元小やと云より起りし事なり、先年は少し上の処に在りしが、未年弘化四年の洪水に岸崩れて此処に移せしなり、此辺蔵多し、又此度直捌に成てより、移住の者も多く僅か一年の間に、一すじの町家となりしも偏に休明の御世なるかな、

この国の道とて別てなけれども、いやひらけゆく奥の御世かな

イシカリ訳して行詰りて先の不見形を云、其儀何故に號初めしや、水源にイシカリ岳あり其より来る川なる故なり、又一説にイとはイシヤにて無と云儀、シカリとは塞ると申ことにて此川筋屈曲して塞り見へざる故号る哉、地明、地形西北向にして惣て平地に成。浜より七八町上より真土に成、湿地多く草生宜しく追々陸になる程樹木蕃茂したり、昔しは当川筋十三ヶ処に分れたり

トクヒタ、シママツフ、上下ツイシカリ、ハツシャフ、千七百七十人、上カハタ三百七十二人、下ユウハリ四百九十二人、上ユウハリ三百七十二人、下サツホロ百九十四人、下カハタ百二人、ナイホ廿九人、上サツホロ百九十四人、シノロ百廿八人、ハ三千六十七人、文化六年改、

其頃は如、此人別も有しを、此余上川には六百人斗も別になりしが、今は追々人員減じぬ実に遺憾ならずや（文政壬午改千五百十八人・安政乙卯改六百七十人）、是皆請負人より非道の遣方厳しく夫婦たりとも、其夫

は遠き場所に遣し、婦は已か妾として別場所に置、孕妊時は水臘樹いぼたに蕃杪とうがらしを加て是を剪て吞し脱胎させ候間、人員日々に減損す。

川口千石位迄荷役にて出入其余は荷足にて出入、北はヲワイ岬南は高島岬其間一大湾をなす。土産鮭の多き事は世に知る処、鱒、鮭、桃花魚、チライ多く、潜龍沙魚ちようざめは神所迄上り比目魚はヲサツ湖まで上り、川口には鰻魚、チカ、鰻多く、また此地に七不思議と云有、川上には如何斗り水嵩増しても、元小屋の地に水の上らざる事、川の傍にて水が不自由、海が近くて魚類が不自由と云へり。川端に弁天社（妙亀法鯨大明神）あり、社殿美々敷立たり。

于時文化三歲丙寅二月

正神主白鳥遠江守敬白

所祭素戔鳴尊之御子

吐 普 加 身

奉勸諸石狩辨財天巖島大明神御事也鎮御座

依 美 多 女

元禄七甲戌年于此所勸請



石 狩 弁 天 社

天下泰平国土安穩蝦夷地靜謐漁獵圓滿松前若狹守從五位下源章広朝

臣御武運長久

吐普加身 天下泰平海上無難

奉祀嚴島大明神

依美多女 国家安全風雨順時

石狩境内漁業圓滿

文化五年歲次戊辰

春三月

祭主

藤枝淡路敬白

願主石狩場所中秋味船中

吐普加身 蛭子明神漁事万足

奉勤請天照皇太神八百万神

依美多女嚴島明神海上無難

文化十二乙亥年

春二月

松前神明社

正神主

白鳥伊豫

謹言

当社は元禄七年石狩川秋味上乘役松前家臣山下伴左衛門願に付、私先祖白鳥若宮太夫始て弁天社の神体神号等勧請、其後近藤小左衛門再興、其翌年藤倉五郎次郎奉幣、文化十二乙亥年松前神明神主白鳥伊豫迂宮致し候由なり、此処をホリカムイといふ。勇払出稼小屋あり、船渡し往昔は運上屋にて名前相改無賃錢にて渡したるを、安政戊午の春、直場所に成て一人前五十文充をとる也。

水棹御して行かともれば帰り来ぬ、いとまかななるゑぞがしわざや

東岸ワワウシ^渡場と云、此処へ詰役所を己未年調役荒井金助の議にて移す、依て今は川の東西共に繁昌の地と成たり、此辺五六尺位づつの柳また桑多し、岸には木賊^{しんじく}多く、又赤剪^{あか}天麻^{てんま}（をにのやがら）を産す、陸には一線紅^{しんじく}、肉蓯蓉^{にくじゆやう}、なんばんきせろ（ナンバンキセル）等々を見る、按ずるに惣て是等は湿地に産する物にして、一種変生^{へんせい}の物かと思はる

十九丁 五十間 シュヒヨ 從ヲタルナイ境 鮭漁屋あり、此処を以て境とす。

と、さすがに有名な探検家だけにその調査観察もきびしく、さながら百余年前の石狩を目の前に見るような気がする。改革以後は元小屋も本陣と称したが、それも八間半に二十七間という堂々たる大家屋で、その外勤番役所や備物蔵、武器蔵、勇払出稼家一戸、雇漁夫小屋が六棟、納屋蔵、板蔵、漁屋を合せて四十五棟もあり、安政四年には渡船であつたヲタルナイ川には橋も架設され、早くも石狩は一すぢの家並をつくつて市街地が形成されている。ことにこの記録によると石狩弁天社の創建は古く、実にいまから二百七十九年前の元禄七年（一六九四）のことで、社地もホリカムイで現在の八幡神社の附近であることが知られる。

さらに萬延元年（一八六〇）松浦千代兵衛の『蝦夷地道中日記』に見れば

安政七年萬延元年と改申閏三月出立

四月十五日

一、セニハコ 通行家にて昼飯申候

此所追分

右東地千歳道
左 石狩道

ヲタルナイ運上家より五里



石 狩 神 社

字ホンナイ尾樽内川

從是西ヲタロナイ領 荒井金助 持
東イシカリ 城 六郎

フンヘムイ

從是石狩境ヲタルナイ川迄一里十三丁三十間

一、石 狩 ヲタルナイより九里余

運上家 ⑤ 松前城下

阿 部 谷 伝 次 郎

支配人 甚 六

公領と罷成りては當時御本陣と相唱候由

家数五六拾軒 運上家 ⑥ 貳軒有

東南より流れ大川にして船は川内川口へ懸り居鮭大漁の場所なり

但ヲタルナイ境辺にて浜辺四ヶ所程、鮭漁場の小屋有之候、此ところ新場所と申候由、石狩は春夏何の漁も無之鮭一立の処也。

たわむれに

夏疲せの石狩川に水増して、手の裏かへす秋味の漁

と、一首を賦しているが、すでにこの頃にして五六十戸の市街地であることが知られる。

石狩の社寺については前述のように古くから弁天社があったが、石狩詰荒井金助の時代にこれを八幡社として祀るに至った。また法性寺も荒井家が浄土宗であったため、有珠善光寺の末寺として金助が建立したものと伝え、金竜寺も昔は金竜庵といつて、金助の弟榮太郎なる者、井上氏を継ぎ幕府に仕えたが早世して断絶したの

で、その菩提を弔はんため同家宗旨法華宗たるより建立したものであるという、なお金竜寺の起りはその頃何國の僧であつたか、字達磨というものの来り龍の夢を語ったところより、荒井金助の金の字を合せて金竜寺と称するようになったと伝えられる。

第五章 明治維新の石狩

第一節 維新の轉換と石狩

慶応三年（一八六七）十月十五日、三百年の政權を把握して来た江戸幕府も、新しい時代の世論と思潮の流れに、ついに十五代將軍徳川慶喜は大政を奉還し、天皇の名による政治へと移行した。したがって蝦夷地一円の行政も幕府の手をはなれ、あげて維新政府に帰したのである。当時北辺の情勢はロシアの南下政策が再び活潑を極め、次第に北蝦夷といわれた樺太に延びて、その官憲は着々として地域の扶植につとめている状況であった。新政府としては樹立早々のことではあり、未だ内政も整わない有様であったが、世論の焦点は早くも外患の憂に備うべしとの声が高く、翌明治元年（一八六八）二月二十七日には、これが清水谷公考や高野保健などの左の建議となつて現われた。

蝦夷島周回二千里中徳川家小吏之一鎮所而已無事之時も懸念御座候処、今般賊徒御征討被仰出候に付而は、東山道往来相絶し徳川莊内等の者共彼地に安居仕事は難相成、島内民夷に制度無之人心如何当惑仕候儀に有之へくや、不軌之輩御座候へば竊に賊徒え声援をなし可申難計、魯戒元來蚕食の念盛に候へば此處に乘し島中に横行し、兼て垂涎いたし候此地久春古丹等に割拠し如何様の挙動可有とも難計候へば、一日も早く以御人撰鎮撫使等御差下にて御多務中も閑暇被為在候勢を示御外聞にも相成候様仕度、且漁魚の利も夥敷場所にて御軍費の一助にも可相成候間、乍不肖臣等に於ても抛身命勉勵仕度皇政復古の折柄右等の辺も必定被仰出候儀とは奉存候へ共、寒暖の違も有之内地にて二三月の延引は彼地にて五六月又は一年の手後と相成今年内に策略難相立候間、何分早々御採用相成候仕度此段去月以來議論仕居候儀に有之、海水流斯の時節に相至候

へば魯人軍艦毎年久春内へ罷出候間、当月中にも御差下に相成候様被遊度積り警衛人数は有志之者共兼相約候分箱館諸所散在の者を除き現在二百人計軍艦共有之、金穀の類は紀州江州等に於て彼地に引合御座候町人共尽力仕度内願に及候者多く御座候て内々支店は粗調居候間、何卒公論を以て即日御評決被仰附今般行幸被為在候以前に勅許に相成候様仕度、猶巨細の儀有志の者共別紙差出候間宜敷御参考の程奉懇願候誠恐惶言
二月廿七日

保 建
公 考

という、すなわち鎮撫使派遣の急を要するは、第一に徳川との呼応するものあるに備うること、及び魯人のわが国の不備に乘じ侵略せんことを恐れたためで、加えるに今日の場合漁利を得て軍備の補助にせんとする意向の猥策であった。尚再申書には石狩辺は全島要害の地なるを以て、此の地を根拠とすること請負人を廢すること等を述べている。

この猥言により、明治天皇は越えて三月九日新制の太政官三職を召し、蝦夷地開拓の得失を諮詢するところとなったが、もちろん異議あるべきはずもなく、「御一新の場合尺地も王化を蒙らざる事あるべからず」とか「夷族賊徒散兵彼の島に渡り如何様の挙動をなし魯戒蚕食の恐あれば早く鎮所を要す」等々の旨を言上したので、急速に進展して四月十二日には、いよいよ箱館裁判所設置が確定された。しかし裁判所の呼称は今日の司法上の意味ではなく、一般行政官庁として人民を鎮撫することから名づけられた名称である。

こうして軍防事務総督として後に小松宮と改められた仁和寺宮嘉彰親王、副総督には清水谷公考および越前大野藩主土井利恒を任じ、その他井上石見、岡本督輔、山東一郎、小野涼輔などに箱館裁判所勤務を命じて、こ

にはじめて維新政府による蝦夷地統治の端緒が開かれたのである。その当初の蝦夷地開拓の方針は、

一、箱館裁判所総督へ蝦夷地開拓の御用をも御委任有之候事

一、追て蝦夷地の名目相改め南北二道に御立に被成早々測量家を差遣山川の形勢に随ひ新に国を分け名目を御定有之候事

一、列藩より土地開拓の事業相心得候者は於朝廷御借上げ被成尽く総督の管轄に相成現地の形勢情実得と御詮議の上次第被為立候て御手下し可有之候事

從來蝦夷地探索其形勢情実相弁候者御召出の儀は勿論に候猥りに浮浪の徒を遣ひ候儀は不宜候事

一、從來蝦夷地より出候諸税蝦夷地開拓の入費に相用ひ屹度開墾の目的相立候迄は他に入用に不致候事

一、開墾を相望候諸藩有之候はば御詮議の上土地御渡し被仰付開墾の目的相立候上にて検察いたし相応の貢税朝廷へ相納候様被仰付候事

速に利を求め真に廢物を興し候御主意にて開墾の用途を相立可申事

一、ソウヤ唐太へ近く相望候場所にて一府を被立置度候事

蝦夷地開拓の規模大略相立候上にて北蝦夷開拓の手段を被為尽度候事

以上の方針が、しかも建議を見てからわずかに五十日間で樹てられ、早くも明治元年閏四月十四日には嘉彰親王が辞して起たなかったので、清水谷公考を総督として以下一行百余人が京都を出発、敦賀港から航行し江差に上陸。それから箱館に至り五稜郭に入ったのが同月二十六日であった。けれども総督一行の最も苦心を要したのはその経費の調達である、岡本監輔自伝によれば、一日も早く箱館に渡航せんとするも、金銭の余裕なきため山東一郎をして江州の豪商珠玖清左衛門に三万円を出させ、一切諸務を弁せんとしたが政府困難の際とて一万円を別にし、二万円を下渡されたと記され、また清水谷家の書類には珠玖清左衛門に金千両の御用金を命じ、さらに五

万両を出させ、三万両を箱館に二万両は北地の経費に使用することとしたとあり、両者の記録に若干の相違はあるが、建議書に陳べているように「彼地に引合御座候町人共」によって調達されたものの如く、御用日記によると「漸く箱館着、仙台、佐竹、南部、津軽、松前五藩の輩悉く来迎、箱館市中の人物雲霞の如し」などであるが、新政府の財政も誠に寂しいものがあつた。かくして五月一日を以て総督と旧幕府杉浦奉行との間に、引継事務もきわめて平穩裡に終了し、旧幕府の吏員も人材に応じてそれぞれ任用されることになって、ここに名実ともに蝦夷地全島が維新政府の統治下に歸したのである。この時の石狩場所については

慶応四年蝦夷地引渡演説書

一、西地石狩場所の儀は去る午年より手捌に致し、出稼操入役魚にて取立候に付、收納高年々増減有之候、

金穀並諸仕入品は其場所に於て取調御引渡可申候

但出産秋味積取船直走相願候得ば承届出役銭収納仕候

一、同所川上並山手え田畑開墾致居候に付反別帳其外農夫別共場所にて御引渡可申候

但手作場の分是迄大友亀太郎が為取扱置申候

とあつて、軍務官井上弥吉及び外附属三人が七月赴任、石狩詰調役樋野恵助より引渡を受けている。なお樋野はこの引渡を済ますと江戸に去つたが、その他はみな新政府に任用されている。この時箱館裁判所から出された布告は此度徳川氏政事まつりごとをかへし奉り、津々浦々のはて迄も、ことごとく天子様の御直支配に遊ばされ、当地にも裁判所御取建に相成り、其の総督様と申奉るは皆々存じの通り、天子様の御側にあらせられ、申までもなき尊き御方に候へども、是までとは違ひ、民百姓は子の如く憐みしたしく成され、御威光がましきことは成されず、町人百姓浦人まで安楽に渡世致させ、此土地繁昌して都の如く、成行く様なされたき思召に候故、下々迷惑のことは、何事に寄らず申し上候人あらば之をのぞき、辛きめに逢ひ候ものは御救ひ下され候故、御法度を堅く守り、願ひ事するにも、役人共へ聊かにても進上物などいたす間敷く、是れ賄賂といひて、上をか

ろしめ候事に相当り、別てよろしからず、天子様よりも御禁制の事にて、是等の趣、総督様深き思召を以て、仰出され候間厚く相心得候様申渡候也

という、きわめて庶民的な文体で布告している。

しかしこの箱館裁判所は同年七月十七日の告示を以て、箱館府と改め清水谷総督が府知事となった。なお箱館が函館に改められたのは翌二年七月である。

第二節 小樽内騒動と箱館戦争

維新政府の蝦夷地経論は前節のように、国防と開拓と撫育とを兼ねて急速に進められつつあったが、しかしそれも決して坦々たる道を進んだものではなく、こうした時代的な大転換期には、自ら人心の不安動揺があり、不逞の徒の跳梁する機会などが生じた。これを石狩に見るとき、その一は小樽内騒動の勃発と、その二は箱館戦争の余波があった。

すなわち小樽内騒動とは、明治元年閏四月四日、石狩篠路村居住の浪人下国米蔵及び荒谷兵三郎を加えた、博徒無頼の徒によって起された暴動である。その顛末については、直接これが鎮撫に当たった、石狩詰役人樋野恵助の「穂足内村騒立一件書類」にくわしく、それによると、

以書状致啓上候、然ば穂足内村百姓並に博徒無頼もの騒立去る四日夜御用所へ押寄候云々、即刻同所詰定役より刻限附を以て、元々迄書状差出石狩表へも申越候に付、即刻出張致し、同七日鎮静相成候に付申上書差遣候間、落手可然御取斗可被成候
右之段可得御意如此御座候 以上

閏四月八日

古 橋 次 郎 様

樋 野 恵 助

松	岡	徳次郎	様
清	水	啓作	様
成	瀬	潤八郎	様

穂足内騒立先鎮静仕候儀申上候書付

穂 野 恵 助

去る四日夜五つ時頃、俄に浜方の者騒立數百人にて御用所へ押寄候趣相聞候に付、詰合一同駈付夫々手配仕候処、矢庭に五百人程押来、帶刀のもの七八人真先に進み其余のもの何れも諸場所の無頼博党等、凡拾人程にて村中漁場の雇其余村役人迄、来らざる者は打殺様と威し懸け無体に引連れ来候に付、定役平田弥十郎矢来門越に応接に及び、頼の筋に候はば承届べく間、静に申聞候処、更に聞入れず表門打破り候処、少勢の儀故余儀なく発砲致候得共、多人數掛に夜中の事故、双方面体も相知れず候得共、右帶刀の者一扉打碎候に付、同心小島忠之助矢来越に突伏候処、何れへか荷ひ去り（其後相果候よし）其余両三人も疵受候者有之、玉込等の隙の内に最早御用所へ立入防ぐべき様も無之、尽力相防候得共、床間に差置候小出し御金箱内凡百四五拾兩入並にケヘル御筒式挺奪取、一旦逃去候間入替り取締方夫是防禦手段一方に致し、一同必至相極罷在候内追々手代番人土人等駈付、聊か力を得、弥々相守居候処、三丁程相隔候延嘉^{のぶか}と申処に屯集罷在、動かば押来るべく勢に候得共、其夜再来申さず、此趣急状を以て翌五^ご日昼四ツ時過ぎ、石狩へ相違候に付、定役中村兼太郎同心小田亥之助召連不快中には候得共、即刻出張仕候処氣分宣からず候に付、穂足内村石狩漁場へ一宿仕り、兼太郎亥之助御用所へ罷越、同所詰申合村役共呼出し夫々頼みの筋等を承り、徹夜相越居翌六日私出張の上追々相糺候処、素より永住共の意に無之、浮浪博徒共の所業にて、小前共願と号し種々の儀、村役人共を以て申聞候得共、取留候儀にも無之、町家へ押入飲食等狼に致し、終に御布告書懸具候はば引取べく抔申て許候ても、其儘に有之、憎むべき儀に付打取べく程に候へ共、何分少勢にて防衛にも差支土人共

も後難を恐引取度旨申出候間差戻し、無勢に付彼の隙を窺候外手段無之、殊に鉄砲等も所持に付手易く召捕難く、終に七日朝に至り其期を得、徒党二三拾人程一屯商家に罷在候趣に付、私始一同為召捕出張無宿の博徒二人打捨二人召捕其余逃去、四日夜被奪候鉄砲式挺取戻し捨置候砲刀取上、右にて先鎮靜相成村役始め安心の趣にて有難段申聞候、願ては当地詰伊沢兵九郎儀詰合筆頭罷在候處、右様の儀出来不都合にも有之、且病氣の趣を以て出函相願候に付、直に承知其段申渡候、其余役々の儀は追々御引替可相成哉、御人少の場處に付定役一人一時出役に御座候共、早々御差遣し御座候様仕度候、扱右騒立に付ては山野へ逃去或は建具等も毀し時節柄難渋の者少なからず候に付、為御救助米四斗入五拾俵被下方取斗申、召捕者は荒々相糺近日差出し候積、已後の所も難斗逃去候者も多分にて、後々一同御用所へ詰切に付定役以下家族共儀は石狩へ差遣し置申、依之此段御届申上候 以上

辰壬四月

と報告しているが、この騒動の動機というのは前月、すなわち四月二十四日に小樽内の博徒永住の勝三郎、菊松、権平、専蔵、出稼の国蔵、久五郎、萬作、無宿の忠吉、金作、芳五郎等都合十人が申合せて、新地奥の川端に集り「今度銘々へ新役として役金を差出べく様にも相成べき趣、左候ては一同難渋につき、幸い此度御布告書も到来致し候折柄につき、右御布告書制札早々取建候へば諸役等も取立免除に相成べく候間、此段名主方へ罷出で相願べく評議仕り」一同連判の上誓約した。そこでそのためには浜中にも相談して差加へ、また当時石狩條路村居住の浪人下国来藏、荒谷兵三郎も仲間に入ったのである。そして越えて閏四月三日先の連判者一同、再び前記の場所に会合、ここで金作が伴って来た下国、荒谷の浪人も列席し、話はいつか御布告書願主に乘じ御用所を襲い、御用金を奪って難渋の者に配当してやろうということになり、いよいよ翌日事を挙げることに決定した。そこで四日昼頃権平、忠吉、久五郎等二十人は、錢函は場所の端で浜方の者を呼び集めるのに好都合だというので、錢函に赴き同所頭取友三郎方に至り、此度小前の者達御用所へ願の筋があつて一同罷出るから、当村からも

人数を差出す様に申込れた。頭取は大勢集つては徒党となるから人数は差出し難いといひ聞かせたが、彼等は聴かず同所の小走役をして軒別一人を出させて八十人を得た、こうして一党が熊確に到着すると、下国来藏、荒谷兵三郎が待っていて、首魁等は白鉢巻に白櫛といういで立ちで、共に小樽内に入ったのは夜の四ツ時(午后十時)頃で、総勢五、六百人に達していた。

そこでまず延嘉に至り、名主兵藏宅の戸を破って乱入し、兵藏を強いて同伴して御用所に向つたが、御用所では早くもこのことを知り、定役伊沢兵九郎、平田弥十郎をはじめ、足輕、手代、番人等は門を閉ぢ、提灯をかかげて警戒したが、暴徒等は門を破って乱入、吏員は銃を發して樫平の足を打抜き、同心小島忠三郎は槍を以て来藏の腰を貫くなどの防戦につとめたが、衆寡敵せず御用所を撤退するの止むなきに至つた。暴徒等は御用所に乱入して金百四、五十兩入の金箱及び銃二挺を奪取したが、樫平、来藏の負傷に意氣沮喪し、退いて兵藏及び浜谷嘉七方に分屯し、諸方に焚出しを申し付け酒肴などを思いのままに喰つて氣勢をあげた。しかし雷同の浜方の人々は何れも逃去ってしまったので、首魁等のみが浜谷方に集合して五日六日は対峙の形勢で過ぎた。

暴徒が襲来すると御用所では早速アイヌに書状を持たせて石狩役所に急報したが、前記報告書の通り調役樋野恵助は、五日直ちに定役中村兼太郎、同心小田亥衛助等と共に出張途中樋野はアサリ村石狩出張所に宿つて内探、六日同心岡田金次郎等数名を従えて小樽内に至り、徹宵協議の上村役等を呼出してそれぞれの願意を糺すところがあったが、巨魁等は再挙の困難なのを知り、逃走することに決し、旅費金千両及び汽船一隻調達方を兵藏に強要しつつあったという。御用所では準備を整え、七日払曉樋野恵助を陣頭に二十七人が一隊となつて、浜谷方を襲つた時には同家に潜伏していた暴徒は兵三郎初め十七人に過ぎず、何れも狼狽して裏口から山に逃れ、首魁樫平は負傷のため同家で捕えられ、金作は同心岡田金次郎に殺され、鉄三郎は抵抗して斬殺、万作外一名はサッポロ山で捕われ、兵三郎、久五郎、芳五郎、勝三郎、菊松、忠吉、国藏等は逃走したが、翌年九月勝三郎は岩内、菊松は小樽内で捕えられた。また暴徒中樫平、万作、小太郎、吉五郎の四人は首魁及び先頭に立つて乱暴し

た故を以て箱館に送られ、箱館其外引廻しの上斬首となり、小樽勝納川畔に梟首された。

この騒動で小樽住民は数日間休業の止むなきに至ったので、差向き困難の者に御用所では米五十俵を贈与し、また騒動鎮静の努めた小樽内及び石狩詰役人並に町方の者にまで若干の手当を贈り、小樽内定役主席伊沢兵九郎は転勤を命じられたが、他に異動なく伊沢の後任には定役中沢佐兵衛が来任した。なお加担者にはつとめて寛大な処置をとり、強迫されて追隨した者は不問に附したので民心は程なく鎮まった。

以上のような結末であるが、これらも明治転換期における人心の不安動揺を物語る時代の姿であった。

箱館戦争の起きたのは、やはり明治元年十月のことであるが、これがために蝦夷地経営は一頓座を見ている。すなわち榎本武揚、大島圭介、山岡鉄太郎などの旧幕吏の叛乱によって五稜郭は占領され、新政府の清水谷知事の一同行は止むなく一時青森に退いたが、青森に総督として全権を執り、藩兵を集合して軍容を整え、越えて翌二年三月甲鉄艦の来援をまって、まず岩手県宮古湾の海戦からいよいよ叛乱軍征討の火蓋が切って落され、ついに五月十八日榎本らの降伏によってようやく平定を見たのであった。

当時石狩はどんな状態であったかというと、前述の如く石狩役所主宰に命じられた井上弥吉（別に熊野九郎ともいう）は、榎野恵助より所轄内の事務引継を受け、次いで小樽、余市、古平其他の各浦々を巡廻して各部署の吏員を配置し、且つ至る処村長蝦夷酋長等を集めて、大政維新の朝旨を説き一とわたり新旧改置を終り、さらに留萌、苫前、天塩、宗谷に至って八月下旬石狩に帰り、ようやく平常の行政事務に従事したのであった。しかしその後の日本内地の情勢は、熊野九郎の記した「北海道の遭難」によって見ると、

「日本内地の形勢は如何と聞けば、会津は九月下旬落城して徳川の脱兵等は、品川灣に繋留せる徳川軍艦（十余艘）と謀り通じ品海を脱出して函館に襲来せんとの巷説が紛々であった。後には果して事実となったのであった。つらつら考ふれば自分は単純なる一己の民政官吏であって遠く北海道の果に在勤す。今日は軍人でなければ素より兵器を身に携ふべくもあらず、まして配下の吏員は悉く旧幕吏が、一旦帰順して更に採用さ

れたのであれば、徳川の脱艦今や襲来すと聞くや、徳川幕府再興の好機到来せりと、彼等は誤認して心ひそかに喜び待つという有様を、私に對しては職務上、陽に命を聞くも陰に襲来を期待するのである。斯る風説の遠く此地に伝はるに末だ総督府よりは何等の命令もないので、私はほとんど寢食を要せず心配致した。前にも申す如き牧民官であれば民勇を募り、獵銃を集め昨日の長州男児を氣取り、一戦を試みるという如きの念は遺憾ながらなかったのである。ひたすら民心の動搖せぬ様に敵に逆はぬ様に鎮撫する外はなかった。又配下の吏員とても假令内心にはいかがあるも、表面職に従事する限り心中をあばくわけにもゆかず、突当る其日迄は共にやって行く積りであった。又敵に對しては王政一新の大義を弁明し、予は蝦夷地開拓の爲に勤されたのであれば、本職責を以て飽くまでも平和に処理すべく、万一も敵は暴力を以て来れば衆寡不敵を私は夫れ迄の運命だと決心したのであった。」

と書綴っているが、まさに悲壯な決意であった。

こうして井上弥吉はひとり石狩役所で、日夜不安の中に箱館総督府からの命令を待ちわびているうちに、すでに十月も下旬となり連日の降雪は丈余の積雪となって、内地からの鮭の積取船は皆帰帆し、海上は激浪怒濤のさかまく季節風の天候がつづき、交通はほとんど杜絶となつてしまつた。然るに十一月の四、五日頃になつて箱館から伝わってくる話では、去る十月二十六日に徳川の脱艦十余艘が榎本武揚指揮の下に箱館を襲撃し、陸兵は鷲木村から上陸前進して峠の下附近で激戦中であるとか、また引続いての風話では五稜郭は陥落して清水谷総督等は英艦に乘じ青森港に逃れたとか、或は榎本等はすでに五稜郭に抛り陸海軍を統督して号令を四方に下し武威を全島に振い、新に改元して紀元一年と唱へさせたとか、いうような流言にまじつて、最早や賊軍の一部隊は石狩・小樽を目的に、山越内、長万部、黒松内を経て進軍しつつあるという風説は、ついに現実となつて現れたが、待ちわびた総督府からの命令は全く空望に歸してしまつた。

古今未曾有の変事でもあり、各地の漁民どもの恐怖も甚だしかつたのは当然であるが、さらに恐るべきは石狩

詰配下吏員の動静で、彼等はもとと幕吏であつた關係で、早くも賊軍に款を通じ石狩來襲を促した事実が後に發覺した程であつたから、もう役所などは廃止同様で事務などは手につかず、吏員のうちにはまた、「帰順吏の中には元來会津敗残の脱兵なれば如何なる横暴を働かぬとも限らねば妻子どもの憂日にかからん事も計り難く」とて、今や賊の襲來に先んじ役所附屬のアイヌ人を利用し、來年の融雪期まで米塩を携へて、石狩川上流に遡つて潜伏逃難してはどうかというものもあつた。その頃の思ひ出を井上は、

「私も心密かに万一に処するの考の中には、この一策も抱いていたのであれば、それとなく點頭して置いた。実に絶海の孤島として殊に深雪として、海陸共に杜絶であれば或は自ら進んで函館に出んか、いたずらに賊の捕となる、或は泰然として石狩に止らんか、配下の吏に捕れて彼か功名の料とならん、彼を思い是を思へば私の窘窮は其程に達したので、同情を表して呉るという人は当時一人もなかつた。此の有様を賊の方より評を下したならば、あたかも籠中の鳥を其まゝ獄裏の俘虜と看做されたに相違ない。」

といつてゐるが、誠にそれは偽らない告白であらう。

ところが十一月六日の真夜中のことであつた。しきりに井上の官宅の門をたたくものがある、時節柄何者ならんと恐れながらも接見すれば、当時岩内にも役所があつて、石原荒吉という人が主宰として在勤したが、此の人は山口県の士で長藩軍艦の士官から箱館府に転じ、井上弥吉と同時に赴任したのであつた。しかるに岩内は石狩とは違ひ箱館にも近く、賊軍の形勢はさながら手にとるように、薩長兩藩の者ならば骨肉も喰はねば止まないといふことも聞え、そこで同人は暗夜に乘じ秘かに脱出して、岩内の山奥深く潜伏した。そして従者を密使として石狩に遣はしてくれたもので、聞けば早く脱出せざれば如何ようの危険に陥るも計り難いとの情報なので、とにかく早速に旅装を整え、右の密使と従者と更に服心のもの一人と、四人でその夜脱走を企てたのであつた。そのことについては彼の記録によると、

道程六里深雪を犯し辛うじて夜の明けぬ内に、小樽村の内字銭函という所の漁業者の西谷嘉吉の家に着い

た。此主人は至て義侠心に富んで其上私の赴任以来便利を与へ、常に親切を尽して呉れたので、斯様の因縁よりして今回の手引をしたので、本家の奥まりたる一室に招じ、数多召使の漁業労働者共には極めて秘密に致し、家内兩三名にて厚く待遇して呉れたには親子の中もただならず非常の感に打たれた。然るに如何なる他人の目に觸れぬという事もはかり難くとあつて、私は頭髪を始め衣服迄もすっかり漁人の形に化けてしまつた。然して石原の従者は此趣を伝へて主人の潜伏所へ返し、私の従者は此家に居る事とした。尤是は私が循徨奥州に渡る時跡に残されたという事に申合せてある。扱一室内に七八日ばかり閉籠っているうちに、果して賊兵が百五十名ばかり進入し来て、十一月十七日今の小樽港に着、市中を宿所とし、本陣には武田司という者が隊長で戦勝の余勢中々暴威を張っているとの事である。私が脱走の後には各配下の吏員共は、直に敵を賊軍に通じ位地一変して又其賊の吏となつたので、彼等の反覆常なきの行為は実に容すべからずであるが、徳川の旧臣たる関係より見れば情において又憐むべきであつた。それから私の行衛を取糺したそうだが、奥州に渡海致したに相違あるまいという事になって、肉を喰うといった事は今更失望であるかと思へば抱腹に堪えない。

然る処が海岸一条の往還附近に潜居しては、万一の恐れがあるとして主人が注意によつて、此本家より凡そ山中二里の奥山の溪間の杣小屋に潜居することに致して、炊事男一人を附け夜中に又々転居した。北海道は雪国なれば採薪という事は雪中の業であつて、冬の内ならでは草木林にて通行の出来ぬので、所々杣小屋を設けて雪中採薪の用に充ててある。潜居も其の一つであつた。この小屋の構造は丸木柱の堀立て約三坪ばかりの土間で、屋根は板葺で四壁は笹竹にて囲み土間の中央に大なる囲炉裡を設け、周囲は土間の上に檜櫓などの枝を青葉のまま折り重ねて、上に藁の三枚も敷重ね坐して昼夜生木を焚続けて畑の中に暖を取るのである。四壁や周囲や屋根は雪に埋れてある。毎朝雪を払って窓より明りを入れ或は出入口の外を除雪するのである。昼間は左程にも感じないが、夜中寝て顔の上に棟木の板間より雪の降りかかるには随分閉口であつ

て、或は秋の夜の月影が寝やに洩れくるなどいえば、如何にも風流めきて歌の一首も詠むべきなれど、顔上の雪は真平御免であった。

何一つの書籍の用意もなければ無聊には誠に苦しんだ。しかし運動を専一として毎日晴と雪とに拘らず成るべく斧を携へ日々焚用の採薪を致した。山中を逍遙する時は伐木の声も聞えたなれども、楽天的の境遇ならねば「丁々として山更に幽なり」などの悠々然たる風趣は更になかったのである。晴天には山上に登りて賊兵共の宿泊する小樽を遠望など致す時は非常の感に打れた。飯米、塩噌、魚類等は凡五日毎に海岸の本家より運び、主人も折々には菓子其他珍らしき物を携へて見舞い、賊兵日常の消息や又は官軍青森滞在の事など巷説を聞かせて鬱幽の心を慰めて呉れた。漸く其年も幽悲慘恤の内に暮れ果て明治二年の春を迎えた。処がその元朝溪間より人語がする、賊兵の捕手にやあらんと密かに窓より望めば、本家の主人外一人が未明に立して此山中へ年賀として来たので、斯る窺憶にあつて年を迎えたを主人も遺憾千万と思ひ、落涙して年賀の言葉も出なかったという有様、特に喜ばしきは鶴と白鳥との生肉及び酒をも携へたので、直に羹として賀杯（茶碗）を傾けた。是は望外の快事であつた。其同行者というは私が石狩赴任以来役所の附属に任へた横山喜藏と申す人で、是も同じく義侠心に喜みたので主人も心安く同行したのである。同人も先ず私の姿のさまを見て、何んとまあ殿様にはといった迄にて、同じく胸塞ぎ落涙であつた。彼等兩人は満腔の赤誠を以て朝廷の官吏として、私を終始保護し且つ慰撫して呉るるも偏に君恩であると思へば感涙の外なかった。

人の親切は窮境に入て初て見ゆるので人情というものは実に妙である。昔し九郎判官義経は白昼公然と姿を変じ、所々の関門を偽り通りぬけたるは如何にも苦心であつたに相違ない。また僧俊寛は遠く島に流されて苦心であつたが、此人は罪が定まって公然その島に光陰を送るので潜伏ではないから、此上に自身が罪を犯さぬ限りは命を絶るるという事はなかつたのである。私は一種是と違つた潜伏人であれば、能く潜伏を遂げ得ば幸なるも、中途にして賊に捕えられた時は例の声言通り、肉食されるので俊寛の苦心とは大に趣を異に

していたのである。今年も四月になれば雪も消え官軍も函館に打入るのであらうと、それを待つのが一日千秋の日が立ち兼ねた。潜伏以来人浴は全廃なれば身体は垢もよく付て肌衣の洗濯もなく、いやもう身体は半と、悲痛綿々として書つらね、悲劇の中にも虱のこともまで記しているが、これはむしろユーモアなどというものではなく、幽愁の中に共に生きる己が分身として、虱もまたいとおしいものに思われたものであったに違いない。その心情が紙背に弱々と流れている。

こうして正月も過ぎ二月下旬彼岸という頃になれば、さすがの北海道の山々も急に春めき立った或る日のこと、宿の主人が息せき切つて来て報告するには、『青森官軍の参謀山田市之允様が、長州人平原平左衛門の所有船に糧米、塩、酒等を積入れ、初鯨買入を名として、その実は貴方様方の安否を尋ねるため、此の北海の荒浪にも拘らず初航として差向けられ、風波のために目下歌捨浦^{うんすつ}まで下り滞船中にて、一日も早く通知のために船手の者一人上陸され、賊地を忍び昨夜到着しました。天候定まり次第小樽港まで来るべし。』という快報をもたらした。さてこうなると井上弥吉もいままでは四月に官軍の打入こと待ちわびていたにも似ず、最早や其の迎い船の一日も早く到着することを希ひ、話は賊軍の動静にうつり、すでに搜索の様子もないというのを聞いて、またひそかに山中を出でて銭函の海浜に至り、西谷喜吉の近くの漁納屋に入った。思えば昨冬十一月より凡そ百日ばかり入浴もしないで初めて風呂に入り、主人の心づかいは万事行届いて久々ぶりに海岸の景色を眺れば、雪も解けて鯨漁もぼつぼつ初まっていたという。

しかも三月二日に船が小樽に着いたという、山田参謀からの内旨も秘かに伝えられ、それから船の賊吏の検査を受けて荷物の陸上げを済まし、積荷の上出帆の検査を受け、ようやく西谷喜吉に見送られ、秘密裡に従者一同と共に乗船拔錨したのは三月十一日夜であった。もちろんその間に岩内に潜居する石原荒吉へも内報されて同船、海上無事青森に到着したのは三月十八日である。かくて旅装のまま石原と共に本営に出頭、総督及び参謀へ

敵状と潜伏の経過を陳述したが、総督始め幕僚は兩人の風体を見て非常に感じられ、大いにその労苦を撫慰し若干の恩賜金の下附もあった。それより前記のように官軍の進撃となり、五月平定を見て函館開庁と共に、石狩には小山房一郎が任じられたが、同年六月石狩国一円が兵部省支配となるに及び、井上弥吉は兵部大録に任ぜられ再び石狩役所に赴任した、これがいわゆる夜明け前の石狩平原の実情であった。

第三節 兵部省と開拓使

石狩は開拓使設置以前は兵部省の管轄するところになっていた。それは如何なる理由によるかという、すなわち、明治元年奥羽越連盟と共に戦った会津藩が、ついに同月九月二十二日に降伏するに至り、翌日家臣一同は猪苗代に退去したが、やがて江戸に集結され謹慎を命じられた。彼等は市中寺院などに收容され官の給与を受けていたが、その数は家族を併せて二万人に近く、軍務官もその処置に窮し、そこで監軍大村益次郎はこれを清水谷地に移すことを考え、函館府産物取締御用掛堀真五郎にその適地を問うた。堀は内国事務局権判事として清水谷公考に従い函館裁判所詰として活動していたので、直ちに石狩、発寒、小樽内の地を選んで上申したのである。ここにおいて軍務官は政府の承認を得てこれを実行することに決し、明治二年二月二十日箱館府から石狩、発寒、小樽内の三ヶ所の引渡を受け、堀真五郎にその支配を命じた。堀は箱館府の属長谷部卓爾を権判事に、井上弥吉を開拓御用掛に推薦してその準備に着手したのである。

今般会津降伏、蝦夷地の内発寒部、石狩、小樽内三箇所を「開拓」被_レ移、右取扱の儀は軍務官へ被_二仰付_一候条、彼の三箇所同官へ引渡旨得_二沙汰_一候事。

但三箇所租税運上等は是迄通其府の取扱たるべき事。

昭和二年二月二十日

こうして箱館戦争が落着くと、軍務官は更に桜井文二郎なる者を開拓御用掛とし、具体的な準備にかかった

が、六月堀真五郎は任を辞し、間もなく軍務官は廃されて、七月八日兵部省が設けられたので、石狩及び発寒、小樽内は兵部省の管轄となり、その手で会津降伏士族を移住させ開拓を図ることになった。かくて八月二十日石狩、小樽、高島三郡は兵部省の支配下に入り、石狩詰参事席、箱館府二等弁務井上弥吉は兵部大録となり、石狩を本拠としてその経営に当たったが、すでにその事業は未だ軍務官所轄の時より、大友亀太郎に命じて石狩より上川に至る数十里の測量と、移民家屋の材料の伐木をなさせ、また降伏人の若干を当別山附近や苗穂村に入れて開懇に従事し、さらに兵部省となつて同月九月、百戸四百余人を移して余市、古平、小樽、銭函等に仮住させるなど、着々その進捗を図っていた。

然るに政府は七月八日この兵部省を設けると共に、一方同日これまでの箱館府を改めて開拓使となし、機構を整備して佐賀藩主従二位鍋島直正を長官に任命、清水谷公考を次官に、島義勇、津田正臣、岩村通俊、松浦武四郎を判官とし、岡本監輔、得能通顕などを権判官に任じて、本格的な蝦夷地経営に乗出したのであった。こうして明治二年八月十五日蝦夷地を改めて北海道と称し、十一国八十六郡に分けたが、翌十六日鍋島長官が大納言に還つたので、東久世通禧が長官に任じられたのである。しかも同八月開拓使は長官赴任に先立って、全道の中樞四方控制の便ある。即ち『石狩に北海道本府を建つべき経営を為す事。』の稟議、裁許を得て、九月二十五日長官一行は英船テールス号に塔じて函館に着すると、島義勇は直ちに石狩に向つたが、当時石狩は小樽、高島の両郡と共に兵部省の管轄にあつたので、止むなく十月十二日銭函に至り、同地の白浜園松宅を仮役所として本府経営に着手したのであった。

この石狩本府経営について最も遺憾とするところは、すなわち開拓使と兵部省の藩閥抗争であつた。このためわが石狩町の発展を大きく阻害する要因を招来している。それはどういふわけかというところ、開拓使の設置にあたり政府は長官の地位を各省の卿と同等におき、本道の政務一切を統轄する権限を与えた。したがって道内に支配地をもつた各藩はいずれもその指揮を仰がねばならなかったが、兵部省はそれと同等の地位にあり、当時維新の

改革で藩籍は奉還したといつても、未だ封建的な藩閥感情が厳然として残っていた。ことに開拓使は佐賀藩主であつた鍋島直正らが創立に当り自ら長官に任じた關係上その下僚も島判官をはじめとして佐賀藩士が多かつた、一方兵部省は長州藩士大村益次郎が兵部大輔で、その開拓は同藩の堀真五郎によつて計画され、同じく井上弥吉がその局に當つていたから當然対立すべき運命にあつた。

しかも兵部省がすでに石狩に会津降伏土族を入れて経営している同一地帯に、事前の會議もなく、開拓使にも本府經營の稟裁を与え且つ会津降伏人の取扱を許したことは、まさに政府の失策で、これがために兵部省はすでに移した会津降伏人の処分に困り、一時その全部を小樽に滞在させ、更に別に札幌に代る当別の地を選定して、伐木に着手し新に此処に收容する計画を立てる等、すこぶる大きな齟齬を來し、石狩、小樽等に駐在する兵部省吏員等の内心は誠に穩かならぬものがあつた。

こうしたことで、開拓使と兵部省はアイヌ人撫育の上でまず暗闘が生じた。島判官が札幌に來た頃は、札幌には酋長イコレキナ、シャクンコトニ(今の北七条西七丁目附近)には琴似又市、發寒にはコマンタ等が酋長として小部落を形成し、上川郡にはグウチンクロというものが總酋長としていた。そしてこれらのアイヌ達は毎年七月から十月まで石狩役所に出稼して、その勞働賃の精算を受けて越年中の食料を求めて各自の住所に帰り、十二月から翌年の春まで狩猟に従事し、熊の皮、熊胆、狐皮、獺皮等を獲つて、これを石狩役所に持つて來るのであつた。したがつて上川アイヌ達は石狩川が結氷すると食料その他の運搬に支障を來し、部落全体の生活にも及ぼすので、例年結氷以前に勘定を済ませて歸るようになつていた、ところが明治二年兵部省の役人は、婦村の申渡の期を誤りく結氷後辛うじて身を以て婦村させたばかりか、その年の十二月中旬早くも番人を各部落に派遣して、

今般開拓使なる者札幌に來り、諸方開墾を為すと、就いては開拓使より輕物取纏めの為め出張する者あるも計り難し、左れど輕物は従前の通り石狩役所に納むべし、又明春より其村落を引払い各自全戸を携へ當別を以て川下へ転居すべし、此命を用いざる者には、撫育は勿論石狩川に於て鮭漁を停止すべし。

という敵達をなして、いわゆる開拓使の支配である対雁より上川に至る間のアイヌを、兵部省管轄地に移して開拓使の施設の妨害を試みたのであった。

兵部省のこの妨害はひとり開拓使の管轄を侵したばかりではなく、従来のアイヌ民族の風習も侵す結果となったので、上川総酋長グウチンクロ等は憤然として、『古來管轄の変更はあったが、こんな命令を受けたことはい。番人などの話は信ずることが出来ないから、直接兵部省に行つて聞き正し、若しそういうことならば大いに考えねばならぬ。』といつて、役士人三人を連れて雪を冒して石狩に來り詰問したが、兵部省も答に窮し『何分の詮議あるまで従前の通り心得べし』ということにして歸している。

しかし石狩に出稼中の発寒、元村、琴似のアイヌ達は、この兵部省の敵達のために十二月になつても歸らず、そこで島判官は史生志村広利を發寒に駐在させ、アイヌたちの婦村を待つて開拓使の密旨を伝えようとしたが、何日部落を廻つてもアイヌの姿さえ見えない状態であつた。ところがある日志村が酋長琴似又市の家に行つたところ、又市は留守だったがその妻と長万部から來たというアイヌが二人いたので家に入ると、又市の妻は直ちに戸外に出て歸らず、又二人のアイヌ達も日本語を知らぬような顔をしているが、長万部のアイヌが日本語を知らぬ筈がないと思ひ、そうしていうには、

『自分は又市に會つて篤と申し聞かせたいことがあつて、こうして数十回も訪ねるのだが、いつでも戸を閉ぢて會う機会がなかつた。ところが、今日初めてお前たちに會うことが出來たが、自分は札幌の開拓使の命を受けて、發寒、元村にいるものである。今度開拓使が此地に來たのは、土地を開き人民を撫育蕃植し、惡を懲し善を賞し、人民を開化に導くにあつて、ことにアイヌ人に対しては厚い賑恤の法を立てるつもりである。發寒村は札幌の管内であるから、このアイヌ等の歸るのを待つてオムシヤを行い、それぞれ手當を与えて厚く世話するつもりである。又市は若い頃荒井金助に従つていたのだから言葉なども日本人と變るところがない筈なのに、聞くところによると石狩役所の達しを受けて、石狩附近に転居するといふ噂もあるが、

お前達はまちまちな浮説を信じて悔をあとに残すようなことがあつてはならない。現在札幌に居る判官は旧箱館奉行のようなもので、その位はなお重く、石狩、小樽、高島を除く外、寿都から浜益に至る間はむろん上川、空知まで皆札幌の管轄である。開拓使の官吏も兵部省の官吏も同じように朝廷の官吏ではあるが、開拓使は此島を統轄する役所の名義で、これを捨てて彼に転居することはない。札幌には通詞はいないが、この趣きを皆のアイヌに伝えて後に悔を残さないようにする者は、又市より外にないと思う。それで又市に会つて親しくこのことを伝えたいのだが、今日はすでに日も暮れたから明朝重ねて訪ねるが、お前達が私のいうことがわかったなら、又市に伝えてくれ。」

といつて戸外に出ると、一緒に行つた杣夫が、あれは長万部のアイヌで日本語をよく知つてゐるということを聞かせてくれたので、再び戸内に入つたところ、初めて笑を浮べ又市は今夜必ず帰る筈だから、よくその旨を伝えますといふので、明朝発寒派出所に出頭するようたので歸つたのである。

又市が歸つたのは部落を引払い一同石狩附近に転居する準備のためで、まさに危機一髪の時だったが、翌朝派出所に來たので志村広利は重ねて前記の趣旨を述べ、札幌にともなつて島判官に会い、判官は大いに喜んで自ら酒肴をとらせたので、又市も趣旨を諒解し石狩附近に至つて、発寒村酋長のコマンダ等一同に話して歸村させた。そこで島判官は発寒村で約束のようにオムシャを行い、酒その他の贈物を例年の三倍に至つたので、アイヌたちも皆ことの意外に驚き、喜びと共に開拓使に帰伏したが、上川総酋長のグウチンクロも翌日コマンダ宅で前日の余酒を饗せられ、また札幌の情況を実見し大いに安堵して、ついにこれより後は開拓使の撫育を受けるに至つてゐる。

一方、島判官のこうして冬期に向つて本府設營を開始したため、官吏をはじめ多くの人夫の食糧の欠乏を告げ、ほとんど飢餓に類する状態に陥つたが、すでに兵部省と開拓使の藩閥感情は激化し、兵部省側はこれを冷視するのみか、支配地内に布達して一切の物資を開拓使に売却するを禁止する有様で、まことに惨胆たるものがあ

った。

そこで島判官にこの応急策として、かつて幕政時代石狩調役であった荒井金助の嗣子由太郎を開拓使史生に任じ、石狩篠路方面よりの買物掛として、荒井由太郎の名望を以て住民に呼掛け、さらに一月中官内の漁場請負人を廃止し、その請負人及び支配人手代等を挙げてことごとく開拓使権少主典、使掌、使部付属等の官吏に任用、或は漁業取締、収税吏等を命じ、若しその任命を辞退するものは御用達、年寄等にして収税高の年一割五分を下賜することにし、その所蔵の米、塩、味噌、縄、蓆などを買上げ、以て一時の飢餓を凌いだ、しかしこれとてまた自ら限度があった。その困苦欠乏の状況は

その内に金穀庫の在米を悉く皆食い尽したれば、今は人夫共に渡すべきものあらず、当局吏員の心配一方ならず、何とかして餓死させぬ工夫なきかと、野村少主典は金穀掛であるから島判官と相談の上、札幌村、篠路村の農家に貯えある五升芋、小麦等は勿論何でも食料になる品は、一切買上げることにしたが何分農民とても、彼様になると容易に手放さない、金穀庫に在米がないとなれば餓餓の眼前である。人氣も常の様に静かでない、何となく物騒しくなるので自分の貯蔵の食糧を売れば、自分も遂には餓餓に迫りはしないかと心配するは人情なれば、種々手を替え品を替えて説論に及んでようやく幾分かづつを買上げる、彼所で一俵此所で一俵と集めるので容易の業でない、一方には幾百という人夫を抱えている、実に其惨状は口にも画にも書れない、彼様にして集むる事なれば充分渡す事が出来ず、毎日五升芋などは一人に五合位しか渡らない、人足の中には随分不平を唱うる者もある、これも一一説論しなければならず、その混雑は非常なものであった。この五升芋で生活したのは、独り人夫共ばかりでなく島判官以下一人として食せぬ者はない。

と、札幌資料にあるが、篠路及元村等の農家につき、その所蔵の馬鈴薯を徴発し、一人につき一日五合宛を附与して、僅かに飢を凌いだ、当時馬鈴薯の価格が騰貴して、二斗樽入二樽を以て一俵となし、金貳円を出すに至り、募集人夫等の意気も阻喪してようやく逃亡する者も多くなった。

ここに於て開拓使の官吏に任じられた請負人等も、最早や坐視するわけにゆかず、余市の林長左衛門等が卒先して、自己所蔵の大倉庫二棟中の解放米及び蝦夷乱準備米一棟を解放して送ることになったが、その模様は、

林長左衛門が自分の米を開拓使に渡す事に取極め、自分の人夫で札幌まで運ばせたが、何分沢山の米なれば容易の事でない、開拓使でも米を出させた上運搬まで長左衛門にさせるのは気の毒だといふところから、後には余市より銭函まで船廻となし、銭函より札幌まで開拓使の人夫に背負はせる事としたが、当時人夫を雇うにも人がない、大工、家根屋はそれぞれ仕事があつて米の運搬には使われない、其処で諸場所から伝馬を付けられて、余つた人夫に背負わせる事になつて、毎日二三百人が札幌から銭函に至つたが、此伝馬を付けられたのは、漁場の出稼人へ賦役を申付けて、三十日五十日は必ず来て働かねばならぬ事になつて、いたので、其日当は一日米一升味噌三十匁銀一分と極つていたので、斯くして銭函から札幌迄米二斗宛を背負つて来る、何分明治三年の春なれば雪尚深く、吹雪の時はその困難は一通りでない、最初に雪踏みをなし、八升入の醬油樽一個を背負い、カンシキをはきたる五六人が先頭する、その後から二斗米を背負うた百、二百人の者が進む、天氣のよい日は一日に札幌銭函間を往復するが、吹雪の時は途中で三四日も泊る事がある、此時は背負うた米を食うから札幌に着いた時は、大分米が減じている、此時の苦勞は突に容易な事でなかつた、又此時困つたのは鳥でこの鳥が漁期中は浜方へ出て食事を捜しているが、雪中は食物がなく餓えている所に、二百三百という人が米を背負うて通るから、其米俵の上に二羽も三羽も来て嘯む、跡から行くものがこれを追うが平気で突いている。これには人夫共も閉口したものだ。(札幌資料)

このような苦心に苦心を積ね積雪を侵して、人の背と馬によつて漸く札幌に運搬して、僅かに本府経営者の飢死を防いたのであつた。

以上の実情から島判官も東京の岩村、松浦兩判官宛に、兵部省石狩役所の井上弥吉の心得違ひを訴え、三條・岩倉兩公を初め大久保・福島の兩參議にも談じて、小樽・高島二郡を開拓使に附せられんことを申し送つてゐる

が、十二月ついに次の稟請を行って聴き入れられた。

兵部省支配罷免外一件の稟請

北海道の内九郡兵部省支配被仰付候得共、諸手々に相成候ては双方開拓の手紛と可相成に付、兵部省支配被罷免、開拓使へ被相属候事。

一、九郡の内三郡別紙の通松平慶三郎へ簡轄被仰付度事、但、降伏人共慶三郎へ御引渡被仰付度事。

一、兵部省より北海道出張の官員開拓使へ転職其儘在職被仰付候事。

かくして明治三年一月八日石狩、小樽、高島三郡の兵部省支配を罷免して開拓使の管轄に属させたが、しかし島判官の本府経営は極めて専断で放漫な行動は、やがて東久世長官の感情を害し、ついに二月十一日大学少監に任じられて転ずるに至った。

開拓使と兵部省の引継は同年四月に行なわれたが、その内容は開拓使「部類抄録」附集にくわしく、それによつて見ると、

引継目録

一金一万二千三十兩

右役所入費として大蔵省より借用運上取立金を以て追々返済可及也

一金九千百三十九兩二朱

右賃金上納に付拝借金下渡証

内金四千五百八十兩二分二朱

〃金四千五百五十八兩二分

一贖金九千百三十九兩二朱

右両所取調上納金

小樽
石狩

内右同断

一金二千両

右貸下証書

一金三千五百両

本陣 平原幸市
降人 落合経三郎

阿妻 太部

右新渴え注文釘代品代帰着の上精算の事

一金二百四両一分二朱

右延鉄五十五個平原幸市預り

一金三百三十七両一分二朱

右札幌家作十軒材木三百石柱三十丸内金渡別帳添

一金千五百六十九両永二十一文三分

右同切開入費仕訳帳添

一金千両

松前塩田作左衛門西川準兵衛

右牧野清四郎帰着の上証文差出べく

一金八千九百八十両 秋田家作二百軒

内渡金、同所岸野新太郎へ

一金二百両

杉板五千坪買入手金トシテ渡

右牧野清四郎帰着の上精算の事

一金五百両

大橋権少丞

左巳十一月月給路費中勘トシテ拝借帰樽の上精算の事

第三編 石狩の歴史時代

一 医器械並藥品残 病院一ヶ所

右別帳添

一 諸品仕入拂殘品帳 品会所一ヶ所

並に会所道具帳

貸付不納帳

品貸帳

一 玄米四百五十七石八斗八升六合五勺一才

扶助米殘石、此俵千百七十四俵と二升六合五勺一才

一 白米十四石と六升

此俵三十七俵

内 玄米十石五斗七升六合四勺 石狩役所

白米十六石一斗三升九合 返済分

一 降人四百三十一人

内四百七人小樽住、二十四人石狩住

鈴木為輔四月二十九日東京へ出立

収納役所

一金三千百八十九兩永百三十一文五分収納

内金二千六百兩

平原証文

内金四十九兩一分永六十文二分

村方証文

内金十三兩

小使頭平八貸

内金三兩二分

材木代金

ノ金二千六百六十五兩三分永六十文二分

差引

残金五百二十三兩一分永七十文七分

有金渡

一金五百七十三兩一分永二百十三文八分

役々手代小便品代貸付帳

一玄米二百五十四石一升一合

臨時米

内二百五十三石一斗七升九合

村方証文

〃九斗三升二合

有米渡

一残品調書

一編

一諸調目錄

二編

一高島引繼書類

二襖

右之通御引渡申候也

明治三庚午歲

井上兵部大録 印

四月十七日

桜井兵部大録 印

岩村開拓判官殿

第三編 石狩の歴史時代

三三二

残金引渡目録

記

一金七千兩

右之通御引渡申候已上

明治三庚午歲

井上兵部大録 印
桜井兵部大録 印

岩村開拓判官殿

石狩序引繼目録之内金穀之分拔書

石狩役所金御引渡目録

合金四千百二十六兩三分永五十四文六分

内訳

金五百八兩三分永二百十八文八分

役所金有高

高金千三百兩一分永二百四十一文四分

船々直艫役金有高

金六百兩一分永二百四十一文四分

賃金

内金三百兩

外二
金七百兩 石狩役所操替

金三千七十七兩一分永九十四文四分

口々貸付追々上納可相成分

金二十五兩 杣福藏註文材木の内貸渡追而取立可相成分

右之通御引渡申候也

明治三年年

四月

岩村開拓判官殿

井上兵部大録 印
桜井兵部大録 印

御 備 米 調

一 高米四百九十五俵

石 狩

此石百七十九石八升

一 玄米百十二石

高 島

右之通御座候

午四月

材 木 引 渡 目 録

覚

一 材木二万三千三百八十八石二斗八升

内

第三編 石狩の歴史時代

第三編 石狩の歴史時代

三三四

一万九千九百五十五石五斗一升 大 材

代金六千五百八十五兩一分永六十八文三分

三千四百三十二石七斗八升 小 材

代金千五百四十四兩三分永一文

一板三百四十三坪一合一勺六才

代金百七十一兩二分永五十八文五分

一小家骨五十七軒

代金二十八兩二分

山子共引継之分

一材木八千八百石

代金二千九百四兩

内

金千八百五兩永二百三十九文六分

山子引継

是迄渡金高

一金千百七十一兩三分永二百三十文九分

与助安之助へ渡越金

大工引継

一家作二十七軒

代金二千七百兩

一板藏一棟

代金西五十兩

外に

金五兩二分二朱 人足十五人木材取扱入費

二口

代金二千八百五十五兩二分二朱

内

金千六百二十六兩一分二朱永百六十六文六分

是迄渡金高

石狩役所

一材木四千石

右之通正ニ御引渡申候 以上

岩村開拓判官殿

と、誠に當時としては尨大な引継を終っているが、若しもこうした藩閥の軋轢がなく、かつて松浦武四郎が構想した如く、札幌を京都とし石狩を淀川に見立てた本府建設を順調に押し進められたならば、恐らく石狩町の現在も今日とははるかに違った発展を見たであろう。思えば大きな犠牲であった。

第四節 政府の石狩場所取扱

北海道における場所制度について、維新政府は明治二年九月、従来の場所請負制度の弊害にかんがみ、到底新政と兩立すべきにあらざるの故をもって、施政の第一歩に当り、断然請負人を廃止することに決し、すなわち
当今、版籍返上相成候御時節柄、従来商人の身として諸場所土地人民を始め請負支配し居候哉、名分に於て

宜しからず今般廃され候。然しながら撫育米を始め漁獵の諸品等、にわかに引揚げ候ては差支え候儀も有之候に付、現業の処は年々漸々に変革致し候様仰付わされ候条、心得違いなど致さざる様下々の者共へもわざわざ申達すべく候事。(二年九月二十八日布達)

という令達をして、場所を返上させその独占を打破し、全道沿岸の漁場を開放し、一般人民の企業に便宜を与えることにしたのである。

しかし石狩はすでに安政以来幕府が請負制度を改革して、出稼制度をとっていたので、改めて請負人を廃止するなどの必要はなかったのかかわらず、明治二年六月兵部省石狩役所詰役人小山房一郎は、原文十八条に亘る諸取扱の伺書を提出しているが、その中に「阿部屋伝次郎請負免ぜられたき事」の一件がある。これは如何なる事情かという点、明治元年十月幕府の判乱軍榎本武揚等の一軍が松前城を襲撃して来た。松前家ではむろんその鋭鋒に当ることが出来ずして一時江差に遁走し、十一月には同城も陥落したので、村山家七代金八郎は病中の主君松前徳広の跡を追って江差に向ったが、すでに松前家では海を渡って青森に去った後なので止むなく福山に帰った。然るにこの月反乱軍は戦捷に乗じ福山裁判所なるものを設け、村山伝次郎を召喚して石狩の請負を命じ、運上金として金二千五百両を即納すべき旨を突然に申渡された。これは村山家にとっては実に青天の霹靂で急遽のことでもあり、進退はとんどきわまって強いて辞退をしたが聞届けられるところではなく、ことに当時の人心は極めて粗暴で殺氣に充ちていた折柄だけに、一步誤ればどんな事に遭遇するかもはかり知れない危険な状態だったので、伝次郎は是非に及ばず困窮の間にようやく苦策をめぐらして、六百両の金を借入れて即納したのであった。

こうしたことが恐らく阿部屋が賊軍に氣脈を通じたという忌弾にふれ、前記罷免の伺書となって現われたものと思はれるが、翌二年官軍が下向して松前城を回復すると、同九月金八郎は元席中之間仰付けられたが伝次郎は、六百両即納の廉で不審を受け、函館表に召出されて糾問を受けるばかりか、この糾問中に石狩本陣は出稼人

山田文右衛門へ取扱を仰付け、附屬物品共ごとく同人へ貸与し、倉庫及び小樽、高島、厚田の各出稼鯨漁場をも封印されてしまったのである。しかもその後糺問が終了して封印は解除されたとは言え、石狩、高島、厚田の漁場は引上げられ、僅かに小樽鯨漁場出稼の営業だけという有様になったのである。

その頃の石狩はどんな生活をし、どんな産業状態であったか、明治三年八月石狩の町役人から開拓使に提出された、「庚午年・石狩郡諸調」によると、

石狩演舌書

一、石狩場所の義は鯨漁はこれなく秋味鮭のみの場所にて、去る午年（安政五年）以来手場所に相成り、出稼人へそれぞれ漁場割渡置き、年々取揚高に随い歩合役取立申候、尤手網も相仕立漁事仕来り、右魚は年々廻船へ売払い、尤兼て約定取組置き、米塩其外漁事に相用い候品又は土人撫育品等注文申付、春度積下り、石目に寄り正金をも相納めさせ申候、且つ秋下りの節も注文品積下り候はば、鮭荷物約定高相渡し決算致し、翌年の約定を兼て差金百石目に付、金拾八兩づつ相納させ申候。

一、秋漁業は詰合役に川筋通り番所々々に相詰め、日々漁業人共水揚見届け記載致し置きテッキ（此義は生魚取扱所申す旧称に御座候）番所へ差出し、同所にて惣体の役魚改方は勿論船々渡方等に至るまで総轄致来候。

一、土人共義は年々持場定め居りそれぞれ漁事致し日々テッキ番所へ差出申候、尤定直段これあり買入申候、右定価又は漁事に付取らさせる品等は委細土人撫育調に記し置候。

一、土人共撫育筋の義は先前松前家引継の元請負伝次郎取扱向に基き、猶一際憐愛を加え買入品定価も格別潤益相成候様仕法替致しつかわし候、取らさせる品も同様格段加増致しつかわし申候。

一、漁業に付取締役、帳場役以下番人共、手揚品初年抱入取扱させ申候委細別帳にて演舌仕候。

一、当地は鯨漁これなき土地に付、小樽領の内一ヶ所高島領の内一ヶ所出張漁場取立て置き、年々番人並に

稼方土人差遣し漁業致させ、取揚荷物は時相場を以て、出役立会の上船々へ相払申候、且つ土人共相用い申候飯料の鯡等は石狩へ運送致させ置き、申出で次第貸渡申候。

但本文高島領の内漁場一ヶ所の義は当年新市場所の義に御座候。

一、土人共取遣し候節は定め給料相与え日々介抱と唱え、米並に濁酒等与え、年中出産皮類其外相納め候えども、定価を以て買入れ年分の総勘定は、秋漁しまいの上会所において役々立会の上、納品又は貸付つかわし品共逐一調べ致させ、勘定相決し先方好みの品、米、酒、反物、雑具等取らせ申候、尤其年により差引勘定相立たず候ても、明年の生活方は差支えなき様物品貸つかわし候義に御座候。

但し皮類定価を以て買入方其外土人撫育帳え記し置き候。

一、直場所建物を始め役々住居、番人小屋、漁所修復又は新規取立等の節相用い候諸材は、石狩領山々より伐出申候、右伐出候義は拙共え申付け百石に付代金何程と取極め、手間賃渡方仕候、此遣用の薪炭はそれぞれ稼人より買入尤先方願に寄り仕入をし取交相渡申候。

一、土人共義秋漁事相済し銘々居場所へ立戻り候節は、番人共の内一人を差添え米、塩、噌其外土人共必要の諸品積入れ、川通り相登らせそれぞれ居場所へ安住、冬中熊獵其外鳥獸を狩立て、翌年中春の頃より追々下山致し、熊胆皮並に狐獺等の小皮、真羽等相納め候に付、それぞれ定価を以て買入ことごとく取集め、追々秋漁仕舞勘定致しつかわし候、委細土人撫育調帳え記し置候。

一、土人ラムシャと唱え年々初秋の頃役土人共一同呼出し、個条書を以て法度筋申渡し、酒食等取らせ仕来りにこれあり、右品定員数委細の義は、土人撫育の賑え奉載致し置候。

一、漁場手当の義は是まで其年の手漁事並に土人網の分、其総高の割割方払代積に致し、役々並に取締役以下番人末々まで手当差遣候義、旧幕以来の定例にこれあり、且鯡漁場の義も同様に有之候。

右の通及御演舌候 以上

午八月

と、当時の産物取集めの方法やアイヌ人の取扱方などをくわしく知ることが出来る。また詳細調をあげると、

石狩領里数調

シユッフ 一里 厚田・石狩境

石 狩 二里三町三十間

フンベムイ 一里十六町三十間

小樽内川 一里 石狩・小樽境

銭函 一里八丁

ホンホキ 三里

ハッサフ 二里二十一町

右之通

午八月

トヨヒラ 二里半

アシベツ 二里半

シユマッフ 石狩・雄物境

ヒトエ 四里卅四丁 但川筋通

ツイシカリ 四里卅三丁 前同様

シユマッフ 五里

役土人名前調書

石狩惣乙名 サヒテアエノ

〃 クウチンコレ

〃 シレアエノ

〃 シリコフツネ

〃 イナヲサン

石狩惣乙名 サケエタラ

〃 シリカンチュ

上川小使 イカシトシ

〃 カンナノミ

〃 レヌシハ

第三編 石狩の歴史時代

三四〇

上川小使	インチュウ	中川乙名	トミハセ
〃	シトレンテ	〃	イソラン
〃	ケセアマ	中川小使	イナヲカントリ
〃	イチシテ	〃	センラマ
中川乙名	セツカウシ		二十九人
右之通御座候	以上		
午八月			

石狩秋味鮭引揚ヶ処並歩役取立方調書

三割役

一、字シュップ

松前出稼

山田文右衛門

同

一、字浜中

古平出稼

得次郎

一、字同処

御手網

一割五分

一、字ホリカムイ

山田文右衛門

但是は三割役取立べき処本陣通行取扱所在に付右入費為に半役免税相成居候

三割役

一、字ワツカオイ

一、字テイ子イ

一、字フルウ

一、字ヤウシハ

山田 文右衛門

御手網

土人網

同断

但土人取獲の魚は定直段有之買入申候

委細は土人撫育の廉え記し置候

三割役

一、字マクンベツ

石狩永住

利右衛門

同

一、字マクンベツ向

石狩永住

兵衛

卯兵衛

同

一、字モシンレツフ

石狩永住

幸吉

同

一、字中モシンレツフ

山田 文右衛門
佐藤 広右衛門

同

一、字下モシンレツフ

小樽 取扱

平原

一、字シビシビウシ

幸市
土人網

第三編 石狩の歴史時代

第三編 石狩の歴史時代

三割役

一、字上シビシビウシ

同

石狩永住
箱館出稼

周吉

一、字ヒラカヤウシ

一、字下トウヤウシ

三割役

一、字ウツナイ

同

箱館出稼
佐藤
石狩永住

広右衛門

一、字下ウツナイ

同

萬六

一、字上ハンナクル

同

山田
小樽出稼

文右衛門

一、字中ハンナクル

同

石狩永住

石五郎

一、字 同処

同

小樽出稼

新蔵

一、字下ハンナクル

同

箱館出稼

源次

一、字上トウヤウシ

同

金兵衛

一、字下トウヤウシ

同

一、字上サッポロ

一、字下サッポロフト

一、字オタヒリ

三割役

一、字下オタヒリ

同

一、字ヘケントシカ

二割役

一、字ヒトエ

山田

文右衛門

石狩永住

常太郎

同

一、字ホンヒトエ

石狩永住

常太郎

同

一、字同処

山田

文右衛門

同

一、字トエヒリ

石狩永住

卯兵衛

同

石狩永住

第三編 石狩の歴史時代

第三編 石狩の歴史時代

一、字トウヘツフト

同

石狩永住

莊兵衛

一、字タンネヤウシ向

同

作次郎

一、字タンネヤウシ

同

山田文右衛門

一、字トママタイ

同

前同人

一、字下向

同

前同人

一、字下向

同

前同人

一、字ツイシカリ前浜

同

前同人

一、字上向

前同人

右之通り尤年々入狂も御座候 以上

午八月

御手網調

浜

一、鮭 網

五百二十間

一枚

同

一、同 古 網

九百九十間

二十二枚

同

一、同 袋 網

百五十間

二枚

同

一、鮭 古 袋 網

三百六十間

五枚

字テイ子イ

一、鮭 網

千八百九十二間

八枚

同

一、同 袋 網

三百六十二間

六枚

浅利出張所

一、鮭 網

二百九十間

二枚

同

一、同 袋 網

二千二百六十八間

七枚

シクスシ出張所

一、鮭 網

百四十五間

一枚

同

一、同 袋 網

千九百四十四間

六枚

第三編 石狩の歴史時代

第三編 石狩の歴史時代

船員数調

一、番 船 一 艘

一、筒 船 一 艘

一、鰯 船 三 艘

一、三半 船 三 艘

一、保津知 船 九 艘

一、磯 船 八 艘

一、丸木 船 十二 艘

右之通御座候 以上

午八月

鮭漁場並永住出稼船持調書

総船数 合百三四艘

内

三半、保津知取合 五十艘

丸木 船 四十九艘

磯 船 三十五艘

右は鮭漁場網持並永住出稼船数調奉書上候 以上

午八月

石 狩

御 役 所

以上の如く当時石狩漁場のアイヌ人は、その役土人の所在から見ても、上川管内中川地方まで含まれ、また漁場は御手網二統、十一人網六統、石狩永住人網が十三統、出稼人網が二十三統、合計四十四統建てられ、御手網及び土人網の漁獲は総べて定められた値段で役所が引取り、出稼及び永住の産物は二割及至三割を場所によって租税として納入するのである。この年産高は

石狩産物石高凡見込調

千五百石 手網

千五百石 土人

貳千石 役魚

一、蛙 凡五千石目

御手網並土人網とも

一、鱒 凡百石目

是は御手網並土人網の外出稼人無御座候

右之通り御座候 以上

午 八 月

楳袋網	桃皮	楳皮	ワツカキフ	アシナリ	アフミケ	綾キナ	並キナ	厚子	外割鱗	鱒	荒卷鮭	秋味鮭	産物買入直段書	飼熊皮	下胆	中胆	上野熊胆	下皮	中皮
三寸六十目、長二尋半	二十貫目に付	二十貫目に付	一枚	一枚	一枚	一枚巾三尺二間もの	一枚	一反	四束に付	五束に付	六束に付	二束十本に付		一枚	〃	〃	一匁に付	一枚	一枚
一把	代	代玄米	代	代	代	代玄	代	代	代	代	代	代玄米		代玄米	代	代	代	〃	〃
代造米	〃	八升入	〃	〃	莧	米	莧	〃	〃	〃	〃	八升入		八升入	米	莧	莧		
一俵	一俵	一俵	半把	半把	半把	二俵	二把	一俵	一俵	一俵	一俵	一俵		一俵	小半把	半把	一俵	二俵	二俵
二把														五合					

一 脇 網 三寸二分六十目、長三尋半一把 代造米 一俵
 一 脇 網 五寸六十目、長三尋半 一把 代 蓼 三把
 一 荒手 網 一尺六十目、長二尋半 一把 代 " 二把
 一 上 川 船 一艘 巾三尺より四尺まで 代造米十二俵
 一 中 川 船 一艘 長七尋より八尋まで 代 " 十俵
 一 下 川 船 一艘 代 " 八俵

という価格でほとんど品物によって換算されている。またこうした生産に当る外永住人や出稼人の漁場に雇入れられて労働する者もあり、それらの給料は

雇土人給料

一、八升入造米	四十俵	役土人年中給料
"	三十俵	上男土人前同断
"	二十五俵	中男土人同
"	二十俵	下男土人同
"	二十五俵	上女土人同
"	二十俵	中女土人同
"	十九俵	下女土人同

右之通

午八月

とあって、はるかに前幕府時代から見ると優遇されている。それはこれらアイヌ人の取扱については官設の取締役其他が置かれて厳重な監督をなされたもので、当時この役人は、

取締役並以下番人壹年給料調		
一金七十兩	取締役並	佐々木 勝藏
一金四十兩	物書役	増川 菊次郎
一金三十三兩	同	横山 初太郎
一金四十兩	出人世話役	玉川 啓吉
一金三十兩	同	赤田 徳四郎
一金二十兩	勤務人頭	田付清左衛門
一金二十兩	勤番人	平四郎
一金十九兩	同	良吉
一金十九兩	同	久兵衛
一金十九兩	同	与助
一金十七兩	同	治兵衛
一金十七兩	同	熊五郎
一金十七兩	平番人	文七
一金十七兩	同	弓吉
一金十六兩	同	吉三郎
一金十七兩	同	孫作
一金十四兩	同	善太郎
一金二十二兩	番人大工	泰作
一金二十三兩	同	作次郎

一金十兩	定	雇	龜吉
一金十五兩	同		吉太郎
一金十六兩	同		平吉
一金十五兩	同		勇吉
一金十五兩	同		市之助
一金十五兩	同		倫吉
一金九兩	同		札吉
一金十五兩	同		重太
一金十二兩	同		伊三郎
一金十兩	同		平藏
一金四兩二分	同		国太郎
	同		定五郎

但此者儀は今般抱入申候に付給料定め致さず追而働方見届候上相定候積の事
右之通に御座候 以上

午 八 月

と、それぞれの給料で三十一人の者が当っているが、そのアイヌ人撫育の方法も従来の慣習を守って行なわれ、これがまたこの時代金銭を以て支払いということのなかった當時に於ける、年中行事として労働賃金以外に支給された賞与のようなものである。その方法は、

年中上人へ差遣品調書

一、清酒 五合

濁酒 五合

雑煮餅

一、清酒 五合

一、清酒 二合五勺

濁酒 五合

餅 五切

一、清酒 五合

濁酒 一升

一、清酒 二合五勺

濁酒 五合づつ

一、清酒 五合

濁酒 五合づつ

一、清酒 二合五勺

濁酒 五合づつ

一、清酒 二合五勺

濁酒 五合づつ

一、清酒 五合

濁酒 五合づつ

正月元日居合役土人へ差遣す 但役所入用

居合役土人へ元日御礼の節差遣す 但役所入用

正月居合土人セカチ迄差遣す 但役所入用

正月十五日居合役土人迄差遣す 但役所入用

前同断居合平土人に差遣す 但同断

五月節句の節居合役土人へ差遣す 但同断

前同断居合平土人へ差遣す 但同断

上川、中川土人共登り下り兩度差遣す 但同断

七月十五日居合役土人へ差遣す 但同断

一、清酒 二合五勺 前同断居合平土人へ差遣す 但同断

濁酒 五合づゝ

一、清酒 一樽 川根普請仕舞の節に差遣す 但同断

濁酒 二樽 人数十五人普請仕舞の節に差遣す 但同断

一、清酒 二升 秋味漁業中三度カムイノミ一流に付右の酒差遣す、但同断

濁酒 二升

一、濁酒 二升 網結始の節出来相成候節一流づゝへ差遣す 但同断

一、清酒 一升 秋味十束引立者へ祝として差遣す 但同断

一、清酒 一樽 山道普請の節に出来に相成候節差遣す 但同断

濁酒 一樽

一、清酒 五升 一番初蛙として差出し節差遣す 但同断

一、清酒 四升 二番同断、但同断

一、清酒 三升 三番同断、但同断

一、清酒 五合 秋味漁業仕舞の節網一流に付、役てひらに差遣し外にケリ二足納入の節差遣す 但同断

一、清酒 五合 土人出生の節に差遣す 但同断

染木綿 一反

一、清酒 五合

濁酒 四升

地廻蓑 一把 土人死亡に差遣す 但同断

玄米 一升
 白木綿 五尺
 紺木綿 五尺
 一、濁酒 一升
 一、清酒 五合
 濁酒 五合
 地廻蓑 二把
 一、清酒 五合
 濁酒 一升
 一、清酒 二合五勺
 濁酒 五合
 一、古手 一枚
 玄米 五升
 一、古手 一枚
 玄米 二斗五升
 一、綿入古手 一枚
 一、玄米 八升
 一、玄米 八升
 一、玄米 五合
 濁酒 二合五勺

土人勘定仕舞に惣土人に差遣す 但同断

居合役土人弁務交代に差遣す 但同断

役土人鯨場引払の節差遣す 但同断

鯨場引払の節平土人に差遣す 但同断

八十歳以上の者へ年々勘定の節に差遣す 但同断

鰯寡孤独の者へ前同様差遣す 但同断

七歳未満の者に年々勘定の節に差遣す 但同断

土人一人に付小皮類十枚以上差出し者へ勘定の節代料の外右手当差遣す 但同断

熊胆十匁以上目形有之節代料外手当として差遣す 但同断

雇相勤候者給料の外一人に付介抱の為め日々差遣す 但同断

秋味漁業中代料の外日々差遣す 但同料

一、玄米 二合五勺
濁酒 二合五勺
右 の 通

午 八 月

とあつて、正月や節句、或は川普請や漁業の初め終り、または出生、死亡、その他八十歳以上の者や七歳未満の幼児にそれぞれ酒や米や古手（古着類）などを与えている。さらに

一、清 酒 五 合
地廻 苧 一 把
御廻浦の節に居会役土人一人前に付右の通所下相成候

一、清 酒 五 合
地廻 苧 一 把
当所重役として御詰の節は御着並御帰も同断下され

と、高官の巡視の節や詰合役員の赴任や転任の際にも、こうした給与があり、ことにオムシヤと称し毎年場所内の総アイヌ人を集め、掟書などを読聞かせ、後に酒その他を取らせるお祭のような行事があるが、これには、
ラムシヤの節差遣す品

一、清酒五升入一樽
地廻 苧 二 把
トクヒタ、上ツ、上カハタ、下カハタ、シュマムフ 右五ヶ所に五升二把つつ
差遣す

一、清酒五升入一樽
造米八升入一俵
糍 四升入一俵
役土人二十四人へ差遣す

地廻苧 二把

一、清酒四升入一樽

造米八升入一俵

糍 四升入一俵

地廻苧 二把

一、清酒三升入一樽

地廻苧 二把

一、清酒一石六斗二升五合

濁酒一石六斗二升五合

一、清酒 二斗九升

一、濁酒 八升

一、白米四斗入三俵

一、濁酒 三石

土産取十二人へ差遣す

漁業出精の者へ差遣す

平土人男女共一人に付五合つつ、其人数三百二十五人差遣す。

役土人並漁業出精の者に台盃を以て右含候

アサリ外一ヶ所鯨漁場相廻候者に右含候

飯に致し役土人並漁業出精の者に膳分、平土人はお椀にて一盃つつ差遣す

玄関前において役土人より土人まで差遣す

などの歓待をするのであったが、これらを総称したものが、いわゆるアイヌ人の撫育介抱である。

当時に至ってももちろん商店などはなく、幕府時代場所請負人や或は出稼人が行ったように、日用必需物資雜貨等は出稼人山田文右衛門が仕込をしているが、その品目はあらゆるものが網羅し、その一年間の需要消費高は、

五十斤
三十斤
三壠
二十箱
五百枚
二百反
五百反
二百反
三百反
五十反
五十反
五十反
五十把
十五玉
十玉
十箇
五百足
百枚

一、井	一、瀬	一、摺	一、茶	一、飯	一、並	一、土	一、皮	一、家	一、鍋	一、刃	一、長	一、草	一、草	一、附	一、灯	一、蠟	一、市	一、市	一、金
	戸		呑 茶						取		割					燭 取	山		引
盃	鉢	椀	椀	皿	瓶	針	釘	合	鉄	鉄	履	鞋	木	心	合	苧	皮	苧	

一、砂	三十枚	一、籠	提	灯	十	
一、米	五ツ	一、水	戸	煙	十箱	
一、刷	十五枚	一、大	阪	酒	十五樽	
一、砥	五十丁	一、高	張	十		
一、柄	百五十本	一、三	ツ	梔	二百人前	
一、髮	五百本	一、が	ん	陶	五十本	
一、元	三十束	一、真	綿		二百匁	
一、傘	三十本	一、鮭	網	取	合	二千五百二十間
一、弓	三十	一、鍊	網	取	合	四百間
一、筑	百枚	一、網	苧	取	合	十一個三玉
一、蝦	五百	一、薪				千敷
一、煙	二百本	一、魚	油			七十樽
一、塩	三十	一、炭				千五百俵
一、網	五十丸	一、材	木			凡三千石
一、箒	百本	一、枕				百五十九
一、麻	百足					
右之通御座候 以上						

午 八 月

と、米塩から酒、醬油、木綿糸、筆墨、半紙、髪付油の果てまで揃へて仕入れたもので、これらの品目を見ると、往時の石狩の人々の生活が彷彿されるばかりか、さながら百貨店を思わせるものがある。

出稼及び永住の漁業者には浮小物成とか伐木小役などという雑税があり、前記鮭歩役の外に雑税として徴取されることになっているその金額は

石狩郡浮小物成

一、合 船 役

銭五貫百文	巾八尺より八尺九寸迄	中 遣 船
同 壹貫八百文	巾六尺より七尺九寸迄	同 合 船
同 壹貫二百文	巾五尺より六尺四寸迄	三 半 船
同 六 百 文	巾三尺より四尺九寸迄	保 津 知 船
同 三 百 文	巾二尺九寸以下	磯 船

というようにその船の大小によって定められている。伐木小役は

伐木其外小役取立

一、材木、桎挽、楳皮、椈皮、薪

右 壹 割

一、菅、葭

右 無 役

是は売木並に他郡の者相越伐木致し候節書面の役取立て追て苗木植付入用に宛る積

留 木

一、槐、桑、オシコ木、楸、若木、シコロ木但右之木品は伐木差留候事

一、炭焼渡世のものは炭竈一ヶ所に付炭十貫目入五俵銭二貫文づつ年々相納候

一、高島、小樽村にて漁業用但つ薪其外等石狩領字小樽内川最寄山において伐出候者、当役所へ願出候には

免判下渡さる、尤右場所において改の節者役に出張相改候
というものであった。

ことに維新後の石狩は対樺太経営などもあって、官吏の往来も加わり、従来の駅逓を本陣と称して山田文右衛門が取扱っているが、それらの経費を見るに山田の代人が提出した書類によると、
本陣諸入用取調書

覚

一金千四百十五兩一分三厘	米三百五十俵と錢二十五文	中四斗入
一金七十五兩	味噌二斗入三十樽直段一樽に付金二兩二分	
一金三十七兩二分	醬油二斗入二十五樽直段一樽に付金一兩二分	
一金三百兩	薪木三百敷直段一敷に付金一兩	
一金三百五十兩	炭七百本直段一本に付金二分	
一金四百五十兩	御本陣間代一人外座敷廻り取扱帳場迄御見立掛り其外料理方飯焚馬追共、	
	数合二十二人上中下給料の高	
一金五十五兩	魚油四斗入十樽直段一樽に付金五兩二分	
一金百二十七兩	竹原塩二百俵分と錢四百文	
一金九百五十兩	一切諸繼料の高	
ベ金三千七百六十兩也		
入金凡四百兩也	御賄料人馬賃錢共一ヶ年分	
入金五百四十一兩一分二厘と錢三百二十九文	昨巳年秋味噌鮭漁歩役一割御用捨分、直段凡百石目に付金	

七百兩見込

ベ金九百四十一兩一分二厘と錢三百二十九文

右之通当本陣諸入用調書一ヶ年分乍恐以書面御届奉申上候 以上

明治三年 石狩 御本陣持

八月

代 山田文右衛門
久五郎

石狩

御役所

また、人馬繼立の一年間の状況は、

人馬調書上

覚

一、人足二百人

増人足四百人

ベ人数 六百人

一、馬四百五十疋

増馬 四百疋

ベ 八百五十疋

前同様繼立

右之通当本陣馬繼立一ヶ年奉書上候 以上

午八月

御本陣扱

代 山田文右衛門
久五郎

石狩御役所

とあって、その人馬往來の頻繁さを物語っている。尚この頃本陣には馬四十八頭が備えられ外に牛五頭が置かれている。

また石狩には町役人というのがあって、

一ヶ年 金拾兩 石狩永住

同 金八兩 同

同 金五兩 同

がそれぞれの手当を支給されてこれに当り、官設建物としては、

一 役所政会所 壹棟 一 役宅 十二棟

一 西会所 壹棟 一 番人居宅 七棟

一 鍛冶細工場 壹棟 一 鮭番家 壹棟

一 武術稽古場 壹棟 一 同番所 三棟

一角 場 壹棟 一 神所 三棟

一 板藏 二十五棟 一 伐木所扱所(小樽内川) 壹棟

一 茅藏 十棟 一 小休所(浜中) 壹棟

と、すでに六十八棟もあり、さらに警備用として御備武類が、

一、ミニエール炮 十九挺 一、帶留 六本

一、ケウエール炮 十一挺 一、三ツ又 二挺

一、和流炮 十四挺 一、万力 四挺

一、明乱 三十六 一、鑄形 五膳

が緊急の場合に備付られているが、これが明治三年頃の石狩町の現実の姿であった。またこの年八月此地を訪れた米沢藩士宮島幹の手記「北行日記」によると、

八月十五日小雨

辰の刻頃馬にて小樽内を出立し「カツチナイ橋」あり、坂を越えてクマウシ小川あり、此処より海岸と山路の両道あり、海岸は巨岩ありて馬にて通行危しとて、余等は人路に懸る余程難所なり。海岸は山水の絶景なるよし、坂を上り下ること二里ばかりにして、海岸レフンツカ、ウタスツとの間に出つ、この辺より銭函迄人家続きなり、行く十町ばかりにして橋あり、此処ウタスツと銭函の境なり。又行く三、四丁にして銭函通行屋あり此処にて昼餉す。当所迄小樽内支配の由ウタスツ・銭函を合せて人家七十軒土人は一人も住居せざる由、当所は鯊ばかりの狐の由、当年は八年以来の狐の由にて三千石程の狐ありしと。当所通行屋にて開拓権幹事供廻り兩人、外に妾一人召連れ来るに出合マシケへ行くと云う、此処迄は小樽内より三里半。昼餉否や出立一丁ばかりにして右の方に札幌街道あり、行く二里半にして小樽内川橋あり巾十間余、人家三四軒当時橋の掛替にて通行ならず、川に傍いて下る三丁ばかり汐の中を漕ぐ事一丁ばかり、汐打ち来れば馬驚き

横に走る汐馬腹に及ぶ、又行く二里ばかりにして夕方漸く石狩駅本陣へ至りしに、権幹事止宿のため御宿六ヶ敷とて、弁天町越中屋へ止宿、銭函より五里半此日の行程凡九里余。

今日弁天の祭とて灯籠を所々へかけ、町中至って賑はし、当所は鮭ばかりの猟にて外には猟のなき故、春は鯉場へ出稼に來り秋ばかり繁華の由、最早や秋鮭の節に相成り追々賑やかになりしと云う。

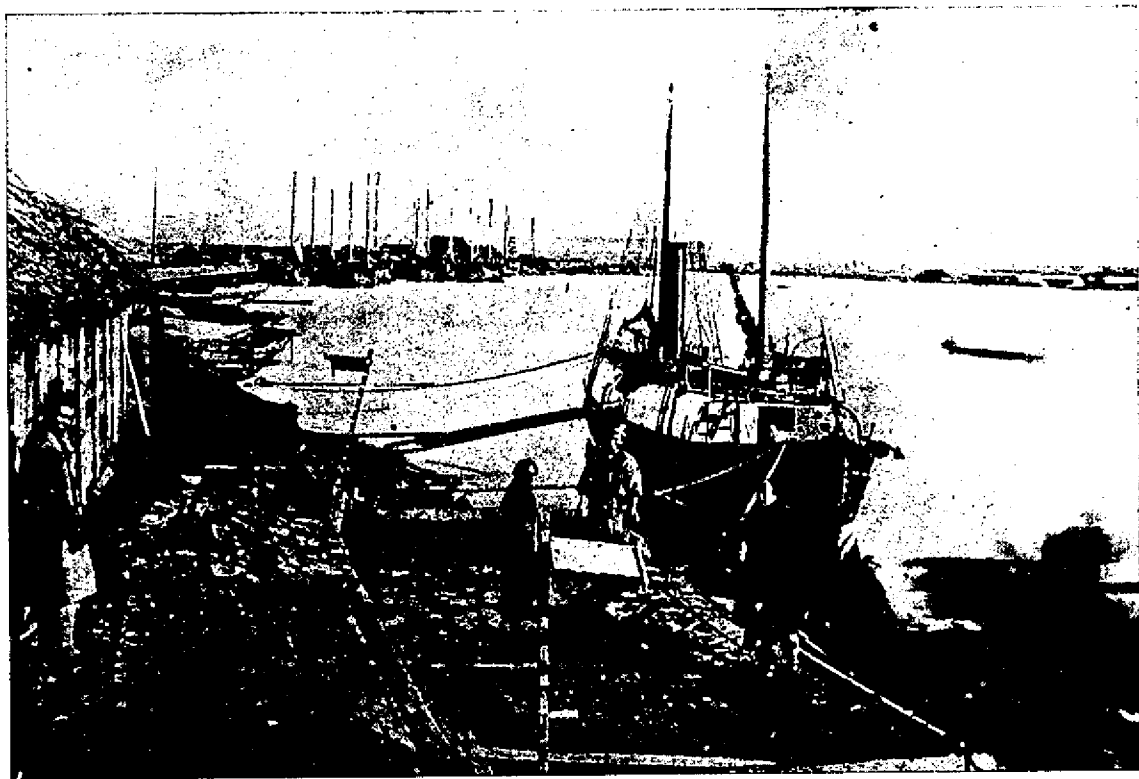
銭函より当所山際迄六七里の間曠々たる原野にて、奥へ開け山一切見えずして深林なり、此辺より東海岸ユウフツ迄大きな山も三十里余、如天深林あり、又開けたるところ処々にある由、土地極めて肥沃にして畑作物至って宜しき由なり、当所は開拓使持の由、外務省局等も有之至て繁華なり。今日は十五日なり雨に打たれしまま酒を命じ大酔。当所へ参り候処いづれの間違いか小樽内より先觸状達せず、甚だ不都合なれども本陣の案内にて止宿す。

石狩川手前に人家百二十軒、酒樓妓樓十三四軒有之、夜々絃歌の聲にて賑々し。

八月十八日快晴

辰之半刻石狩を出立し舟にて石狩川を渡る、出館出水にて草木を流すことおびただし、川向人家十五、六軒開拓使出張所あり、藪内少主典出張の由なり旧幕の、是より馬にて行く一里余にしてシュップに至る、人家六七軒又行十町ばかりして川橋あり十間余人家二、三軒此川を境して西は石狩国石狩郡北は石狩国厚田郡開拓使管轄と記せり。

とあって、この頃石狩弁天社のお祭は八月十五日であつたらしく、本町側は百二十軒、八幡町側には民家十五六軒と開拓使の役所などがあることが知られ、すでに料理店や妓樓なども十数軒あつて、絃歌の響きに賑わつていた。



辛未丸 明治初期の石狩河口（渡辺 茂氏蔵）

石狩町誌概説年表

石狩町誌概説年表

飛鳥時代				日本 北海道	時代
安東氏時代以前				西暦	年号
1189	660	659	658	西	年
文治 5	斉明 6	斉明 5	斉明 4	年	号
				北海道	当時の首長
				町	
安東秀蝦夷 管領となり津 軽に鎮まる。 源頼朝、藤原				国・道関係史	
阿部臣再び蝦夷を討ち郡領を後方半跡（しりべし）において帰る。 〈所在不明〉				町 関 係 史	
阿部臣が陸奥の蝦夷を船に乗せて大河の側に到り、渡島の蝦夷を助けて爾後を討ったという。 この大河が石狩川（或は黒竜江）の知られた始まりといわれる。（確証はない。）					

安土・桃山時代	室 町 時 代		平 安 時 代
松 前 時 代	安 東 氏 時 代		安 東 氏 時 代 以 前
1590	1456	1454	1189
天 正 18	康正 2	享徳 3	文 治 5
5 代 蠣崎慶広	安 東 忠 季		
蠣崎慶広、安東氏に無断で秀吉に謁し蝦夷島主を以て待遇され、安東氏より独立する。	蝦夷蜂起し、余市などの和人殺される。	安東政季南部より逃れ、蝦夷島に入る。	泰衡を討ち奥羽を平定、泰衡の一族、部下と共に蝦夷島に逃れ福山等の上陸。渡党といい、和人の本道に移住した初めといわれる。

江戸時代				安土・桃山時代	
松前時代					
1661	1641	1635	1596 ～1614	1606	1599
寛文元	寛永18	寛永12	慶長年間	慶長11	慶長4
9代高広	8代氏広	7代公広		松前慶広	
		松前藩の命により村上掃部左衛門、本道をめぐり、地図を作成。(海岸のみ巡行)		和人宗谷に入り漁業を営む。	蠣崎慶広、大阪で徳川家康に謁し、引続き蝦夷島主となり松前姓に改める。
松前藩、家臣吉田作兵衛に海路蝦夷全道をめぐらせ地図を作成させる。これを「新御国絵図」といい、この地図に「イシカリ」も記されている。		七月三日、松前左衛門広謙、石狩、シノツ並びに鷹栖場を藩主より賜わる。		松前藩は、石狩・厚田・増毛などの各場所を区画設定した。	
		石狩川が広く世に知られたのは、上記の報告の結果と思われる。 「いしかり、えそ多くあり」とある。			

江	戸	時	代
松	前	時	代
1669		1667	1666
寛文 9		寛文 7	寛文 6
10 代	矩		広
野沢謙庵「蝦夷記」によると、松前から石狩まで陸路歩行八、九日、海路船で六、七日の行程であるという。シブチャリの酋長、シャクシャインの反乱。 近江の人西川伝右衛門、高島、忍路、兩場所を選定して請負う。 この頃僧円空来り所々に参籠し仏像を納める。 冬、飢饉			
石狩アイヌの大酋長ハウカセ（雨竜川口地点に根拠地）部下を集め石狩河口七里の地点に砦を構え、河口には、ヨウタインという酋長をおき、河口に小屋三百を造り手勢約千名、武器も整い、松前藩の交易条件の改善に備えたが松前藩これを攻めず。 シブチャリの酋長シャクシャイン松前藩に叛き、日本海岸は、増毛、大平、洋岸は白糠までのアイヌ呼応する。（当時、石狩アイヌの大酋長ハウカセは日本海岸太櫓から宗谷まで勢力をもち沿岸二十五の酋長の盟主であった。部下を引きつれ尻深（岩内）まで行ったが余市の同族の反対により、石狩に帰り松前藩と交戦せず。）			

江戸時代			
松前氏時代			
1683	1680	1670	1669
天和3	延宝8	寛文10	寛文9
10代 矩 広			
松前、蝦夷地 物産中さけ関 係品として、 干鮭をあげて いる。 「津軽一統誌」			
津軽藩隠密牧 只右衛門ひそ かに蝦夷地の 状況を探るた め忍路に来る 。聞取書に「 サッポロ」の 名現わる。 松前左衛門兵 三百人を率い 余市に至り蝦 夷を鎮める。			
越後の魚網は じめて松前に 入る。 凶作。			
初代村山伝兵 衛（能登国安			
牧只右衛門の聞取書によれば「石狩川浜口広さ二百間程、深さ七尋、川上に入ると十三尋の所もある。川岸の高さ八、九尺、竹や木繁茂、アイヌ人約一千人」とある。この頃松前の商船は、ちよまかうた（今の当別太附近）までのぼり、アイヌとの交易をしていた。松前藩ハウカセの勢力を恐れ通詞を各酋長に遣わし、償いを入れさせて、従来のように交易することを約し、ハウカセこれに応じた。			

江戸時代				
松前氏 時代				
	1692	1689	1688	1685
	元禄 5	元禄 2	元 禄 元	貞享 2
10 代 矩 広				
戸切地（現上磯町）に新田				
部屋村に生まれる。） 宗谷場所開設				
徳川光圀は藩の快風丸を松前に派遣し六月二十一日石狩に到着。（快風丸長サ四八・六メートル、巾十六・二メートル、櫓の数四十丁、帆柱の高サ三十二メートル、帆木綿五百端、船頭崎山市内） 蝦夷、船を観るに来る者、三日間に男女九百四五十人。留ること四十余日、塩引一万本、その他干鮭、生きた丹頂鶴三羽、熊皮等を積載し、八月六七日頃帰帆した。十二月二十七日那珂湊に帰る。一行中の深谷秋右衛門石狩川を三日間さかのぼり探検し、若干の和人がアイヌとともに生活していることを知る。 藩主の命により、松前主水広時（村上系松前家五代）石狩に船を出す。 元禄五年五月九日すつつ、おたすつ、石狩のアイヌ御目見のため松前登城。 五月二十九日石狩しゆくばか犬、あつた酋長しもたか犬継目外四カ所のアイヌ御目見に松前登城。 六月十八日石狩より宿舟次右衛門、又兵衛出舟した。 七月八日石狩御連上舟目附柴田善十郎仰付らる。 松前家臣山下伴左衛門、石狩川秋味上乗役として石狩に來り弁天社（巖島神社）の設立を願出、白鳥若宮太夫始めて弁天社の神体、神号				

江 戸 時 代			
松 前 氏 時 代			
1706	1702	1700	1694
宝 永 3	元 禄 15	元 禄 13	元 禄 7
10 代 矩		広	
を試作、新米を藩主に献ずる。 全道地図（元禄御国絵図）及び郷帖二冊を幕府に提出。この年頃村山伝兵衛蝦夷福山（松前）に来る。 初代飛騨屋久兵衛松前に渡り尻別山えぞひのき伐採を請負う。 村山伝兵衛、留明、宗谷の場所を請負う。			
村山伝兵衛初めて石狩で曳網を用いて鮭をとる。 松前藩、石狩、厚田、増毛（浜益）古平、美国、積丹場所を開き請負人をおき石狩場所を鮭漁業を経営。 村山伝兵衛、石狩地方場所を請負、後請負場所数カ所に及んだので、石狩場所を手配元締として、支配の根拠地とした。		等勸請。 石狩場所知行主、高橋浅右衛門。 「松前島郷帖」に蝦夷地、いしかり、おたるない、はっしやふ、しろ、しゃっぼろ、などの場所名がある。 この年の「松前家臣支配場所持名前」によると石狩河口より奥地（江別、夕張、島松、漁、札幌、樺戸など）に九家臣の支配所を設定している。（石狩十三場所の始めか？） また、オタルナイ（後志、石狩の二郡境、今の新川附近）は、氏家唯右衛門の知行所であった。（のち、オタルナイは小樽全部の場所の総名となり、のちには小樽市街を称するようになった。オタルナイ川の鮭漁場は天明年頃まであったが、のち廃止した。）	

江 戸 時 代					
松 前 氏 時 代					
1719	1717	1715	1713	1712	1710
享保 4	享保 2	正徳 5	正徳 3	正徳 2	宝 永 7
10 代 矩 広					
蝦夷産物中さけ加工品として、干鮭、鮭の鮎、筋子、鮭の披塩引をあげている。(蝦夷記による。)					
飛騨屋久兵衛、蝦夷槍山を白山にひらく。					
「和漢三才図説」に「石刈大川右鮭多出」、とある。					
六月五日、和田嘉右衛門重治(和田家五代)石狩上乗を蒙り、小判拾両を賜わる。					
鈴木源兵衛重久、石狩勤番を仰付けらる。三月十四日石狩で病死。					
幕府の命により石狩川の蝶鮫(菊とし鮫)を献上。					

江 戸 時 代							
松 前 氏 時 代							
1752	?	1751	1 7 3 9	1737	1727	1724	1722
宝 暦 2	寛永年間	寛永 ³ 宝暦 ^元	元 文 4	元 文 2	享保12	享保9	享保 7
	11 代	邦	広				10代矩広
			七月、樽前山 大噴火。	二代飛騨屋久 兵衛尻別山の 伐木を行なう。			福山問屋株十 五軒を許可。 八月大風あり 船八十余隻破 壊。
樽前山の火山灰石狩の一部に降る。 坂倉源次郎の「北海隨筆」に「イシカリ川口広さ十町ばかり。常に水 多くして増減の時なし、此の川の源知る者なし、川端に蝦夷住居して 松前商人も行所なり」とある。 村山伝兵衛、屋号を阿部屋と称す。（持船、彦之丸・彦重丸・常久丸・ 慈眼丸等） 「寛永の時八月二十四日一船アリ、石狩ニ至ラントス、雲中光アリ其 ノ状竜ノ如シ満船ノ人咸ク観ル。」と「北海道志」にある。 この年頃飛騨屋久兵衛、石狩から豊平川沿いに定山溪中山峠をこえて 虻田方面に通行。「石狩山伐木地図」の石狩河口に、山方運上屋・木 場・弁財天など記されている。 石狩川鮭凶漁、大飢饉を生じアイヌ餓死者約二百人に及ぶ。 石狩のアイヌ招かれ初めて福山に行く。 石狩河口より奥地の鮭場所知行主九名。（松前家臣）							

江 戸 時 代				
松 前 氏 時 代				
1759	1758	1757	1755	1753
宝 暦 9	宝 暦 8	宝 暦 7	宝 暦 5	宝 暦 3
12 代 資 広				
三代飛騨屋久兵衛石狩山林（漁岳附近）の伐木を出願。飛騨屋久兵衛、石狩十二場所を下請けする（各場所は松前藩の知行地であったが、前大黒屋茂右衛門が三場所を支配し蔭来屋忠左衛門が八場所を支配し一場所を仮支配していた。） 石狩十三場所知行主十二名、運上金二百八十六兩（但し石狩河口は含まず。） 飛騨屋久兵衛、石狩山えぞひのき（トド松、エゾ松）伐採を開始。五年から毎年伐採高一万二千石、運上金一カ年六百兩として八年間の請負切換で開始。伐木は石狩河口に木場を設けここから移出した。販路は江戸、大阪。 三月五日、初代西川定右衛門石狩上乘仰せ付けらる。 この年書かれたと思われる「津軽紀聞」に「石狩、大川有、千石積の舟何十艘通路此所は十里四方に山なし能き所なり、此川上むかしより鬼神すむよし川にある鮭多く石狩魚として日本へ渡る」とある。				
三代村山伝兵衛（二十二才）問屋株を手に入れ福山問屋の一人となる。		四月十八日初代村山伝兵衛七十五才で死す。		

江戸時代			
松前氏時代			
1771	1769	1767	?
明和8	明和6	明和4	宝暦年間
13代	道	広	12代 資 広
松前藩直営の名儀をもって江戸伊藤久右衛門（四日市の人新宮屋という）石狩山の伐木を始める。 （十カ年契約年間伐木高一万石、運上金一年一千二百五十兩）。			
飛騨屋久兵衛石狩山伐木をやめ松前藩直営となる。			
南部嘉右衛門、飛騨屋久兵衛、石狩山林證負のことで訴訟となる。			
松前監物広長（村上系松前家八代）石狩に於て塩蔵鮭を許される。			
石狩元場所一カ年鮭産額は蝦夷の食料の干鮭を合せて百八十五万尾（三万七千石）（文化十五年「陸奥日記」による）で全島総生産額の約三分の一を占めていた。			

江 戸 時 代				
松 前 氏 時 代				
1781	?	1779	1775	1774
天明元	安永年間	安永8	安永4	安永3
13 代 道 広				
飛騨屋久兵衛、藩債の代償としてエトモ他三カ場所を請負う。 (二十年間の契約) 三代村山伝兵衛、飛騨屋請負の宗谷場所を下請けする。				
「安永三甲午年正月吉日奉納千秋丸水主中」手洗鉢、弁天社に寄進される。 (現在金竜寺境内にある。) 「夏、西蝦夷に天然痘流行、翌年に及ぶ。石狩地方最も甚だしくアイヌ死者六百四十七人。」と、「松前家記」にある。 石狩十三場所知行主十二名(但し石狩場所「石狩川下流、海浜厚田を含む」は、藩主直領地)運上金二百八十六兩八分(うち石狩場所は鮭四百五十兩、鮫百二十五兩、上乗金八兩二分) 松前藩は江戸の商人小林屋宗九郎より巨額の金を借りたが返済できない為、同年より石狩場所の鮭三十六万尾づつ二十年間の交易を約束した。(石狩直領場所の一カ年運上金を千八百兩と定め内金九百兩を松前藩江戸屋敷に上納、残金九百兩をもって二十年間年賦で旧債を償還することにして場所を引渡した。)				

江 戸 時 代			
松 前 氏 時 代			
1786	1785	1784	1783
天明6	天明5	天明4	天明3
13 代 道 広			
狂歌師、平秩東作江差に来り越年。天明四年「東遊記」を発行。 この年飢饉。江差地方にしん凶漁。この後二十年以上に及ぶ。漁民追鯨と称し西蝦夷地に出海。 幕府普請役山口鉄五郎一行東西蝦夷地を調査。 最上徳内、エトロフ、ウルツプ島など探検。この頃初代佐			
飛騨屋の宗谷場所請負期間二十五カ年延長、村山伝兵衛下請けする。「東遊記」に「大船數十艘年々イシカリの川へ上りて鮭をとる、さけは八月頃川へのぼるのをとり、大船で直ちに、塩漬にする、塩引、塩辛、楚割、荒巻、筋子、子籠などさまざまな品がある。」 「イシカリ川は此の地第一の大川で千石船二、三里が間は、とどこほりなく馳せこむという、」云々と記す。 石狩、厚田場所は四代阿部屋伝吉（後に専八と称す）請負う。 「石狩運上屋八戸、海岸里数十里余、運上屋八戸の内一戸は鮭魚一式を出し、七戸は諸式を商う。総て四方へ便利の地にして相開かる、後は国の府とも成るべき所なり」と（幕府普請役佐藤玄六郎「蝦夷拾遺」にある。） 安永、天明年間の石狩場所鮭は年間約六十万尾の交易が行なわれていた。この年、仙合林子平は「蝦夷国全図」を出す、この中に「石カリ、川口へ、ハバ十丁計有て急流也、一里乗入れば川ハバ約二十余丁に成て、流れゆるし」とある。 石狩直領場所鱒漁本年より十カ年江州大和屋与兵衛請負となる。 石狩直領場所に含まれていた厚田は、高橋又右衛門の知行所となり、運上金百五十両で阿部屋伝吉（伝兵衛一族）請負。阿部屋はこの他石狩場所のうち三場所を請負った。			

江 戸 時 代		
松 前 氏 時 代		
1 7 8 9	1 7 8 8	1 7 8 6
寛 政 元	天 明 8	天 明 6
13 代 道		広
五月、国後と 目梨のアイヌ 反乱し、和人 七十一人を殺 害。 八月、松前藩 、飛騨屋久兵 衛の宗谷他三 場所の請負を 免じ藩直營と し、村山伝兵 衛に差配を命 ずる。		
幕府より蝦夷地巡検使として派遣された古川古松軒の「東遊雜記」によると、「鮭のため大河も谷川も埋まり夷人数百人集まっても川々には鮭の十分の一もとることが出来ず、死んだ鮭は海に流れてゆく。夷人は鮭をとって干鮭とし日本の商船のゆくのをまっけて交易する」と。		野孫右衛門（越後国三島郡寺泊の人）松前に渡り店を開く。（屋号米屋）
江戸本材木町小林店喜兵衛、石狩弁天社に手洗鉢を寄進。（奥州大畑で製作したもの、現在石狩八幡神社に在る。）		

江戸時代		
松前氏時代		
1792	1791	1790
寛政4	寛政3	寛政2
13代道広		
村山伝兵衛、カラフト場所請負及び斜里場所差配となる。 松前地方の漁民、栖原角兵衛、村山伝兵衛の追放を藩に強訴。 幕府普請役最上徳内ら蝦夷地に入る。(二回目)。 村山伝兵衛、カラフトに渡り積荷の経営に着手、このころ伝兵衛の請負場所三十五場所に及ぶ。 松前地方大暴風雨、このため村山伝兵衛		
二月、幕府普請役最上徳内、田辺安蔵、中村小一郎ら福山に來り夏は宗谷でナマコ、秋は石狩で鮭を目的として、アイヌ救済交易をする。		

江戸時代	
松前氏時代	
1796	1792
寛政8	寛政4
14代 章 広	13代 道 広
持船など二十 二隻を失う。 ロシヤ使節ラ ックスマン通 商を求めて根 室に来航。 小山屋権兵衛 ら、運上金増 加を条件に村 山伝兵衛請負 場所の請負替 えを藩に願う。 六月、村山伝 兵衛、請負場 所及び家屋倉 庫を、松前藩 に没収される。 伊達林右衛門、 栖原半助、村 山嘉衛門の三 名、増毛場所 を請負う。(後 伊達一人とな り安政四年ま で継続。)	
幕府の御用船石狩場所にも入る。 串原肇著「蝦夷俗語」に「石狩川川端、石狩の浜辺、川口甚だ広く、 凡そ二里ばかり……」とある。 石狩十三場所のうち知行地十二場所運上金四百三十二両(トクヒラは 江戸小林屋宗九郎請負で含まず、厚田は松前阿部屋専八で含まず) 村山伝兵衛が天明八年(一七八八年)より請負っていた石狩山伐木 (年間伐木高五千石、運上金六百五十両)は同家の没落により廃絶。	

江 戸 時 代			
第一次幕府直轄時代 箱館奉行蝦夷地御用掛		松 前 氏 時 代	
1 7 9 9		1 7 9 8	
寛 政 11		寛 政 10	
蝦夷地御用掛松平忠明、羽太正養 三橋成方、石川忠房、大河内正寿		14 代 章 広	
幕府松前領東 蝦夷地(浦河 より知床ま で)を七年間 仮直轄する。 東蝦夷地各漁 場の請負い制 を幕府の直営 とし各漁場に 会所を設置。		松前大火 近藤重蔵エト ロフ島に渡り 帰路、十勝場 所ルベシベツ からビタタヌ ンケに至る山 道約二里を開 削(本道道路 開削のはじ め。)	
村山伝兵衛、松前藩より家宅、倉庫を還し与えられ、一代侍大広間格に採用、石狩鮭場所外数カ所の直営手附を命ぜられる。 幕府、村山伝兵衛を官用取扱に起用。 幕府勘定吟味役三橋藤右衛門は部下三名と天塩川をさかのぼり、石狩川上流を探検。		松前藩士高橋壯四郎外三名の調査による「松前地並西蝦夷地明細」に、「イシカリ、水吉、当処川上場所十三ヶ所の運上屋アリ、産物、鮭鱈、夷松、寸甫。此所フンヘ浜ト云所ニ烽火アリ。盛根十五間四方、高サ四丈、此辺寄木至テ沢山ナリ(後略)」とある。 幕府勘定吟味役三橋藤右衛門ら西蝦夷地踏破のため宗谷に行く途中、六月二十五日石狩に宿泊、従属の武藤勘蔵「蝦夷日記」に「当所は西蝦夷地第一繁昌の地にて諸国の船繋りあり」と記す。一行は帰路七月十八日石狩に着き五日泊り、二十五日、シcott越のため舟で千才に向う。なお「蝦夷日記」には「イシカリ鮭出高大概積り、一万二千石目(六十万本)」とある。(これは全道の三万六千三百石目の三分の一に当る。)	

江戸時代			
第一次幕府直轄時代			
箱館奉行蝦夷地御用掛			
1802	1801	1800	1799
享和 2	享和 元	寛政 12	寛政 11
初代奉行 戸川安論	蝦夷地御用掛松平忠明、羽太正義、三橋成方、 石川忠房、大河内正寿		
二月幕府は箱館に蝦夷奉行所をおき、五月箱館奉行と改称、東蝦夷地を直轄とした。 松平忠明ら東西に道を分け巡視。 伊能忠敬、東蝦夷地の海岸線を実測。間宮林蔵、西蝦夷地を探検。七月松前強風あり。 高田屋嘉兵衛、幕府御用船頭となり、エトロフ島への試験航海に成功。			
幕府、皆川周太夫に命じ虻田から豊平川の上流に出て、札幌附近を通り石狩川を下って石狩に至る道路及び勇払、石狩間道路等の開削計画をたてたが実現に至らず。 ウライ訴願事件おこる。文政五年（一八二二年）解決 幕府蝦夷地取締御用掛筆頭松平信濃守忠明、西蝦夷地を巡回、千歳越によって石狩に出た。 一行中の磯谷則吉「蝦夷道中記」によると五月五日石狩着。			

代 時 戸 江		
代 時 轄 直 府 幕 次 第		
掛 用 御 地 夷 蝦 行 奉 館 箱		
1804	1805	1806
文 化 元	文 化 2	文 化 3
論 安 川 戸 初代奉行		養 正 太 羽 行 奉
えぞ地に三宮寺を設ける。 有珠、虻田に牧場を開設。佐野孫兵衛（米屋）、釧路場所を請負う。 箱館大火。ロシヤ軍艦、樺太久春古丹を襲い、番人以下四人を捕え、運上屋、倉庫、弁天社を焼き払う。（九月松前藩勤番役引きあげ後）四年にはエトロフ、ウルタカ、利尻など襲う。最上徳内、当		
石狩の人口千六百十三人。 西蝦夷地に天然痘大流行、アイヌ東蝦夷地に避難し、西蝦夷の人口減少す。 文化元年、通商を求めて長崎に来航のロシヤ軍艦二隻はこの年二月、幕府よりことわられ、カムチャッカに帰る途中五月七日より三日間石狩湾に留まり、この地の状況を調査した。報告書には、石狩湾をストロゴノフ湾とある。		栖原角兵衛、石狩十三場所（トクヒラ、ハツシヤフ、下ニューバリ、上ツイシカリ）のうち五場所を請負う。（この年より十年間）幕府目付遠山金四郎（景晋）と勘定吟味役村垣左太夫（定行）西蝦夷地を巡視、四月二十日石狩に来る。この一行に最上徳内、東寧元榎も加わっており最上徳内はツイシカリで別れ、当別川を探検。東寧元榎の「東海参譚」に「ツイシカリ夷百軒余、運上屋十一軒、鮭の交易二十五万〜三十万本。ツイシカリ川は千石余の船も岸につけられ、深いところは三十〜四十尋、この川口の南北十五・六里の所は海浜に大木数万本よっており、長いものは二十〜三十尋、太さも三尋もあり、川より流れ出たるもの云々」と、また「番人あみでウグイを数百本とり賜をとり、魚は川の中に捨て、今夕の油に用ゆる」とも記す。宗谷の帰路六月一日石狩に着き泊る「ツイシカリ川のほとりではホルの飛びかうを見る」と記す。十一日舟で石狩川をのぼり千歳に向う。 「遠山・村垣両蝦夷日記」には「石狩・・・海路より六〜七町引込

江 戸 時 代			
第 一 次 幕 府 直 轄 時 代			
箱 館 奉 行		箱 館 奉 行 蝦 夷 地 御 用 掛	
1 8 0 7		1 8 0 6	
文 化 4		文 化 3	
奉 行 羽 太 正 養			
三月二十三日、幕府、西蝦夷地を収め全道幕府直轄となる。 十月、箱館奉行を改め松前奉行とし、政庁を福山におく。 十一月、松前藩、奥州梁川		別より茨戸に出、発寒川をさかのぼり手稲に入り、さらに篠路から豊平川沿いに札幌方面を回る(和人が札幌原野に入ったはじめ)。	
六月二日、津軽藩士一行、千歳を経て石狩に來り宗谷に向う。「山崎半蔵日記」に、「六月一日、石狩、運上屋十三軒、凡そ夷地中魚の大場なり。松前藩勤番所は歴々の詰所という。三浦兵七、品川運司の二名詰合」とある。 九月一日幕府御小人目付、田草川伝次郎石狩に來り、日記に「元場所トクヒラ場所、請負米屋孫兵衛、支配人篠兵衛、夷総人数八一五人。(中略) 運上金百兩外に鯨手限金七十兩(後略)」と記す。 小普請方近藤重藏の一行に加わり天塩から上川に入り石狩川を探索、西蝦夷日記に、「十月十日朝五時頃イシカリ出船川筋上る……」とある。また「蝦夷地を治めるには、石狩筋が第一の地」と報告。 幕吏松田仁三郎と共に宗谷詰を命ぜられ赴任途中の幕府御雇医師館野瑞元、七月六日酉の刻石狩に泊り、七日出發、道中記に「ここに運		み、勤番所があり、松前若狹守家來上役一人、下役二人詰めている。石狩川附の諸役所運上屋八軒。漁小屋蝦夷家も在る。石狩川巾六十間余。川上船路十日程ある。四月二十一日出發」とあり、帰途は石狩から勇払越で太平洋岸に向ったが「六月十一日、石狩川出立、船路凡そ十四・五町川上にトクヒラ(右岸に蝦夷家三軒、鮭漁場。更に十町ばかり、ヤウシツハ(左岸に蝦夷家四軒、マクンベツ(川巾七・八間)この川を抜け本川に出て六・七町、シビシビ(鮭漁小屋)トリアン(エゾ家漁小屋多し)一里ばかりで左岸にフシコベツ(川巾十間此の川筋も以前の石狩川本瀬であるとのこと)十四・五軒でハツシヤブ(川巾四間ばかり、ここで石狩川に落ちる)ヤウシハ(鮭の漁場)サッホロ(川巾十四・五間ここで石狩川に落ちる)ピトイ(蝦夷屋三軒、鮭漁場)トウベツ(川巾四・五間(左岸)ここで石狩川に落ちる)。」と石狩川筋の様子を記している。	

代 時 戸 江		
代 時 轄 府 幕 次 第		
行 奉 館 箱		行 奉 松 前
1807		1808
1809		
文 化 4		文 化 5
文 化 6		
奉行 羽 太 正 養		奉行 河尻春之村垣定行荒尾成章章久、 小笠原長幸、服部貞勝、安藤惟久、 本多繁文、夏目信平、高橋重賢
に移封（九千石。） 五月、幕府南部、津輕、秋田、庄内の各藩に蝦夷地警備を命ずる。		間宮林蔵、松田伝十郎ら樺太を探検。 幕府は南部、津輕、仙台、会津の各藩に蝦夷地警備を命ずる。
上屋十三軒あり蝦夷の家も数家あり、蝦夷の都会ともいうべきか、海浜を三丁ばかりはなれる」とある。 この年頃栖原屋は石狩場所の生鮭取扱いを請負う。		八月、会津藩守備隊、高津泰石狩に来る。「終北録」という日記を記す。 八月二十五日、幕府砲術師、井上左衛門貫流と共に高島の警備に当たっていた目付斎藤治左衛門ら石狩に来る。斎藤の「西蝦夷高島日記」に「イシカリは蝦夷第一の大湊で運上屋十三軒並び、大小の舟入港し、シャモ、エゾまじって数十軒の小屋、市があり酒屋らしい店もあり、賑しさ言うばかりなし。宿舎での食事は鮭の塩焼き、アンカケ、干鮭、カマボコ及びゴボウ、ウリ、豆等」とある。 幕府、勇払川をさかのぼり、勇払沼を経て美々に上陸、陸路二里、千歳に出、舟で千歳川、石狩川を下って石狩に至る三十二里の道路を開く。 この年頃の石狩詰役人井上善左衛門、石狩警備責任者は調役吉見伝三郎（幕府直轄守備）
石狩平野人口三千六十七人。 文化四年直轄となつてからの石狩詰掛場所は、南は苫小牧から北は浜益毛まで二十八場所に及んだ。		六月、樺太を北蝦夷と改称。 間宮林蔵、黒竜江地方を探検。

江 戸 時 代					
第 一 次 幕 府 直 轄 時 代					
松 前 奉 行					
1817	1816	1815	1814	1813	1811
文化14	文化13	文 化 12	文化11	文 化 10	文 化 8
奉行 河尻春之, 村垣定行, 荒尾成章, 小笠原長幸, 服部貞勝, 安藤惟久, 本多繁文, 夏目信平, 高橋重賢					
東蝦夷の各場所請負となる。米価あがり、令して一般にカユ食をさせる。					
二月、石狩場所鮭漁場請負を伊達林右衛門、栖原屋半助、阿部屋喜右衛門三名に命ずる。(同十二年村山一人となり安政四年まで継続。)					
伊達林右衛門、石狩海面鮭漁場を開き、松前奉行より賞せらる。					
村山家船中代表者栖原屋半助、米屋孫兵衛、弁天社に御影石の鳥居を寄進(現在八幡神社にあり。)					
この年頃の石狩請役人手嶋中左衛門。					
(現存) 松前唐津内町、米屋孫兵衛、相屋善三郎他、弁天社に鰯口を寄進。					
栖原屋の請負期限十カ年の満了により、石狩十三場所は一括して阿部屋喜右衛門請負となる。					
運上金秋味分二千二百五十兩、十三場所運上金六百七十八兩永百七十五文。					
松前神明社正神主白鳥伊豫、弁天社をホリカムイに運営。(松浦武四郎著「蝦夷年代記」によると、「十一月十二日、本田淡路守奉行石狩弁天社妙亀法殿の社交化三年に立、今年再興す」とある。					
村山伝兵衛、弁天社を再興。(現在のご神体もこの時新祀されたと思われる。)					
石狩地方天然痘流行、文政二年に及ぶ。そのため石狩場所の運上金半減になる。					

江戸時代			
幕府直轄時代			
第一次幕府直轄時代			
松前奉行			
1821	1820	1819	
文政4	文政3	文政2	文化年間
奉行 河尻春之、村恒定行、荒尾成章、小笠原正幸、服部貞勝、 本多繁文、夏目信平、高橋重賢、安藏惟久			
十二月七日、幕府、蝦夷地を松前章広に還し、松前奉行を廃止、松前氏勤番所を設ける。また家臣の知行地制度を廃し、すべての場所は一切藩が請負人に請負わ		この頃山田文右衛門、千歳越の道路を開く。西蝦夷地に駅通の制をたてる。	
石狩詰幕吏吉田右十郎（石狩勤番役人） 十二月松前領となり、石狩勤番所は西海岸厚田以南の全域を管轄支配。松前藩この年より十カ年間、石狩場所を村山伝次郎（村山家の分家、七代金八郎の支配人）、石狩十三場所を村山伝四郎に請負わす。 運上金（毎年）二千九百四十二両三分永百七十五文外に上乗金十二両余、差荷物代二十二両三分（内十三場所分七百二十八両三分永百七十五文。） この年頃村山家、銭函北東石狩川に至る間の海浜にホッキ貝を散布移植。		この年石狩詰役人長谷川仲衛門、上原熊次郎。 問宮林蔵、石狩川を調査。 村山家、オタネ浜（今の樽川）に一漁場を開く。	
天然痘流行のため、村山家経済危機に陥り、官許を経て石狩場所及び十三場所を当分のうち、栖原屋茂八に任せた。（名儀は村山家）			

江戸時代						
松前氏復領時代						
1834	1832	1831	?	1825	1822	
天保5	天保3	天保2	文政年間	文政8	文政5	
15代 良広	14代 章 広					
	福山大火	幕府、松前氏 を一万石に列 挙。		米価高騰、宮 米を払い下げ。	有珠岳大噴火	せることにし た。
石狩地方アイヌ戸数三百三十二戸、人口千百五十八人（男五百九十二人、女五百六十六人）（「蝦夷雜書」による。） 二月九日、和田郡司、石狩勤番を命ぜられ、三月二十五日出発し、九年五月十八日帰着。 新鶴住越崎文明訳書、願主松前住、宮内定右衛門「武將の図」の絵額、弁天社に寄進される。（現存） 石狩勤番所は在住足輕の外、勤番九人をおいた。 場所請負契約改正され、個々の場所を廃して石狩場所の一つにまとめた。 （十三場所の運上屋を廃し、石狩川口に集めこれを元小屋と弥した。） 請負人は村山家、実権は栖原家。 天保の大飢饉により飢民西蝦夷地に移住し始める。 一月一日、午前十時すぎ石狩地方強震、余震は二十二日まで続いた。このため会所二棟、倉庫十棟（板庫四、魚倉六）、アイヌ家二十三棟全壊。弁天社、倉庫なども被害をうける。						

江 戸 時 代				
松 前 氏 復 領 時 代				
1849	1846	1 8 4 5	1 8 4 4	1839
嘉永2	弘 化 3	弘 化 2	弘 化 元	天 保 10
16 代 昌 広				15代 良 広
二月、大雪のため、有珠、虻田の放牧馬九百頭余凍死。松浦武四郎、二十八才で始めて渡道、(以後十三年間に六度渡来) 頼三樹三郎、松前に来る。松浦武四郎、樺太を探検。				
二月大雪。石狩川氾濫し堤防破壊、石狩場所請負人村山伝次郎越後から治水に長じた者十名を雇い、安政四年まで十余年間修築した。(石狩川治水の始め。) 「弘化二年八月水府港大内石化」作の礼拝器弁天社に寄進さる。(願主、阿部屋林太郎、梶浦五三郎、湖河長左衛門、森山弁蔵、秋田屋和次郎、番人中)(現存) 石狩場所請負改正、引きつづき阿部屋村山伝次郎請負う。 五月及び八月、浦武武四郎石狩に来る「再航蝦夷目誌」の紀行文あり。 石狩地方、アイヌ二百四戸九百三十五人				
下谷三味線堀、小川幸右衛門、弁天社に石額を寄進。(現存) 石狩場所請負契約改正され、この年より七カ年阿部屋伝次郎請負う。 天保年間の請負人の届書によると、さけ漁獲高 石狩九千五百石(全道、樺太の総額二万七千四百石) 弁天社に稻荷像寄進さる。(願主因藤多四郎)(現存) 十二月、西蝦夷地請負人一同が出願した大綱(さる綱、起し綱(建網)の使用が許可された。				

江 戸 時 代			
松 前 氏 復 領 時 代			
1 8 5 4		1853	
安 政 元		嘉 永 6	
17 代 崇 広			
三月、神奈川条約によって箱館開港を決定、赤軍艦五隻同港に入る。堀、村垣兩奉行、蝦夷地屯田農兵の制をおくことを建議。 六月、幕府、箱館地方を直轄し箱館奉行を設置。 十月松前城落成。		三月十五日、有珠岳噴火。 ロシヤ兵、北えぞ地クシンナイに拠る。	
石狩に調役所を設け、その下に古平、小樽内あり。（石狩に調役下役をおき札幌は石狩調役下役の支配下になる）（明治元年四月まで継続。） 蘭学者武田斐三郎及び平山謙二郎（のち箱館奉行の支配組頭）勇弘より石狩に來り、宗谷に向ふ。 「按西掌記・東巡小録」によると、「イシカリ百六十五戸、六百七十人（男三百二十五人、女三百四十五人、勤番所一（百四坪）運上家一棟（二百三十三坪七合五勺）番屋二、船百二十艘、鮭鱒五千八百三十三石余、税金千三十九兩一分余、請負人松前阿部屋伝四郎」とある。 「東西蝦夷地明細書」によると、この年の石狩は、「箱館ヨリ陸百三十五里、海百二十三里、境より境まで四里半、人別七百二十六人。産物、鱈、鮭運上金千三百十九兩、勤番所一軒、元小屋一軒、藏四十一軒、漁船百三十二艘、船掛場一ヶ所、請負人松前河原町、阿部屋伝次郎」 安政元年「松浦武四郎蝦夷日記」に「イシカリ、運上屋阿部伝次郎、支配人末吉御休、間口十八間、奥行八間半、土藏物置八ヶ所、蝦夷人小屋百六十六ヶ所あり、シャモ住家一所有、此所にイシカリ川と申す大川あり。川の広さ二百間余も有之候、川奥里数凡百三程あり。此川筋にて鮭漁夥敷有なり、此所の海遠浅にして砂浜なり、見渡せぬ程の平地にして誠に宜敷処なり。」とある。		イシカリ勤番人数（物頭一人、徒士一人、医師一人、足輕イシカリ越年一人、同ウタスツ越年一人、同秋掃四人） イシカリ家数百六十七軒、七百五十二人（男三百五十六人、女三百九十六人）	

江戸時代	
幕府直轄時代	第二次幕府直轄時代
箱館	箱館
1856	1855
安政3	安政2
奉行 徳内保、堀利熙、村垣範正、勝田充万、糟谷義明、水野忠徳、 小出秀実、新藤方涼、杉浦勝誠、栗木 鯤、織田信発、橋本悌蔵	
二月、幕府、松前藩より木古内、乙部以北の地を上知させ、東、西蝦夷地全域を直轄する。幕府旗本五百石以下で、蝦夷地移住を望むものに在住許可。 南部、仙台、松前、津軽、秋田の五藩に蝦夷地の警備を命じた。(各藩の勤番所を陣屋という) 八月、駒ヶ岳大噴火。 小樽、銭函間道路開削。 幕府は西えぞ地、神威岬以	
石狩在勤足輕龜谷五太郎の僕、吉田茂八、札幌に入り豊平川の西側に住み狹隙を築とした。 三月、石狩詰持場は積丹より増毛までとなり、初代調役は水野一郎右衛門、下役出役飯田豊之助、同立田元三郎、同心広田八十五郎、足輕肝付七之丞、同久保欣吾。 石狩川口に近い、ホリカムイ等四カ所(村山家漁場のうち)を「山田右衛門が借用し営業をはじめた、これを「ユウフツ出稼所」とよんだ。	
法性寺創設(明治十三年九月寺号公称。) 松浦武四郎石狩に来る。「竹四郎回浦日記」によると、「五月六日石狩に到着、八日出立、石狩場所人家支配内百七十軒、漁小屋川筋に十三ヶ所凡そ八十軒」とある。 ワツカオイ、フル、ヤウシバ、シビシビウシ外三カ所蝦夷の網引場と	

江戸時代	
第二次幕府直轄時代	箱館奉行
1857	1856
安政4	安政3
奉行 竹内保徳、堀利熙、村垣範正、勝田充万、糟谷義明、水野忠徳、 小出秀実、新藤方涼、杉浦勝誠、栗木 鯤、織田信発、橋本悌藏	
北に婦女子の通行を許す（元禄四年禁止以来百六十五年ぶり。） 白糠炭坑開く	
荒井金助の従者志村鉄市札幌豊平河畔に移住し、渡守となる。 幕府、箱館通宝を発行。 江戸から、羊十頭を箱館に	
なる。 （地元アイヌ二百三十二人、網敷四十八統）このため請負人場所は人手不足となり、余市、高島、沙流、勇払、忍路、有珠、古平からアイヌを集め労働させる。（出稼ぎアイヌ百八十五人） この年、井上文昌写の絵額二枚、弁天社に寄進される。（現存） 七月、老中阿部正弘の家臣石川和助ら石狩に来る。「七月十二日晴。イシカリ発船、ツイシカリ寄宿・・・」と「観国録」に記す。 五月現在、調役在勤地は石狩、受け持ち場所古平、余市、小樽内、石狩に調役下役を在勤さす。 石狩場所詰合は、水野一郎右衛門、武藤元貞、広田八十五郎、吉沢佐一郎、場所支配人村山林太郎。 七月七日、佐倉藩主堀田正篤の家臣窪田子蔵ら三人、蝦夷地調査に来り、千歳を経て石狩に着く。この日記「協和私役」に「夷家三百許、夷人五、六百、運上屋一ツ、さけ見込萬八千石目、運上金千両、蝦夷地第一鮭魚多き所云々」と記す。また「七夕の星祭」の盛んなことも記している。八日アツタに向け出立。 五月十日、松浦武四郎石狩に来る。「五月十二日石狩出発、石狩川を溯り、石狩川の水源を探り石狩岳に登り、閏五月二十二日石狩に帰着」と「石狩日誌」にある。（石狩役人長谷川儀三郎）。 七月、石狩調役並荒井金助赴任し、（御膳請方役であったが、六年八月調役となる）場所経営の不正乱脈を正し改革の重任に当る。 十二月二十六日、発寒開村功勞者、永田休蔵、大竹鎮十郎、イシカリよりハッサムに帰る途中、小樽内川辺で大吹雪のため波にさらわれて死す。 回浦奉行、堀織部正、石狩を巡視、随行の玉虫佐太夫「請負人の土人	

江戸時代	
幕府直轄時	代
第二次幕府	代
箱館奉	行
1858	1857
安政5	安政4
奉行 竹内保徳、堀利熙、村垣範正、勝田充万、槽谷義明、水野忠徳、 小出秀実、新藤方涼、杉浦勝誠、栗木 鯤、織田信発、橋本悌蔵	
移入。 東西各地に種痘を実施。 伊達林右衛門（浜益、増毛請負人）雄冬山道を開削（五年竣工）。 浜屋与三右衛門（厚田請負人）は濃屋山道を開削（五年竣工）。 荒井金助、篠路河畔に農夫十数戸を入地させて一村を開く。（荒井村という）また厚田村望来に農民十余戸を募集し弟蘭	
取扱い宜しからず、嚴重御沙汰に及びける」と記す。 箱館奉行村垣淡路守範正、石狩に来て石狩海岸と千歳間、石狩厚田間の新道開削を計画、石狩勤番の定役出役飯田豊之助と、松浦武四郎に踏査を命じた。また阿部屋伝次郎に命じて石狩より対雁までの新道を開削させた。 村山伝次郎、ホシボッケ（星置）と島松間の道路を開削。これにより、銭函、札幌、千歳間の札幌越道路開かれる。 三月、石狩役所在勤足輕、松田市太郎箱館奉行の命をうけ、石狩川をさかのぼり大雪山塊を踏破（石狩川の水源を発見、標木を建てたという。） 石狩に出稼ぎの上川アイヌ帰期おくれ、河川氷結して大いに困難する。 この年ころ天然痘流行、箱館奉行は種痘医師を雇い（西蝦夷地深瀬洋春）和人、土人をとわず種痘を施す。 五月三日長岡藩士森一馬、高井佐藤太蔭命をおび随員二名とともに渡道、石狩に来る。（「罕有日記」あり） 松浦武四郎、蝦夷地を探検、二月十四日石狩に到着。その日記に「札幌に府を置きなば石狩は不日にして大阪の繁昌を得べく・・・」とある。 幕府、石狩に勤番所を設け、石狩十三場所を統轄。 幕府、漁場元小屋を本陣とし、漁場改役所を設けて漁場取締役その他役員をおく。各漁場には派出所を設け、漁場係員を特派し、監督を厳重にした。 主な役員 横山喜蔵（漁場取締役）大西文左衛門（漁場取締役）玉川啓吉（通辭役）佐々木勝蔵、増川菊次郎（大帖役）林儀平（藏廻帖	

江戸時代			
幕府	直轄	府	代
第二次	箱	館	行
1 8 5 8			
安政 5			
奉行 竹内保徳、堀利熙、村垣施正、勝田充万、糟谷義明、水野忠徳、 小出秀実、新祿方涼、杉浦勝誠、栗木 鯤、織田信亮、橋本悌藏			
台にこれを管理させた。 琴似の早山清太郎、石狩役所から種籾をもらい、琴似十二軒川ふちの水田三十アールに試作、玄米百六リットル（一説には二百十六リットル）を得る（石狩地方の稲作成功の始め）。 銭函、千才間道路開通（発寒、札幌經由）			
場）田付清左衛門（勤番人頭） 四月、幕府は石狩場所村山伝次郎の請負を廃し、箱館奉行の直割制（直接交易）とし、村山伝次郎には出稼として一部の場所を割当。（会所最寄、フンベムイ小休所前瀬、エベツト手前の漁場）同業者の出稼ぎ二十余人の漁業を許可した。（箱館（与三郎）、福山（山形屋、掘浦屋）、松前（山田文右衛門、半兵衛、緑兵衛、吉五郎）、水戸大津浜（勝右衛門）、（その他小樽、古平） 幕府は、石狩の御直領差配御用達に、住吉屋准兵衛、岩田屋金蔵、萬屋増蔵の三名をあてた。 石狩の発展著るしく數十戸来住し、まもなく百余戸となり花街もできた。 この年の出稼ぎ収納二千五百両、鮭漁獲高四十八万尾。 この年から翌年ごろ、水戸の豪商梅谷の手船稲荷丸その他石狩に來り、米塩その他百貨を積入れ江戸に直接積出した。 水戸藩士生田目弥之助、石狩に來り、勝右衛門から実情を調査した。石狩詰調役並荒井金助は、漁場取締役大西文左門に命じ、山越内より馬二頭を購入し、石狩に常置した。 荒井金助、石狩に学館及び剣、弓、銃砲の道場をたてる。また石狩來住者に木材を貸与し、家屋を建て永住をはからせた。 荒井金助、厚田望來の海浜に石油の湧出をみ、部下を調査に当らせ、山中に油田発見。 この年頃、堀織部正の家來、（房州の人）畑山万吉等三戸、石狩ワツカオイを開墾する。 ヤウスバには金子八十八、中村兼太郎、シユツプには天野伝右衛門等二戸それぞれ入地開墾にあたる。 石狩八幡神社設立（菊地大藏神体を奉持し、現在の八幡町に鎮祭、神			

江 戸 時 代	
第 二 次 幕 府 直 轄 時 代	行
函 箱 率	行
1 8 5 9	1 8 5 8
安 政 6	安 政 5
奉行 竹内保徳、堀利黒、村垣範正、勝田充万、糴谷義明、水野忠徳、 小出秀実、新藤方涼、杉浦勝誠、栗木 鯉、織田信發、橋本悌蔵	
六月、日米修好通商条約による貿易のため箱館開港。西蝦夷地は支配頭、河津三郎太郎の支配となった。九月、幕府は蝦夷地を分割して奥州各藩の領地としたが、西蝦夷地でも石狩、厚田などの主要地はやはり幕府の直轄地とし、警備だけを庄内藩にま 主をおく。) 石狩地蔵堂建立。 この年、石狩土人百四十四戸、五百四十三人(内帰俗土人二十人)。(後藤蔵吉「蝦夷日記」による) オタルナイ川に木橋(長さ三十間、巾三間)を架設(費用百二十兩二分)のち洪水で流失。(文久元年再び架橋したが、これもまた流失) 九月、金竜寺建立(許可明治十一年十二月二十八日、寺号公称明治三十二年十二月十八日)。 調役荒井金助の議によって、石狩役所を東岸ワカオイ(渡場)に移し、役所一棟、役宅二十戸、官庫十棟、倉庫十カ所新築。 石狩場所は村山伝次郎一括運上金一千両、別段上納二百七十一両の請負となる。(明治維新によって解消) 河津裕邦、勇弘から石狩に入り、その発展を期待し、一首をよむ。 石狩役所足輕亀谷丑太郎、胆振、日高方面から馬四十頭以上を石狩にもち来り、発寒を中心に放牧し、石狩、銭函、発寒間の陸運に当てる。 箱館奉行は石狩在勤に北蝦夷樺太クシシナイの開拓を担当させ、この年三月荒井金助は箱館奉行支配調役並出役城六郎以下二十六名を同地に出張させ漁場を開きロシア人の経営に対抗させ、「石狩御直場所」の杭を川岸に打つ。 荒井金助は「石狩の地、他日必ず一都府となり天皇の臨幸を仰ぐべし」と言う。	

江 戸 時 代				
第 二 次 幕 府 直 轄 時 代				
箱 館 奉 行				
1864	1863	1862	1860	
元 治 元	文 久 3	文 久 2	万 延 元	
奉行 竹内保徳、堀利熙、村垣範正、勝田充万、糟谷義明、水野忠徳、 小出秀実、新藤方涼、杉浦勝誠、栗木 鯤、織田信発、橋本悌蔵				
茅沼炭田開坑 郭竣工。 年にして五稜				かせた。 鮭の種川を、 琴似、発寒、 豊平の各川に 設ける。
幕府は奥州六藩に蝦夷領地の朱印状を交付。 庄内藩領地引継首役高橋省助以下は四月七日箱館を出発、十九日石狩 着。船で海上七里十八町を二時間で航して浜益毛の通行屋に着いた （「浜益村小史」）				
四月、曹源寺建立（許可明治十三年十月、寺号公称明治二十九年十一 月二日） 越後地方から木綿、小間物の行商人来り、明治五、六年頃に及んだ。				
八月八日、津波あり。 九月、荒井金助箱館に転勤を命ぜられる。（沖の口係） 後任の石狩詰調役梨本弥五郎（このあと明治になるまで小嶋源兵衛、 樋野恵助）				
荒井金助、東蝦夷地室蘭詰となる。 石狩詰調役は樋野恵助となる。				

江		戸		時		代	
第		次		府		轄	
箱		館		奉		行	
1 8 6 6						1 8 6 5	
慶		応		2		慶 応 元	
奉行 竹内保徳、堀利黒、村垣範正、勝田充万、糟谷義明、水野忠徳、 小出秀実、新藤方涼、杉浦勝誠、栗木 鯤、織田信発、橋本悌蔵							
三月、場所請負人に令して山田文右衛門の投石昆布蓄殖法をならわした。 三月二十日、小樽内に山火事起り、附近村落に延焼して惨状をきわめた。 岡本監輔、西村伝九郎ら樺太一周に成功。 二月、小樽内場所を廃し、村並とし、穂足内と称す。 石工長兵衛、手宮洞窟を発見。 大友堀、堀削（札幌市南三条）北六条まで。							
十一月二十六日、荒井金助五稜郭の濠中に落ち死す。 石狩場所農夫繰込取扱方を申渡された大友亀太郎、四月石狩に着き御手作場（官宮開墾場）を札幌元村に選定した。 石狩役所調役、樋野忠助、同心岡田金次郎、同心吉村現一郎、同心山本晋之助、石狩本陣店阿部屋佐兵衛、石狩八幡宮神主代山口左仲							

明治時代			江戸時代	
箱館裁判所及箱館府時代			第二次幕府直轄時代	
			箱館奉行	
1868			1867	
明治元			慶応3	
松前修広		(総督知事) 清水谷公考		
			十月十四日、徳川慶喜大政返還。 十二月九日、朝廷は王政復古を宣言。	
			四月 箱館府を五稜郭に開き、新政をしいた。 十月、幕府脱走軍榎本武揚ら五稜郭に入城、蝦夷地を制圧する。 十月、箱館府庁を青森に移転(二年五月幕府脱走軍降伏により箱館に帰る。)	
			箱館から石狩へ、ロシヤ産の麦、そば、えん豆、麻の種物を送る。 石狩鮭漁獲高百十三万五千尾。 石狩の住人小樽市東本願寺是徳寺の末寺能量寺の檀徒木村芳太郎、空知郡幌内炭鉱を発見(小樽本願寺建築材料を伐るため幾春別川に沿って入った際。) この頃の土著のアイヌ(生振村宇ヤウスバ二十二戸、シビシビウス四戸。) 閏四月四日、穂足内騒動起り、四月七日石狩詰役人樋野恵助らこれを鎮める。 七月、新政府石狩役所主宰井上弥吉(後、熊野九郎と改名)外三名、石狩役所に赴任、幕府石狩調役樋野恵助より事務引継ぎを受けるが、十一月幕府脱走軍隊長武田司の占拠するところとなる。 十二月十五日、榎本武揚は蝦夷島総裁となり、五稜郭に仮政庁を開く。石狩、小樽内、歌楽等にも守兵を配置した。(「道警察史」) 十二月、幕府脱走軍は村山伝次郎に改めて石狩十三場所の諸負を命じ運上金二千五百両の即納を命ずる。村山家辞退するも聞届けられず六百両を即納。	

代 時 治 明				
代	時	使	拓	開
代	時	省	部	兵
	9	6	8	1
2				
鍋島直正 開拓使長官 (初代)				
四月、場所巡上金の請負上納を廃して居民の直納と定めた。 七月八日、箱館府を廃し、開拓使を設置。 七月、諸藩の士族等で蝦夷地開拓を出願する者に土地を割渡するとの布告が出される。 八月十五日、蝦夷を改め北海道と称し十一国八十六郡とし、開拓使及び一省一府、二十六藩、八士族、二寺院に分割支配させる。				
二月二日、政府は会津藩の降伏人を蝦夷地に移住さすため石狩、登寒、小樽内を軍務官に引渡すべきことを箱館府に命ずる。 幕府脱走軍平定箱館府開庁とともに、小山房一郎(福山藩の人)石狩詰役人に任命される。石狩本陣は村山伝次郎免ぜられ出稼人山田文右衛門取扱い仰付けとなり、附属物品も同人に貸与となる。 七月、運上屋(本陣)制度を廃止し、開拓使次官に命じ石狩に交番させた。(九月石狩交番をやめる) 八月十五日、旧石狩場所を分け、石狩、札幌、樺戸、空知、夕張、雨竜、上川の七郡を置く。(石狩国は上記七郡のほか厚田、浜益の二郡。) 八月十七日、石狩、高島、小樽の三郡を兵部省の支配地とする。石狩詰参事席箱館府二等弁務井上弥吉は兵部大録に任ぜられ、石狩役所に来る。 この頃から佐渡、奥羽等より移住するもの数多く、本町はすでに市街の体裁をなした。 八月、東久世開拓使長官の赴任に先立ち「石狩に北海道本府を建つべき經營を為す事」の稟議裁許を得九月二十五日函館に到着 九月、石狩本陣に、開拓使の石山大主典等来り開拓使の設置を申し渡した。 九月、兵部省、石狩に病院を設ける。(医師吉村交甫)(三年四月開拓使に属し石狩病院と称す。) 九月二十六日、布達により、場所諸負制を廃止。旧場所諸負人で引続き漁業をする者は当分の間、漁場持と称させた。 (石狩は安政年間以来幕府が諸負制を改め、出稼制度をとっていたが、この布達により石狩、浜益二郡(西海岸場所中)はとくに官において自ら漁業を営むことになった。翌三年これを廃した。)				

明 治 時 代			
開 拓	使 時 代		
	兵 部 省 時 代		
1 8 7 0	1 8 6 9		
明 治 3	明 治 2		
2 代 開拓使長官 東 久 世 通 楯			
一月、日の丸を国旗に制定。 二月、樺太開拓使を設置。 四月、札幌附近に三村を開く。 五月、黒田清隆、開拓次官となる。		八月、北蝦夷を樺太と改称。箱館を函館と改称。 この年大凶作。	
村山伝次郎、石狩、高島、厚田の場所を引上げられ、小樽鰹場出稼ぎ営業のみ許される。 十月二十三日、元兵部省大橋愼三、函館着、降伏人取締りのため石狩に向う。 十月、島義勇は石狩に向ったが、石狩は兵部省管轄のため、銭函に至り仮役所をおき、札幌本府の経営に着手。 札幌本府建設の物資輸送は石狩川、伏古川、大友堀を利用し輸送する。 十二月、兵部省石狩役所は江別対雁から上川間に至るアイヌ人を兵部省管轄地の石狩郡（当別より川下へ）に転居することを命じたが、上川アイヌ総乙名クウテンクロは役所に至りこれを拒む。 石狩に出稼ぎの上川アイヌ降雪のため帰郷の途中困難する。 十二月、兵部省石狩役所は、開拓使の札幌本府建設に際し、支配地内に布達して一切の物資を開拓使に売渡すことを禁止、このため開拓使は一時窮状に陥る。			
一月、来住野五郎治（盛忠）石狩に於て兵部省出仕を命ぜられた。 一月八日、兵部省の石狩、高島、小樽三郡の支配を廃し、開拓使の管轄とし、四月十七日、井上兵部大録、桜井兵部大録より岩村開拓判官に引継ぐ。 三月、石狩、浜益二郡の漁場を出願者に貸付けた。 三月、開拓使の命を受け、小黒は函館より赴任、若生町官舎に於て医術開業。（石狩病院の始まり）札幌病院に属し、石狩病院と称す。 四月、銭函仮役所を小樽に移し、六月石狩国四郡（札幌、石狩、厚田、浜益）及び後志国十郡を管する。 四月二十九日、伊達邦直は開拓樞小主典田中義信とともに石狩を出			

明 治 時 代			
開 拓 使 時 代			
1 8 7 1		1 8 7 0	
明 治 4		明 治 3	
2 代 開拓使長官 東 久 世 通 禧			
町役人 (名主岩田甚兵衛, 年寄新兵衛, 百姓代土田宇兵衛)			
二月、札幌郡に移った農民がみだりに商業に転じ、また漁場に出稼ぎすることを禁ずる。		九月、平民に氏名を許可。九月、東本願寺は、有珠、札幌開削に着手。閏十月九日、東京開拓使庁を廃す。十一月、政府「移民扶助規則」を設ける。十二月、農家五人組制をきめる。	
一月、石狩、札幌、空知、の諸郡の原野は出願の上、随意の開墾を許可する。 三月、伊達邦直(宮城県岩出山)主従第一次移民(男女百八十一名)郷国を出発、室蘭、千歳、札幌、石狩を経て四月五日厚田村聚富に集結仮居(四十九戸百七十人、開墾小屋四十五軒)、八月石狩より当別に至る約二十一キロメートルの道路を開き移転を計画(五年四月当別に移る。)		発、舟で石狩川をのぼり五月九日、空知に至り、開拓使からきめられた支配地を調査、(河口より遠く、不便のため代替地を出願)。 六月、開拓使石狩海關所開設。 六月、石狩移住者の中に天然痘発生、花畔に仮小屋をつくり患者を収容。 八月十五日、米沢藩士官島幹ら藩命による本道調査の途中、石狩に來り、弁天町越中屋に止宿、十八日厚田にむけ出発。「石狩川の手前に人家百二十軒、酒妓楼十三、四軒之有弦歌の聲にて賑々し」「川向人家十五、六軒、開拓使出張所あり、数内小主典出張の由なり。(旧幕府の人なり)」と記す。九月八日歸路再び石狩に來り越中屋に泊る。八月二十八日、東久世長官、石狩役所を巡視。九月一日石狩川取締所検分、二日出立、札幌に向う。 開拓使、札幌、石狩間の開削道路完成。(篠路経由?) 十一月、石狩の遊女屋(越中屋中川良助)一軒、元村(今の札幌市石狩陸橋)附近に移転し営業をはじめた。(鬼春楼、明治十三年十月焼失) この年まで札幌に僧侶おらず、一定の墓地もないので死者あるときは、石狩の僧侶を招き葬式を営み各戸の傍に埋葬した。	

明	治	時	代
開	拓	使	時
		1	8
		7	1
明	治		4
2	代	開拓使長官	東久世通禧
町役人（名主岩田甚兵衛、年寄新兵衛、百姓代土田字兵衛）			
四月、「何郡詰」の名称をやめ「何郡出張所」と改める。石狩国は石狩、厚田、浜益、小樽、忍路、余市の大出張所。 五月、開拓使庁を札幌に移す。 五月、札幌御用火事。 五月、札幌市街の道路を区劃、開削に着手。 七月、廃藩置県。 七月十三日、開拓顧問として米國よりケブロン一行来日。			
春、石狩川洪水、家屋流失、川岸崩潰のため、本町側に人家移転する。 三月十九日、岩手県移民八十戸宮古より出発、二十三日小樽着。願乗寺に一泊し石狩に来る。パンナグロに二十戸移住（その他シノロ、円乗山、月寒に移住）、（十月十二日現在、花畔村、名主小川恂二、年寄組頭沢田半平、百姓代山本弥三郎） 四月二十八日、本日より開拓使上川使掌石狩川測量。 四月、宮城県遠田郡の移民三戸生振に入地、二十一戸七十六人は江別対雁に入地。 五月一日、東久世長官、騎馬にて石狩に來り当地を見分し岩村判官と會う、翌日兩人で小樽に出發。 五月七日、開拓使は札幌近隣の村落を三ツに分けて受けもたせ、勸業、教化、禁令のゆきとどくよう配置した。 五月二十五日、岩村判官、パンナグロを花畔村、オヤフルを生振村と命名。 五月二十七日、石狩移住民に痘病あり、石狩のアイヌを空知太まで立のかせ、六月病人六人を花畔村飯小屋へ収容。 五月、花畔村開村（陸中国盛岡國岩手郡農民三十九戸百二十九人移住、団体引率者、佐藤熊太郎） 五月、生振村開村（宮城県宮城郡、高木、松島、磯崎及び山形県米沢地方より二十九戸百二十四人移住、生振村移住引率者、米沢藩士族玉木琢藏。） （当時、生振において炭焼を業とし、これを石狩に売る者二戸あり、これを合せて移民の中に加えた。） 五月、石狩道の開削に着手。（札幌元村（篠路））。六年十一月（篠路（花畔）篠路村の早山清太郎が請負い、花畔村内は村民が負担して、			

明	治	時	代
開	拓	使	時
	1	8	7
			1
明	治		4
2	代	開拓使長官	東久世通禧
町役人（名主岩田甚兵衛、年寄新兵衛、百姓代土田宇兵衛）			
内地移民、厚田村に移住。八月、樺太開拓使を北海道開拓使に合併。北海道分治をやめて開拓使一本とする。 札幌神社造営、九月竣工。九月、陸軍少將桐野利秋、北海道を巡視して帰京、屯田兵設置を建言す。			
その費用は官民がこれを折半した。八年六月（荻戸川の南から重複して花畔まで。）十三年八月（花畔より石狩に至る。） 六月二十六日、柳少佐、石狩川測量。 七月十一日、副島参議、岩村判官を随行し石狩に来る。 七月、石狩諸漁場共有となる。 九月十八日、戸籍改めのため町名及び番地を付ける必要が生じ、田中義信開拓権小主典は開拓使に石狩町と称してよいかを伺い立てる。（これまではただ石狩とよんでいた。） 九月十八日、石狩市街地を十カ町に区分することが認可になった。名付親は名主、岩田甚兵衛等。（親船町、船場町、弁天町、横町、本町、仲町、新町、浜町、若生町、八幡町） 伊達邦直家臣、吾妻謙ら石狩の開拓使官署移転工事を請負い約一千元を得る。 九月、若生町に開拓使出張所をおく（八年これを廃す。） 十月六日、宮城県白石より移住民一行約四百人小樽より陸路石狩に到着、家屋ができないため白石村への移住できず、石狩に滞留（六十余名は先発して同村に入地す。） 十月十八日、ウツナイが花畔村に合併（ウツナイ百姓代、一方井茂内。農夫取締、山下吉之助） 十月十九日、石狩御手廻今年限り相止めとなる。 四年頃、開拓使の大工棟梁中川左衛門請負建築戸数、花畔村三十三戸、生振村三十三戸。 エ・ジ・ワルフヒールド船で石狩に来り、川巾半英里と報ずる。 ハンナグロ（花畔村）、マクンベツは、権少主典川辺盈徳使掌荒井直是、竹内仁造の受け持ちとなる。（篠路村、都石狩も受け持つ）			

石狩町誌

昭和四十七年三月二十五日 印刷
昭和四十七年三月三十一日 発行

発行者 石狩町長 鈴木与三郎

発行所 石狩町

北海道石狩郡石狩町大字親船町

印刷所 株式会社 須田製版

札幌市西区二十四軒二条六丁目